障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日 障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)【新旧対照表】

厚免第 1031001 方厚生労働有任会 · 援護同厚書保健俑仙部長	之世界/【利口对思衣】
改正後	現 行
障発第 1031001 号	障発第 1031001 号
平成 18 年 10 月 31 日	平成 18 年 10 月 31 日
【一部改正】障発第 0402003 号	【一部改正】障発第 0402003 号
平成 19 年 4 月 2 日	平成 19 年 4 月 2 日
【一部改正】障 発 0331021 号	【一部改正】障 発 0331021 号
平成 20 年 3 月 31 日	平成 20 年 3 月 31 日
【一部改正】障 発 0331041 号	【一部改正】障 発 0331041 号
平成 21 年 3 月 31 日	平成 21 年 3 月 31 日
【一部改正】障発 1007 第 3 号	【一部改正】障発 1007 第 3 号
平成 21 年 10 月 7 日	平成 21 年 10 月 7 日
【一部改正】障発 0928 第 1 号	【一部改正】障発 0928 第 1 号
平成 23 年 9 月 28 日	平成 23 年 9 月 28 日
【一部改正】障発 0330 第 5 号	【一部改正】障発 0330 第 5 号
平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 3 月 30 日
【一部改正】障発 0329 第 16 号	【一部改正】障発 0329 第 16 号
平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 3 月 29 日
【一部改正】障発 0331 第 51 号	【一部改正】障発 0331 第 51 号
平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 3 月 31 日
【一部改正】障発 1001 第 1 号	【一部改正】障発 1001 第 1 号

改 正 後			現	行
	平成 26 年 10 月 1 日			平成 26 年 10 月 1 日
【一部改正】	障発 0331 第 21 号			【一部改正】障発 0331 第 21 号
	平成 27 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日
【一部改正】	障発 0330 第 11 号			【一部改正】障発 0330 第 11 号
	平成 28 年 3 月 30 日			平成 28 年 3 月 30 日
【一部改正】	障発 0330 第 8 号			【一部改正】障発 0330 第 8 号
	平成 29 年 3 月 30 日			平成 29 年 3 月 30 日
【一部改正】	障発 0330 第 4 号			【一部改正】障発 0330 第 4 号
	平成 30 年 3 月 30 日			平成 30 年 3 月 30 日
【一部改正】	障発 0327 第 30 号			【一部改正】障発 0327 第 30 号
	平成 31 年 3 月 27 日			平成 31 年 3 月 27 日
【一部改正】	障発 0330 第 3 号			【一部改正】障発 0330 第 3 号
	令和3年3月30日			令和3年3月30日
【一部改正】	障発 0331 第 6 号			【一部改正】障発 0331 第 6 号
	令和4年3月31日			令和4年3月31日
【一部改正】	障発 0802 第 8 号			【一部改正】障発 0802 第 8 号
	令和4年8月2日			令和4年8月2日
【 <u>一部</u> 改正】	障発 0331 第 16 号			【 <u>最終</u> 改正】障発 0331 第 16 号
	令和5年3月31日			令和5年3月31日
【最終改正】	こ 支 障 第 97 号			
	障発 0329 第 33 号			
	<u>令和6年3月29日</u>			
各都道府県知事 殿		各 都道府県知事	殿	

現 行

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指 定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の 算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指 定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の 算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準)については、本年 9 月 29 日に公布され、10 月 1 日 (精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成 19 年 4 月 1 日)から施行されたところですが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりですので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底をお願いします。

なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403003 号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403004 号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止します。

また、新たな障害福祉サービスである就労選択支援に係る事項について

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準)については、本年 9 月 29日に公布され、10 月 1 日 (精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成 19 年 4 月 1 日)から施行されたところですが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりですので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底をお願いします。

なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403003 号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403004 号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止します。

は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部 を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号の政令で定める 日(令和7年10月を予定)からの開始であることに鑑み、追って通知いたし ます。

記

第一 届出手続の運用

- 1 届出の受理
 - (1) 届出書類の受取り

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 34 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)又は基準該当障害福祉サービス事業者(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害福祉サービス事業を行う場合及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第 215 条第 1 項に規定する多機能型事業所(以下「多機能型事業所」という。)として複数種類の障害福祉サービス事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。

(2) 要件審査

記

第一 届出手続の運用

- 1 届出の受理
 - (1) 届出書類の受取り

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 34 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)又は基準該当障害福祉サービス事業者(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害福祉サービス事業を行う場合及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第 215 条第 1 項に規定する多機能型事業所(以下「多機能型事業所」という。)として複数種類の障害福祉サービス事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。

(2) 要件審査

届出書類を基に、要件の審査を行い、補正が必要な場合は適宜補正 を求めること。この要件審査に要する期間は原則として2週間以内を 標準とし、遅くても概ね1月以内とすること(相手方の補正に要する 時間は除く)。

(3) 届出の受理

要件を満たしている場合は受理し、要件を充足せず補正にも応じない場合は、不受理として一件書類を返戻すること。

(4) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとすること。

(5) 前年度 1 年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定の開始時期

生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は就労定着支援に係る基本報酬又は加算等は、前年度の実績等に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、翌年度4月からの基本報酬の算定区分や加算等の届出は4月中に届出を行うことを認めること。

なお、就労継続支援A型の基本報酬の算定区分の届出に当たっては、「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」 (令和3年3月30日付け障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「スコア留意事項通知」という。)を参照す 届出書類を基に、要件の審査を行い、補正が必要な場合は適宜補正 を求めること。この要件審査に要する期間は原則として2週間以内を 標準とし、遅くても概ね1月以内とすること(相手方の補正に要する 時間は除く)。

(3) 届出の受理

要件を満たしている場合は受理し、要件を充足せず補正にも応じない場合は、不受理として一件書類を返戻すること。

(4) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとすること。

(5) 前年度 1 年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定の開始時期

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は就労定着 支援に係る基本報酬又は加算等は、前年度の実績等に応じて当該年度 の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、翌年度4月からの 基本報酬の算定区分や加算等の届出は4月中に届出を行うことを認 めること。

なお、就労継続支援A型の基本報酬の算定区分の届出に当たっては、「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」 (令和3年3月30日付け障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「スコア留意事項通知」という。)を参照す ること。

2 届出事項の公開

届出事項については、都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は同法 第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、 指定都市又は中核市。)において閲覧に供するほか、指定障害福祉サー ビス事業者等においても利用料に係る情報として指定障害福祉サービ ス事業所、指定障害者支援施設等又は基準該当障害福祉サービス事業所 (以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)で掲示すること。

- 3 届出事項に係る事後調査の実施 届出事項については、その内容が適正であるかどうか、適宜事後的な 調査を行うこと。
- 4 事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い
 - (1) 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが 判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出は 無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受 領していた介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」とい う。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、 不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、 厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な 場合には、指定の取消しをもって対処すること。
 - (2) また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないこ

ること。

2 届出事項の公開

届出事項については、都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市。)において閲覧に供するほか、指定障害福祉サービス事業者等においても利用料に係る情報として指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は基準該当障害福祉サービス事業所(以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)で掲示すること。

- 3 届出事項に係る事後調査の実施 届出事項については、その内容が適正であるかどうか、適宜事後的な 調査を行うこと。
- 4 事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い
- (1) 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが 判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出は 無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受 領していた介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」とい う。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、 不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、 厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な 場合には、指定の取消しをもって対処すること。
- (2) また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないこ

とが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利 得になるので返還措置を講ずること。

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日(第二の2の(1)の(4)、(2)の(8)、(3)の(9)及び(4)の(7)における特定事業所加算並びに第四の1の(2)における機能強化型サービス利用支援費等については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

6 利用者に対する利用料の過払い分の返還

4又は5により不当利得分を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと。

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成 18 年厚生労

とが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利 得になるので返還措置を講ずること。

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日(第二の2の(1)の(5)、(2)の(8)、(3)の(9)及び(4)の(7)並びに第四の5)における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

6 利用者に対する利用料の過払い分の返還

4又は5により不当利得分を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと。

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成 18 年厚生労

働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)に関する事項

1 通則

- (1) 算定上における端数処理について
 - ① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

ただし、<u>情報公表未報告減算、業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算、</u>虐待防止措置未実施減算、特定事業所加算、特別地域加算及び同一建物減算を算定する場合については、対象となる<u>基本報酬の</u>単位数に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することとし、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合については、基本報酬及び各種加算を算定した単位数の合計に当該加算の割合を乗じて、当該加算の単位数を算定することとする。

(例1) 居宅介護(居宅における身体介護<u>1時間以上1時間30分</u> 未満で587単位)

- 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の70% 587×0.70=410.9→411単位
- 基礎研修課程修了者で深夜の場合

 $\underline{411} \times 1.5 = \underline{616.5} \rightarrow \underline{617}$ 単位 $\underline{587} \times 0.70 \times 1.5 = \underline{616.35}$ として四捨五入するのではない。

現 行

働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)に関する事項

1 通則

- (1) 算定上における端数処理について
 - ① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

ただし、特定事業所加算、特別地域加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベニスアップ等支援加算及び同一建物減算を算定する場合については、対象となる単位数の合計に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することと<u>する</u>。

- (例1) 居宅介護(居宅における身体介護 <u>30 分以上 1 時間未満</u>で 402 単位)
- 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の 70%
 402×0.70=281.4→281 単位
- 基礎研修課程修了者で深夜の場合
 281×1.5=421.5→422 単位
 402×0.70×1.5=422.1 として四捨五入するのではない。

(例2) 居宅介護(居宅における身体介護<u>1時間以上1時間30分</u> 未満で587単位)

・ 月に6回サービスを行い、特別地域加算の対象となる場合、 対象となる単位数の合計に15%を加算

587×6回=3,522単位

<u>3,522</u>×0.15=<u>528.3</u>→<u>528</u> 単位

なお、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しているサービスコードについて、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数 点以下)の端数については「切り捨て」とする。

(例) 上記①の事例(例1)で、このサービスを月に4回提供した場合(地域区分は1級地)

617 単位×4回=2,468 単位

2,468 単位×11.20/単位=27,641.6→27,641 円

(2) 障害福祉サービス種類相互の算定関係について

介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「日中活動サービス」という。)を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護(家事援

現 行

(例2) 居宅介護(居宅における身体介護 30 分以上1時間未満で402 単位)

・ 月に6回サービスを行い、特別地域加算の対象となる場合、 対象となる単位数の合計に15%を加算

402×6回=2,412単位

2,412×0.15=361.8→362 単位

なお、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しているサービスコードについて、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数 点以下)の端数については「切り捨て」とする。

(例) 上記①の事例(例1)で、このサービスを月に4回提供した場合(地域区分は1級地)

422 単位×4回=1,688 単位

1,688 単位×11.20/単位=18,905.6→18,905円

(2) 障害福祉サービス種類相互の算定関係について

介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに 係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓 練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A 型又は就労継続支援B型(以下「日中活動サービス」という。)を受け ている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについ ては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、 健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護(家事援 助が中心の場合)の所定単位数は算定できない。<u>なお、</u>日中活動サービスを<u>受けていない本人在宅時の時間帯において家事援助を行った</u>場合には、居宅介護の所定単位数を算定することができる。

また、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を算定した場合を除く。)には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。

(3) 日中活動サービスのサービス提供時間について

日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを行うことを通じて、当該利用者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。

また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、事前に十分説明を行う必要があること。

(4) 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援(企業内等で常時又は一定期間に亘って指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所を中心に行われる支援のことをいい、屋外等通常の支援の

助が中心の場合)の所定単位数は算定できない。<u>一方、</u>日中活動サービスを<u>受けていない時間帯においては</u>居宅介護の所定単位数を算定することができる。

また、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を算定した場合を除く。)には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。

(3) 日中活動サービスのサービス提供時間について

日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを行うことを通じて、当該利用者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。

また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、事前に十分説明を行う必要があること。

(4) 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援(企業内等で常時又は一定期間に亘って指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所を中心に行われる支援のことをいい、屋外等通常の支援の

延長として指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で一時的に 行われる支援を除く。以下同じ。)に係る基本報酬の算定について

- ① 対象となる障害福祉サービス 就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型
- ② 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。
 - (一) 企業内等で行われる企業実習等への支援(以下「施設外支援」 という。)
 - □ 企業等から請け負った作業を当該企業等で行う支援
 - (三) 在宅において利用する場合の支援
- ③ ②に係る基本報酬の算定については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「就労系留意事項通知」という。)を参照すること。
- (5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について
 - ① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の 算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度(毎年4月 1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。) の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による)。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当 該前年度の開所日数で除して得た数とする。ただし、就労定着支援 及び自立生活援助については、前年度の全利用者の延べ数を当該前

現 行

延長として指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で一時的に 行われる支援を除く。以下同じ。)に係る基本報酬の算定について

- ① 対象となる障害福祉サービス 就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型
- ② 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。
 - (一) 企業内等で行われる企業実習等への支援(以下「施設外支援」 という。)
 - □ 企業等から請け負った作業を当該企業等で行う支援
 - (三) 在宅において利用する場合の支援
- ③ ②に係る基本報酬の算定については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「就労系留意事項通知」という。)を参照すること。
- (5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について
 - ① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の 算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度(毎年4月 1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。) の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による)。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当 該前年度の開所日数で除して得た数とする。ただし、就労定着支援 及び自立生活援助については、前年度の全利用者の延べ数を当該前

年度の開所月数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に 当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は 共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した 日を含み、退所等した日は含まないものとする。

- ② 新設、増改築等の場合の利用者数について
 - (一) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月未満の間は、便宜上、定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数とする。

ただし、就労定着支援については、前年度において1年未満の 実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用 者数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、一体的に運 営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以 下「就労移行支援等」という。)を受けた後に一般就労(就労継続 支援A型事業所への移行は除く。)し、就労を継続している期間 が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%を利用者数と し、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月にお ける全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点か ら1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の 年度の開所月数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に 当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は 共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した 日を含み、退所等した日は含まないものとする。

- ② 新設、増改築等の場合の利用者数について
 - → 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年 未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。) の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月未満の間は、便 宜上、定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6 月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を 6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の 延べ数を1年間の開所日数で除して得た数とする。

ただし、就労定着支援については、前年度において1年未満の 実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用 者数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、一体的に運 営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以 下「就労移行支援等」という。)を受けた後に一般就労(就労継続 支援A型事業所への移行は除く。)し、就労を継続している期間 が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%を利用者数と し、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月にお ける全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点か ら1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の また、自立生活援助については、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、便宜上、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第34条の18の3第1項第7号に規定する利用者の推定数の90%を利用者の数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数とする。

- 二 定員を減少する場合には、減少後の実績が 3 月以上あるときは、減少後の延べ利用者数を 3 月間の開所日数で除して得た数とする。
- (三) なお、これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。2の(1)の⑨を除き、以下同じ。)が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。
- (6) 定員規模別単価の取扱いについて
 - ① 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型については、運営規程に定める利用定員の規模に応じた報酬を算定する。

延べ数を12で除して得た数とする。

また、自立生活援助については、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、便宜上、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第34条の18の3<u>の第7号</u>に規定する利用者の推定数の90%を利用者の数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数とする。

- (二) 定員を減少する場合には、減少後の実績が 3 月以上あるときは、減少後の延べ利用者数を 3 月間の開所日数で除して得た数とする。
- (三) なお、これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。2の(1)の⑨を除き、以下同じ。)が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。
- (6) 定員規模別単価の取扱いについて
 - ① 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型については、運営規程に定める利用定員の規模に応じた報酬を算定する。

② ①にかかわらず、共生型障害福祉サービス事業所については、共生型障害福祉サービスの利用定員、指定障害福祉サービス等の利用定員及び介護保険サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。

また、多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)又は複数の昼間実施サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第2条第16号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。)を実施する指定障害者支援施設等(以下「多機能型事業所等」という。)については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。

- ③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第 215 条第 1 項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。)の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。
- (7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

② ①にかかわらず、共生型障害福祉サービス事業所については、共生型障害福祉サービスの利用定員、指定障害福祉サービス等の利用定員及び介護保険サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。

また、多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)又は複数の昼間実施サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第2条第16号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。)を実施する指定障害者支援施設等(以下「多機能型事業所等」という。)については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。

- ③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第 215 条第 1 項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。)の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。
- (7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

① 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

② 算定される単位数

所定単位数の 100 分の 70 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 70 となるものではないことに留意すること。

- ③ 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合(平成 18年厚生労働省告示第 550 号。以下「第 550 号告示」という。)の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。
- ④ 日中活動サービスにおける定員超過利用減算の具体的取扱い
 - ─ 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱いア 利用定員 50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合

現 行

① 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

② 算定される単位数

所定単位数の 100 分の 70 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 70 となるものではないことに留意すること。

- ③ 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合(平成 18 年厚生労働省告示第550号。以下「第550号告示」という。)の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。
- ④ 日中活動サービスにおける定員超過利用減算の具体的取扱い
- ─ 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱いア 利用定員 50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合

- イ 利用定員 51 人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1日の利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 125 を乗じて得た数に、75 を加えて得た数を超える場合 に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとす る。
- □ 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い
 - ア 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数 を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合 に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとす る。
 - (例) 利用定員 30 人、1 月の開所日数が 22 日の施設の場合 30 人×22 日×3 月=1,980 人
 - $1,980\times1.25=2,475$ 人
 - ※ 3 月間の総延べ利用者数が 2475 人を超える場合に減算 となる。ただし、定員 11 人以下の場合(多機能型事業所に おいては、複数のサービスの利用定員の合計が 11 人以下

現 行

1日の利用者の数(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用者の数。以下この一から巨まで及び⑤において同じ。)が、利用定員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この一から回まで及び⑤において同じ。)に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

- イ 利用定員 51 人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1日の利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 125 を乗じて得た数に、75 を加えて得た数を超える場合 に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとす る。
- □ 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い
 - ア 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数 を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合 に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとす る。
 - (例) 利用定員 30 人、1 月の開所日数が 22 日の施設の場合 30 人×22 日×3 月=1,980 人
 - $1,980\times1.25=2,475$ 人
 - ※ 3 月間の総延べ利用者数が 2475 人を超える場合に減算 となる。ただし、定員 11 人以下の場合(多機能型事業所に おいては、複数のサービスの利用定員の合計が 11 人以下

の場合。)は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員 に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える 場合に減算を行うものとする。

○ 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所等における 1 日当たりの利用実績による定員 超過利用減算及び過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減 算については、(一及び(二)と同様、当該多機能型事業所等が行う複 数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超え る受入れ可能人数を算出するものとする。

- (例 1) 利用定員 40 人の多機能型事業所(生活介護の利用定員 20 人、自立訓練 (生活訓練)の利用定員 10 人、就労継続 支援B型の利用定員 10 人)の場合の 1 日当たりの利用実 績による定員超過利用減算
- 生活介護
- →20 人×150%=30 人 (10 人まで受入可能)
- 自立訓練(生活訓練)
- →10 人×150%=15 人(5 人まで受入可能)
- · 就労継続支援B型
- →10 人×150%=15 人 (5 人まで受入可能)
- サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。
- · 生活介護→30 人
- 自立訓練(生活訓練)→15 人
- · 就労継続支援B型→15人
- (例2) 利用定員40人、1月の開所日数が22日の多機能型事

現 行

の場合。)は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員 に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える 場合に減算を行うものとする。

○ 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所等における 1 日当たりの利用実績による定員 超過利用減算及び過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減 算については、(一)及び(二)と同様、当該多機能型事業所等が行う複 数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超え る受入れ可能人数を算出するものとする。

- (例 1) 利用定員 40 人の多機能型事業所(生活介護の利用定員 20 人、自立訓練 (生活訓練)の利用定員 10 人、就労継続 支援B型の利用定員 10 人)の場合の 1 日当たりの利用実 績による定員超過利用減算
- 生活介護
- →20 人×150%=30 人(10 人まで受入可能)
- 自立訓練(生活訓練)
- →10 人×150%=15 人(5 人まで受入可能)
- · 就労継続支援B型
- →10 人×150%=15 人 (5 人まで受入可能)
- サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。
- 生活介護→30 人
- 自立訓練(生活訓練)→15 人
- · 就労継続支援B型→15人
- (例2) 利用定員40人、1月の開所日数が22日の多機能型事

業所(生活介護の利用定員 20 人、自立訓練(生活訓練)の利用定員 10 人、就労継続支援B型の利用定員 10 人)の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算

- 生活介護
- \rightarrow 20 人×22 日×3月=1,320人

1,320 人×125%=1,650 人 (利用定員を超える受入可能人数 \rightarrow 1,650 人-1,320 人=330 人)

- 自立訓練(生活訓練)
- \rightarrow 10 人×22 日×3月=660 人
- · 就労継続支援B型
- \rightarrow 10 人×22 日×3 月=660 人

660 人×125%=825 人(利用定員を超える受入可能人数→825 人-660 人=165 人)

サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。

- 生活介護→1,650人
- ・ 自立訓練(生活訓練)→825人
- · 就労継続支援B型→825人
- ⑤ 療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における 定員超過利用減算の具体的取扱い
 - → 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い
 - ア 利用定員 50 人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1日の利用者の数が、利用定員に 100 分の 110 を乗じて得た 数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を 行うものとする。

現 行

業所(生活介護の利用定員 20 人、自立訓練(生活訓練)の利用定員 10 人、就労継続支援B型の利用定員 10 人)の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算

- 生活介護
- \rightarrow 20 人×22 日×3月=1,320人

1,320 人×125%=1,650 人 (利用定員を超える受入可能人数 \rightarrow 1,650 人-1,320 人=330 人)

- 自立訓練(生活訓練)
- \rightarrow 10 人×22 日×3月=660 人
- · 就労継続支援B型
- \rightarrow 10 人×22 日×3月=660 人

660 人×125%=825 人(利用定員を超える受入可能人数→825 人-660 人=165 人)

サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。

- 生活介護→1,650人
- 自立訓練(生活訓練)→825 人
- · 就労継続支援B型→825人
- ⑤ 療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における 定員超過利用減算の具体的取扱い
 - 一 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い
 - ア 利用定員 50 人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1日の利用者の数が、利用定員に 100 分の 110 を乗じて得た 数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を 行うものとする。

- イ 利用定員 51 人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1日の利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 105 を乗じて得た数に、55 を加えて得た数を超える場合 に、当該 1 日について利用者全員につき減算を行うものとす る。
- 二 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を 乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当 該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。
 - (例) 利用定員 50 人の施設の場合 (50 人×31 日) + (50 人×30 日) + (50 人+31 日) = 4,600 人

4,600 人×105%=4,830 人 (受入可能延べ利用者数) ※ 3月間の総延べ利用者数が4,830 人を超える場合に減算と なる。

(三) 短期入所において定員超過特例加算を算定する場合の定員超過利用減算及び大規模減算の取扱い

短期入所において定員超過特例加算を算定している期間については、定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない。

- ⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項
 - ④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から四までに該当する利用者を除くことができるものとする。

また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

現 行

- イ 利用定員 51 人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1日の利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 105 を乗じて得た数に、55 を加えて得た数を超える場合 に、当該 1 日について利用者全員につき減算を行うものとす る。
- (二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を 乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当 該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。
 - (例) 利用定員 50 人の施設の場合 (50 人×31 日) + (50 人×30 日) + (50 人+31 日) = 4.600 人
 - 4,600 人×105%=4,830 人(受入可能延べ利用者数) ※ 3月間の総延べ利用者数が4,830 人を超える場合に減算と なる。
- (三) 短期入所において定員超過特例加算を算定する場合の定員超 過利用減算及び大規模減算の取扱い

短期入所において定員超過特例加算を算定している期間については、定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない。

- ⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項
 - ④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の─から四までに該当する利用者を除くことができるものとする。

また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

利用者を受け入れる場合

- □ 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者 の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障障発 第0403004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 長通知)により定員の枠外として取り扱われる入所者
- (三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者
- 四 3の(5)の①の(三)に規定する一時的にアセスメントを受ける場合 の就労移行支援の利用者
- ⑦ 都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている 指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指 導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合 には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するもの とする。

なお、指定障害福祉サービス事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。

- (8) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について
 - ① 対象となる障害福祉サービス 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練

(一) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合

行

現

- (二) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障障発第0403004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)により定員の枠外として取り扱われる入所者
- (三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者
- 四 3の(5)の①の臼に規定する一時的にアセスメントを受ける場合 の就労移行支援の利用者
- ⑦ 都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている 指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指 導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合 には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するもの とする。

なお、指定障害福祉サービス事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。

- (8) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について
 - ① 対象となる障害福祉サービス 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練

(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型 (基準該当就労継続支援B型を含む。)、就労定着支援、自立生活援 助、共同生活援助

- ② 算定される単位数
- 一 生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び 世話人の欠如について
 - ア 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。
 - イ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、 所定単位数の100分の50とする。
- □ サービス管理責任者の人員欠如について
 - ア 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。
 - イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、 所定単位数の100分の50とする。
- ※ (→及び口の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数 とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するもので はないことに留意すること。
- ③ 指定障害福祉サービス事業所等における従業者の員数が、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如については、報酬告示及び第550号告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保

現 行

(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型 (基準該当就労継続支援B型を含む。)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

- ② 算定される単位数
- 一 生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について
 - ア 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位 数の100分の70とする。
 - イ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、 所定単位数の100分の50とする。
- □ サービス管理責任者の人員欠如について
 - ア 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位 数の100分の70とする。
 - イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、 所定単位数の100分の50とする。
- ※ (一)及び口の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数 とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するもので はないことに留意すること。
- ③ 指定障害福祉サービス事業所等における従業者の員数が、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如については、報酬告示及び第550号告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保

するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、人員欠 如の未然防止を図るよう努めるものとする。

行

現

如の未然防止を図るよう努めるものとする。

- ④ 人員欠如減算の具体的取扱い
- (一) 指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。(三)、四及び国において同じ。)について減算される。

するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、人員欠

また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

- □ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)における、夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員については、ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。
 - ア 指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める員数 に満たない事態が2日以上連続して発生した場合

④ 人員欠如減算の具体的取扱い

(一) 指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、 就労定着支援員及び世話人については、人員基準上必要とされる 員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如 が解消されるに至った月まで、利用者の全員(複数のサービス提 供単位が設置されている場合にあっては、人員欠如に該当するサ ービス提供単位の利用者の全員。(三、四及び回において同じ。)に ついて減算される。

また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

- (二) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)における、夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員については、ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。
 - ア 指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める員数 に満たない事態が2日以上連続して発生した場合

に満たない事態が4日以上発生した場合

- イ 指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める員数
- (三) (一及び口以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される (ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。
- 四 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。
- 回 多機能型事業所等であって、複数の障害福祉サービス又は昼間 実施サービスの利用者の数の合計数に基づき、配置すべきサービ ス管理責任者の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障 害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減 算される。
- ⑤ 人員基準については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者 支援施設基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人 員欠如となるものであり、指定障害福祉サービス基準又は指定障害 者支援施設基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基に して減算を行うものであること。
- ⑥ 共生型障害福祉サービスについては、人員欠如による減算は行わない。
- ⑦ 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の 増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指

現 行

- イ 指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める員数 に満たない事態が4日以上発生した場合
- (三) (一)及び口以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される (ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。
- 四 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。
- (五) 多機能型事業所等であって、複数の障害福祉サービス又は昼間 実施サービスの利用者の数の合計数に基づき、配置すべきサービ ス管理責任者の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障 害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減 算される。
- ⑤ 人員基準については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者 支援施設基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人 員欠如となるものであり、指定障害福祉サービス基準又は指定障害 者支援施設基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基に して減算を行うものであること。
- ⑥ 共生型障害福祉サービスについては、人員欠如による減算は行わない。
- ⑦ 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の 増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指

導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消 しを検討するものとする。

- (9) 夜勤職員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について
 - ① 対象となる障害福祉サービス 施設入所支援
 - ② 算定される単位数

所定単位数の 100 分の 95 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 95 となるものではないことに留意すること。

- ③ 指定障害者支援施設等における夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定により配置すべき員数を下回っている場合については、報酬告示及び第550号告示の規定に基づき、介護給付費を減額することとしているところであるが、これは、夜間の安全の確保及び利用者のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害者支援施設等は、夜勤を行う生活支援員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。
- ④ 夜勤職員欠如減算の具体的取扱い

夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者の全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位の利用者の全員)について、所定単位数が減算されることとする。

現 行

導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消 しを検討するものとする。

- (9) 夜勤職員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について
 - ① 対象となる障害福祉サービス 施設入所支援
 - ② 算定される単位数

所定単位数の 100 分の 95 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 95 となるものではないことに留意すること。

- ③ 指定障害者支援施設等における夜勤を行う生活支援員の員数が 指定障害者支援施設基準の規定により配置すべき員数を下回って いる場合については、報酬告示及び第550号告示の規定に基づき、 介護給付費を減額することとしているところであるが、これは、夜 間の安全の確保及び利用者のニーズに対応し、適正なサービスの提 供を確保するための規定であり、指定障害者支援施設等は、夜勤を 行う生活支援員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとす る。
- ④ 夜勤職員欠如減算の具体的取扱い

夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者の全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位の利用者の全員)について、所定単位数が減算されることとする。

- → 夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。)において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合
- □ 夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害 者支援施設基準に定める員数に満たない事態が 4 日以上発生し た場合
- ⑤ 減算を行うに当たっては、(10)の⑤と同様に行うものであること。
- ⑥ 都道府県知事は、夜勤を行う生活支援員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う生活支援員の確保を指導し、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討すること。
- (10) 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所 定単位数の算定について
 - ① 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援 B型(基準該当就労継続支援B型を含む。)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

- ② 算定される単位数
- ─ 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数 の100分の70とする。
- □ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所

現 行

- (一) 夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。)において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合
- (二) 夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害 者支援施設基準に定める員数に満たない事態が 4 日以上発生し た場合
- ⑤ 減算を行うに当たっては、(10)の⑤と同様に行うものであること。
- ⑥ 都道府県知事は、夜勤を行う生活支援員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う生活支援員の確保を指導し、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討すること。
- (10) 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所 定単位数の算定について
 - ① 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立 訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援 B型(基準該当就労継続支援B型を含む。)、就労定着支援、自立生 活援助、共同生活援助

- ② 算定される単位数
 - ─ 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数 の100分の70とする。
 - □ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所

- ※ (一)及び(二)当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数と し、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものでは ないことに留意すること。
- ③ 個別支援計画未作成減算については、指定障害福祉サービス基準 又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき、個別支援計画の作成 が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給 付費等を減額することとしているところであるが、これは個別支援 計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、 指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス基準又は 指定障害者支援施設基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなけ ればならないものとする。
- ④ 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い 具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消され るに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減 算するものであること。
 - (一) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。
 - (二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。
- ⑤ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該 指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取 消しを検討するものとする。

現 行

定単位数の 100 分の 50 とする。

- ※ (一及び口当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数と し、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものでは ないことに留意すること。
- ③ 個別支援計画未作成減算については、指定障害福祉サービス基準 又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき、個別支援計画の作成 が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給 付費等を減額することとしているところであるが、これは個別支援 計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、 指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス基準又は 指定障害者支援施設基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなけ ればならないものとする。
- ④ 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い 具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消され るに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減 算するものであること。
 - (一) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。
 - (二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。
- ⑤ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該 指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取 消しを検討するものとする。

- (11) 平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業 所等における所定単位数の算定について
 - ① 対象となる障害福祉サービス 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除 く。)、就労移行支援、自立生活援助

所定単位数の 100 分の 95 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 95 となるものではないことに留意すること。

- ③ 標準利用期間超過減算については、指定障害福祉サービス事業所等ごとの利用者の平均利用期間が標準利用期間に 6 月を加えた期間を超える場合に、報酬告示の規定に基づき、訓練等給付を減額することとしているところであるが、これはサービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定したことについて実効性をもたせるものである。このため、平均利用期間が標準利用期間を超過することのみをもって、直ちに指定の取消しの対象となるものではないが、都道府県知事は、こうした趣旨を踏まえ、適切な指導を行うこと。
- ④ 標準利用期間超過減算の具体的取扱い
 - ─ 指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者(サービスの利用開始から1年を超過していない者を除く。)ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの利用者全員につき、減算するものとす

現 行

- (11) 平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業 所等における所定単位数の算定について
 - ① 対象となる障害福祉サービス 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除 く。)、就労移行支援、自立生活援助
 - ② 算定される単位数

所定単位数の 100 分の 95 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 95 となるものではないことに留意すること。

- ③ 標準利用期間超過減算については、指定障害福祉サービス事業所等ごとの利用者の平均利用期間が標準利用期間に 6 月を加えた期間を超える場合に、報酬告示の規定に基づき、訓練等給付を減額することとしているところであるが、これはサービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定したことについて実効性をもたせるものである。このため、平均利用期間が標準利用期間を超過することのみをもって、直ちに指定の取消しの対象となるものではないが、都道府県知事は、こうした趣旨を踏まえ、適切な指導を行うこと。
- ④ 標準利用期間超過減算の具体的取扱い
 - (一) 指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者(サービスの利用開始から1年を超過していない者を除く。)ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの利用者全員につき、減算するものとす

る。

なお、「標準利用期間に 6 月間を加えて得た期間」とは具体的 に次のとおりであること。

- ア 自立訓練(機能訓練) 24 月間
- イ 自立訓練(生活訓練) 30月間
- ウ 就労移行支援 30月間(規則第6条の8ただし書きの規定の 適用を受ける場合にあっては、42月間又は66月間とする。)
- 工 自立生活援助 18月間

なお、就労移行支援において、就労後に労働時間の延長の際に 必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする 者が引き続き当該指定就労移行支援事業所において就労移行支 援を受ける場合は、改めて支給決定を行うため、報酬告示第12の 1の注5の(3)における利用者のサービス利用期間の算定に当た っては、従前の支給決定におけるサービス利用期間と通算しない こと。

- 二 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。
 - ア 当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の2日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。
 - イ 規則第6条の6第1号括弧書きの規定により、標準利用期間 が36月間とされる自立訓練(機能訓練)の利用者については、

現 行

る。

なお、「標準利用期間に 6 月間を加えて得た期間」とは具体的 に次のとおりであること。

- ア 自立訓練(機能訓練) 24月間
- イ 自立訓練(生活訓練) 30月間
- ウ 就労移行支援 30月間(規則第6条の8ただし書きの規定の 適用を受ける場合にあっては、42月間又は66月間とする。)
- 工 自立生活援助 18月間

- (二) 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものと する。
 - ア 当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の2日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。
 - イ 規則第6条の6第1号括弧書きの規定により、標準利用期間 が36月間とされる自立訓練(機能訓練)の利用者については、

アにより算定した期間を1・75で除して得た期間とする。

- ウ 規則第6条の6第2号括弧書きの規定により、標準利用期間 が36月間とされる自立訓練(生活訓練)の利用者については、 アにより算定した期間を1・4で除して得た期間とする。
- (12) 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていな い場合の所定単位数の算定について
 - ① 対象となる障害福祉サービス全てのサービス
 - ② 算定される単位数
 - → 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、共同生活援助(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものに限る。) については、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

なお、当該所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の 報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算 を除く。)がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単 位数の合計数に対して 100 分の 10 となるものではないことに留 意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、 当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報 酬所定単位数)に対する 100 分の 10 に相当する単位数を減算後

現 行

アにより算定した期間を 1・75 で除して得た期間とする。 ウ 規則第 6 条の 6 第 2 号括弧書きの規定により、標準利用期間 が 36 月間とされる自立訓練(生活訓練)の利用者については、 アにより算定した期間を 1・4 で除して得た期間とする。

(新設)

基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。

□ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものを除く。)については、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

なお、当該所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。)がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して 100 分の5となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報酬所定単位数)に対する 100 分の5 に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。

- ③ 当該減算については、法第76条の3第1項の規定に基づく情報 公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた 場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至っ た月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算 することとする。
- (13) 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定

(新設)

改 正 後 現 行

単位数の算定について

① 対象となる障害福祉サービス全てのサービス

- ② 算定される単位数
 - 一 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、共同生活援助(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものに限る。)については、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

なお、当該所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。)がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して 100 分の3となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報酬所定単位数)に対する 100 分の 3 に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。

二 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計

画相談支援、地域移行支援、地域定着支援(ただし、生活介護、 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型、 就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施 設が行うものを除く。)については、所定単位数の100分の1に 相当する単位数を所定単位数から減算する。

なお、当該所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。)がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の10となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報酬所定単位数)に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。

③ 当該減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者 支援施設基準の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた 場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月 まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する こととする。

④ 経過措置

令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障

害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、令和7年3月31日までの間、当該減算を適用しない。

- (14) 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について
 - ① 対象となる障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活 介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練 (機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B型(基準該当就労継続支援 B型を含む。②にお いて同じ。)、共同生活援助

- ② 算定される単位数
 - ─ 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、指定障害者支援施設が行うものに限る。)については、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

なお、当該所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。)がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の10となるものではないことに留

- (12) 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について
 - ① 対象となる障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(基準該当就労継続支援B型を含む。)、共同生活援助

② 算定される単位数

1日につき5単位を所定単位数から減算する。

なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算する。 意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、 当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報酬所定単位数)に対する 100 分の 10 に相当する単位数を減算後 基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。

□ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、指定障害者支援施設が行うものを除く。)については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

なお、当該所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。)がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して 100 分の1となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報酬所定単位数)に対する 100 分の 1 に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。

③ 当該減算については、次の一から四<u>まで</u>に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた

③ 当該減算については、次の一から四に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月

月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。<u>なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。</u>

都道府県知事等は、次の一から四<u>まで</u>に掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。 当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

- (一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点に留意すること。
- 二 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下「身体拘束適正化検討委員会」という。)を定期的に開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。

なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で 設置・開催することを可能としている。また、虐待の防止のため から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所 定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供 を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、 身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。

なお、都道府県知事は、次の(→)から四に掲げる場合のいずれかに 該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。 当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定 の取消しを検討するものとする。

(一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。

(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合、具体的には、1年に1回以上開催していない場合。

なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で 設置・開催することで虐待防止委員会と関係する職種等が相互に 関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会 <u>の対策を検討する委員会(以下「</u>虐待防止委員会<u>」という。)</u>と 関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能である ことから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること(虐待 防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合 も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し 支えない。

また、委員会はテレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。ただし、障害<u>のある</u>者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

- (三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。
- 四 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を<u>1年に</u>1回以上実施していない場合<u>と</u><u>する</u>。

(削る)

現 行

と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体 拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該 委員会を開催しているとみなして差し支えない。また、委員会は テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケー ションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことが できるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、 その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報 保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライ ン」等を遵守すること。

- (三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。
- 四 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合、具体的には、研修を<u>年</u>1回以上実施していない場合。

④ 経過措置

<u>(12)</u>の③の口から四に掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、減算しない。

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練(機能 訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、 就労継続支援B型(基準該当就労継続支援B型を含む。)、共同生 活援助 改 正 後 現 行

(15) <u>虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合の所定単位</u>数の算定について

<u>対象となる障害福祉サービス</u>全てのサービス

② 算定される単位数

所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。なお、当該所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。)がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の1となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報酬所定単位数)に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。

③ 当該減算については、次の一から三までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員に

(1) 次のサービスにおいて、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、1 の (12)の③の一から四に掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、減算しない。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等 包括支援

(新設)

現 行

ついて所定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、虐待の防止を図らなければならないものとする。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。

都道府県知事等は、次の一から三までに掲げる場合のいずれかに 該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。 当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定 の取消しを検討するものとする。

─ 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的に開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。

また、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障 害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委 員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等 を遵守すること。

□ <u>虐待の防止のための研修を定期的に実施していない場合。具体</u> 的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。

- (三) <u>虐待防止措置(虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施)を適切に実施するための担当者を配置していない場合</u>
- (16) 複数の減算事由に該当する場合の取扱いについて

複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するにあたっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。

- (例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、 人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する 場合
 - → 所定単位数の 100 分の 50 の報酬を算定
- (例 2) 定員超過利用減算について所定単位数の 100 分の 70 に、人員欠如減算について所定単位数の 100 分の 70 に該当する場合
 - → 所定単位数の 100 分の 70 の報酬を算定

なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点 的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取 消しを検討しなければならないものとする。

(17) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のと 現 行

(13) 複数の減算事由に該当する場合の取扱いについて

複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するにあたっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。

- (例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、 人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する 場合
 - → 所定単位数の 100 分の 50 の報酬を算定
- (例 2) 定員超過利用減算について所定単位数の 100 分の 70 に、人員欠如減算について所定単位数の 100 分の 70 に該当する場合
 - → 所定単位数の 100 分の 70 の報酬を算定

なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点 的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取 消しを検討しなければならないものとする。

(14) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のと おりとすること。

- ① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項若しくは同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置者しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。
- ② 「常勤」とは当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は<u>育児、介護及び治療</u>のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育

おりとすること。

- ① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。
- ② 「常勤」とは当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は<u>育児及び介護</u>のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育

従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を

行

玥

いて、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の 従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を 満たすことが可能であることとする。

児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育

児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号

に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業

に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間にお

(18) 文書の取扱いについて

① 電磁的記録について

指定事業者及びその従業者(以下この<mark>18)</mark>において「事業者等」という。)は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。

- (一) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に 備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。
- □ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機 に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製する ファイルにより保存する方法
 - イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取って できた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備え られたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイ ルにより保存する方法
- 三 その他、指定障害福祉サービス基準第224条、指定障害者支援

(15) 文書の取扱いについて

① 電磁的記録について

満たすことが可能であることとする。

指定事業者及びその従業者(以下この<u>15</u>)において「事業者等」という。)は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。

- (一) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に 備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。
- (二) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機 に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製する ファイルにより保存する方法
 - イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取って できた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備え られたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイ ルにより保存する方法
- 三 その他、指定障害福祉サービス基準第224条、指定障害者支援

施設基準第57条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号。以下「地域相談支援基準」という。)第46条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号。以下「計画相談支援基準」という。)第31条(以下「電磁的記録等に係る条項」という。)第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、一及び口に準じた方法によること。

四 また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

② 電磁的方法について

事業者等は、交付、説明、同意、締結等(以下「交付等」という。) について、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げ る電磁的方法によることができる。

- ─ 電磁的方法による交付は、以下のアから才までに準じた方法によること。
 - ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、指定 障害福祉サービス基準第 9 条、指定障害者支援施設基準第 7 条、地域相談支援基準第 5 条及び計画相談支援基準第 5 条(以 下「内容及び手続きの説明及び同意に係る条項」という。)第1 項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところによ

施設基準第57条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号。以下「地域相談支援基準」という。)第46条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号。以下「計画相談支援基準」という。)第31条(以下「電磁的記録等に係る条項」という。)第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、(一)及び口に準じた方法によること。

- 四 また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。
- ② 電磁的方法について

事業者等は、交付、説明、同意、締結等(以下「交付等」という。) について、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げ る電磁的方法によることができる。

- (一) 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。
 - ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、指定障害福祉サービス基準第9条、指定障害者支援施設基準第7条、地域相談支援基準第5条及び計画相談支援基準第5条(以下「内容及び手続きの説明及び同意に係る条項」という。)第1項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当

- り、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。
- (ア) 電子情報処理組織を使用する方法のうちa 又はb に掲げるもの
 - a 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用 に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送 信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ ルに記録する方法
 - b 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (イ) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる 方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる 物をもって調製するファイルに内容及び手続きの説明及び 同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を記録したもの を交付する方法
- イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければな

現 行

該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。

- (ア) 電子情報処理組織を使用する方法のうちa又はbに掲げるもの
 - a 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用 に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送 信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ ルに記録する方法
 - b 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (4) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる 方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる 物をもって調製するファイルに内容及び手続きの説明及び 同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を記録したもの を交付する方法
- イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力す ることによる文書を作成することができるものでなければな

- ウ ア(ア)の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る 電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通 信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- エ 事業者等は、アの規定により内容及び手続きの説明及び同意 に係る条項第 1 項に規定する重要事項を提供しようとすると きは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲 げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法に よる承諾を得なければならない。
 - (ア) アの(ア)及び(イ)に規定する方法のうち事業者等が使用するもの
 - (イ) ファイルへの記録の方式
- オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から 文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない 旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、内容及び手 続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項の 提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用 申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでな い。
- 二 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。
- (三) 電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の

現 行

らない。

- ウ ア(ア)の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る 電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通 信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- エ 事業者等は、アの規定により内容及び手続きの説明及び同意 に係る条項第 1 項に規定する重要事項を提供しようとすると きは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲 げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法に よる承諾を得なければならない。
 - (ア) アの(ア)及び(イ)に規定する方法のうち事業者等が使用するもの
 - (イ) ファイルへの記録の方式
- オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から 文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない 旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、内容及び手 続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項の 提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用 申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでな い。
- (二) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。
- 三 電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の

契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押 印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押 印についてのQ&A」を参考にすること。

- 四 その他、電磁的記録等に係る条項第2項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、一から回までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- 国 また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

③ その他

- (一) この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する 文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみな して取り扱うものとすること。この場合において、「押印につい てのQ&A」を参考にすることとし、変更の主な方法は、様式中 の「印」等の表記を削るものとすること。
- (二) 単位数の算定に当たって事業者に書類の提出を求める場合に あっては、事業者に過度な負担が生じないよう配慮し、必要以上 の添付書類等を求めないものとすること。

2 介護給付費

- (1) 居宅介護サービス費
 - ① 居宅介護サービス費の算定について

現 行

契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。

- 四 その他、電磁的記録等に係る条項第2項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、(→)から(三)までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- 国 また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

③ その他

- → この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する 文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみな して取り扱うものとすること。この場合において、「押印につい てのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」 を参考にすることとし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の 表記を削るものとすること。
- (二) 単位数の算定に当たって事業者に書類の提出を求める場合に あっては、事業者に過度な負担が生じないよう配慮し、必要以上 の添付書類等を求めないものとすること。

2 介護給付費

- (1) 居宅介護サービス費
 - ① 居宅介護サービス費の算定について

居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。

事業者は、当該居宅介護計画を作成するに当たって、支給量が30分を単位(家事援助においては、最初の30分以降は15分を単位とする。)として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。

また、指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。

なお、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要であること。

② 基準単価の適用について

居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間 に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に居宅介 護計画の見直しを行う必要があること。

③ 居宅介護の所要時間について

─ 居宅介護の報酬単価については、短時間に集中して支援を行う という業務形態を踏まえて、所要時間 30 分未満の「居宅におけ 居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。

事業者は、当該居宅介護計画を作成するに当たって、支給量が30分を単位(家事援助においては、最初の30分以降は15分を単位とする。)として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。また、指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。

なお、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要であること。

② 基準単価の適用について

居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間 に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に居宅介 護計画の見直しを行う必要があること。

③ 居宅介護の所要時間について

─ 居宅介護の報酬単価については、短時間に集中して支援を行う という業務形態を踏まえて、所要時間30分未満の「居宅におけ

る身体介護が中心である場合」(以下「身体介護中心型」という。) など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1 日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サ ービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、 利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのもので ある。したがって、単に1回の居宅介護を複数回に区分して行う ことは適切ではなく、1日に居宅介護を複数回算定する場合にあ っては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとす る。別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合も あり得るが、身体介護中心型を30分、連続して「家事援助が中 心である場合」(以下「家事援助中心型」という。)を 30 分、さ らに連続して身体介護中心型を算定するなど、別のサービス類型 を組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは、単 価設定の趣旨とは異なる不適切な運用であり、この場合、前後の 身体介護を1回として算定する。なお、身体の状況等により、短 時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければ ならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時 間未満である場合はこの限りではない。

- (二) 1人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して居宅介護を行った場合も、1回の居宅介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。
- (三) 「所要時間 30 分未満の場合」で算定する場合の所要時間は 20 分程度以上とする。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する指定居宅介護等にあってはこの限りでない。所要時間とは、

る身体介護が中心である場合」(以下「身体介護中心型」という。) など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1 日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サ ービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、 利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのもので ある。したがって、単に1回の居宅介護を複数回に区分して行う ことは適切ではなく、1日に居宅介護を複数回算定する場合にあ っては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとす る。別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合も あり得るが、身体介護中心型を30分、連続して「家事援助が中 心である場合」(以下「家事援助中心型」という。)を30分、さ らに連続して身体介護中心型を算定するなど、別のサービス類型 を組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは、単 価設定の趣旨とは異なる不適切な運用であり、この場合、前後の 身体介護を1回として算定する。なお、身体の状況等により、短 時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければ ならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時 間未満である場合はこの限りではない。

- (二) 1人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して居宅介護を行った場合も、1回の居宅介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。
- (三) 「所要時間 30 分未満の場合」で算定する場合の所要時間は 20 分程度以上とする。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する指定居宅介護等にあってはこの限りでない。所要時間とは、

め

実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のため の準備に要した時間等は含まない。

- ④ 「家事援助中心型」の単位を算定する場合について 「家事援助中心型」の単位を算定することができる場合として、 「利用者が1人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、 利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これ は、家族等の障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、 同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合を含むもので あること。
- ⑤ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合」(以下「通院等介助(身体介護を伴う場合)」という。)又は「通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合」(以下「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」という。)(以下「通院等介助」と総称する。)の単位を算定する場合について

利用目的について、「通院等又は官公署(国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。)並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所)への移動(公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。)のため」とは、病院への通院等(この場合の「通院等」には入院と退院を含む。)を行う場合、公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために官公署に訪れる場合、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児

現 行

実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のため の準備に要した時間等は含まない。

- ④ 「家事援助中心型」の単位を算定する場合について 「家事援助中心型」の単位を算定することができる場合として、 「利用者が1人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、 利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これ は、家族等の障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、 同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合を含むもので あること。
- ⑤ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合」(以下「通院等介助(身体介護を伴う場合)」という。)又は「通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合」(以下「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」という。)(以下「通院等介助」と総称する。)の単位を算定する場合について

利用目的について、「通院等又は官公署(国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。)並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所)への移動(公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。)のため」とは、病院への通院等(この場合の「通院等」には入院と退院を含む。)を行う場合、公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために官公署に訪れる場合、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児

相談支援事業所を訪れる場合をいうものであるが、相談の結果、見 学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合 を含むものとする。なお、「通院等のための乗車又は降車の介助が 中心である場合」(以下「通院等乗降介助」という。)としての通院 等の介助と同じものである。

また、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、 指定障害福祉サービス(生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、 自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継 続支援B型)、指定通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービ ス)、地域活動支援センター、「地域生活支援事業の実施について」 (平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護 局障害保健福祉部長通知(以下「地域生活支援事業通知」という。) の別紙1地域生活支援事業実施要綱別紙1-11に定める生活訓練等及び日中一時支援から目的地(病院等)への移動等に係る通院 等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業 所が行うことを条件に、算定することができる。

- ⑥ 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合について
- (一) 指定居宅介護事業所等が「通院等乗降介助」を行う場合には、 当該所定単位数を算定することとし、身体介護中心型、通院等介 助の所定単位数は算定できない。当該所定単位数を算定するに当 たっては、道路運送法(昭和26年法律第183号)等他の法令等に 抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのもの、すなわ ち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る 経費(運賃)は評価しない。

相談支援事業所を訪れる場合をいうものであるが、相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を含むものとする。なお、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」(以下「通院等乗降介助」という。)としての通院等の介助と同じものである。

- ⑥ 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合について
- (一) 指定居宅介護事業所等が「通院等乗降介助」を行う場合には、 当該所定単位数を算定することとし、身体介護中心型、通院等介 助の所定単位数は算定できない。当該所定単位数を算定するに当 たっては、道路運送法(昭和26年法律第183号)等他の法令等に 抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのもの、すなわ ち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る 経費(運賃)は評価しない。

- □ 当該所定単位数を算定することができる場合、片道につき所定 単位数を算定する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分 して算定することはできない。
- (三) 複数の利用者に「通院等乗降介助」を行った場合であって、乗降時に1人の利用者に対して1対1で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービスの観点から移送時間を極小化すること。
- 四 サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。

また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続を行わない場合には算定対象とならない。

□ 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細か

現 行

- (二) 当該所定単位数を算定することができる場合、片道につき所定 単位数を算定する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分 して算定することはできない。
- (三) 複数の利用者に「通院等乗降介助」を行った場合であって、乗降時に1人の利用者に対して1対1で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービスの観点から移送時間を極小化すること。
- 四 サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。

また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続を行わない場合には算定対象とならない。

国 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細か

く区分し、「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できない。例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院等に行くための準備」や通院先等での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「通院等介助」として算定できない。

なお、同一の事業所において、1人の利用者に対して複数の居 宅介護従業者が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、1 回の「通院等乗降介助」として算定し、居宅介護従業者ごとに細 かく区分して算定できない。

- (対 「通院等乗降介助」を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅介護計画に位置付けられている必要がある。
- ⑦ 「通院等乗降介助」と「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の区 分について

「通院等乗降介助」を行うことの前後に連続して相当の所要時間 (20分~30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。

- (例) (乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助 や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押 して自動車へ移動介助する場合。
- ⑧ 「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分について

く区分し、「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できない。例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院等に行くための準備」や通院先等での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「通院等介助」として算定できない。

なお、同一の事業所において、1人の利用者に対して複数の居 宅介護従業者が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、1 回の「通院等乗降介助」として算定し、居宅介護従業者ごとに細 かく区分して算定できない。

- (六) 「通院等乗降介助」を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅介護計画に位置付けられている必要がある。
- ⑦ 「通院等乗降介助」と「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の区 分について

「通院等乗降介助」を行うことの前後に連続して相当の所要時間 (20分~30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。

- (例) (乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助 や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押 して自動車へ移動介助する場合。
- ⑧ 「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分について

「通院等乗降介助」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を行うことの前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(入浴介助、食事介助など)に30分~1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」及び「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の所定単位数は算定できない。なお、本取扱いは、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の対象者には適用しないものであること。

- ⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて
 - (一) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合
 - ア 介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第2条の2の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(以下「実務者研修修了者」という。)、居宅介護職員初任者研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。)(以下「初任者研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数」

「通院等乗降介助」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を行うことの前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(入浴介助、食事介助など)に30分~1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」及び「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の所定単位数は算定できない。なお、本取扱いは、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の対象者には適用しないものであること。

- ⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて
 - (一) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合
 - ア 介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第2条の2の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(以下「実務者研修修了者」という。)、居宅介護職員初任者研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。)(以下「初任者研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数」

- イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する訪問介護に関する3級課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。)及び実務経験を有する者(平成18年3月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。)(以下「基礎研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数の100分の70に相当する単位数」
- ウ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)(以下「重度訪問介護研修修了者」という。)であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は 638 単位単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数」
- □ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の単位を算定する場合ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」
 - イ 基礎研修課程修了者等及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修及び知的 障害者外出介護従業者養成研修課程修了者(これらの研修課程

- イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する訪問介護に関する3級課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。)及び実務経験を有する者(平成18年3月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。)(以下「基礎研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数の100分の70に相当する単位数」
- ウ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)(以下「重度訪問介護研修修了者」という。)であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は 635 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数」
- □ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の単位を算定する場合ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」
 - イ 基礎研修課程修了者等及び廃止前の視覚障害者外出介護従 業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修及び知的 障害者外出介護従業者養成研修課程修了者(これらの研修課程

に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。)(以下「旧外出介護研修修了者」という。) → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」

- ウ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は 638 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数」
- (三) 「家事援助中心型」の単位を算定する場合
 - ア 初任者研修課程修了者等及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従 事者研修課程修了者(以下「生活援助従事者研修修了者」とい う。) → 「所定単位数」
 - イ 基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」
- 四 「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の単位を算定する場 合
 - ア 初任者研修課程修了者等及び生活援助従事者研修修了者 → 「所定単位数」
 - イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出 介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する 単位数」

現 行

に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。)(以下「旧外出介護研修修了者」という。) → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」

- ウ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は 635 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数」
- (三) 「家事援助中心型」の単位を算定する場合
 - ア 初任者研修課程修了者等及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程修了者(以下「生活援助従事者研修修了者」という。) → 「所定単位数」
 - イ 基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」
- 四 「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の単位を算定する場合
 - ア 初任者研修課程修了者等及び生活援助従事者研修修了者 → 「所定単位数」
 - イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出 介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する 単位数」

- □ 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合
 - ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」
 - イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出 介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する 単位数」
- 分 その他

居宅介護従業者の資格要件については、居宅介護が短時間に集中して支援を行う業務内容であることを踏まえ、初任者研修課程修了者等を基本とし、基礎研修課程修了者等がサービスを提供する場合には報酬の減算を行うこととしているものである。なお、重度訪問介護研修修了者は、専ら重度訪問介護に従事することを目的として養成されるものであることから、重度訪問介護研修修了者がサービス提供を行う場合にあっては、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限るものとすること。

- ⑩ 居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種 別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱い について
 - (一) 「身体介護中心型」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」 次のアからウまでに掲げる場合に応じた所定単位数を算定 する。
 - ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されること とされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が 派遣される場合

現 行

- 田 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合
 - ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」
 - イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出 介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する 単位数」
- 分 その他

居宅介護従業者の資格要件については、居宅介護が短時間に集中して支援を行う業務内容であることを踏まえ、初任者研修課程修了者等を基本とし、基礎研修課程修了者等がサービスを提供する場合には報酬の減算を行うこととしているものである。なお、重度訪問介護研修修了者は、専ら重度訪問介護に従事することを目的として養成されるものであることから、重度訪問介護研修修了者がサービス提供を行う場合にあっては、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限るものとすること。

- ⑩ 居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種 別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱い について
 - (一) 「身体介護中心型」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」 次のアからウまでに掲げる場合に応じた所定単位数を算定 する。
 - ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されること とされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が 派遣される場合

(i) 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣 される場合

基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数

(ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援 業務の従事経験を有する者が派遣される場合

重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援 業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数

- イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修 修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情に よりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合
 - (i) 初任者研修課程修了者等が派遣される場合 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣 される場合の単位数
 - (ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援 業務の従事経験を有する者が派遣される場合

重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援 業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数

ウ 居宅介護計画上重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合

重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業 務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数

現 行

(i) 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣 される場合

基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣 される場合の単位数

(ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援 業務の従事経験を有する者が派遣される場合

重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援 業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数

- イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修 修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情に よりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合
 - (i) 初任者研修課程修了者等が派遣される場合 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣 される場合の単位数
 - (ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援 業務の従事経験を有する者が派遣される場合

重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援 業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数

ウ 居宅介護計画上重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合

重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業 務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数 ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等又は生活援助従事 者研修課程修了者が派遣されることとされている場合に、事業 所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合

基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数

イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修 了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされてい る場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される 場合

基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出 介護研修修了者が派遣される場合の単位数

- 三 「通院等乗降介助」
 - ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されること とされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が 派遣される場合

基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数

イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修 了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされてい る場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される 場合

基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出

現 行

(二) 「家事援助中心型」又は「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」

ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等又は生活援助従事 者研修課程修了者が派遣されることとされている場合に、事業 所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合

基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出 介護研修修了者が派遣される場合の単位数

イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修 了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされてい る場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される 場合

基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出 介護研修修了者が派遣される場合の単位数

- (三) 「通院等乗降介助」
 - ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されること とされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が 派遣される場合

基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出 介護研修修了者が派遣される場合の単位数

イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修 了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされてい る場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される 場合

基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出

		改	正	後
	介護研修修了	者が派遣	され	る場合の単位数
(削る	<u>5)</u>			

- ① 指定居宅介護事業所等と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)等に居住する利用者に対する取扱いについて
 - (一) 同一敷地内建物等の定義

注9の2における「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介

現 行

介護研修修了者が派遣される場合の単位数

① 居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者 が作成した居宅介護計画に基づき、居宅介護を提供した場合の取扱 いについて

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の第三の1の(2)の④において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものである。」とされており、サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、将来に向け当該暫定措置を解消することとしている。このため、指定居宅介護事業所等において、居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置しており、かつ、当該者が作成した居宅介護計画に基づいてサービス提供した場合に居宅介護サービス費を減算することとしたところであり、当該者を配置する指定居宅介護事業所等は、早期にこれらの者に介護福祉士の資格取得等をさせるよう努めること。

- ⑪ 指定居宅介護事業所等と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)等に居住する利用者に対する取扱いについて
- (一) 同一敷地内建物等の定義

注9の3における「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介

護事業所等と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定居宅介護事業所等と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定居宅介護事業所等がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

- 二 同一の建物に 20 人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除 く。以下同じ。)の定義
 - ア 「当該指定居宅介護事業所等における利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物」とは、(一)に該当するもの以外の建築物を 指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護事業所等の利 用者が 20 人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別 棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算する ものではない。
 - イ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。
- (三) 当該減算は、指定居宅介護事業所等と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣

護事業所等と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定居宅介護事業所等と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定居宅介護事業所等がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

- □ 同一の建物に 20 人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除 く。以下同じ。)の定義
 - ア 「当該指定居宅介護事業所等における利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物」とは、(一に該当するもの以外の建築物を 指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護事業所等の利 用者が 20 人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別 棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算する ものではない。
 - イ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。
- (三) 当該減算は、指定居宅介護事業所等と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣

旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみを もって判断することがないよう留意すること。具体的には、次の ような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない 場合には、減算を適用すべきではないこと。

(同一敷地内建物等該当しないものの例)

- ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する 場合
- 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合
- 四 (→及び口のいずれの場合においても、同一の建物については、 当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護事業所等の指定 居宅介護事業者等と異なる場合であっても該当するものである こと。
- 田 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義
 - ア 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当 該指定居宅介護事業所等の利用者が50人以上居住する建物の 利用者全員に適用されるものである。
 - イ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。
- ② 2人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等について
 - → 2人の居宅介護従業者による居宅介護について、それぞれの居

旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

(同一敷地内建物等該当しないものの例)

- ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する 場合
- ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合
- 四 (→及び口のいずれの場合においても、同一の建物については、 当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護事業所等の指定 居宅介護事業者等と異なる場合であっても該当するものである こと。
- 田 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義
 - ア 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当 該指定居宅介護事業所等の利用者が50人以上居住する建物の 利用者全員に適用されるものである。
 - イ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。
- (13) 2人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等について
- → 2人の居宅介護従業者による居宅介護について、それぞれの居

宅介護従業者が行う居宅介護について所定単位数が算定される場合のうち、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件(平成18年厚生労働省告示第546号。以下「第546号告示」という。)第1号イに該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、第1号ハに該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。

□ 居宅介護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合の取扱い派遣された2人の居宅介護従業者のうちの1人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者で、1人がそれ以外の者である場合については、基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者については、基礎研修課程修了者等が派遣される場合の単位数(当該居宅介護従業者が重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合には、それぞれ重度訪問介護研修修了者が派遣される場合の単位数又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数)を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定すること。

宅介護従業者が行う居宅介護について所定単位数が算定される場合のうち、厚生労働大臣が定める要件(平成18年厚生労働省告示第546号。以下「第546号告示」という。)第1号イに該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、第1号ハに該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。

介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合の取扱い派遣された2人の居宅介護従業者のうちの1人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者で、1人がそれ以外の者である場合については、基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者については、基礎研修課程修了者等が派遣される場合の単位数(当該居宅介護従業者が重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合には、それぞれ重度訪問介護研修修了者が派遣される場合の単位数又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数と、それぞれ別に算定すること。

□ 居宅介護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等、重度訪問

13 早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについて

早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、原則として、 実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定される ものであること。

ただし、基準額の最小単位(最初の30分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること)。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること)。なお、「家事援助」については、基準額の最小単位以降の15分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該15分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該15分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該15分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が8分未満である場合には、当該15分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること)。

また、「通院等乗降介助」については、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間(運転時間を除く。)が 15 分未満である場合には、多くの時間(運転時間を除く。)を占める時間帯の算定基準により算定すること)。

なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であって

4 早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについて

早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、原則として、 実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定される ものであること。

ただし、基準額の最小単位(最初の30分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること)。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること)。なお、「家事援助」については、基準額の最小単位以降の15分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該15分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該15分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が8分未満である場合には、当該15分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること)。

また、「通院等乗降介助」については、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間(運転時間を除く。)が 15 分未満である場合には、多くの時間(運転時間を除く。)を占める時間帯の算定基準により算定すること)。

なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であって

も、土日祝日等を想定した加算はないこと。

(4) 特定事業所加算の取扱いについて

特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。

(一) 体制要件

ア 計画的な研修の実施

<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚</u> 生労働大臣が定める基準(平成 18 年厚生労働省告示第 543 号。 以下「第 543 号告示」という。)第 1 号イ(1)の「居宅介護従業 者ごとに研修計画を作成」又は同号ニ(2)の「サービス提供責 任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所における サービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該 研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、居宅介護 従業者又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の 目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなけ ればならない。

イ 会議の定期的開催

第 543 号告示第 1 号イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所又は当該共生型居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に

現 行

も、土日祝日等を想定した加算はないこと。

⑤ 特定事業所加算の取扱いについて

特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。

一 体制要件

ア 計画的な研修の実施

厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号。以下「第543号告示」という。)第1号イ(1)の「居宅介護従業者ごとに研修計画を作成」又は同号ニ(2)の「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、居宅介護従業者又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

イ 会議の定期的開催

第 543 号告示第 1 号イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所又は当該共生型居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に

会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつ かのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。

なお、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末 年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を 行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者一 人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催す ることで差し支えない。

また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。

会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

ウ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

第 543 号告示第 1 号イ(2)口の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・ 利用者のADLや意欲
- ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・ 家族を含む環境
- ・ 前回のサービス提供時の状況

現 行

会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつ かのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。

なお、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末 年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を 行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者一 人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催す ることで差し支えない。

また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。

会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

ウ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

第 543 号告示第 1 号イ(2)口の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・ 利用者のADLや意欲
- ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・ 家族を含む環境
- ・ 前回のサービス提供時の状況

「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の居宅介護従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。

サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に1括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、居宅介護従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。

同口の「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

また、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末 年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を 行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間 外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者 の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。

なお、同口の居宅介護従業者から適宜受けるサービス提供終

現 行

・ その他サービス提供に当たって必要な事項

「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の居宅介護従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。

サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に1括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、居宅介護従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。

同口の「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

また、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末 年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を 行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間 外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者 の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。

なお、同口の居宅介護従業者から適宜受けるサービス提供終

了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。

エ 定期健康診断の実施

第543 号告示第1号イ(3)の健康診断等については、労働安全衛生法<u>(昭和47年法律第57号)</u>により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない居宅介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

オ 緊急時における対応方法の明示

第543号告示第1号イ(4)の「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

カ 熟練した居宅介護従業者の同行による研修

第543号告示第1号イ(5)の「熟練した居宅介護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる居宅介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある居宅介護従業者)が、新規に採用した従業者に対し、適切な

現 行

了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。

エ 定期健康診断の実施

第543 号告示第1号イ(3)の健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない居宅介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

オ 緊急時における対応方法の明示

第 543 号告示第 1 号イ(4)の「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

カ 熟練した居宅介護従業者の同行による研修

第543 号告示第1号イ(5)の「熟練した居宅介護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる居宅介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある居宅介護従業者)が、新規に採用した従業者に対し、適切な

指導を行うものとする。

二 人材要件

ア 居宅介護従業者要件

第543号告示第1号イ(6)の介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修 課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時 点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者と すること。

看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を 免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅 介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等につい ては、同(6)の要件に含むものとする。

また、同(6)の「常勤の居宅介護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。

なお、常勤の居宅介護従業者とは、事業所で定めた勤務時間 (1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間 を基本とする。)のすべてを勤務している居宅介護従業者をい う。

イ サービス提供責任者要件

第543号告示第1号イ(7)の「実務経験」は、サービス提供

現 行

指導を行うものとする。

二 人材要件

ア 居宅介護従業者要件

第543号告示第1号イ(6)の介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修 課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時 点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者と すること。

看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を 免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅 介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等につい ては、同(6)の要件に含むものとする。

また、同(6)の「常勤の居宅介護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。

なお、常勤の居宅介護従業者とは、事業所で定めた勤務時間 (1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間 を基本とする。)のすべてを勤務している居宅介護従業者をい う。

イ サービス提供責任者要件

第543号告示第1号イ(7)の「実務経験」は、サービス提供

責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に 関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研 修修了前の従事期間も含めるものとする。

「5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員 基礎研修修了者若しくは1級課程修了者」について、看護師等 の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除するこ とが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初 任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(7)の 要件に含むものとする。

また、同(8)については、指定障害福祉サービス基準第5条 第2項の規定により常勤のサービス提供責任者を2人配置する こととされている事業所において、同項ただし書により常勤の サービス提供責任者を1人配置し、非常勤のサービス提供責任 者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を 満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤のサービ ス提供責任者を2人以上配置しなければならないとしている ものである。

なお、同号二(3)については、指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置されることとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所であって、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数(サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。)を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置しなければ

責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に 関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研 修修了前の従事期間も含めるものとする。

「5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員 基礎研修修了者若しくは1級課程修了者」について、看護師等 の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除するこ とが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初 任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(7)の 要件に含むものとする。

また、同(8)については、指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により常勤のサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所において、同項ただし書により常勤のサービス提供責任者を1人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならないとしているものである。

なお、同号二(3)については、指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置されることとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所であって、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数(サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。)を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置しなければ

ならないこととしているものである。

(三) 重度障害者対応要件

第543号告示第1号イ(9)の障害支援区分5以上である者又は同号二(4)の障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。)を必要とする者、児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表(以下「スコア表」という。)の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児(以下「重度障害児」という。)の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者<u>及び重度障害児の人数</u>を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。

四 割合の計算方法

□アの職員の割合及び□の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるものとする。

ア 前年度の実績が 6 月に満たない事業所(新たに事業を開始

現 行

ならないこととしているものである。

三 重度障害者対応要件

第543号告示第1号イ(9)の障害支援区分5以上である者又は同号二(4)の障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。)を必要とする者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。

四 割合の計算方法

□アの職員の割合及び□の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるものとする。

ア 前年度の実績が 6 月に満たない事業所(新たに事業を開始

し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

イ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を 行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合 につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。 また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、 所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出 を提出しなければならない。

五 経過措置

令和6年3月31日において第543号告示第1号イ、ハ又は二 の適用を受けている事業所に係る同号イ、ハ又は二の適用につい ては、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることが できる。

15 特別地域加算の取扱いについて

特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス 基準第31条第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサー ビス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第21条第3項に規 定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。

16 緊急時対応加算の取扱いについて

(一) 「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護(身体介護が中心である場合及び通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合に限る。)を、利用者又はその家族等から要請を受けてから 24 時間以内に行った場合をいうものとする。

現 行

し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績に よる加算の届出はできないものとする。

イ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を 行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合 につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。 また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、 所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出 を提出しなければならない。

(新設)

16 特別地域加算の取扱いについて

特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス 基準第31条第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサー ビス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第21条第3項に規 定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。

17 緊急時対応加算の取扱いについて

(一) 「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護(身体介護が中心である場合及び通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合に限る。)を、利用者又はその家族等から要請を受けてから 24 時間以内に行った場合をいうものとする。

- □ 当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できるものとする。
- (三) 当該加算の対象となる居宅介護の所要時間については、③(一)及び(三)の規定は適用されないものとする。したがって、所要時間が20分未満であっても、30分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が2時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する(所要時間を合算する必要はない)ものとする。
- 四 緊急時対応加算の対象となる指定居宅介護等の提供を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該居宅介護の提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録するものとする。
- (五) 市町村により地域生活支援拠点等 (法第 77 条第 4 項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。) として位置付けられていること並びに市町村及び法第 77 条第 3 項第 1 号に規定する関係機関(以下「拠点関係機関」という。)との連携及び調整に従事する者(以下「連携担当者」という。)を 1 名以上配置していることを都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等の場合、1回につき定める単位数に、さらに 50 単位を加算するものとする。

なお、市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付 けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村

現 行

- □ 当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できるものとする。
- (三) 当該加算の対象となる居宅介護の所要時間については、③(→)及び(三)の規定は適用されないものとする。したがって、所要時間が20分未満であっても、30分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が2時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する(所要時間を合算する必要はない)ものとする。
- 四 緊急時対応加算の対象となる指定居宅介護等の提供を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該居宅介護の提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録するものとする。
- 回 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている ことを都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業 所等の場合、1回につき定める単位数に、さらに50単位を加算す るものとする。

と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域 生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から 事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等 により確認するとともに、市町村及び事業者は、協議会(法第89 条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。)等の協議の 場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを 積極的に周知すること。

さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や3の(7)の⑤の(一)に規定する拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

17 初回加算の取扱いについて

- (一) 本加算は、利用者が過去2月に、当該指定居宅介護事業所等から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。
- (二) サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合については、 指定障害福祉サービス基準第 19 条に基づき、同行訪問した旨を 記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提 供責任者は、居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ず しも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場 を離れた場合であっても、算定は可能である。
- 18 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて

18 初回加算の取扱いについて

- (一) 本加算は、利用者が過去2月に、当該指定居宅介護事業所等から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。
- (二) サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合については、 指定障害福祉サービス基準第 19 条に基づき、同行訪問した旨を 記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提 供責任者は、居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ず しも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場 を離れた場合であっても、算定は可能である。
- 19 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて

報酬告示第1の3の利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者 負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合 計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施 設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービス を受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合 計額の管理を行った場合をいう。

なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。

(19) 福祉専門職員等連携加算について

- 「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供責任者が当該利用者に関わったサービス事業所、指定障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者(以下「社会福祉士等」という。)との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護従業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善及び維持の可能性の評価等(以下「アセスメント」という。)を勘案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。
- 二 社会福祉士等は、利用者の同意を得た上で、居宅介護計画が利用者の障害特性及び、社会福祉士等が既に把握している利用者個人の状態や状況に応じたより適切な計画となるように、サービス

報酬告示第1の3の利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者 負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合 計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施 設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービス を受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合 計額の管理を行った場合をいう。

なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。

20 福祉専門職員等連携加算について

- (一) 「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供責任者が当該利用者に関わったサービス事業所、指定障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者(以下「社会福祉士等」という。)との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護従業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善及び維持の可能性の評価等(以下「アセスメント」という。)を勘案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。
- (二) 社会福祉士等は、利用者の同意を得た上で、居宅介護計画が利用者の障害特性及び、社会福祉士等が既に把握している利用者個人の状態や状況に応じたより適切な計画となるように、サービス

提供責任者に対して詳細な情報提供を行うこと。

- (三) 社会福祉士等は、(→)の「アセスメント」及び(二)の当該利用者の 特性に関する情報を踏まえて、サービス提供責任者に具体的な助 言を行い、居宅介護計画の作成に協力すること。
- 四 本加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時間帯に訪問する初回の日から起算して 90 日以内で上限3 回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算する。
- 田 指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等への支払いは、個々の契約に基づくものとする。
- ② 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月26日付け障障発0326第4号、こ支障第86号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知))を参照すること。
- (2) 重度訪問介護サービス費
 - ① 重度訪問介護の対象者について
 - (一) 病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対し て提供した場合

区分4以上に該当し、次のア又はイのいずれかに該当する者

現 行

提供責任者に対して詳細な情報提供を行うこと。

- (三) 社会福祉士等は、(一)の「アセスメント」及び(二)の当該利用者の 特性に関する情報を踏まえて、サービス提供責任者に具体的な助 言を行い、居宅介護計画の作成に協力すること。
- 四 本加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時間帯に訪問する初回の日から起算して90日以内で上限3回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算する。
- 面 指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等への支払いは、個々の契約に基づくものとする。
- ② 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月25日付け障障発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。

(2) 重度訪問介護サービス費

- ① 重度訪問介護の対象者について
- ─ 病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して提供した場合

区分4以上に該当し、次のア又はイのいずれかに該当する者

外に認定されているもの イ 行動関連項目合計点数 (第543号告示第4号に規定する行動 関連項目合計点数をいう。以下同じ。)が10点以上である者

ア 2 肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分に係る市 町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26

年厚生労働省令第5号。)別表第1における調査項目のうち「歩

行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以

□ 病院等に入院又は入所をしている障害者に対して提供した場

一のうち、区分4以上に該当し、病院等へ入院又は入所する前 から重度訪問介護を利用している者

② 重度訪問介護サービス費の算定について

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しく は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時 介護を要するものに対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生 じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、 食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケ ーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移 動中の介護が、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうも のである。

したがって、重度訪問介護については、比較的長時間にわたり、 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の 支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われるこ とを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて

行 現

- ア 2 肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分に係る市 町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省会(平成26 年厚生労働省令第5号。)別表第1における調査項目のうち「歩 行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以 外に認定されているもの
- イ 第543 号告示の別表第2に掲げる行動関連項目の合計点数が 10 点以上である者
- 二 病院等に入院又は入所をしている障害者に対して提供した場

一のうち、区分6に該当し、病院等へ入院又は入所する前から 重度訪問介護を利用している者

② 重度訪問介護サービス費の算定について

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しく は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時 介護を要するものに対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生 じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、 食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケ ーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移 動中の介護が、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうも のである。

したがって、重度訪問介護については、比較的長時間にわたり、 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の 支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われるこ とを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて 身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することは できないものであること。

ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望 する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、 他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでな い。

また、外出時において、行動援護サービスを利用する場合の方が 適している場合にあっては、重度訪問介護に加えて、行動援護サー ビス費を算定することは差し支えないこととする。

なお、病院等に入院又は入所中の障害者に重度訪問介護を行った 場合の重度訪問介護サービス費の算定については以下のとおりと する。

(一)病院等に入院又は入所中には、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養の給付や介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による介護給付等(以下「他法給付」という。)が行われることなどから、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。なお、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されることに留意されたい。

なお、他法給付のうち、健康保険法の規定による療養の給付を 受けている患者については、保険医療機関及び保険医療養担当規 則(昭和32年厚生省令第15号)第20条第7号において、「保険医 身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することは できないものであること。

ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望 する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、 他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでな い。

また、外出時において、行動援護サービスを利用する場合の方が 適している場合にあっては、重度訪問介護に加えて、行動援護サー ビス費を算定することは差し支えないこととする。

なお、病院等に入院又は入所中の障害者に重度訪問介護を行った 場合の重度訪問介護サービス費の算定については以下のとおりと する。

→ 病院等に入院又は入所中には、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定による療養の給付や介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による介護給付等(以下「他法給付」という。)が行われることなどから、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。なお、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されることに留意されたい。

なお、他法給付のうち、健康保険法の規定による療養の給付を 受けている患者については、保険医療機関及び保険医療養担当規 則(昭和32年厚生省令第15号)第20条第7号において、「保険医 は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業員以外の者による看護を受けさせてはならない。」と、介護保険法の規定による介護給付を受けている入所者等についても、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)等において、「介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。」等と規定されている。

このため、病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問 介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを報 酬算定上の要件としている。当該要件は、重度訪問介護により具 体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等 に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように病院等 の職員と十分に調整した上で行う必要があるために設けたもの であることに留意されたい。

また、入院又は入所中の病院等からの外出する場合の支援(他 法給付と重複しないものに限る。)についても重度訪問介護を利 用できるものであることに留意されたい。

- □ 重度訪問介護従業者は、利用者との意思疎通を図ることができる者とする。
- (三) 入院又は入所中の病院等における支援等に当たっては、原則として、指定重度訪問介護事業所等と当該病院等が、利用者の病状等や病院等が行う治療等及び重度訪問介護の支援の内容について共有した上で行うこととする。

は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業員以外の者による看護を受けさせてはならない。」と、介護保険法の規定による介護給付を受けている入所者等についても、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)等において、「介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。」等と規定されている。

このため、病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問 介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを報 酬算定上の要件としている。当該要件は、重度訪問介護により具 体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等 に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように病院等 の職員と十分に調整した上で行う必要があるために設けたもの であることに留意されたい。

また、入院又は入所中の病院等からの外出する場合の支援(他 法給付と重複しないものに限る。)についても重度訪問介護を利 用できるものであることに留意されたい。

- (二) 重度訪問介護従業者は、利用者との意思疎通を図ることができる者とする。
- (三) 入院又は入所中の病院等における支援等に当たっては、原則として、指定重度訪問介護事業所等と当該病院等が、利用者の病状等や病院等が行う治療等及び重度訪問介護の支援の内容について共有した上で行うこととする。

四 入院又は入所した病院等において利用を開始した日から起算して90日を超えて支援を行う場合は、障害者へのコミュニケーション支援等の必要性について、市町村が認めた場合に限り、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定する。90日を超える利用に当たっては、30日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるものとする。

また、当該日数について、入院又は入所していた病院等から利用者が転院する等により、意思疎通の支援等の必要性が改めて認められる場合にあっては、転院先の病院等において利用を開始した日から改めて起算するものとする。

- ③ 重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者に対する重度訪問介護について
 - ア ①の(一)のイに規定する者については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、重度訪問介護を行った場合に所定単位数が算定できるものであること。
 - イ 従業者については、専門性を確保するため、重度訪問介護従業 者養成研修行動障害支援課程(指定居宅介護の提供に当たる者と してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成18 年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。) の別表第5に定める内容以上の研修課程をいう。)、強度行動障 害支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第5に定 める内容以上のものをいう。)、強度行動障害支援者養成研修(実

四 入院又は入所した病院等において利用を開始した日から起算して90日を超えて支援を行う場合は、障害者へのコミュニケーション支援等の必要性について、市町村が認めた場合に限り、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定する。90日を超える利用に当たっては、30日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるものとする。

また、当該日数について、入院又は入所していた病院等から利用者が転院する等により、意思疎通の支援等の必要性が改めて認められる場合にあっては、転院先の病院等において利用を開始した日から改めて起算するものとする。

- ③ 重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者に対する重度訪問介護について
 - ア ①の(一)のイに規定する者については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、重度訪問介護を行った場合に所定単位数が算定できるものであること。
 - イ 従業者については、専門性を確保するため、重度訪問介護従業 者養成研修行動障害支援課程(指定居宅介護等の提供に当たる者 として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年厚生労働省告示第 538号。以下「居宅介護従業者基準」という。)の別表第5に定め る内容以上の研修課程をいう。)、強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第5に定める内容以上のも のをいう。)、強度行動障害支援研修)又は行動

践研修)又は行動援護従業者養成研修(居宅介護従業者基準別表第8に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了していることが望ましい。

ウ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び強度行動 障害支援者養成研修(基礎研修)は、アセスメントを理解してサー ビスを提供する上で必要な研修と位置づけているところであり、 アセスメントを行う側の研修ではないことから、これらの研修の みを修了した者については、アに定める「行動障害に専門性を有 する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を行う者」 としては望ましくない。

④ 重度訪問介護の所要時間について

─ 短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて短時間サービスが高い単価設定となっている居宅介護に対し、重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。また、8時間を超えるサービス提供を行う場合には、事業所の管理コストが逓減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定することとしているものである。したがって、同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して算定する。この場合の1日とは、0時から24時までを指すものであり、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定する。また、1日の範囲内に複数の事

援護従業者養成研修(居宅介護従業者基準別表第8に定める内容 以上の研修課程をいう。)を修了していることが望ましい。

- ウ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び強度行動 障害支援者養成研修(基礎研修)は、アセスメントを理解してサー ビスを提供する上で必要な研修と位置づけているところであり、 アセスメントを行う側の研修ではないことから、これらの研修の みを修了した者については、アに定める「行動障害に専門性を有 する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を行う者」 としては望ましくない。
- ④ 重度訪問介護の所要時間について
- ─ 短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて短時間サービスが高い単価設定となっている居宅介護に対し、重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。また、8時間を超えるサービス提供を行う場合には、事業所の管理コストが逓減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定することとしているものである。したがって、同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して算定する。この場合の1日とは、0時から24時までを指すものであり、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定する。また、1日の範囲内に複数の事

業者が重度訪問介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1 日分の所要時間を通算して算定する。

- (例) 1日に、所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う 場合
- → 通算時間 7時間30分+7時間30分=15時間
- → 算定単位 「所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場 合」
- 二 1回のサービスが午前 0時をまたいで 2日にわたり提供される場合、午前 0時が属する 30分の範囲内における午前 0時を超える端数については、1日目の分に含めて算定する。
 - (例) 22 時 45 分から 6 時 45 分までの 8 時間の連続するサー ビス
 - 22時45分から0時15分までの時間帯の算定方法1日目分1時間30分として算定
 - ・ 0時15分から6時45分までの時間帯の算定方法 2日目分6時間30分として算定
- (三) 重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が30分を単位として決定されること、また、報酬については1日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえることが重要である。
- ⑤ 特に重度の障害者に対する加算の取扱いについて 重度訪問介護従業者養成研修(居宅介護従業者基準の別表第3に

現 行

業者が重度訪問介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1 日分の所要時間を通算して算定する。

- (例) 1日に、所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う 場合
- → 通算時間 7時間30分+7時間30分=15時間
- → 算定単位 「所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合」
- □ 1回のサービスが午前 0時をまたいで 2日にわたり提供される場合、午前 0時が属する 30分の範囲内における午前 0時を超える端数については、1日目の分に含めて算定する。
 - (例) 22 時 45 分から 6 時 45 分までの 8 時間の連続するサー ビス
 - 22時45分から0時15分までの時間帯の算定方法1日目分1時間30分として算定
 - ・ 0時15分から6時45分までの時間帯の算定方法 2日目分6時間30分として算定
- (三) 重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が30分を単位として決定されること、また、報酬については1日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえることが重要である。
- ⑤ 特に重度の障害者に対する加算の取扱いについて 重度訪問介護従業者養成研修(居宅介護従業者基準の別表第3に

定める内容以上の研修課程又は別表第 4 に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了した者が、①の(一)ア及び(二)に規定する者のうち、重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を、区分 6 に該当する者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 8.5 に相当する単位数を、それぞれ所定単位数に加算する。

なお、重度訪問介護従業者養成研修(居宅介護従業者基準第1条 第5号に規定する重度訪問介護従業者養成研修をいう。)を修了した者が、加算対象となる重度障害者に対して重度訪問介護を行う場合は、当該加算対象者に対する緊急時の対応等についての付加的な研修である重度訪問介護従事者養成研修追加課程(居宅介護従業者基準の別表第3に定める内容以上の研修課程をいう。)又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程(居宅介護従業者基準の別表第4に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了している場合についてのみ所定単位数が算定できるものであること。

- ⑥ 2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護の取扱い等について
 - (→) 2の(1)の(3の(→)の規定を準用する。
 - □ 2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、それ ぞれの重度訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単 位数が算定される<u>「指定重度訪問介護事業所等に勤務する熟練し</u> た重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合」の うち、第546号告示第2号イについては、区分6の利用者に対す

定める内容以上の研修課程又は別表第 4 に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了した者が、①の(一)ア及び(二)に規定する者のうち、重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を、区分 6 に該当する者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 8.5 に相当する単位数を、それぞれ所定単位数に加算する。

なお、重度訪問介護従業者養成研修(居宅介護従業者基準第1条 第5号に規定する重度訪問介護従業者養成研修をいう。)を修了した者が、加算対象となる重度障害者に対して重度訪問介護を行う場合は、当該加算対象者に対する緊急時の対応等についての付加的な研修である重度訪問介護従事者養成研修追加課程(居宅介護従業者基準の別表第3に定める内容以上の研修課程をいう。)又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程(居宅介護従業者基準の別表第4に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了している場合についてのみ所定単位数が算定できるものであること。

- ⑥ 2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護の取扱い等について
 - (→) 2の(1)の(3の(→)の規定を準用する。
 - (二) 2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、それぞれの重度訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単位数が算定される場合のうち、第546号告示第2号ロの「当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所等の従業者の同行が必要であると認められる場合」とは、区分6の利用者に対

る支援が、<u>当該</u>重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者 (利用者への支援が 1 年未満となることが見込まれる者及び採用 からおよそ6 か月を経過した従業者は除く。以下「新任従業者」 という。)であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要 なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用 者への支援に熟練した重度訪問介護従業者(当該利用者の障害特 性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用 者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問 介護従業者のことをいう。以下「熟練従業者」という。)が同行し てサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指 す。

当該算定に係る考え方は以下のとおりである。

- ア 区分6の利用者に対し、重度訪問介護を提供した新任従業者 ごとに、120時間以内に限り、所定単位数を算定する。ただし、 原則として、1人の区分6の利用者につき、年間で3人の従業 者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介 護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合に は、3人を超えて算定できることとする。
- イ 熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制 限はない。
- ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間 については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて 判断されるものである。
- エ 新任従業者が複数の区分6の利用者に支援を行う場合、当該

する支援が、重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6か月を経過した従業者は除く。以下「新任従業者」という。)であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者のことをいう。以下「熟練従業者」という。)が同行してサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指す。当該算定に係る考え方は以下のとおりである。

- ア <u>区分 6 の利用者への重度訪問介護を提供する新任従業者ごとに 120 時間とする。</u>ただし、原則として、1 人の区分 6 の利用者につき、年間で 3 人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3 人を超えて算定できることとする。
- イ 熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制 限はない。
- ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間 については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて 判断されるものである。
- エ 新任従業者が複数の区分6の利用者に支援を行う場合、当該

利用者に行う同行支援の合計時間が 120 時間を超えることは 認められない。

② 人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、それぞれの重度訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単位数が算定される「指定重度訪問介護事業所等に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合」のうち、第546号告示第2号ロについては、当該重度訪問介護事業所において重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者への支援に初めて従事する従業者(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者は除く。)が支援を行うために、専門的な支援技術を必要とする利用者に対し、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者が同行してサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指す。

当該算定に係る考え方は以下のとおりである。

- ア 重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対し、初めて重度訪問介護を提供した従業者ごとに、120時間以内に限り、所要単位数を算定する。原則として、1人の重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3人を超えて算定できることとする。
- イ 熟練従業者が複数の従業者に同行した場合の時間に制限は

現 行

利用者に行う同行支援の合計時間が 120 時間を超えることは 認められない。

(新設)

改 正 後

ない。

ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間 については、利用者の状態像や従業者の経験等を踏まえて判断 されるものである。

- 工 従業者が複数の重度障害者等包括支援の対象となる支援の 度合にある者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の 合計時間が120時間を超えることは認められない。
- ① 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについて 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについては、原則とし て、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定され るものであること。

ただし、基準額の最小単位(最初の1時間とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が30分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。)。

⑧ 特定事業所加算の取扱いについて

ア 会議の定期的開催

第 543 号告示<u>第 5 号</u>イ(2)(→の「利用者に関する情報若しくは サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定重度訪 ⑦ 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについて

現

早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。

行

ただし、基準額の最小単位(最初の1時間とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が30分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。)。

⑧ 特定事業所加算の取扱いについて

ア 会議の定期的開催

第 543 号告示<u>第 4 号</u>イ(2) (一)の「利用者に関する情報若しくは サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定重度訪 問介護事業所又は当該共生型重度訪問介護事業所における重度 訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提 供責任者が主宰し、登録へルパーも含めて、当該事業所において サービス提供に当たる重度訪問介護従業者のすべてが参加する ものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂 に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつ かのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の 開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定 期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。

なお、利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用とするものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。

会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

イ 文書等による指示

問介護事業所又は当該共生型重度訪問介護事業所における重度 訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提 供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所において サービス提供に当たる重度訪問介護従業者のすべてが参加する ものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂 に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつ かのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の 開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定 期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。

なお、利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用とするものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。

会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

イ 文書等による指示

第 543 号告示<u>第 5 号</u>イ(2)口の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- 利用者のADLや意欲
- 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- 家族を含む環境
- ・ 前月(又は留意事項等に変更があった時点)のサービス提供 時の状況
- その他サービス提供に当たって必要な事項

また、「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該 利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。

なお、「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手 交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。 ウ サービスの提供体制

第 543 号告示<u>第 5 号</u>イ(6)の「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定障害福祉サービス基準第 31 条第 3 号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。

現 行

第 543 号告示<u>第 4 号</u>イ(2) 口の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- 利用者のADLや意欲
- 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- 家族を含む環境

ウ サービスの提供体制

- 前月(又は留意事項等に変更があった時点)のサービス提供 時の状況
- その他サービス提供に当たって必要な事項

また、「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。

なお、「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手 交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

第 543 号告示<u>第 4 号</u>イ(6)の「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定障害福祉サービス基準第 31 条第 3 号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。

なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年 末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供 していることが必要であり、サービスが提供できない場合につい ては、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。

工 重度障害者対応要件

第 543 号告示第 5 号イ(10)の障害支援区分 5 以上である者 又は喀痰吸引等を必要とする者の割合については、前年度(3 月 を除く。)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の 平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要と する者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規 定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を 行うための登録を受けているものに限られること。

- <u>オ</u> その他の規定については、2 の(1)の<u>(4)</u>((→)のイ及びウ<u>及び(三</u>)を 除く。)の規定を準用する。
- 9 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第2の注10の特別地域加算については、2の(1)の りの 規定を進用する。
- ⑩ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第2の注11の緊急時対応加算については、2の(1)の⑩の規定を準用する。
- ① 移動介護加算の取扱いについて
 - (一) 外出時における移動中の介護(以下「移動介護」という。)を行う場合には、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動

現 行

なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年 末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供 していることが必要であり、サービスが提供できない場合につい ては、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。

- ⑨ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第2の注10の特別地域加算については、2の(1)の値の 規定を準用する。
- ⑩ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第2の注11の緊急時対応加算については、2の(1)の⑪ の規定を準用する。
- ① 移動介護加算の取扱いについて
- ─ 外出時における移動中の介護(以下「移動介護」という。)を行う場合には、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動

先における確認等の追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行うこととしているものであるが、これらの業務については、外出に係る移動時間等が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容ではないことから、4時間以上実施される場合は一律の評価としているものである。このため、1日に、移動介護が4時間以上実施されるような場合にあっては、「所要時間3時間以上の場合」の単位を適用する。

- 二 同一の事業者が、1日に複数回の移動介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して報酬算定する。また、1日に複数の事業者が移動介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。
- ② 移動介護緊急時支援加算の取扱いについて
 - (一) 本加算は、重度訪問介護従業者が利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、当該車両を駐停車して、必要な支援を緊急に行った場合のものであり、所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法等他の法令等に留意すること。
 - (二) 「その他の必要な支援」とは、常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり、例えば、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する制御的対応などをいう。
 - (三) 1日に複数の事業者が同一利用者に対して、移動介護緊急時支援加算を算定する場合は、事業者がそれぞれ所定単位数を算定する。

現 行

先における確認等の追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行うこととしているものであるが、これらの業務については、外出に係る移動時間等が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容ではないことから、4時間以上実施される場合は一律の評価としているものである。このため、1日に、移動介護が4時間以上実施されるような場合にあっては、「所要時間3時間以上の場合」の単位を適用する。

- (二) 同一の事業者が、1日に複数回の移動介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して報酬算定する。また、1日に複数の事業者が移動介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。
- ② 移動介護緊急時支援加算の取扱いについて
 - → 本加算は、重度訪問介護従業者が利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、当該車両を駐停車して、必要な支援を緊急に行った場合のものであり、所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)等他の法令等に留意すること。
 - (二) 「その他の必要な支援」とは、常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり、例えば、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する制御的対応などをいう。
 - (三) 1日に複数の事業者が同一利用者に対して、移動介護緊急時支援加算を算定する場合は、事業者がそれぞれ所定単位数を算定する。

- ③ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第2の3の初回加算については、2の(1)の<u>m</u>の規定を準 用する。
- ④ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第2の4の利用者負担上限額管理加算については、2の (1)の(B)の規定を準用する。
- (B) 行動障害支援連携加算の取扱いについて
- (一) 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重度訪問介護の対象 拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成 26 年 3 月 31 日付け障障発 0331 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保 健福祉部長通知。以下「重訪対象拡大通知」という。)を参照し行うこと。なお、引継ぎを受けた指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者については、当該引継ぎ内容を従業者に対し、周 知すること。
- (二) 行動障害支援連携加算については、支援計画シート等(重訪対象拡大通知1の(4)に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」をいう。以下同じ。)を作成した者(以下(4)の③において「作成者」という。)における指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。

なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業 所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定で

現 行

- ③ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第2の3の初回加算については、2の(1)の®の規定を準用する。
- ④ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第2の4の利用者負担上限額管理加算については、2の (1)の(1)の(1)の規定を準用する。
- ⑤ 行動障害支援連携加算の取扱いについて
 - (一) 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重度訪問介護の対象 拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成26年3月31日付け障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保 健福祉部長通知。以下「重訪対象拡大通知」という。)を参照し行うこと。なお、引継ぎを受けた指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者については、当該引継ぎ内容を従業者に対し、周 知すること。
 - (二) 行動障害支援連携加算については、支援計画シート等(重訪対象拡大通知1の(4)に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」をいう。以下同じ。)を作成した者(以下(4)の③において「作成者」という。)における指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。

なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業 所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定で

きるものであること。

- (三) 指定重度訪問介護事業所等から作成者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。
- 16 入院時支援連携加算の取扱いについて
- → 報酬告示第2の5の3の入院時支援加算については、病院又は 診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当 該病院又は診療所に入院することが決まった後、当該利用者が入 院する前までに、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療 所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所を当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を 行うために必要な調整を行った場合(以下「入院前の事前調整」 という。)に、重度訪問介護事業所の業務に対し評価を行うものであること。
- □ 重度訪問介護事業所において、事前に、当該利用者の障害等の 状況、入院中の支援における留意点、特別なコミュニケーション 支援の必要性及びその理由、重度訪問介護従業者による支援内容 等を記載した入院時情報提供書を作成し、重度訪問介護事業所の 職員が当該病院又は診療所を訪問した際、この入院時情報提供書 により入院前の事前調整を行うこと。なお、この入院時情報提供 書については、当該利用者の支援に関わる計画相談支援事業所や 複数の重度訪問介護事業所が共同して作成することや、これらの 事業所の一つが代表して作成することも可能であること。また、 この入院時情報提供書については、当該利用者及び家族の同意の 上、病院又は診療所に提供すること。

現 行

きるものであること。

(三) 指定重度訪問介護事業所等から作成者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。

(新設)

三 入院前の事前調整においては、当該利用者の障害の状態や介助 方法(体位変換、食事、排泄等)、障害特性を踏まえた病室等の環 境調整 (ベッド等の配置など)、入院中の生活や退院後の生活の 希望などを情報提供するとともに、重度訪問介護従業者による支 援に関する具体的な内容及び当該支援の留意点を確認すること。

- 四 当該利用者が入院前から複数の重度訪問介護事業者の従業者 から支援を受けており、入院中も引き続き、複数の重度訪問介護 事業者の従業者が当該利用者に重度訪問介護を提供する場合で、 かつ、利用者の支援にあたる複数の重度訪問介護事業所の職員が 入院前の事前調整に参加した場合は、この入院前の事前調整に参 加した重度訪問介護事業所ごとに、当該加算が算定されること。
- 田 入院前の事前調整には、できる限り、当該利用者やその家族も 同席できるように配慮すること。

① その他

─ 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行う という業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を 基本とすることとされているが、利用者のキャンセル等により、 一事業者における1日の利用が3時間未満である場合についての 報酬請求は3時間未満でも可能である。

なお、「所要時間1時間未満の場合」で算定する場合の所要時 間は概ね40分以上とする。

- □ 2の(1)の(1)及び(2)の規定は、重度訪問介護サービス費について 準用する。
- 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加

行

現

16 その他

(→) 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行う という業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を 基本とすることとされているが、利用者のキャンセル等により、 一事業者における1日の利用が3時間未満である場合についての 報酬請求は3時間未満でも可能である。

なお、「所要時間1時間未満の場合」で算定する場合の所要時 間は概ね40分以上とする。

- □ 2の(1)の①及び②の規定は、重度訪問介護サービス費について 準用する。
- (f) 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加

算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第2の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。

(3) 同行援護サービス費

① 同行援護の対象者について

第543号告示に定める別表第1に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上に該当する者

② サービス内容

同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供(代筆・代読を含む。)するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものである。

なお、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要がある。

- ③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて
- 一 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修 了者を含む。)→「所定単位数」

現 行

算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第2の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。

- (3) 同行援護サービス費
 - ① 同行援護の対象者について

第543号告示に定める別表第1に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上に該当する者

② サービス内容

同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供(代筆・代読を含む。)するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものである。

なお、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要がある。

- ③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて
 - (一) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修 了者を含む。)→「所定単位数」

- □ 初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者。→「所定単位数」
- (三) <u>厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者</u>(平成 18 年厚生労働省告示第 556 号。以下「第 556 号告示」という。)第 10 号に定める介護給付費等単位数表第 10 の 1 の注 2 の 2 の厚生労働大臣が定める従業者(厚生労働省組織規則(平成 13 年厚生労働省令第 1 号)第 625 条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和 55 年厚生省告示第 4 号)第 4 条第 1 項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者)→「所定単位数」
- 四 令和3年3月31日において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(地域生活支援事業通知の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」をいう。)に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者(以下「盲ろう者向け通訳・介助員」という。)で、令和6年3月31日において同行援護の事業を行う事業所の従業員であった者→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」

現 行

- □ 初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者。→「所定単位数」
- (三) <u>厚生労働大臣が定める者</u>(平成 18 年厚生労働省告示第 556 号) 第 10 号に定める介護給付費等単位数表第 10 の 1 の注 2 の 2 の厚生労働大臣が定める従業者(厚生労働省組織規則(平成 13 年厚生労働省令第 1 号)第 625 条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和 55 年厚生省告示第 4 号)第 4 条第 1 項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者(以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」という。))→「所定単位数」
- 四 令和3年3月31日において、視覚障害及び聴覚障害を有する 障害者等に対して盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(<u>「地域生</u> 活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下 「地域生活支援事業通知」という。)の「盲ろう者向け通訳・介助 員派遣事業」をいう。)に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する 障害者等に対して支援を行った経験を有する者(以下「盲ろう者 向け通訳・介助員」という。)→「所定単位数の 100 分の 90 に相 当する単位数」

- 国 基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者 又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従 事した経験を有する者→「所定単位数の100分の90に相当する 単位数」
- ④ 盲ろう者の支援に対する加算の取扱いについて 盲ろう者向け通訳・介助員(都道府県地域生活支援事業における 「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」による研修の修了者等 であって、令和3年3月31日時点に盲ろう者向け通訳・介助員派 遣事業において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して 支援を行った経験を有しない者を含む。)が、①に規定する者のう ち、聴覚障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省 令第15号)別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の6級に 相当する障害を有する者(以下「盲ろう者」という。)に対して同行 援護を行った場合にあっては所定単位数の100分の25に相当する 単位数を、所定単位数に加算する。なお、盲ろう者向け通訳・介助 員が同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了していない場合は、 本加算と③の四の減算を併せて算定する必要があることに留意す ること。
- ⑤ 2人の同行援護従業者による同行援護の取扱い等について 2人の同行援護従業者による同行援護について、それぞれの同行 援護従業者が行う同行援護について所定単位数が算定される場合 のうち、第546号告示の第1号イに該当する場合としては、移動中 や外出先等において、体重が重い利用者に排泄介助等を提供する場 合等が該当し、第1号ハに該当する場合としては、例えば、エレベ

- 五 基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者 又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従 事した経験を有する者→「所定単位数の100分の90に相当する 単位数」
- ④ 盲ろう者の支援に対する加算の取扱いについて 盲ろう者向け通訳・介助員(都道府県地域生活支援事業における 「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」による研修の修了者等 であって、令和3年3月31日時点に盲ろう者向け通訳・介助員派 遣事業において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して 支援を行った経験を有しない者を含む。)が、①に規定する者のう ち、聴覚障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省 令第15号)別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の6級に 相当する障害を有する者(以下「盲ろう者」という。)に対して同行 援護を行った場合にあっては所定単位数の100分の25に相当する 単位数を、所定単位数に加算する。なお、盲ろう者向け通訳・介助 員が同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了していない場合は、 本加算と③の四の減算を併せて算定する必要があることに留意す ること。
- ⑤ 2人の同行援護従業者による同行援護の取扱い等について 2人の同行援護従業者による同行援護について、それぞれの同行 援護従業者が行う同行援護について所定単位数が算定される場合 のうち、第546号告示の第1号イに該当する場合としては、移動中 や外出先等において、体重が重い利用者に排泄介助等を提供する場 合等が該当し、第1号ハに該当する場合としては、例えば、エレベ

ーターのない建物の 2 階以上の居室等から歩行困難な利用者を移動や外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に 2 人の同行援護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。

⑥ 同行援護従業者のうち 1 人が基礎研修課程修了者等又は盲ろう 者向け通訳・介助員である場合の取扱いについて

派遣された2人の同行援護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員で、1人がそれ以外のものである場合について、基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員が派遣される場合の単位数を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定する。

⑦ 同行援護の所要時間について

1日に同行援護を複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。居宅介護等の別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得るが、短時間のサービスを組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは適当ではないことから、同行援護の利用の間隔が2時間未満の場合は、前後の同行援護を1回として算定する。なお、身体の状況等により、やむを得ず短時間の間隔で短時間のサービス提供を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する同行援護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。

⑧ 早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについて 早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについては、原則として、 ーターのない建物の 2 階以上の居室等から歩行困難な利用者を移動や外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に 2 人の同行援護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。

⑥ 同行援護従業者のうち 1 人が基礎研修課程修了者等又は盲ろう 者向け通訳・介助員である場合の取扱いについて

派遣された2人の同行援護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員で、1人がそれ以外のものである場合について、基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員が派遣される場合の単位数を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定する。

⑦ 同行援護の所要時間について

1日に同行援護を複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。居宅介護等の別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得るが、短時間のサービスを組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは適当ではないことから、同行援護の利用の間隔が2時間未満の場合は、前後の同行援護を1回として算定する。なお、身体の状況等により、やむを得ず短時間の間隔で短時間のサービス提供を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する同行援護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。

② 早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについて早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについては、原則として、

ただし、基準額の最小単位(最初の30分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯がまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。)。

なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であって も、土日祝日等を想定した加算はないこと。

⑨ 特定事業所加算の取扱いについて

第 543 告示の第 9 号イ(6)の「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成 18 年厚生労働省告示第 548 号)第 9 号に規定する者であって、視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第 78 条第 1 項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業に参加し、都道府県知事から視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等への支援に必要な知識及び技術を有する者と認める旨の証明書の交付を受けたものの占める割合」については、2 の(3)の③の側に該当する者は含まない。

また、第 543 号告示第 9 号イ(9)の障害支援区分 5 以上である者 又は同号二(4)の障害支援区分 4 以上である者、喀痰吸引等を必要

現 行

実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定される ものであること。

ただし、基準額の最小単位(最初の30分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯がまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。)。

なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であって も、土日祝日等を想定した加算はないこと。

⑨ 特定事業所加算の取扱いについて

報酬告示第3の注7の特定事業所加算については、2の(1)の⑤の 規定を準用する。

とする者の割合については、前年度(3 月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。なお、その他の規定については、2 の(1)の⑭ (臼を除く。) の規定を準用する。

- ⑩ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第3の注8の特別地域加算については、2の(1)の低の規 定を準用する。
- ① 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第3の注9の緊急時対応加算については、2の(1)の<u>®</u>の 規定を準用する。
- ② 初回加算の取扱いについて 報酬告示第3の2の初回加算については、2の(1)の<u>10</u>の規定を準 用する。
- ③ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第3の3の利用者負担上限額管理加算については、2の (1)の(B)の規定を準用する。
- ④ その他 2の(1)の①及び②、③の□及び回の規定は、同行援護サービス費 について準用する。
- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加

⑩ 特別地域加算の取扱いについて

定を準用する。

報酬告示第3の注8の特別地域加算については、2の(1)の6の規

行

現

- ① 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第3の注9の緊急時対応加算については、2の(1)の①の 規定を準用する。
- ② 初回加算の取扱いについて 報酬告示第3の2の初回加算については、2の(1)の<mark>®</mark>の規定を準 用する。
- ③ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第3の3の利用者負担上限額管理加算については、2の (1)の(1)の(1)の規定を準用する。
- ④ その他2の(1)の①及び②、③の□及び回の規定は、同行援護サービス費について準用する。
- ⑤ 福祉·介護職員処遇改善加算、福祉·介護職員等特定処遇改善加

算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第3の5、6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。

(4) 行動援護サービス費

① 行動援護の対象者について

区分 3 以上に該当する者であって、<u>行動関連項目合計点数</u>が 10 点以上(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)である者

② サービス内容について

行動援護は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、居宅内や外出時における次のようなサービスを行うものである。

事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録する必要がある。

(一) 予防的対応

ア 行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安 を紛らわすために不適切な行動が出ないよう、あらかじめ日常 生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地で の行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説 明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること

現 行

算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第3の5、6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。

(4) 行動援護サービス費

に相当する支援の度合)である者

② サービス内容について

行動援護は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、居宅内や外出時における次のようなサービスを行うものである。

事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録する必要がある。

(一) 予防的対応

ア 行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安 を紛らわすために不適切な行動が出ないよう、あらかじめ日常 生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地で の行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説 明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること

イ 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合 に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のと きに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等 の予防的対応等を行うことなど

二 制御的対応

- ア 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本 人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめる こと
- イ 危険であることを認識できないために突然飛び出してしま うといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめ ること
- ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定 のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際 の対応

(三) 身体介護的対応

- ア 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応
- イ 食事を摂る場合の食事介助
- ウ 入浴及び衣服の着脱介助など

③ 単価適用の留意点

行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の 範囲内にとどまると想定されるが、8時間以上実施されるような場 合にあっては、「7時間30分以上の場合」の単位を適用する。

また、行動援護は、主として日中に行われるサービスであること から、早朝・夜間・深夜の加算は算定されないので留意されたい。

現 行

イ 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合 に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のと きに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等 の予防的対応等を行うことなど

二 制御的対応

- ア 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本 人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめる こと
- イ 危険であることを認識できないために突然飛び出してしま うといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめ ること
- ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定 のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際 の対応

三 身体介護的対応

- ア 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応
- イ 食事を摂る場合の食事介助
- ウ 入浴及び衣服の着脱介助など

③ 単価適用の留意点

行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の 範囲内にとどまると想定されるが、8時間以上実施されるような場 合にあっては、「7時間30分以上の場合」の単位を適用する。

また、行動援護は、主として日中に行われるサービスであること から、早朝・夜間・深夜の加算は算定されないので留意されたい。 ④ 所定単位数等の取扱いについて

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 1 年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。ただし、令和 3 年 3 月 31日において初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者にあっては、今和 9 年 3 月 31日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。

- ⑤ 支援計画シート等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について(支援計画シート等未作成減算)
 - (一) 算定される単位数

所定単位数の 100 分の 95 とする。なお、当該所定単位数は、 各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の 合計数の 100 分の 95 となるものでないことに留意すること。

- (二) 支援計画シート等未作成減算については、行動障害を有する者 への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要で あることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていな い場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算すること としているものである。
- 三 支援計画シート等未作成減算の具体的取扱い

具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につ

④ 所定単位数等の取扱いについて

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 1 年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。ただし、令和 3 年 3 月 31日において初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者にあっては、令和 6 年 3 月 31日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。

- ⑤ 支援計画シート等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について(支援計画シート等未作成減算)
 - (一) 算定される単位数

所定単位数の 100 分の 95 とする。なお、当該所定単位数は、 各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の 合計数の 100 分の 95 となるものでないことに留意すること。

- (二) 支援計画シート等未作成減算については、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算することとしているものである。
- (三) 支援計画シート等未作成減算の具体的取扱い

具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につ

き減算するものであること。

- ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が 作成されていないこと。
- イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われ ていないこと。
- ⑥ 2人の行動援護従業者による行動援護の取扱い等について 2の(1)の⑫の(→)の規定を準用する。
- ⑦ 特定事業所加算の取扱いについて
 - ─ 医療・教育等の関係機関との連携
 - ア 告示第 543 号第 13 号イ(2)の巨について、サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書(以下「行動援護計画等」という。)の作成及び利用者に対する交付にあたっては、あらかじめ当該利用者又は家族等の同意を得て、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関の職員と連絡調整を行い、支援に必要な利用者に関する情報の提供を受けた上で行うこと。なお、直接、関係機関への聞き取りが難しい場合は、家族や相談支援専門員等を通じて必要な情報の提供を受けること。また、支援に必要な利用者の情報の提供を受けた場合には、相手や日時、その内容の要旨及び行動援護計画等に反映させるべき内容を記録しておくこと。
 - イ 医療機関や教育機関等の関係機関と連携した支援を行うために、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。
 - ウ 利用者の状態や支援方法等を記録した文書を関係機関に提供する場合には、当該利用者又は家族の同意を得ること。

現 行

き減算するものであること。

- ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が 作成されていないこと。
- イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。
- ⑥ 2人の行動援護従業者による行動援護の取扱い等について 2の(1)の(3の(→)の規定を準用する。
 - ⑦ 特定事業所加算の取扱いについて 報酬告示第4の注6の特定事業所加算については、2の(1)の⑤の 規定を準用する。

改 正 後 現

二 重度障害者対応要件

第543号告示第13号イ(9)の障害支援区分5以上である者又は同号二(4)の障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要と する者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規 定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を 行うための登録を受けているものに限られること。

- <u>(三)</u> その他の規定については、2の(1)の(4) (三を除く。)の規定を準用する。
- <u></u>四 令和6年3月31日において第543号告示第13号の適用を受け <u>ている事業所に係る同号の適用については、令和9年3月31日</u> までの間、なお従前の例によることができる。
- 8 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第4の注7の特別地域加算については、2の(1)の低の 規定を準用する。
- ⑩ 初回加算の取扱いについて報酬告示第4の2の初回加算については、2の(1)の①の規定を準用する。

8 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第4の注7の特別地域加算については、2の(1)の 規定を準用する。

行

- ⑩ 初回加算の取扱いについて報酬告示第4の2の初回加算については、2の(1)の®の規定を準用する。

① 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の (1)の(B)の規定を準用する。

12 その他

- → 行動援護は、1日1回しか算定できないものである。
- (二) 2 の(1)の①及び②、③の□及び(三) (ただし書を除く。)の規定は、行動援護サービス費について準用する。
- (13) 行動障害支援指導連携加算の取扱いについて
 - → 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重訪対象拡大通知」 を参照し行うこと。
 - (二) 行動障害支援指導連携加算については、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が作成者から、重度訪問介護計画を作成する上での指導及び助言を受けるための行動援護利用者宅までの費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。

なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業 所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定で きるものであること。

- (三) 指定行動援護事業所等から指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。
- ④ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加 算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第4の5、6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算、福

現 行

① 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の (1)の(1)の(1)の規定を準用する。

(12) その他

- → 行動援護は、1日1回しか算定できないものである。
- (二) 2 の(1)の①及び②、③の□及び(三) (ただし書を除く。)の規定は、行動援護サービス費について準用する。
- (13) 行動障害支援指導連携加算の取扱いについて
 - → 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重訪対象拡大通知」 を参照し行うこと。
 - □ 行動障害支援指導連携加算については、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が作成者から、重度訪問介護計画を作成する上での指導及び助言を受けるための行動援護利用者宅までの費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。

なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業 所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定で きるものであること。

- (三) 指定行動援護事業所等から指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。
- ④ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加 算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第4の5、6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算、福

祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。

- (5) 療養介護サービス費
 - ① 療養介護の対象者について

療養介護については、次の一から回までのいずれかに該当する者 が対象となるものであること。

- (一) 区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を 行っている者
- □ 区分5以上に該当し、次のイから二までのいずれかに該当する者であること。
 - イ 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
 - ロ 医療的ケアスコア(<u>スコア表</u>の基本スコア及び見守りスコア を合算して算出する点数をいう。以下同じ。)が 16 点以上の者

- ハ <u>行動関連項目合計点数</u>が 10 点以上かつ医療的ケアスコアが 8 点以上の者
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉 サービスに要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づ き厚生労働大臣が定める基準並びにこども家庭庁長官及び厚 生労働大臣が定める基準(平成 18 年厚生労働省告示第 236 号。

現 行

祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。

- (5) 療養介護サービス費
 - ① 療養介護の対象者について 療養介護については、次の(→)から四までのいずれかに該当する者 が対象となるものであること。
 - (一) 区分 6 に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を 行っている者
 - (二) 区分5以上に該当し、次のイから二までのいずれかに該当する者であること。
 - イ 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
 - ロ 医療的ケアスコア(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表(平成24年厚生労働省告示第122号)第1の1の表(以下「スコア表」という。)の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。)が16点以上の者
 - ハ <u>第 543 号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数</u>が 10 点以上かつ医療的ケアスコアが 8 点以上の者
 - 二 <u>厚生労働大臣が定める基準</u>(平成 18 年厚生労働省告示第 236 号)に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが 8 点以上の者

以下「第 236 号告示」という。)に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが 8 点以上の者

- (三) (→及び口に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者
- 四 旧重症心身障害児施設(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。以下同じ。)に入所した者又は指定医療機関(旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)に入院した者(以下「旧重症心身障害児施設等入所者」と総称する。)であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する(一)から(三)以外の者
- ② 療養介護サービス費の区分について

療養介護サービス費の区分については、指定療養介護事業所ごと (サービス提供単位を複数設置する場合にあっては当該サービス提 供単位ごと)の重度障害者割合及び<u>厚生労働大臣が定める施設基準</u> 並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準(平成 18年厚生労働省告示第551号。以下「第551号告示」という。)に 規定する人員基準に応じ算定する(療養介護サービス費(V)を除

- (三) (一)及び(二)に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者
- 四 旧重症心身障害児施設(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。以下同じ。)に入所した者又は指定医療機関(旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)に入院した者(以下「旧重症心身障害児施設等入所者」と総称する。)であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する(一)から(三)以外の者
- ② 療養介護サービス費の区分について

療養介護サービス費の区分については、指定療養介護事業所ごと (サービス提供単位を複数設置する場合にあっては当該サービス提 供単位ごと)の重度障害者割合及び<u>厚生労働大臣が定める施設基準</u> (平成 18 年厚生労働省告示第 551 号。以下「第 551 号告示」とい う。)に規定する人員基準に応じ算定する(療養介護サービス費(V) を除く。)こととされており、具体的には、次のとおりであること。

く。)こととされており、具体的には、次のとおりであること。

一 療養介護サービス費(Ⅰ)

ア 区分 6 に該当する利用者が利用者の数の 50%以上であること。

- イ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。
- ウ ①の一から三のいずれかに該当する者について算定すること。

□ 療養介護サービス費(Ⅱ)

常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を3で除して 得た数以上であること。

⑤ 療養介護サービス費(Ⅲ)

常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 4 で除して 得た数以上であること。

四 療養介護サービス費(IV)

従業者の員数が利用者の数を 4 で除して得た数を満たすことができない特定旧法指定施設等について算定することとし、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者を 6 で除して得た数以上であること。

(I) 療養介護サービス費(V)

ア ①に該当しない特定旧法受給者等について算定すること。

- イ 常勤換算方法により、従業者の員数が①に該当しない特定旧 法受給者等を6で除して得た数以上であること。

現 行

一 療養介護サービス費(Ⅰ)

ア 区分 6 に該当する利用者が利用者の数の 50%以上であること。

- イ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。
- ウ ①の─から回のいずれかに該当する者について算定すること。

□ 療養介護サービス費(Ⅱ)

常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を3で除して 得た数以上であること。

三 療養介護サービス費(Ⅲ)

常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 4 で除して 得た数以上であること。

四 療養介護サービス費(IV)

従業者の員数が利用者の数を 4 で除して得た数を満たすことができない特定旧法指定施設等について算定することとし、常勤 換算方法により、従業者の員数が利用者を 6 で除して得た数以上 であること。

- (L) 療養介護サービス費(V)
 - ア ①に該当しない特定旧法受給者等について算定すること。
 - イ 常勤換算方法により、従業者の員数が①に該当しない特定旧 法受給者等を6で除して得た数以上であること。

- イ 従業者の員数が利用者の数を 2 で除して得た数以上である 指定療養介護事業所(指定障害福祉サービス基準第50条第7項 又は第8項の規定による指定療養介護事業所に限る。)につい て算定すること。
- ③ 地域移行加算の取扱いについて
 - (一) 報酬告示第5の2に規定する地域移行加算の注中、退院前の相談援助については、入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の居宅生活(福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。)に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中2回に限り加算を算定するものである。

また、利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、 当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退 院後1回を限度として加算を算定するものである。

- □ 地域移行加算は退院日に算定し、退院後の訪問相談については 訪問日に算定するものであること。
- (三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合 には、算定できないものであること。
 - ア 退院して病院又は診療所へ入院する場合
 - イ 退院して他の社会福祉施設等へ入所する場合
 - ウ 死亡退院の場合
- 四 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助

現 行

- ア ①に該当する者について算定すること。
- イ 従業者の員数が利用者の数を 2 で除して得た数以上である 指定療養介護事業所(指定障害福祉サービス基準第50条第7項 又は第8項の規定による指定療養介護事業所に限る。)につい て算定すること。
- ③ 地域移行加算の取扱いについて
 - (一) 報酬告示第5の2に規定する地域移行加算の注中、退院前の相談援助については、入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の居宅生活(福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。)に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中2回に限り加算を算定するものである。

また、利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、 当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退 院後1回を限度として加算を算定するものである。

- (二) 地域移行加算は退院日に算定し、退院後の訪問相談については 訪問日に算定するものであること。
- (三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合 には、算定できないものであること。
 - ア 退院して病院又は診療所へ入院する場合
 - イ 退院して他の社会福祉施設等へ入所する場合
 - ウ 死亡退院の場合
- 四 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助

を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。

- 田 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものである こと。
 - ア 退院後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助
 - イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助
 - ウ 退院する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向 上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助
 - エ 住宅改修に関する相談援助
 - オ 退院する者の介護等に関する相談援助
- (対) 退院前の相談援助に係る加算を算定していない場合であって も、退院後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加 算を算定できるものであること。
- ④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第5の3の福祉専門職員配置等加算については、以下の とおり取り扱うこととする。
 - ─ 福祉専門職員配置等加算(I)

指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職 員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉 士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の 割合が 100 分の 35 以上であること。

なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇 用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務 すべき時間数に達している従業者をいう。(口及び回において同 じ。)

を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。

行

現

- 田 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものである こと。
 - ア 退院後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助
 - イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助
 - ウ 退院する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向 上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助
 - エ 住宅改修に関する相談援助
 - オ 退院する者の介護等に関する相談援助
- は、退院前の相談援助に係る加算を算定していない場合であって も、退院後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加 算を算定できるものであること。
- ④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第5の3の福祉専門職員配置等加算については、以下の とおり取り扱うこととする。
 - ─ 福祉専門職員配置等加算(I)

指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職 員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉 士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の 割合が 100 分の 35 以上であること。

なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇 用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務 すべき時間数に達している従業者をいう。(口及び回において同 じ。)

□ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。

- (三) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)次のいずれかに該当する場合であること。
 - ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算 方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置 されている従業者の割合が100分の75以上であること。
 - イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の 末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たって は、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する障 害福祉サービス事業を行う事業所(旧法施設を含む。)、精神障 害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定 する障害児通所支援事業を行う事業所、障害児入所施設、病院、 社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職 員として勤務した年数を含めることができるものとする。

また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務してい

□ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。

- (三) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)次のいずれかに該当する場合であること。
 - ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算 方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置 されている従業者の割合が100分の75以上であること。
 - イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の 末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たって は、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他 の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に定める障害福祉サービス事業を行う事業所(旧法施設を 含む。)、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神 障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の 地域活動支援センター等、障害者就業・生活支援センター、児 童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、障害児 入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に 直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる 四 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて

多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所に おける全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計 算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算 定することとする。

なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の 直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者(例:生活介 護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人 分勤務している者)については、「常勤で配置されている従業者」 に含めることとする。

- ⑤ 人員配置体制加算の取扱いについて
 - (一) 報酬告示第 5 の 4 の人員配置体制加算(I)又は(II)については、次のア又はイごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、算定できることとする。
 - ア 人員配置体制加算(I)

旧重症心身障害児施設又は指定医療機関(以下「旧重症心身障害児施設等」という。)から転換する指定療養介護事業所の中で、経過的療養介護サービス費(I)を算定している場合であって、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。

イ 人員配置体制加算(Ⅱ)

現 行

ものとする。

また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務してい た期間も含めることとする。

四 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて

多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所に おける全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計 算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算 定することとする。

なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の 直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者(例:生活介 護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人 分勤務している者)については、「常勤で配置されている従業者」 に含めることとする。

- ⑤ 人員配置体制加算の取扱いについて
- (一) 報酬告示第 5 の 4 の人員配置体制加算(I)又は(II)については、次のア又はイごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、算定できることとする。
 - ア 人員配置体制加算(I)

旧重症心身障害児施設又は指定医療機関(以下「旧重症心身障害児施設等」という。)から転換する指定療養介護事業所の中で、経過的療養介護サービス費(I)を算定している場合であって、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。

イ 人員配置体制加算(Ⅱ)

旧重症心身障害児施設等から転換する指定療養介護事業所の中で、療養介護サービス費(II)を算定している場合であって、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 2.5 で除して得た数以上であること。

- □ 人員配置体制加算については、利用者全員につき算定することとする。
- ⑥ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて報酬告示第5の5の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定療養介護事業所の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定療養介護事業所の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に加算するものとする(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。)。
 - (一) 体験的な利用支援の利用日に当該指定療養介護事業所において を関の時間帯における介護等の支援を行った場合
 - 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合
 - ア 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整
 - イ 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針 の協議等
 - ウ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談 援助

旧重症心身障害児施設等から転換する指定療養介護事業所の中で、療養介護サービス費(II)を算定している場合であって、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 2.5 で除して得た数以上であること。

- □ 人員配置体制加算については、利用者全員につき算定することとする。
- ⑥ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第5の5の障害福祉サービスの体験利用支援加算につい ては、指定療養介護事業所の利用者が、地域生活への移行に向けて 指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用 支援を利用する場合であって、指定療養介護事業所の従業員が以下 のいずれかの支援を行う場合に加算するものとする(当該支援を行 った場合には当該支援の内容を記録すること。)。
 - (一) 体験的な利用支援の利用日に当該指定療養介護事業所において を関の時間帯における介護等の支援を行った場合
 - 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合
 - ア 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整
 - イ 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針 の協議等
 - ウ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談 援助

なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定療養介護に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。

また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記口の支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。

⑦ 集中的支援加算の取扱いについて

報酬告示第5の5の2の集中的支援加算については、強度の行動 障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広 域的支援人材を指定療養介護事業所に訪問させ、又はオンラインを 活用して、当該者に対して集中的な支援(以下この⑦において「集 中的支援」という。)を行った場合に算定するものであり、以下の通 り取り扱うこととする。

なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、 「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」(令和6年3月19日付こ支障第75号・障障発0319第1号こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下同じ。)を参照すること。

- ─ 本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。
- 二 集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。ア 広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定療養介

現 行

なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定療養介護に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。

また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記口の支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。

改 正 後 現 行

護事業所のアセスメントを行うこと。

- イ 広域的支援人材と指定療養介護事業所の従業者が共同して、 当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要 な支援を短期間で集中的に実施するための計画(以下⑦におい て「集中的支援実施計画」という。)を作成すること。なお、集 中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見 直しを行うこと。当該者が複数の障害福祉サービスを併用して いる場合にあっては、当該療養介護事業所とも連携して集中的 支援実施計画の作成や集中的支援を行うこと
- ウ 指定療養介護事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助 を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき 支援を実施すること
- 工 指定療養介護事業所が、広域的支援人材の訪問(オンライン 等の活用を含む。)を受け、当該者への支援が行われる日及び 随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の 確認及び助言援助を受けること
- <u>オ 当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊</u> <u> 密に連携すること</u>
- (三) 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。
- <u>国</u> 指定療養介護事業所は、広域的支援人材に対し、本加算を踏ま えた適切な額の費用を支払うこと。
- ⑧ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加

⑦ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加

算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第5の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。

(6) 生活介護サービス費

① 生活介護の対象者について

生活介護については、次の一から回までのいずれかに該当する者 が対象となるものであること。

- (一) 50 歳未満の利用者である場合 区分 3(施設入所支援を併せて 受ける者にあっては区分 4)以上
- (二) 50 歳以上の利用者である場合 区分 2(施設入所支援を併せて 受ける者にあっては区分 3)以上
- (三) 第 556 号告示第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する者)であって、(→及び□以外の者)

② 生活介護サービス費について

(一) 生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援 区分、利用定員及び所要時間に応じた報酬単価を算定することと する。

所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含まないものである。

現 行

算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第5の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。

- (6) 生活介護サービス費
 - ① 生活介護の対象者について生活介護については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。
 - (一) 50 歳未満の利用者である場合 区分 3(施設入所支援を併せて 受ける者にあっては区分 4)以上
 - (二) 50 歳以上の利用者である場合 区分 2(施設入所支援を併せて 受ける者にあっては区分 3)以上
 - (以下「第556号告示」という。)第2号から第5号までのいずれかに該当する者)であって、(一及び口以外の者
 - ② 生活介護サービス費について
 - ─ 生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援区分及び利用定員に応じた報酬単価を算定することとする。

生活介護計画の見直しを行い、標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するものであるが、令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとする。

なお、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサ ービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画 の見直しを検討すること。

<u>また、所要時間に応じた基本報酬を算定する際には、次に留意すること。</u>

- ア 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。
- イ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用 者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が 往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付 ける標準的な時間として加えることができる。

なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから 戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路(片道) と復路(片道)の送迎に要する時間の合計である。

ウ 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連 項目の合計点数が 10 点以上である者、盲ろう者等であって、 障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間(サービス提供時間が6時間未満)にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意 向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検 討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前 提であること。

- 工 送迎時に実施した居宅内での介助等(着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等)に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。
- 才 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業 その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な 時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話を 行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して 差し支えないこと。
- □ 報酬告示第6の1の注1の3については、主として重症心身障害者を通わせる当該多機能型生活介護事業所に重症心身障害者以外が利用している場合、当該利用者についても報酬告示第6の

1のイの(1)又は(2)の区分で報酬を算定する。

三 報酬告示第6の1の注1の4については、指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護において、施設入所者については、8時間以上9時間未満の所要時間の基本報酬は算定できない。なお、指定生活介護のみの利用者については、生活介護計画に位置付けた標準的な時間に応じて報酬を算定することができる。

四 共生型生活介護サービス費について

共生型生活介護の指定を受けた共生型生活介護事業所が共生型生活介護を提供した場合には、共生型生活介護サービス費を算定するが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。

ア 対象となる事業

指定障害福祉サービス基準第 93 条の 2 第 1 号に規定する指 定児童発達支援事業所等、第 93 条の 3 第 1 号に規定する指定 通所介護事業所等又は第 93 条の 4 第 1 号に規定する指定小規 模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介護

- イ 共生型生活介護サービス費の区分について
 - (i) 共生型生活介護サービス費(I)

指定障害福祉サービス基準第 93 条の 2 第 1 号に規定する 指定児童発達支援事業所又は第 93 条の 3 第 1 号に規定する 指定通所介護事業所等が行う共生型生活介護

(ii) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ)

指定障害福祉サービス基準第 93 条の 4 第 1 号に規定する 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介 現 行

(新設)

☆ 共生型生活介護サービス費について

共生型生活介護の指定を受けた共生型生活介護事業所が共生型生活介護を提供した場合には、共生型生活介護サービス費を算定するが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。

ア 対象となる事業

指定障害福祉サービス基準第 93 条の 2 第 1 号に規定する指定児童発達支援事業所等、第 93 条の 3 第 1 号に規定する指定通所介護事業所等又は第 93 条の 4 第 1 号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介護

- イ 共生型生活介護サービス費の区分について
 - (i) 共生型生活介護サービス費(I)

指定障害福祉サービス基準第 93 条の 2 第 1 号に規定する 指定児童発達支援事業所又は第 93 条の 3 第 1 号に規定する 指定通所介護事業所等が行う共生型生活介護

(ii) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ)

指定障害福祉サービス基準第 93 条の 4 第 1 号に規定する 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介 護

運営規程に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

- ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。
- イ 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、 6時間以上開所しているが、利用者の事情等によりサービス提 供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこ と。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサー ビス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間 未満の場合の割合を乗ずること。
- ウ 算定される単位数は、4 時間未満の場合は所定単位数の 100 分の 50 とし、4 時間以上 6 時間未満の場合は所定単位数の 100 分の 70 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされ る前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない ことに留意すること。
- 利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の所定単位数の算定について

利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全

護

三 営業時間が 6 時間未満に該当する場合の所定単位数の算定に
ついて

運営規程に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

- ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含 まれないものであること。
- イ 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、 6時間以上開所しているが、利用者の事情等によりサービス提 供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこ と。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサー ビス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間 未満の場合の割合を乗ずること。
- ウ 算定される単位数は、4 時間未満の場合は所定単位数の 100 分の 50 とし、4 時間以上 6 時間未満の場合は所定単位数の 100 分の 70 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされ る前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない ことに留意すること。
- 四 利用時間が 5 時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の 100 分の 50 以上に該当する場合の所定単位数の算定について

利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全

- ア ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含 まれないものであること。
- イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間 未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が5時間 未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情に より5時間未満の利用となった利用者を除く。
- ウ 算定される単位数は、所定単位数の 100 分の 70 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。
- 世 国及び内の双方の減算事由に該当する場合の取扱いについて 国及び内の双方の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減 算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。
- (八) 注6中「一体的な運営」とは、従業者の勤務体制が一体的で区分されていないものをいうものとする。すなわち、複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限られるものであること。
- <u></u>
 医師が配置されていない場合の減算について 指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状

現 行

体の 100 分の 50 以上に該当する場合の減算については、以下の とおり取り扱うこととする。

- ア ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含 まれないものであること。
- イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間 未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が5時間 未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情に より5時間未満の利用となった利用者を除く。
- ウ 算定される単位数は、所定単位数の 100 分の 70 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。
- □ 及び四の双方の減算事由に該当する場合の取扱いについて ○ 及び四の双方の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。
- <u>六</u> 注7中「一体的な運営」とは、従業者の勤務体制が一体的で区分されていないものをいうものとする。すなわち、複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限られるものであること。
- <u>世</u> 医師が配置されていない場合の減算について 指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状

態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通 院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない 取扱いとすることができることとし、その場合にあっては所定単 位数を減算するものであること。

世 共生型生活介護事業所にサービス管理責任者が配置されている等の場合の所定単位数の算定について

サービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する 活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合に算 定できることとする。

なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。

- ③ 人員配置体制加算の取扱いについて
- (一) 報酬告示第6の2の人員配置体制加算(I)から(IV)までについては、次のア、イ、ウ、エごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、いずれかのみを算定できることとする。なお、生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の前年度の平均値は、当該年度の前年度の利用者延べ数(利用者延べ数については、生活介護サービス費において、所要時間3時間未満、所要時間3時間以上4時間未満、所要時間4時間以上5時間未満の報酬を算定してい

態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通 院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない 取扱いとすることができることとし、その場合にあっては所定単 位数を減算するものであること。

<u>(八)</u> 共生型生活介護事業所にサービス管理責任者が配置されている等の場合の所定単位数の算定について

サービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する 活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合に算 定できることとする。

なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。

- ③ 人員配置体制加算の取扱いについて
- (一) 報酬告示第6の2の人員配置体制加算(I)から(Ⅲ)までについては、次のア、イ、ウごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、いずれかのみを算定できることとする。

現 行

る利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、 所要時間5時間以上6時間未満、所要時間6時間以上7時間未満 の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を 乗じて得た数として計算を行う)を開所日数で除して得た数とし ていることから、この算出方法における前年度の平均利用者数に 応じた配置であれば、加算の要件を満たすことになる。(前年度 の平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2以下を切り上げ るものとする。)

ア 人員配置体制加算(I)

- (i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合
 - 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者 の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。

なお、「これに準ずる者」とは、区分 4 以下であって、 行動関連項目合計点数が 10 点以上である者又は区分 4 以 下であって喀痰吸引等を必要とする者とする。以下この③ において同じ。

- ・ <u>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 1.5</u> で除して得た数以上であること。
- (ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 1.5 で除して得た数以上であること。
- (iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合

- ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者 の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生 活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所 介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等(以下「共生型 本体事業」という。)の利用者の数の合計数の100分の60 以上であること。
- ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及 び共生型本体事業の利用者の数を 1.5 で除して得た数以 上であること。

√ 人員配置体制加算(II)

- (i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合
 - ・ 区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる者 の総数が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上であるこ と。

(削る)

- ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 1.7 で除して得た数以上であること。
- (ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 1.7

現 行

ア 人員配置体制加算(I)

- (i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合
 - 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。

なお、「これに準ずる者」とは、区分 4 以下であって、 第 543 号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分 に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同 表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数 の合計が 10 点以上である者又は区分 4 以下であって喀痰 吸引等を必要とする者とする。以下この③において同じ。

- ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 1.7 で除して得た数以上であること。
- (ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 1.7

で除して得た数以上であること。

- (iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合
 - ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者 の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事 業の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。

・ 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及 び共生型本体事業の利用者の数を 1.7 で除して得た数以 上であること。

ウ 人員配置体制加算(Ⅲ)

- (i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合
 - ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者 の総数が利用者の数の合計数の 100 分の 50 以上であること。
 - ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。
- (ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で 除して得た数以上であること。
- (iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合

現 行

で除して得た数以上であること。

- (iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合
 - ・ 区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる者 の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生 活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所 介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等(以下「共生型 本体事業」という。)の利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上であること。
 - ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及 び共生型本体事業の利用者の数を 1.7 で除して得た数以 上であること。

イ 人員配置体制加算(Ⅱ)

- (i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合
 - 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。
 - ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で 除して得た数以上であること。
- (ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 2 で 除して得た数以上であること。
- (iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う 場合

- ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者 の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事 業の利用者の数の合計数の100分の50以上であること。
- ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及 び共生型本体事業の利用者の数を2で除して得た数以上で あること。

工 人員配置体制加算(**Ⅳ**)

- (i) 指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において 生活介護を行う場合
 - 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 2.5 で除して得た数以上であること。
- (ii) 共生型生活介護事業所において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び 共生型本体事業の利用者の数を 2.5 で除して得た数以上で あること。
- □ 人員配置体制加算については、生活介護又は共生型生活介護の単位ごとに、生活介護又は共生型生活介護の単位の利用定員に応じた加算単位数を、当該生活介護の利用者全員(第 556 号告示第 2 号から第4号までに該当する者を除く。)につき算定することとする。
- (三) 新規に事業を開始した場合、開始した際の利用者数等の推計に 応じて算定要件を満たしている場合については、加算を算定でき る。
- ④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて

現 行

- ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者 の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事 業の利用者の数の合計数の100分の50以上であること。
- ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及 び共生型本体事業の利用者の数を2で除して得た数以上で あること。

ウ 人員配置体制加算(Ⅲ)

- (i) 指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において 生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 2.5 で 除して得た数以上であること。
- (ii) 共生型生活介護事業所において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び 共生型本体事業の利用者の数を 2.5 で除して得た数以上で あること。
- (二) 人員配置体制加算については、生活介護又は共生型生活介護の単位ごとに、生活介護又は共生型生活介護の単位の利用定員に応じた加算単位数を、当該生活介護の利用者全員(<u>厚生労働大臣が</u>定める者(第556号告示)は除く。)につき算定することとする。
- (三) 新規に事業を開始した場合、開始した際の利用者数等の推計に 応じて算定要件を満たしている場合については、加算を算定でき る。
- ④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて

報酬告示第 6 の 3 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(5) の4 の規定を準用するが、指定生活介護等においては、福祉専門職員配置等加算 (I) 又は (II) を算定している場合であっても、福祉専門職員配置等加算 (III) を算定することができる。

⑤ 常勤看護職員等配置加算の取扱いについて

報酬告示第6の3の2の常勤看護職員等配置加算については、<u>常</u> <u>勤換算方法で1以上の看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この⑤において同じ。)を配置している場合に常勤換算方法で算出した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算する。</u> なお、常勤換算員数の小数点以下は切り捨てるものとする。

なお、本加算は指定生活介護等の単位ごとの看護職員の配置に応じて算定されるものであるため、要件を満たしていない単位については加算は算定されないことに留意すること。

(削る)

(削る)

(削る)

現 行

報酬告示第6の3の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。

⑤ 常勤看護職員等配置加算の取扱いについて

報酬告示第6の3の2の常勤看護職員等配置加算(I)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、次のア、イ又はウごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、指定生活介護等の単位ごとの利用定員に応じ、いずれかのみを算定できることとする。

なお、本加算は指定生活介護等の単位ごとの看護職員の配置に応じて算定されるものであるため、要件を満たしていない単位については加算は算定されないことに留意すること。

ア 常勤看護職員等配置加算(I)

常勤換算方法で1以上の看護職員(保健師又は看護師若しくは 准看護師をいう。以下この⑤において同じ。)を配置している場 合

<u>イ</u> 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)

常勤換算方法で2以上の看護職員を配置しており、スコア表の 項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である 者に対して指定生活介護等を行っている場合

ウ 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)

常勤換算方法で3以上の看護職員を配置しており、2人以上の スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする

⑥ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて

(一) 報酬告示第6の4の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、注<u>1及び2</u>中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア 視覚障害者

身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた 身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の障害の程 度が 1 級又は 2 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者

イ 聴覚障害者

身体障害者手帳の障害の程度が2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者

ウ 言語機能障害者

身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能 障害を有する者

□ 「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の 100 分の50 又は100 分の30 が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知

状態である者に対して指定生活介護等を行っている場合

- ⑥ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて
- → 報酬告示第6の4の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、注中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア 視覚障害者

身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた 身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の障害の程 度が 1 級又は 2 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者

イ 聴覚障害者

身体障害者手帳の障害の程度が2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者

ウ 言語機能障害者

身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能 障害を有する者

(二) 「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の100分の30が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必

的障害である必要はない。

また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に 100分の50又は100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を40又は50で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。

- (三) 「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
 - ア 視覚障害

点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

- イ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者
- ① 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第6の4の2の高次脳機能障害者支援体制加算につい ては、以下のとおり取り扱うこととする。
 - <u></u> 算定に当たっての留意事項

<u>ア</u> 研修の要件

地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」(令和6年2月19日付け障障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知)に基づき都道府県が実施す

現 行

要はない。

また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等に おいて実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、 視覚障害者等の数が利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以 上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計 数を 50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであ ること。

(三) 「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 視覚障害

点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

イ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者

<u>る研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認め</u> る研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。

イ 高次脳機能障害者の確認方法について

加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下の いずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載がある ことを確認する方法によること。

- (ア) 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書
- (イ) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書
- (ウ) その他医師の診断書等(原則として主治医が記載したものであること。)
- ウ 届出等

<u>当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置して</u> いる旨を都道府県へ届け出る必要があること。

また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了 証書により確認することとするが、その他の書類等により確認 できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。

- □ 多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において 実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、高次脳 機能障害者の数が利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上 であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数 を 50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものである こと。
- ⑧ 初期加算の取扱いについて
 - → 報酬告示第6の5の初期加算については、サービスの利用の初
- 7 初期加算の取扱いについて
 - → 報酬告示第6の5の初期加算については、サービスの利用の初

現

行

期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を 行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービ スの利用開始から 30 日の間、加算するものであること。なお、 この場合の「30 日の間」とは、暦日で 30 日間をいうものであり、 加算の算定対象となるのは、30 日間のうち、利用者が実際に利用 した日数となることに留意すること。

なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の 指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあっては、この 加算の対象としない。

二 指定障害者支援施設等における過去の入所及び短期入所との 関係

初期加算は、利用者が過去3月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できることとする。

なお、当該指定障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入 所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き当該指定障 害者支援施設等に入所した場合(短期入所から退所した翌日に当 該指定障害者支援施設等に入所した場合を含む。)については、 初期加算は入所直前の短期入所の利用日数を 30 日から差し引い て得た日数に限り算定するものとする。

(三) 30日(入院・外泊時加算が算定される期間を含む。)を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合には、初期加算が算定されるものであること。

ただし、指定生活介護事業所等の同一の敷地内に併設する病院 又は診療所へ入院した場合についてはこの限りではない。 期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を 行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービ スの利用開始から 30 日の間、加算するものであること。なお、 この場合の「30 日の間」とは、暦日で 30 日間をいうものであり、 加算の算定対象となるのは、30 日間のうち、利用者が実際に利用 した日数となることに留意すること。

なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の 指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあっては、この 加算の対象としない。

(二) 指定障害者支援施設等における過去の入所及び短期入所との 関係

初期加算は、利用者が過去3月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できることとする。

なお、当該指定障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き当該指定障害者支援施設等に入所した場合(短期入所から退所した翌日に当該指定障害者支援施設等に入所した場合を含む。)については、初期加算は入所直前の短期入所の利用日数を30日から差し引いて得た日数に限り算定するものとする。

(三) 30日(入院・外泊時加算が算定される期間を含む。)を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合には、初期加算が算定されるものであること。

ただし、指定生活介護事業所等の同一の敷地内に併設する病院 又は診療所へ入院した場合についてはこの限りではない。 四 旧法施設支援における「入所時特別支援加算」が算定されていた特定旧法受給者については、「入所時特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とはならないものであること。なお、特定旧法指定施設において、旧法施設支援における「入所時特別支援加算」を算定する者が利用している場合であって、当該「入所時特別支援加算」の算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合にあっては、30日間から「入所時特別支援加算」を算定した日数を差し引いた残りの日数について、初期加算を算定して差し支えない。

9 訪問支援特別加算の取扱いについて

報酬告示第6の6の訪問支援特別加算については、指定生活介護等の利用により、利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3か月以上継続的に当該指定生活介護等を利用していた者が、最後に当該指定生活介護等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定生活介護等の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定生活介護等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る生活介護計画の見直し等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。なお、この場合の「5日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で5日間をいうものであることに留意すること。

なお、所要時間については、実際に要した時間により算定される のではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等 に要する時間に基づき算定されるものであること。 四 旧法施設支援における「入所時特別支援加算」が算定されていた特定旧法受給者については、「入所時特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とはならないものであること。なお、特定旧法指定施設において、旧法施設支援における「入所時特別支援加算」を算定する者が利用している場合であって、当該「入所時特別支援加算」の算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合にあっては、30日間から「入所時特別支援加算」を算定した日数を差し引いた残りの日数について、初期加算を算定して差し支えない。

8 訪問支援特別加算の取扱いについて

報酬告示第6の6の訪問支援特別加算については、指定生活介護等の利用により、利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3か月以上継続的に当該指定生活介護等を利用していた者が、最後に当該指定生活介護等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定生活介護等の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定生活介護等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る生活介護計画の見直し等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。なお、この場合の「5日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で5日間をいうものであることに留意すること。

なお、所要時間については、実際に要した時間により算定される のではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等 に要する時間に基づき算定されるものであること。

また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定生活介護等の利用後、再度5日間以上連続して指定生活介護等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。

- ⑩ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第6の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取
 - (一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。
 - (二) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

⑪ 重度障害者支援加算の取扱いについて

り扱うこととする。

(一) 報酬告示第6の7の2のイの重度障害者支援加算(I)については、報酬告示第6の2のイの人員配置体制加算(I)又は口の人員配置体制加算(I)及び第6の3の2の常勤看護職員等配置加算(看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものに限る。)を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合に、指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。

現 行

また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定生活介護等の利用後、再度5日間以上連続して指定生活介護等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。

⑨ 欠席時対応加算の取扱いについて

報酬告示第6の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- 一 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。
- (二) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて

→ 報酬告示第6の7の2のイの重度障害者支援加算(I)については、報酬告示第6の2のイの人員配置体制加算(I)及び第6の3の2のハの常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合に、指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。

なお、重度障害者支援加算(I)を算定している指定生活介護事業所等において、重度障害者支援加算(II)及び重度障害者支援加算(III) 算(III)は算定できないものであること。

- □ 報酬告示第6の7の2の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定生活介護事業所において、区分6に該当し、かつ、第548号告示の別表第2に掲げる行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に算定する。
 - ア 指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制 加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のため に必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、 常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りる ものである。
 - イ 指定生活介護事業所に配置されているサービス管理責任者 又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研 修(実践研修)修了者(以下この⑪において「実践研修修了者」 という。)であること。また、当該事業所において実践研修修了 者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場 合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。
 - ウ 指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者 (以下この⑪において「基礎研修修了者」という。) であるこ と。
 - エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員

(二) 報酬告示第6の7の2の口の重度障害者支援加算(II)については、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護 従業者養成研修修了者(以下⑩において「実践研修修了者」とい う。)により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨 届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体 制の評価として加算を算定する。ただし、強度行動障害を有する 者が利用していない場合は算定しない。

さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者(以下⑩において「基礎研修修了者」という。)を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を算定する。

体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を 行う場合も対象とする。

個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、 指定生活介護等の従事者として4時間程度は従事する必要があ

の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス 管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で 算出し、非常勤職員についても員数に含めること。

- オ イにおける実践研修修了者は、原則として週に1回以上、強 度行動障害を有する利用者の様子を観察し、3月に1回程度の 頻度で支援計画シート等を見直すものとする。
- 力 ウにおける基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、 支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対 して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を 通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするも のとする。
- <u>キ</u> ウにおける基礎研修修了者の配置については、令和7年3月 31日までの間は、以下の要件をいずれも満たすことで、算定 できるものとする(経過措置)。
 - (ア) 利用者に対する支援が 1 日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。
 - (イ) (ア)の基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として4時間程度は従事すること。
- 三 報酬告示第6の7の2の注3及び注7については、中核的人材

現 行

ることに留意すること。

なお、報酬告示第6の7の2の注1中「厚生労働大臣が定める 施設基準」第2号のホの(1)の「別に厚生労働大臣が定める基準を 満たしている利用者」とは、第543号告示第22号の規定により 準用する第4号の規定により、認定調査票等における行動関連項 目の点数の合計が10点以上に該当する者をいうものである。

養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下この⑪において「中核的人材養成研修修了者」という。)を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしており、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに150単位を加算することとしている。

この場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1回 以上、行動関連項目合計点数が 18 点以上である利用者の様子を 観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行う ものとする。

なお、この中核的人材については、当該指定生活介護事業所に 常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常 勤又は専従を求めるものではない。

四 報酬告示第6の7の2の注4及び注5については、当該加算の 算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度 行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場 合に、1日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することと しているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用 の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支 援を要することを評価したものである。

なお、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの 算定とする。 <u>重度障害者支援加算(Ⅱ)</u>については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに500単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。

改正後		
田 報酬告示第6の7の2のハの重度障害者支援加算(Ⅲ)について	(新設)	
は、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定生活介護事業		
所において、区分 4 以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数		
が 10 点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に		
算定する <u>。</u>		
なお、重度障害者支援加算(Ⅱ)の対象者については、この加		
算を算定することができない。		
ア 指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制		
加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のため		
<u>に必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、</u>		
常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りる		
<u>ものである。</u>		
<u>イ</u> <u>指定生活介護事業所に配置されているサービス管理責任者</u>		
又は生活支援員のうち 1 人以上が、実践研修修了者であるこ		
と。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、		
利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に		
係る支援計画シート等を作成すること。		
<u>ウ</u> 指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち		
20%以上が基礎研修修了者であること。		
<u>エ</u> <u>口のエからキの規定を準用する。</u>		
(対 報酬告示第6の7の2の注8及び注9については、当該加算の	(新設)	
算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度		
行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場		
合に、1日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することと		

しているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用 の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支 援を要することを評価したものである。

なお、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの 算定とする。

(削る)

(削る)

- ② リハビリテーション加算の取扱いについて 報酬告示第6の8のリハビリテーション加算については、以下の とおり取り扱うこととする。
 - (一) リハビリテーション加算に係るリハビリテーションは、利用者 ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意 すること。
 - □ (三)により作成されるリハビリテーション実施計画を作成した 利用者について、当該指定生活介護等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らない ものであること。
 - (三) リハビリテーション加算については、以下の手順で実施すること。なお、ア、イ又はウにおけるリハビリテーションカンファレンスの実施に当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うこと

- <u>呵</u> <u>重度障害者支援加算(Ⅱ)は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加</u>算ではないことに留意すること。
- ① リハビリテーション加算の取扱いについて 報酬告示第6の8のリハビリテーション加算については、以下の とおり取り扱うこととする。
 - (→) リハビリテーション加算に係るリハビリテーションは、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。
 - (二) (三)により作成されるリハビリテーション実施計画を作成した 利用者について、当該指定生活介護等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らない ものであること。
 - (三) リハビリテーション加算については、以下の手順で実施すること。なお、ア、イ又はウにおけるリハビリテーションカンファレンスの実施に当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うこと

ができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を導守すること。

ア 利用開始時にその者に対するリハビリテーションの実施に必要な情報を収集しておき、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者(以下この⑫において「関連スタッフ」という。)が暫定的に、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握(以下この⑫において「アセスメント」という。)とそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により開始時リハビリテーションカンファレンスを行ってリハビリテーション実施計画原案を作成すること。また、作成したリハビリテーション実施計画原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、生活介護サービスにおいては、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記録をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとすること。

イ リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び6月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。なお、この場合にあっては、リハビリテーション実施計画を新たに作

ができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

ア 利用開始時にその者に対するリハビリテーションの実施に必要な情報を収集しておき、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者(以下この⑪において「関連スタッフ」という。)が暫定的に、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握(以下この⑪において「アセスメント」という。)とそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により開始時リハビリテーションカンファレンスを行ってリハビリテーション実施計画原案を作成すること。また、作成したリハビリテーション実施計画原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、生活介護サービスにおいては、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記録をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとすること。

イ リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。なお、この場合にあっては、リハビリテーション実施計画を新た

成する必要はなく、リハビリテーション実施計画原案の変更等をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっても、リハビリテーション実施計画原案をリハビリテーション実施計画に代えることができるものとすること。また、作成したリハビリテーション実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。また、リハビリテーションカンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対してリハビリテーションに関する情報伝達(日常生活上の留意点、サービスの工夫等)や連携を図ること。

- ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前リハビリテーションカンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。
- エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員 や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な 情報提供を行うこと。
- オ 指定障害福祉サービス基準第 93 条において準用する同基準 第 19 条第 1 項に規定するサービス提供の記録において利用者 ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指 示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用 者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別にリハビ

に作成する必要はなく、リハビリテーション実施計画原案の変更等をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっても、リハビリテーション実施計画原案をリハビリテーション実施計画に代えることができるものとすること。また、作成したリハビリテーション実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。また、リハビリテーションカンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対してリハビリテーションに関する情報伝達(日常生活上の留意点、サービスの工夫等)や連携を図ること。

- ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前リハビリテーションカンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。
- エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員 や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な 情報提供を行うこと。
- オ 指定障害福祉サービス基準第 93 条において準用する同基準 第 19 条第 1 項に規定するサービス提供の記録において利用者 ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指 示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用 者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別にリハビ

リテーション加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。

① 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第6の9の利用者負担上限額管理加算については、2の (1)の(8)の規定を準用する。

(4) 食事提供体制加算の取扱いについて

報酬告示第6の10の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。

この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に 提供するような方法は加算の対象とはならないものである。

<u>また</u>、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。

<u>なお、注中の(1)から(3)までについては、次の</u>→から回までについて留意すること。

(一) 注の(1)について

現 行

リテーション加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。

② 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第6の9の利用者負担上限額管理加算については、2の (1)の(1)の(1)の規定を準用する。

(3) 食事提供体制加算の取扱いについて

報酬告示第6の10の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。

この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に 提供するような方法は加算の対象とはならないものである。

<u>なお</u>、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。

管理栄養士又は栄養士(以下「管理栄養士等」という。)については、常勤・専従である必要はない。また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部(公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等)の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。

献立の確認については、献立の作成時から関わることが望まし いが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が 確認した場合についても要件を満たすものとする。

また、献立の確認の頻度については、年に1回以上は行うこと。 なお、指定生活介護事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう 努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和6年9月30日まで管理栄養士等が献立の内容を確認してない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。

口 注の(2)について

摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、

<u>負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。</u> <u>摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1/2」、「全体の○</u> 割」などといったように記載すること。

摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。

(三) 注の(3)について

おおむねの身長が分かっている場合には、必ず BMI の記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。

また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に(3)を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。

<u>なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は</u> 徹底すること。

(5) 延長支援加算の取扱いについて

報酬告示第6の11の延長支援加算については、<u>所要時間8時間以上9時間未満</u>の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、<u>日常生活上の世話</u>を行った場合に、1日の<u>所要時間の</u>時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) ここでいう<u>所要時間</u>は、<u>生活介護計画に定める時間ではなく、</u> <u>実際にサービス提供を行った時間であり、原則として、</u>送迎のみ を実施する時間は含まれないものであること。 (新設)

4 延長支援加算の取扱いについて

報酬告示第6の11の延長支援加算については、<u>運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間</u>の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、<u>指定生活介護等</u>を行った場合に、1日の<u>延長支援に要した</u>時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

←) ここでいう<u>「営業時間」に</u>は、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。

現 行

(削る)

- □ 延長時間帯に、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1名以上配置していること。
- 16 送迎加算の取扱いについて

報酬告示第6の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- → 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、都道府県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。
- 二 報酬告示第6の12の送迎加算のうち、送迎加算(I)については、当該月において、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合に算定が可能であること。

また、送迎加算(Ⅱ)については、当該月において、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合に算定が可能であること。

- (ア) 1回の送迎につき、平均 10人以上(ただし、利用定員が 20人 未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の 100分の 50以上)の利用者が利用
- (イ) 週3回以上の送迎を実施

なお、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所と の間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定

- □ 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。
- 延長時間帯に、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1名以上配置していること。
- <u>⑥</u> 送迎加算の取扱いについて

報酬告示第6の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- → 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合 については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。 ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、都道府県知 事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。
- 二 報酬告示第6の12の送迎加算のうち、送迎加算(I)については、当該月において、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合に算定が可能であること。

また、送迎加算(Ⅱ)については、当該月において、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合に算定が可能であること。

- (ア) 1回の送迎につき、平均 10人以上(ただし、利用定員が 20人 未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の 100分の 50以上)の利用者が利用
- (イ) 週3回以上の送迎を実施

なお、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所と の間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定

の場所を定めておく必要があることに留意すること。

- (三) 指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下「指定共同生活援助事業所等」という。)と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。
- 四 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えない が、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合 等は対象とならないこと。

また、他の障害福祉サービス事業所や、介護事業所と送迎に係る雇用契約や委託契約(共同での委託を含む)を締結し、他の障害福祉サービス事業所や介護事業所の利用者を同乗させた場合においても対象となること。なお、その場合には、費用負担や、事故等が発生した場合における事業所間で責任の所在を事前に明確にしておくこと。

- 国 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の 100 分の 70 を算定する。なお、当該所定単位数は、報酬告示第 6 の 12 の注 2 の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。
- (六) 「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、<u>行動関連項目</u> 合計点数が10点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者と する。

現 行

の場所を定めておく必要があることに留意すること。

- (三) 指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下「指定共同生活援助事業所等」という。)と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。
- 四 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。

- 国 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定 単位数の 100 分の 70 を算定する。なお、当該所定単位数は、報 酬告示第 6 の 12 の注 2 の加算がなされる前の単位数とし、当該 加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。
- (六) 「これに準ずる者」とは、区分 4 以下であって、<u>第 543 号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計</u>が 10 点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。

(新設)

- (也) 指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設とは、具体的には、一体的な建築物として、当該障害者支援施設の1階部分に指定生活介護事業所等がある場合や当該障害者支援施設と渡り廊下でつながっている場合、隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで当該障害者支援施設と指定生活介護事業所が隣接する場合などが該当するものであること。
- (17) 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて
- (一) 報酬告示第6の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定障害者支援施設等における指定生活介護等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定障害者支援施設等の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に、体験的な利用支援の日数に応じて所定の単位数を加算するものとする(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。)。
 - ア 体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等に おいて昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合
 - イ 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合
 - (i) 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援 事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整
 - (ii) 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行

(6) 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて

行

現

- (一) 報酬告示第6の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定障害者支援施設等における指定生活介護等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定障害者支援施設等の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に、体験的な利用支援の日数に応じて所定の単位数を加算するものとする(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。)。
 - ア 体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等に おいて昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合
 - イ 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合
 - (i) 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援 事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整
 - (ii) 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行

支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等

(iii) 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助

なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの 体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定 生活介護等に係る基本報酬等は算定できないことに留意す ること。

また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記イの支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。

(二) 障害福祉サービスの体験利用支援加算については、<u>市町村により</u>地域生活支援拠点等に位置づけられていること<u>並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを</u>都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、1日につき所定単位数にさらに50単位を加算する。

なお、市町村が当該指定障害者支援施設等を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定障害者支援施設等とで事前に協議し、当該指定障害者支援施設等から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定障害者支援施設等に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定障害者

現 行

支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等

(iii) 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相 談援助

なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの 体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定 生活介護等に係る基本報酬等は算定できないことに留意す ること。

また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記イの支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。

(二) 障害福祉サービスの体験利用支援加算については、<u>運営規程</u> <u>に、</u>地域生活支援拠点等に位置づけられていること<u>が規定されているものとして</u>都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、1日につき所定単位数にさらに 50単位を加算する。

支援施設等は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活 支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。

さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

(18) 就労移行支援体制加算の取扱いについて

(一) 報酬告示第6の13の2の就労移行支援体制加算については、 生活介護を経て企業等(就労継続支援A型事業所は除く。)に雇用 されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達 した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、 利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じ て得た単位数を加算する。

通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又 は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のた めの支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所 等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生 活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者 を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場 合には生活介護等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際 に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。な お、生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着

(7) 就労移行支援体制加算の取扱いについて

(一) 報酬告示第6の13の2の就労移行支援体制加算については、 生活介護を経て企業等(就労継続支援A型事業所は除く。)に雇用 されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達 した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、 利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じ て得た単位数を加算する。

なお、生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場 定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職 支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業 等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した 者は就労定着者として取り扱う。 支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援 等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の 就職から起算して雇用を継続している期間が6月<u>(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定生活介護事業</u>所等において指定生活介護等を受けた場合は、当該指定生活介護 等を受けた後から6月)に達した者は就労定着者として取り扱う。

また、過去3年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。

- (二) 注中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となる。
- 19 入浴支援加算の取扱いについて

<u>報酬告示第6の13の3の入浴支援</u>加算については、以下のとおり 取り扱うこととする。

- 一 入浴設備については、当該事業所が整備していることが望まし いが、他の事業所の入浴設備を利用する場合においても、当該事 業所の職員が入浴支援を行う場合に限り対象とする。
- □ 入浴支援に当たっては、医療的ケアを必要とする者、重症心身 障害者が対象であることから、看護職員や、看護職員から助言・ 指導を受けた職員が実施することが望ましい。

(二) 注中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用 継続期間が6月に達した者である。例えば、平成29年10月1日 に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となる。 (新設)

改正後	現 行
② 栄養スクリーニング加算の取扱いについて	_(新設)
報酬告示第6の13の5の栄養スクリーニング加算については、以	
<u>下のとおり取り扱うこととする。</u>	
 一 栄養スクリーニング加算の算定に係る栄養状態のスクリーニ	
<u>ング(以下この</u> 20において「栄養スクリーニング」という。)は、	
通所の利用者(以下この⑳、㉑において「利用者」という。)に	
対して、原則として一体的に実施すべきものであること。なお、	
生活支援員等は、利用者全員の栄養状態を継続的に把握するこ	
<u>と。</u>	
二 栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について次に	
掲げる項目の確認を行い、確認した情報を相談支援専門員に対	
し、提供すること。なお、栄養スクリーニングの実施に当たって	
は、別途通知するので参照されたい。	
<u>ア BMI</u>	
<u>イ 体重変化割合</u>	
<u>ウ 食事摂取量</u>	
エ その他栄養状態リスク	
三 栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サー	
ビス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が	
当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施すること。	
四 栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、	
栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供が必要だと	
判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改	
善加算を算定できること。_	

② 栄養改善加算の取扱いについて

報酬告示第6の13の6の栄養改善加算については、以下のとおり 取り扱うこととする。なお、栄養改善加算の実施に当たっては、別途 通知するので参照されたい。

- 一 当該事業所の職員として、又は外部(医療機関、障害者支援施設等(常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。) 又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション)との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。
- □ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のいずれかの栄養状態 リスクに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と 認められる者とすること。
 - ア BMI
 - イ 体重変化割合
 - ウ食事摂取量
 - <u>エ</u> <u>その他低栄養又は過栄養状態にある、又はそのおそれがある</u> <u>と認められる者</u>

なお、次のような問題を有する者については、上記アから工ま でのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認されたい。

- <u>・</u> 口腔及び摂食・嚥下機能の問題
- ・ 生活機能の低下の問題
- <u>・</u> 褥瘡に関する問題
- ・ 食欲の低下の問題
- 三 栄養改善サービスの提供は、以下のアからオまでに掲げる手順

を経てなされる。

<u>ア</u>利用者ごとの栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。

- イ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握(以下「栄養アセスメント」という。)を行い、管理栄養士、看護職員、生活支援員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の説明等)、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、生活介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。
- ウ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改 善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の 問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。
- 工 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況 を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。

- オ 利用者の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況 を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する相談支援専 門員や主治の医師に対して情報提供すること。
- 四 おおむね3月ごとの評価の結果、三のアからオまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。
- ② <u>緊急時受入加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第6の13の7の緊急時受入加算については、以下のと</u> おり取り扱うこととする。
 - ア 市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている 事業所であること。位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点 等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業 所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等 を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等 の機能を担うことを通知等により確認すること。市町村及び事業 者は、協議会の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に 位置付けられたことを積極的に周知すること。
 - イ 拠点関係機関との連携担当者を1名以上置くこと。担当者は、 緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援 拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関 係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディ ネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠

(新設)

改正後

現 行

点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

- ウ 当該加算は、当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること。
- <u>エ</u> <u>当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在するため</u> <u>に必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて</u> 1人以上の職員が配置されていること。
- ② 集中的支援加算の取扱いについて 報酬告示第6の13の8の集中的支援加算については、2の(5)の ⑦の規定を準用する。
- ② 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第6の14、15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の2の規定を準用する。
- (7) 短期入所サービス費
 - ① 短期入所の対象者について

短期入所については、次の一又は二のいずれかに該当し、かつ、 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、指定 障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする者が対象とな るものであること。

ただし、介護を行う者との同居をサービス利用の要件とするものではなく、単身の利用者であっても、本人の心身の状況等から

(新設)

- 18 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第6の14、15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。
- (7) 短期入所サービス費
 - ① 短期入所の対象者について

短期入所については、次の(一又は(二のいずれかに該当し、かつ、 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、指定 障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする者が対象とな るものであること。

ただし、介護を行う者との同居をサービス利用の要件とするものではなく、単身の利用者であっても、本人の心身の状況等から市町村が特に必要と認める場合には、短期入所サービス費を算定

することは可能であること。

→ 18歳以上の利用者 区分1以上

することは可能であること。

(プ) 障害児 <u>障害児に係るこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が</u> <u>定める区分</u>(平成 18 年厚生労働省告示第 572 号)に規定する区分 ((7)において「障害児支援区分」という。)1 以上

市町村が特に必要と認める場合には、短期入所サービス費を算定

② 福祉型強化短期入所サービス費について

①の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、スコア表の項目の欄に 掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等を支援す るために、指定短期入所事業所に看護職員を常勤で1以上配置する 場合は福祉型強化短期入所サービス費を算定する。なお、この場合 において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要 とする状態である者等に対し支援をした場合は、同一日の利用者全 員に福祉型強化短期入所サービス費を算定可能とするが、該当する 者等がいない日については福祉型短期入所サービス費を算定する こと。

- ③ 医療機関において実施する短期入所サービス費について 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン 疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児等に係る 短期入所の需要に対応するため、医療機関を利用する場合の単価が 設定されているが、具体的な対象者は、次のとおりであること。
 - 一 医療型短期入所サービス費(I)若しくは(Ⅱ)又は医療型特定 短期入所サービス費(I)、(Ⅱ)、(Ⅳ)若しくは(V)ア 18 歳以上の利用者 次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する

- (→) 18歳以上の利用者 区分1以上
- □ 障害児 <u>障害児に係る厚生労働大臣が定める区分</u>(平成 18 年 厚生労働省告示第 572 号)に規定する区分((7)において「障害児支援区分」という。)1 以上

行

現

② 福祉型強化短期入所サービス費について

①の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、スコア表の項目の欄に 掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等を支援す るために、指定短期入所事業所に看護職員を常勤で1以上配置する 場合は福祉型強化短期入所サービス費を算定する。なお、この場合 において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要 とする状態である者等に対し支援をした場合は、同一日の利用者全 員に福祉型強化短期入所サービス費を算定可能とするが、該当する 者等がいない日については福祉型短期入所サービス費を算定する こと。

③ 医療機関において実施する短期入所サービス費について

遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン 疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児等に係る 短期入所の需要に対応するため、医療機関を利用する場合の単価が 設定されているが、具体的な対象者は、次のとおりであること。

─ 医療型短期入所サービス費(I)若しくは(II)又は医療型特定 短期入所サービス費(I)、(II)、(IV)若しくは(V)ア 18 歳以上の利用者 次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する

こと。

改正後

こと。

- (ア) 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管 理を行っている者
- (イ) 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若 しくは区分5以上に該当する重症心身障害者
- (ウ) 区分5以上に該当し、医療的ケアスコアが16点以上の者
- (エ) 区分5以上に該当し、<u>行動関連項目合計点数</u>が10点以上でかつ医療的ケアスコアが8点以上の者
- (オ) 区分 5 以上に該当し、第 236 号告示に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって医療的ケアスコアが 8 点以上の者
- (カ) (ア)から(オ)に掲げる者に準じる状態と市町村が認めた療養介護の対象者
- イ 障害児 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。
 - (ア) 重症心身障害児
 - (イ) 医療的ケアスコアが16点以上である障害児
- □ 医療型短期入所サービス費(III)又は医療型特定短期入所サービス費(III)若しくは(VI)

区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、次のア又は イのいずれかに該当すること。

ア <u>第 236 号告示</u>に規定する基準に適合すると認められた遷延 性意識障害者等又はこれに準ずる者(├)のアの(ii)に掲げる基

現 行

- (ア) 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管 理を行っている者
- (イ) 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若 しくは区分5以上に該当する重症心身障害者
- (ウ) 区分5以上に該当し、医療的ケアスコアが16点以上の者
- (エ) 区分 5 以上に該当し、<mark>認定調査票等における行動関連項目 の点数の合計</mark>が 10 点以上でかつ医療的ケアスコアが 8 点以上の者
- (オ) 区分 5 以上に該当し、<u>厚生労働大臣が定める基準(平成 18年厚生労働省告示第 236 号)</u>に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって医療的ケアスコアが 8点以上の者
- (カ) (ア)から(オ)に掲げる者に準じる状態と市町村が認めた療 養介護の対象者
- イ 障害児 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。
 - (7) 重症心身障害児
 - (イ) 医療的ケアスコアが 16 点以上である障害児
- □ 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)若しくは(Ⅵ)

区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、次のア又は イのいずれかに該当すること。

ア <u>厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第236</u> <u>号)</u>に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者 等又はこれに準ずる者(一のアの(ii)に掲げる基準に該当しな 準に該当しない重症心身障害者等及び障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政 令第10号)第1条で定める特殊の疾病による障害を有する者の うち、常時医学的管理を必要とする者)

イ 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の 分類に属すると診断された者

④ 共生型短期入所サービス費について

共生型短期入所の指定を受けた共生型短期入所事業所が共生型 短期入所を提供した場合には、共生型短期入所サービス費を算定す るが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。

(→) 対象となる事業

指定障害福祉サービス基準第125条の2第1号に規定する指定 短期入所生活介護事業所又は第125条の3第1号に規定する指定 小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型短期入所

(二) ①の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者を支援するために、共生型短期入所事業所に看護職員を常勤で1以上配置する場合は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定する。なお、この場合において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対し支援をした場合は、同一日の利用者全員に共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定可能とするが、該当する利用者がいない日については共生型短期入所サービス費を算定すること。

い重症心身障害者等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条で定める特殊の疾病による障害を有する者のうち、常時医学的管理を必要とする者)

イ 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の 分類に属すると診断された者

④ 共生型短期入所サービス費について

共生型短期入所の指定を受けた共生型短期入所事業所が共生型 短期入所を提供した場合には、共生型短期入所サービス費を算定す るが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。

(→) 対象となる事業

指定障害福祉サービス基準第125条の2第1号に規定する指定 短期入所生活介護事業所又は第125条の3第1号に規定する指定 小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型短期入所

- (二) ①の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者を支援するために、共生型短期入所事業所に看護職員を常勤で1以上配置する場合は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定する。なお、この場合において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対し支援をした場合は、同一日の利用者全員に共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定可能とするが、該当する利用者がいない日については共生型短期入所サービス費を算定すること。
- ⑤ 入所の日数の数え方について

⑤ 入所の日数の数え方について

短期入所の日数については、入所した日及び退所した日の両方を 含むものとする。

ただし、同一の敷地内における指定短期入所事業所、共生型短期 入所事業所、指定共同生活援助事業所等、指定障害者支援施設等の 間で、又は隣接若しくは近接する敷地における指定短期入所事業所 等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの (以下「隣接事業所等」と総称する。)の間で、利用者が1の隣接事 業所等から退所したその日に他の隣接事業所等に入所する場合に ついては、入所の日は含み、退所の日は含まれない。したがって、 例えば、短期入所の利用者がそのまま併設の指定障害者支援施設等 に入所したような場合は、入所に切り替えた日について、短期入所 サービス費は算定しない。

- ⑥ 短期入所サービス費と他の日中活動サービスに係る介護給付費 等の算定関係について
 - ア 福祉型短期入所サービス費(I)、福祉型短期入所サービス費 (Ⅲ)、福祉型強化短期入所サービス費(I)、福祉型強化短期入所サービス費(I)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(I)又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(I)については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、福祉型短期入所サービス費(I)、福祉型短期入所サービス費(II)、福祉型強化短期入所サービス費(II)、福祉型強化短期入所サービス費(II)、福祉型強化短期入所サービス費(III)、福祉型強化短期入所サービス費(IIII)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(I)又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(I)を算定する場合には、同一日に他

短期入所の日数については、入所した日及び退所した日の両方を 含むものとする。

ただし、同一の敷地内における指定短期入所事業所、共生型短期 入所事業所、指定共同生活援助事業所等、指定障害者支援施設等の 間で、又は隣接若しくは近接する敷地における指定短期入所事業所 等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの (以下「隣接事業所等」と総称する。)の間で、利用者が1の隣接事 業所等から退所したその日に他の隣接事業所等に入所する場合に ついては、入所の日は含み、退所の日は含まれない。したがって、 例えば、短期入所の利用者がそのまま併設の指定障害者支援施設等 に入所したような場合は、入所に切り替えた日について、短期入所 サービス費は算定しない。

- ⑥ 短期入所サービス費と他の日中活動サービスに係る介護給付費 等の算定関係について
 - ア 福祉型短期入所サービス費(I)、福祉型短期入所サービス費(III)、福祉型強化短期入所サービス費(I)、福祉型強化短期入所サービス費(I)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(I)又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(I)については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、福祉型短期入所サービス費(I)、福祉型短期入所サービス費(III)、福祉型強化短期入所サービス費(III)、福祉型強化短期入所サービス費(IIII)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(I)又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(I)を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。

の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。

- イ 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)、福祉型短期入所サービス費 (IV)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)、福祉型強化短期入所サービス費(IV)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。
- ウ 福祉型強化特定短期入所サービス費(I)及び福祉型強化特定 短期入所サービス費(II)については、日中における支援に必要な 費用を評価していることから、同一日に他の日中活動サービスに 係る報酬は算定できない。
- オ 医療型特定短期入所サービス費(V)、(V)及び(VI)について

イ 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)、福祉型短期入所サービス費(IV)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)、福祉型強化短期入所サービス費(IV)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。

(新設)

- 立 医療型短期入所サービス費(I)、(II)及び(III)については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価しており、医療型特定短期入所サービス費(I)、(II)及び(III)については、日中における支援に必要な費用を評価していることから、医療型短期入所サービス費(I)、(II)若しくは(III)又は医療型特定短期入所サービス費(I)、(III)若しくは(IIII)を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。なお、医療型短期入所サービス費(I)、(III)又は(IIII)を算定しながら、相互の合議による報酬の配分により指定生活介護等の他のサービスを利用することを妨げるものではない。
- 工 医療型特定短期入所サービス費(IV)、(V)及び(VI)については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日

は、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日 中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものであ る。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもと より、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるもので あること。

⑦ 定員規模による所定単位数の算定について

単独型の指定短期入所事業所において、運営規程に定める利用定 員が20人以上の場合は、利用者全員につき所定単位数の100分の 90を算定する。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の 単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意 すること。

⑧ 共生型短期入所事業所に社会福祉士等が配置されている場合の 所定単位数の算定について

指定基準の規定により配置することとされている従業者として 常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉 士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者が一定の割合以上 であり、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事 に届け出た場合に、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は 公認心理師の割合に応じて算定できることとする。

なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや 交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が 参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受 入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設 けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教 中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。

(7) 定員規模による所定単位数の算定について

単独型の指定短期入所事業所において、運営規程に定める利用定 員が20人以上の場合は、利用者全員につき所定単位数の100分の 90を算定する。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の 単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意 すること。

® 共生型短期入所事業所に社会福祉士等が配置されている場合の 所定単位数の算定について

指定基準の規定により配置することとされている従業者として 常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉 士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者が一定の割合以上 であり、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事 に届け出た場合に、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は 公認心理師の割合に応じて算定できることとする。

なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや 交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が 参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受 入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設 けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教 室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとす

るよう努めること。

室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。

⑨ 地域生活支援拠点等である場合の加算について

市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所の場合、指定短期入所等の利用開始日について、1日につき定める単位数に、さらに100単位を加算するものとする。

指定障害福祉サービス事業所等、医療機関、市町村、基幹相談支援センター、その他の関係機関との連携及び調整に従事する者を配置し、医療的ケア児者、重症心身障害児者または、行動関連項目合計点数が 10 点以上である者(障害児にあっては、こども家庭庁長官が定める児童等(厚生労働省告示第 270 号)の第 1 号の 7 に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が 20 点以上であると市町村が認めた障害児)を支援した場合は、さらに 200 単位を加算するものとする。

なお、市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び事業者は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。

さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、

⑨ 地域生活支援拠点等である場合の加算について

現

市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所の場合、指定短期入所等の利用開始日について、1日につき定める単位数に、さらに100単位を加算するものとする。

行

平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

⑩ 短期利用加算の取扱いについて

報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1年間に通算して30日を限度として算定する。

⑪ 常勤看護職員等配置加算の取扱いについて

報酬告示第7の2の2の常勤看護職員等配置加算については、常 勤換算方法で1以上の看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護 師をいう。)を配置している場合に、利用定員に応じ、算定できるも のであること。

- ⑫ 医療的ケア対応支援加算の取扱いについて
 - → 報酬告示第7の2の3の医療的ケア対応支援加算の注1については、福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所(福祉型)サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対して指定短期入所等を提供する場合に算定可能とする。

<u>なお、この場合において、看護職員は常勤、非常勤を問わない</u> ものであること。 ⑩ 短期利用加算の取扱いについて

報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1年間に通算して30日を限度として算定する。

⑪ 常勤看護職員等配置加算の取扱いについて

報酬告示第7の2の2の常勤看護職員等配置加算については、常 勤換算方法で1以上の看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護 師をいう。)を配置している場合に、利用定員に応じ、算定できるも のであること。

② 医療的ケア対応支援加算の取扱いについて

(新設)

報酬告示第7の2の3の医療的ケア対応支援加算については、福

□ 報酬告示第7の2の3の医療的ケア対応支援加算の注2につい

ては、福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所(福祉

型強化)サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする

状態である利用者に対して指定短期入所等を提供する場合に算

祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用

者に対して指定短期入所等を提供する場合に算定可能とする。

行

- ③ 重度障害児・障害者対応支援加算の取扱いについて報酬告示第7の2の4の重度障害児・障害者対応支援加算については、1のイの福祉型短期入所サービス費又は二の共生型短期入所サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3の利用者の数が、当該指定短期入所事業所等の利用者数の100分の50以上である場合に算定可能とする。
- (4) 重度障害者支援加算の取扱いについて

定可能とする。

→ 報酬告示第7の3の重度障害者支援加算(I)の注2又は重度障害者支援加算(II)の注5については、強度行動障害を有する者に対して、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者(以下この値において「基礎研修修了者」という。)又は行動援護従業者養成研修修了者が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者(以下この値において「実践研修修了者」という。)が作成した支援計画に基づき支援を行った日は、さらに100単位又は70単位を算定可能とするが、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではないことに留意すること。

③ 重度障害児・障害者対応支援加算の取扱いについて

現

報酬告示第7の2の4の重度障害児・障害者対応支援加算については、福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3の利用者の数が、当該指定短期入所事業所等の利用者数の100分の50以上である場合に算定可能とする。

④ 重度障害者支援加算の取扱いについて

報酬告示第7の3の重度障害者支援加算については、強度行動障害を有する者に対して、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者(以下「基礎研修修了者」という。)又は行動援護従業者養成研修修了者が支援を行った日は、さらに 10 単位を算定可能とするが、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではないことに留意すること。

なお、ここでいう「区分6に該当し、かつ、行動関連項目合計 点数が 18 点以上である者」については、障害児にあっては、障 害児支援区分3、かつ、こども家庭庁長官が定める児童等(平成 24 年厚生労働省告示第 270 号)の第 1 号の 7 に規定する強度行 動障害判定基準表の点数の合計が 20 点以上であると市町村が認 めた障害児と、「区分4以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点 数が 18 点以上である者」については、障害児にあっては、障害 児支援区分 2 以上かつ強度行動障害判定基準表の点数の合計が 20 点以上であると市町村が認めた障害児とする。

□ 報酬告示第7の3の重度障害者支援加算(I)の注3及び重度 障害者支援加算(II)の注6については、中核的人材養成研修修 了者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了 者が作成した支援計画に基づき支援を行った日は、さらに50単 位を算定可能とするが、指定基準上置くべき従業者に加え、別に 職員の配置を求めるものではないことに留意すること。

なお、ここでいう「区分6に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者」については、障害児にあっては、障害児支援区分3、かつ、こども家庭庁長官が定める児童等の第1号の7に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が30点以上であると市町村が認めた障害児と、「区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者」については、障害児にあっては、障害児支援区分2以上かつ強度行動障害判定基準表の点数の合計が30点以上であると市町村が認めた障害児とする。

<u>(新設)</u>

⑤ 単独型加算の取扱いについて

報酬告示第7の4の単独型加算については、利用者が日中活動を利用する等により、福祉型短期入所サービス費(II)、(IV)、福祉型強化短期入所サービス費(II)又は(IV)を算定している日(入所日及び退所日を除く。)であって、指定短期入所事業所における支援が18時間(就寝の時間を含む。)を超える場合については、さらに100単位を算定可能とする。ただし、指定障害福祉サービス基準第115条第3項第1号に定める単独型事業所については、同一敷地内の日中活動系サービス(別法人の場合は除く。)を利用した日については算定しない。

16 医療連携体制加算の取扱いについて

- → 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(I)から(VIII)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。
 - ア 指定短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。

① 単独型加算の取扱いについて

報酬告示第7の4の単独型加算については、利用者が日中活動を利用する等により、福祉型短期入所サービス費(II)、(IV)、福祉型強化短期入所サービス費(II)又は(IV)を算定している日(入所日及び退所日を除く。)であって、指定短期入所事業所における支援が18時間(就寝の時間を含む。)を超える場合については、さらに100単位を算定可能とする。ただし、指定障害福祉サービス基準第115条第3項第1号に定める単独型事業所については、同一敷地内の日中活動系サービス(別法人の場合は除く。)を利用した日については算定しない。

(f) 医療連携体制加算の取扱いについて

- (一) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(I)から(VIII)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。
 - ア 指定短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。

なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者 に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合 に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。

- イ 看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた 具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、 当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告 すること。
- ウ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置 基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。
- エ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。(「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日付け保医発第0331002号厚生労働省保険局医療課長通知)を参照のこと。)
- (二) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(I)から(V)について、 看護職員1人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウ により取り扱うこと。
 - ア 医療連携体制加算(I)から(Ⅲ)における取扱い 医療連携体制加算(I)から(Ⅲ)を算定する利用者全体で 8 人を限度とすること。

現 行

なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者 に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合 に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。

- イ 看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた 具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、 当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告 すること。
- ウ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置 基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。
- エ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。(「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日付け保医発第0331002号厚生労働省保険局医療課長通知)を参照のこと。)
- (二) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(I)から(V)について、 看護職員1人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウ により取り扱うこと。
 - ア 医療連携体制加算(I)から(Ⅲ)における取扱い 医療連携体制加算(I)から(Ⅲ)を算定する利用者全体で 8 人を限度とすること。

改正後

- イ 医療連携体制加算(IV)及び(V)における取扱い 医療連携体制加算(IV)及び(V)を算定する利用者全体で 8 人を限度とすること。
- ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて8人を限度 に算定可能であること。
- (三) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(VI)について、看護職員 1人が看護することが可能な利用者数は、医療連携体制加算(V) 又は(VI)を算定する利用者を合算して3人を限度とすること。なお、医療連携体制加算(I)から(IV)に該当する利用者に対する看護は認められないこと。
- 四 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(IV)から(VI)における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間は連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものであること。
- 国 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(IX)については、3の(8)の29の医療連携体制加算(VII)の規定を準用する。ただし、看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とする取扱いについては適用しない。
- ① 栄養士配置加算の取扱いについて

報酬告示第7の6の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(I)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定短期入所事業所等に配置されていること(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含

現 行

- イ 医療連携体制加算(IV)及び(V)における取扱い 医療連携体制加算(IV)及び(V)を算定する利用者全体で 8 人を限度とすること。
- ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて8人を限度 に算定可能であること。
- (三) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(VI)について、看護職員 1人が看護することが可能な利用者数は、医療連携体制加算(V) 又は(VI)を算定する利用者を合算して3人を限度とすること。なお、医療連携体制加算(I)から(IV)に該当する利用者に対する看護は認められないこと。
- 四 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(IV)から(VI)における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間は連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものであること。
- (五) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(IX)については、3の(8) (共同生活援助サービス費)の②の医療連携体制加算(VII)の規定を準用する。ただし、看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とする取扱いについては適用しない。
- ① 栄養士配置加算の取扱いについて

報酬告示第7の6の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(I)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定短期入所事業所等に配置されていること(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含

む。) が必要であること。なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。ただし、併設事業所又は空床利用型事業所にあっては、本体施設である障害者支援施設等において、報酬告示第9の1の注4のイ及びロが算定されていない場合には栄養士配置加算(I)、報酬告示第9の1の注4のロが算定されている場合には、栄養士配置加算(I)を算定することが可能である。

- - 報酬告示第7の8の食事提供体制加算については、2の(6)の<u>(4)</u>の 規定を準用する。

なお、1日に複数回食事の提供をした場合(複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。)の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものである。

20 緊急短期入所受入加算の取扱いについて

(19) 食事提供体制加算の取扱いについて

- → 報酬告示第7の9のイの緊急短期入所受入加算(I)については、以下のとおり取り扱うこととする。
 - ア 緊急短期入所受入加算(I)は、緊急利用者を受け入れたとき に、当該緊急利用者のみ加算する。
 - イ 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっているこ

む。)が必要であること。なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。ただし、併設事業所又は空床利用型事業所にあっては、本体施設である障害者支援施設等において、報酬告示第9の1の注4のイ及びロが算定されていない場合には栄養士配置加算(I)、報酬告示第9の1の注4のロが算定されている場合には、栄養士配置加算(I)を算定することが可能である。

- ® 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第7の7の利用者負担上限額管理加算については、2の (1)の(1)の(1)の規定を準用する。
- (9) 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第7の8の食事提供体制加算については、2の(6)の(3)の 規定を準用する。

なお、1 日に複数回食事の提供をした場合(複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。)の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものである。

- ② 緊急短期入所受入加算の取扱いについて
 - → 報酬告示第7の9のイの緊急短期入所受入加算(I)については、以下のとおり取り扱うこととする。
 - ア 緊急短期入所受入加算(I)は、緊急利用者を受け入れたとき に、当該緊急利用者のみ加算する。
 - イ 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっているこ

とその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。

- ウ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の 対応などの事項を記録しておくこと。
- エ 既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希望 している者を受け入れることが困難な場合は、利用希望者に対 し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行うこと。
- オ 本加算の算定対象期間は原則として 7 日以内とする。ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7 日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で 14 日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。
- 二 報酬告示第 7 の 9 の口の緊急短期入所受入加算(II)については、以下のとおり取り扱うこととする。
 - ア 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)は、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により短期入所が必要と

とその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。

- ウ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の 対応などの事項を記録しておくこと。
- エ 既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希望 している者を受け入れることが困難な場合は、利用希望者に対 し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行うこと。
- オ 本加算の算定対象期間は原則として 7 日以内とする。ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7 日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で 14 日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。
- 二 報酬告示第 7 の 9 の口の緊急短期入所受入加算(II)については、以下のとおり取り扱うこととする。
 - ア 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)は、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により短期入所が必要と

と密接な連携を行い、相談すること。

なった場合であって、かつ、利用を開始した日の前々日、前日、 又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合に算定

できる。

玥

できる。 イ 緊急に受入れを行った事業所については、当該利用者が速や かに居宅における生活に復帰できるよう、指定一般相談支援事 業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所

なった場合であって、かつ、利用を開始した日の前々日、前日、

又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合に算定

- ウ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の 対応などの事項を記録しておくこと。
- エ 緊急受入に対応するため、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化すること。また、空床の有効活用を図る観点から、当該事業所のホームページ又は基幹相談支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するよう努めること。
- ② 定員超過特例加算の取扱いについて 報酬告示第7の10の定員超過特例加算については、以下のとお り取り扱うこととする。
 - (一) 緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用者全員につき 算定可能とする。
 - □ 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていること その他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができ ない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事

イ 緊急に受入れを行った事業所については、当該利用者が速や かに居宅における生活に復帰できるよう、指定一般相談支援事 業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所 と密接な連携を行い、相談すること。

行

- ウ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の 対応などの事項を記録しておくこと。
- エ 緊急受入に対応するため、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化すること。また、空床の有効活用を図る観点から、当該事業所のホームページ又は基幹相談支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するよう努めること。
- ② 定員超過特例加算の取扱いについて

報酬告示第7の10の定員超過特例加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用者全員につき 算定可能とする。
- □ 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていること その他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができ ない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事

- 定員超過特例加算は、10日を限度として算定する。
- 四 定員超過特例加算を算定している場合にあっては、報酬告示第7の1の注16の定員超過減算及び第7の1の注15の2の大規模減算は適用しない。
- ② 特別重度支援加算の取扱いについて
 - 一 報酬告示第7の11のイの特別重度支援加算(I)及びロの特別 重度支援加算(II)については、以下のとおり取り扱うこととす る。
 - ア 規定の状態が 6 か月以上継続する場合であることを原則とするが、新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が 1 か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が 6 か月以上継続する場合とすること。
 - イ 判定スコアの(1)については、毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含むものとすること。
 - ウ 判定スコアの(8)及び(9)については、経口摂取、経管、腸ろ う・腸管栄養のいずれかを選択すること。
 - エ 判定スコアの(14)については、人工膀胱を含むこと。
 - □ 報酬告示第7の11のハの特別重度支援加算(Ⅲ)については、

現 行

業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で定員超過特例加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。

- 三 定員超過特例加算は、10日を限度として算定する。
- 四 定員超過特例加算を算定している場合にあっては、報酬告示第7の1の注16の定員超過減算及び第7の1の注15の2の大規模減算は適用しない。
- ② 特別重度支援加算の取扱いについて
- → 報酬告示第7の11のイの特別重度支援加算(I)及びロの特別 重度支援加算(II)については、以下のとおり取り扱うこととする。
 - ア 規定の状態が 6 か月以上継続する場合であることを原則とするが、新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が 1 か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が 6 か月以上継続する場合とすること。
 - イ 判定スコアの(1)については、毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含むものとすること。
 - ウ 判定スコアの(8)及び(9)については、経口摂取、経管、腸ろ う・腸管栄養のいずれかを選択すること。
 - エ 判定スコアの(14)については、人工膀胱を含むこと。
- □ 報酬告示第7の11のハの特別重度支援加算(Ⅲ)については、

現

行

ア 第 556 号告示第 8 号(1)の「常時頻回の喀痰吸引を実施している状態」とは当該月において 1 日当たり 8 回(夜間を含め約3 時間に 1 回程度)以上実施している日が 20 日を超える場合をいうものであること。

て、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であること。

- イ 第 556 号告示第 8 号(2)の「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において 1 週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。
- ウ 第 556 号告示第 8 号(3)の「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。
- エ 第 556 号告示第 8 号(4)の「人工腎臓を実施しており、かつ、 重篤な合併症を有する状態」については、人工腎臓を各週 2 日 以上実施しているものであり、かつ、下記に掲げるいずれかの 合併症をもつものであること。
 - a 透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射を 行っている糖尿病
 - b 常時低血圧(収縮期血圧が90mmHg以下)

利用者に対して、計画的な医学的管理を行い、指定短期入所を行った場合に、所定単位数を加算する。当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容等を診療録に記載しておくこと。また、当該加算を算定できる利用者は、次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であること。ア 第556号告示第8号(1)の「常時頻回の喀痰吸引を実施している状態」とは当該月において1日当たり8回(夜間を含め約3時間に1回程度)以上実施している日が20日を超える場合をいうものであること。

第556号告示第8号の別に厚生労働大臣の定める者の状態にある

- イ 第 556 号告示第 8 号(2)の「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において 1 週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。
- ウ 第 556 号告示第 8 号(3)の「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。
- エ 第 556 号告示第 8 号(4)の「人工腎臓を実施しており、かつ、 重篤な合併症を有する状態」については、人工腎臓を各週 2 日 以上実施しているものであり、かつ、下記に掲げるいずれかの 合併症をもつものであること。
 - a 透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射を 行っている糖尿病
 - b 常時低血圧(収縮期血圧が90mmHg以下)

- c 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈す るもの
- d 出血性消化器病変を有するもの
- e 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの
- f うっ血性心不全(NYHA) 度以上)のもの
- オ 第 556 号告示第 8 号(5)の「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については、持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧 90mmHg 以下が持続する状態、又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度が 90%以下の状態で、常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。
- カ 第 556 号告示第 8 号(6)の「膀胱又は直腸の機能障害の程度 が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に掲げる身体障害者 障害程度等級表の 4 級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を 実施している状態」については、当該利用者に対して、皮膚の 炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであるこ と。
- キ 第 556 号告示第 8 号(7)の「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が 行われている状態」については、経口摂取が困難で経腸栄養以 外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合 に算定できるものであること。
- ク 第 556 号告示第 8 号(8)の「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下の分類で第 3 度以上に該当し、かつ、

現 行

- c 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの
- d 出血性消化器病変を有するもの
- e 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの
- f うっ血性心不全(NYHA竧度以上)のもの
- オ 第 556 号告示第 8 号(5)の「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については、持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧 90mmHg 以下が持続する状態、又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度が 90%以下の状態で、常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。
- カ 第 556 号告示第 8 号(6)の「膀胱又は直腸の機能障害の程度 が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に掲げる身体障害者 障害程度等級表の 4 級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を 実施している状態」については、当該利用者に対して、皮膚の 炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。
- キ 第 556 号告示第 8 号(7)の「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が 行われている状態」については、経口摂取が困難で経腸栄養以 外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合 に算定できるものであること。
- ク 第 556 号告示第 8 号(8)の「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下の分類で第 3 度以上に該当し、かつ、

改正後

当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限る。

第1度:皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない(皮膚の損傷はない)

第2度:皮膚層の部分的喪失(びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの)

第3度:皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いく ぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれ ば、及んでいないこともある

第4度:皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出しているケ 第556号告示第8号(9)の「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開の医学的管理を行った場合に算定できるものであること。

② 送迎加算の取扱いについて

報酬告示第7の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- ─ 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。
- □ 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定 単位数の100分の70を算定する。
- ② 日中活動支援加算の取扱いについて 報酬告示第7の13の日中活動支援加算については、以下のとお り取り扱うこととする。
 - ─ 医療型短期入所サービス費(I)、(II)若しくは(III)又は医療型

現 行

当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限る。

第1度:皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない(皮膚の損傷はない)

第2度:皮膚層の部分的喪失(びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの)

第3度:皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いく ぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれ ば、及んでいないこともある

第4度:皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出しているケ 第556号告示第8号(9)の「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開の医学的管理を行った場合に算定できるものであること。

② 送迎加算の取扱いについて

報酬告示第7の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合 等は対象とならないこと。
- (二) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定 単位数の100分の70を算定する。
- ② 日中活動支援加算の取扱いについて 報酬告示第7の13の日中活動支援加算については、以下のとお り取り扱うこととする。
 - 一 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)又は医療型

特定短期入所サービス費(I)、(II)若しくは(III)を算定する場合であって、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と連携し、当該相談支援専門員が作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされた利用者について、口により作成される日中活動実施計画に基づき指定短期入所を行う場合に算定可能とする。

- □ 日中活動実施計画は、以下の手順で作成すること。
 - ア 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他職種の者(以下この②において「保育士等」という。)が共同し、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容の検討をすること。保育士等が共同して検討するに当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。
 - イ 保育士等は、検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活 に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させ るための課題、指定短期入所の日中活動における活動目標及び 留意事項等を記載した日中活動実施計画原案を作成すること。
 - ウ 保育士等は、利用者に対する指定短期入所に当たる担当者等

特定短期入所サービス費(I)、(II)若しくは(III)を算定する場合であって、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と連携し、当該相談支援専門員が作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされた利用者について、(二)により作成される日中活動実施計画に基づき指定短期入所を行う場合に算定可能とする。

- □ 日中活動実施計画は、以下の手順で作成すること。
 - ア 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他職種の者(以下この倒において「保育士等」という。)が共同し、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容の検討をすること。保育士等が共同して検討するに当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。
 - イ 保育士等は、検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活 に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させ るための課題、指定短期入所の日中活動における活動目標及び 留意事項等を記載した日中活動実施計画原案を作成すること。
 - ウ 保育士等は、利用者に対する指定短期入所に当たる担当者等

からなる会議を開催し、日中活動支援計画原案の内容について 意見を求め、日中活動支援計画を作成すること。なお、作成し た日中活動支援計画については、利用者又はその家族に説明 し、その同意を得ること。会議は、テレビ電話装置等を活用し て行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参 加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこ と。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律 についてのガイドライン」等を遵守すること。

- エ 保育士等は、日中活動支援計画の作成後、当該計画の実施状況について記録した上で把握を行うとともに、定期的に評価し、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。
- ② 医療型短期入所受入前支援加算の取扱いについて

報酬告示第 7 の 13 の 2 の 4 の 医療型短期入所受入前支援加算 (I)については、当該指定短期入所事業所等の医師又は医師の指示を受けた看護職員が、居宅等を訪問し、医療的ケア児(者)の支援を行うにあたり必要な医療的ケアの実施方法の確認、当該医療的ケア児(者)の状態、生活環境及びその他医療型短期入所サービスを利用するにあたり必要な情報の把握(以下「利用前支援」という。)を行い、その内容を踏まえ、利用中の看護や医療的ケアの方法等を、当該医療的ケア児(者)とその家族等及び指定短期入所事業所等の職員と共有した場合に算定する。

<u>また、訪問の際には、実際に支援を行う予定の生活支援員も同行</u> することが望ましい。

なお、同一短期入所事業所においては1度限りの算定とするが、

現 行

からなる会議を開催し、日中活動支援計画原案の内容について 意見を求め、日中活動支援計画を作成すること。なお、作成し た日中活動支援計画については、利用者又はその家族に説明 し、その同意を得ること。会議は、テレビ電話装置等を活用し て行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参 加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこ と。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律 についてのガイドライン」等を遵守すること。

エ 保育士等は、日中活動支援計画の作成後、当該計画の実施状況について記録した上で把握を行うとともに、定期的に評価し、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。

(新設)

改正後

現 行

当該事業所を1年以上利用していない場合にはその限りではない。 報酬告示第7の13の2の口の医療型短期入所受入前支援加算 (II)については、利用前支援を情報通信機器を用いて行う場合に おいては、当該医療的ケア児(者)の個人情報を情報通信機器等の 画面上で取り扱う場合には、当該医療的ケア児(者)又はその家族 に同意を得ること。

26 集中的支援加算の取扱いについて

→ 報酬告示第7の13の3のイの集中的支援加算(I)については、 強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門 性を有する広域的支援人材を指定短期入所事業所に訪問させ、又 はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援(以下こ の②において「集中的支援」という。)を行った場合に算定するも のであり、以下の通り取り扱うこととする。

なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等について は、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援 の実施に係る事務手続等について」を参照すること。

- ア 本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間 帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助 言援助等を受けた日に行われること。
- イ 集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。
 - (ア) 広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定短期入所事業所のアセスメントを行うこと。
 - (イ) 広域的支援人材と指定短期入所事業所の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の

(新設)

必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画(以下⑩において「集中的支援実施計画」という。)を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと

- (ウ) 指定短期入所事業所の従業者が、広域的支援人材の助言 援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に 基づき支援を実施すること
- (エ) 指定短期入所事業所が、広域的支援人材の訪問(オンライン等の活用を含む。)を受け、当該者への支援が行われる 日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支 援内容の確認及び助言援助を受けること
- (t) 当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と 緊密に連携すること
- ウ 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。
- <u>エ</u>集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。
- オ 指定短期入所事業所は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。
- □ ロの集中的支援加算(II)については、一定の体制を備えている ものとして都道府県知事が認めた指定短期入所事業所において、 集中的支援が必要な利用者を他の事業所等から受け入れ、当該者 に対して集中的支援を行った場合に算定するものであり、以下の 通り取り扱うこととする。

なお、本加算については、当該者が集中的支援を受けた後は、

元の事業所等に戻ることを基本としているため、集中的支援の後 に当該者が生活・利用する事業所等が確保されている必要があ る。

また、本加算を算定可能な指定短期入所事業所の要件や手続等 については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集 中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。

- ア 他の事業所等から、集中的支援が必要な利用者を受け入れる こと。受入に当たっては、広域的支援人材等から当該者の状況 や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメン トを踏まえて個別支援計画の作成等を行うこと。
- イ 指定短期入所事業所における実践研修修了者が中心となっ て、当該者への集中的支援を行うこと。集中的支援は、以下に 掲げる取組を行うこと。
 - (7) 広域的支援人材の支援を受けながら、30の一のイに規定する取組及び重度障害者支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。この場合において、集中的支援加算(I)の算定が可能であること。
 - (イ) 集中的支援実施計画において、当該者が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針(当該者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等)を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施すること。
- ウ 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。
- エ 集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又

はその家族に説明し、同意を得ること。

- ② 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第7の14、15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。
- (8) 重度障害者等包括支援サービス費
 - ① 重度障害者等包括支援の対象者について

区分 6 (障害児にあっては、これに相当する支援の度合)に該当し、 意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の一又は二 に該当すること。なお、対象者の判断基準は左表のとおりとする。

- (→) 第二の2の(2)の①の(→)のアに規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者(I類型)
 - イ 最重度の知的障害のある者(Ⅱ類型)
- □ 行動関連項目合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型)

類 型	判 定 基 準
I 類型	① 区分6の「重度訪問介護」対象者
	② 医師意見書「2 身体の状態に関する意見」の
	「(3) 麻痺」における「左 左下肢 右下肢」に
	いて、いずれも「ある」に認定(軽、中、重のいず

- 25 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第7の14、15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。
- (8) 重度障害者等包括支援サービス費
 - ① 重度障害者等包括支援の対象者について

区分 6(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)に該当し、 意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の一又は口 に該当すること。なお、対象者の判断基準は左表のとおりとする。

- (→) 第二の2の(2)の①の(→)のアに規定する利用者の支援の度合に 相当する支援の度合にある者であって、四肢すべてに麻痺等があ り、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいず れかに該当すること。
 - ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者(I 類型)
 - イ 最重度の知的障害のある者(Ⅱ類型)
- □ 第 543 号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10 点以上である者(Ⅲ類型)

類 型	判 定 基 準
I 類型	① 区分6の「重度訪問介護」対象者
	② 医師意見書「2 身体の状態に関する意見」の
	「(3) 麻痺」における「左 左下肢 右下肢」に
	いて、いずれも「ある」に認定(軽、中、重のいず

改正後		現 行		現 行
	れかにチェックされていること)			れかにチェックされていること)
	なお、医師意見書「2 身体の状態に関する意見」			なお、医師意見書「2 身体の状態に関する意見」
	の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関			の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関
	節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。			節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
	③ 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返			③ 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返
	り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全			り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全
	面的な支援が必要」と認定			面的な支援が必要」と認定
	④ 認定調査項目「10群 特別な医療レスピレータ			④ 認定調査項目「10群 特別な医療レスピレータ
	一」において「ある」と認定			一」において「ある」と認定
	⑤ 認定調査項目「6 群 認知機能コミュニケーショ			⑤ 認定調査項目「6群 認知機能コミュニケーショ
	ン」において「日常生活に支障がない」以外に認定			ン」において「日常生活に支障がない」以外に認定
Ⅱ類型	① 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と		Ⅱ類型	① 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と
	確認			確認
	② 区分6 の「重度訪問介護」対象者			② 区分6 の「重度訪問介護」対象者
	③ 医師意見書「2 . 身体の状態に関する意見」の			③ 医師意見書「2 . 身体の状態に関する意見」の
	「(3) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢			「(3) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢
	右下肢」において、いずれも「ある」に認定(軽、			右下肢」において、いずれも「ある」に認定(軽、
	中、重のいずれかにチェックされていること)			中、重のいずれかにチェックされていること)
	なお、医師意見書「2.身体の状態に関する意			なお、医師意見書「2.身体の状態に関する意
	見」の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5)			見」の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5)
	関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。			関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
	④ 認定調査項目「1 群 起居動作」のうち、「寝返			④ 認定調査項目「1 群 起居動作」のうち、「寝返
	り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全			り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全
	面的な支援が必要」と認定			面的な支援が必要」と認定

	改正後
	⑤ 認定調査項目「6 群 認知機能 コミュニケー
	ション」において「日常生活に支障がない」以外に
	認定
Ⅲ類型	① 区分6 の「行動援護」対象者
	② 認定調査項目「6 群 認知機能 コミュニケー
	ション」において「日常生活に支障がない」以外に
	認定
	③「行動援護項目得点」が「10点以上」と認定

② 重度障害者等包括支援サービス費の算定について

重度障害者等包括支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービ ス基準に定める具体的なサービス内容を記載した重度障害者等包 括支援計画に基づいて行われる必要があるが、障害者の状態等に応 じて柔軟にサービスを提供する重度障害者等包括支援の趣旨を踏 まえ、重度障害者等包括支援を行った場合には、実際に要した時間 により算定することとする。

なお、重度障害者等包括支援計画で定めたサービス提供時内容や 提供時間に大幅な乖離があり、実際のサービス提供と合致しない状 況が続く場合には、当然に重度障害者等包括支援計画の見直しを行 う必要があること。

③ 2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援 の取扱い等について

報酬告示第8の1の注2の2人の重度障害者等包括支援従業者に よる重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及

(5)	認定調査項目「6	群	認知機能	コミュニケー
દ	ノョン」 において 「	日常生	生活に支障が	がない」以外に

Ⅲ類型

認定

① 区分6 の「行動援護」対象者

行

現

- ② 認定調査項目「6 群 認知機能 コミュニケー ション」において「日常生活に支障がない」以外に 認定
- ③「行動援護項目得点」が「10点以上」と認定

② 重度障害者等包括支援サービス費の算定について

重度障害者等包括支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービ ス基準に定める具体的なサービス内容を記載した重度障害者等包 括支援計画に基づいて行われる必要があるが、障害者の状態等に応 じて柔軟にサービスを提供する重度障害者等包括支援の趣旨を踏 まえ、重度障害者等包括支援を行った場合には、実際に要した時間 により算定することとする。

なお、重度障害者等包括支援計画で定めたサービス提供時内容や 提供時間に大幅な乖離があり、実際のサービス提供と合致しない状 況が続く場合には、当然に重度障害者等包括支援計画の見直しを行 う必要があること。

③ 2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援 の取扱い等について

報酬告示第8の1の注2の2人の重度障害者等包括支援従業者に よる重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及

現 行

の一の規定を準用する。

- ④ 地域生活支援拠点等である場合の取扱いについて
 - (一) 報酬告示第8の注3の1の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(1)の(6の)田の規定を準用する。
 - 二 報酬告示第8の注3の2の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(自立生活援助に限る。)を行った場合の取扱いについては、3の(7)の①の内の規定を準用する。
 - (三) 報酬告示第8の注6の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(短期入所に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(7)の⑨の規定を準用する。
- ⑤ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第8の1の注3の特別地域加算については、2の(1)の<u>1</u> の規定を準用する。
- ⑥ 早朝、夜間、深夜の重度障害者等包括支援の取扱いについて 報酬告示第8の1の注4の早朝、夜間、深夜に重度障害者等包括 支援(短期入所及び共同生活援助を除く。)を行った場合の取扱いに ついては、2の(2)の⑦の規定を準用する。
- ⑦ 有資格者支援加算の取扱いについて 報酬告示第8の2の有資格者支援加算については、居宅介護、重 度訪問介護、同行援護又は行動援護に従事する資格要件を満たした

の一の規定を準用する。

- ④ 地域生活支援拠点等である場合の取扱いについて
- 二 報酬告示第8の注3の2の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(自立生活援助に限る。)を行った場合の取扱いについては、3の(7)の⑦の穴の規定を準用する。
- (三) 報酬告示第8の注6の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(短期入所に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(7)の⑨の規定を準用する。
- ⑤ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第8の1の注3の特別地域加算については、2の(1)の<u>⑥</u> の規定を準用する。
- ⑥ 早朝、夜間、深夜の重度障害者等包括支援の取扱いについて 報酬告示第8の1の注4の早朝、夜間、深夜に重度障害者等包括 支援(短期入所及び共同生活援助を除く。)を行った場合の取扱いに ついては、2の(2)の⑦の規定を準用する。

(新設)

従業者が、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に算定する。ただし、重度障害者等包括支援として居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を提供した場合に限る。

<u>なお、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求め</u>るものではないことに留意すること。

- ⑧ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第8の2の3の初回加算については、2の(1)の①の(→)の 規定を準用する。
- ⑤ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第8の2の4の医療連携体制加算については、2の(7)の⑥の規定(田を除く。)を準用する。
- (1) 送迎加算の取扱いについて報酬告示第8の2の5の送迎加算については、2の(7)の20の規定を準用する。
- ① 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の2の6の地域生活移行個別支援特別加算について は、3の(2)の②の規定を準用する。
- ② 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の2の7の精神障害者地域移行特別加算について は、3の(2)の22の規定を準用する。
- ③ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の2の8の強度行動障害者地域移行特別加算につい ては、3の(2)の3の規定を準用する。
- ⑭ 外部連携支援加算の取扱いについて

- ⑦ 初回加算の取扱いについて報酬告示第8の2の2の初回加算については、2の(1)の®の(→)の規定を準用する。
- ⑧ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第8の2の3の医療連携体制加算については、2の(7)の⑩の規定(田を除く。)を準用する。
- ⑨ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第8の2の4の送迎加算については、2の(7)の2の規定 を準用する。
- ⑩ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の2の5の地域生活移行個別支援特別加算について は、3の(2)の①の規定を準用する。
- 11 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の2の6の精神障害者地域移行特別加算について は、3の(2)の(8)の規定を準用する。
- ⑩ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて報酬告示第8の2の7の強度行動障害者地域移行特別加算については、3の(2)の⑩の規定を準用する。

(新設)

報酬告示第8の2の9の外部連携支援加算については、重度障害者等包括支援事業所が第三者に委託することにより障害福祉サービスを提供する場合において、重度障害者等包括支援事業所が当該委託を受けた事業者の担当者を招集して、関係者が連携した支援を行うための会議等を開催し、重度障害者等包括支援計画の実施状況について説明を行うとともに、利用者の心身の状況及び障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な情報の提供を受けた場合に加算するのである。なお、会議等の出席者、開催日時、その内容の要旨、連携した支援や重度障害者等包括支援計画に反映させるべき内容を記録しておくこと。

- (15) 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第8の3、4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。
- (9) 施設入所支援サービス費
 - ① 施設入所支援の対象者について 施設入所支援については、次の(一)から(付までのいずれかに該当す る者が対象となるものであること。
 - 一 50 歳未満の利用者である場合 区分4以上
 - □ 50歳以上の利用者である場合 区分3以上
 - (三) 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型(指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、就労継続支援B型と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が

- ③ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第8の3、4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の②の規定を準用する。
- (9) 施設入所支援サービス費
 - ① 施設入所支援の対象者について 施設入所支援については、次の(一)から(対までのいずれかに該当す る者が対象となるものであること。
 - 一 50 歳未満の利用者である場合 区分4以上
 - □ 50歳以上の利用者である場合 区分3以上
 - (三) 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型(指定特定相談 支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、就 労継続支援B型と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が

認めた者に限る。)を受ける者であって、入所によって訓練等を 実施することが必要かつ効果的であるもの又は通所によって訓 練等を受けることが困難なもの

- 四 特定旧法指定施設(法附則第21条第1項に規定する特定旧法施設をいう。以下同じ。)に入所した者であり継続して指定障害者支援施設等に入所している者又は当該施設を退所後に再度入所する者
- (五) 区分 3 以下(50 歳未満の利用者である場合は区分 2 以下)であって、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難として、生活介護と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が認めた者
- (六) 第556号告示第5号に規定する者

施設入所支援サービス費については、入所者の障害支援区分及び 施設の定員規模に応じ、算定する。

なお、①の巨又は四に該当する者であって、訓練等給付のうち自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を利用する者については、障害支援区分の判定を行い、区分が3以上に該当する者については、当該障害支援区分に応じた施設入所支援サービス費を算定して差し支えないものとする。

③ 施設入所支援サービス費の栄養士の配置について

現 行

認めた者に限る。)を受ける者であって、入所によって訓練等を 実施することが必要かつ効果的であるもの又は通所によって訓 練等を受けることが困難なもの

- 四 特定旧法指定施設(法附則第21条第1項に規定する特定旧法施設をいう。以下同じ。)に入所した者であり継続して指定障害者支援施設等に入所している者又は当該施設を退所後に再度入所する者
- 回 区分 3 以下(50 歳未満の利用者である場合は区分 2 以下)であって、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難として、生活介護と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が認めた者
- (六) 第556号告示第5号に規定する者
- ② 施設入所支援サービス費の区分について

施設入所支援サービス費については、入所者の障害支援区分及び 施設の定員規模に応じ、算定する。

なお、①の仨又は四に該当する者であって、訓練等給付のうち自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を利用する者については、障害支援区分の判定を行い、区分が3以上に該当する者については、当該障害支援区分に応じた施設入所支援サービス費を算定して差し支えないものとする。

③ 施設入所支援サービス費の栄養士の配置について

施設入所支援サービス費については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を配置している場合については、配置されているものとして取り扱うこと。なお、調理業務の委託先のみ管理栄養士等が配置されている場合は、減算の対象となること。

④ 夜勤職員配置体制加算の取扱いについて

報酬告示第9の2の夜勤職員配置体制加算の取扱いは、以下の一から三のいずれかの夜勤職員の配置基準を満たす場合に、都道府県知事に届け出ている利用定員の区分に応じて加算が算定できるものとする。

- (一) 前年度の利用者の数の平均値が 21 人以上 40 人以下の場合 夜勤 2 人以上
- 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合 夜勤3人以上
- (三) 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合 夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又 はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

なお、利用者の動向を検知できる見守り機器(利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。)を、当該障害者支援施設等の利用者の数の100分の15以上の数配置している場合には、夜勤を行う職員として生活支援員の員数は以

現 行

施設入所支援サービス費については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第88号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を配置している場合については、配置されているものとして取り扱うこと。なお、調理業務の委託先のみ管理栄養士等が配置されている場合は、減算の対象となること。

④ 夜勤職員配置体制加算の取扱いについて

報酬告示第9の2の夜勤職員配置体制加算の取扱いは、以下の一から三のいずれかの夜勤職員の配置基準を満たす場合に、都道府県知事に届け出ている利用定員の区分に応じて加算が算定できるものとする。

- (一) 前年度の利用者の数の平均値が 21 人以上 40 人以下の場合 夜勤 2 人以上
- (二) 前年度の利用者の数の平均値が 41 人以上 60 人以下の場合 夜勤 3 人以上
- (三) 前年度の利用者の数の平均値が 61 人以上の場合 夜勤 3 人に、前年度の利用者の数の平均値が 60 を超えて 40 又 はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上

現 行

下の四から内とおりとすることができる。

- <u>阿</u>前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤1.9人以上
- 面 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合夜勤2.9人以上
- <u> 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合</u><u> 夜勤3.9人に、前年度の利用者の数の平均値が100を超えて40</u>又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- ⑤ 重度障害者支援加算の取扱いについて
- (一) 報酬告示第9の3のイの重度障害者支援加算(I)については、 昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切 に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員配置 に加えて、常勤換算方法で1人以上の従業者を確保した場合に、 指定障害者支援施設等ごと(サービス提供単位を複数設置してい る場合にあっては当該サービス提供単位ごと)に生活介護に係る 全ての利用者について加算するものである。なお、報酬告示第9 の3の注1中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされ る者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目(当分の 間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。) 中、いずれか1つ以上に該当する者とする。なお、「これに準ず る者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされ る者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされ る者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされ る者」以外の者であって、経管栄養(腸ろうによる経管栄養又は 経鼻経管栄養に限る。)を必要とする者とする。
- □ 報酬告示第9の3のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、

⑤ 重度障害者支援加算の取扱いについて

- → 報酬告示第9の3のイの重度障害者支援加算(I)については、 昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切 に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員配置 に加えて、常勤換算方法で1人以上の従業者を確保した場合に、 指定障害者支援施設等ごと(サービス提供単位を複数設置してい る場合にあっては当該サービス提供単位ごと)に生活介護に係る 全ての利用者について加算するものである。なお、報酬告示第9 の3の注1中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされ る者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目(当分の 間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。) 中、いずれか1つ以上に該当する者とする。なお、「これに準ず る者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされ る者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされ る者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされ る者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされ る者」以外の者であって、経管栄養(腸ろうによる経管栄養又は 経鼻経管栄養に限る。)を必要とする者とする。
- □ 報酬告示第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)については、

次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に算定する。

- ア 指定障害者支援施設基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。
- イ 指定障害者支援施設等に配置されているサービス管理責任 者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成 研修(実践研修)修了者 (以下この⑤において「実践研修修了 者」という。) であること。また、当該施設において実践研修 修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がい る場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成するこ と。
- ウ 指定障害者支援施設等に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者 (以下この⑤において「基礎研修修了者」という。) であるこ と。
- 工 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、非常勤職員についても員数に含めること。

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従 業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)により支 援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価とし て加算を算定する。ただし強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない。

さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を行う。

体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を 行う場合も対象とする。

なお、支援計画シート等については、対象となる利用者に対し て関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うため に、1日の活動の支援に係る支援計画シート等の作成が適切に行 われるよう留意すること。

個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意すること。

- オ イにおける実践研修修了者は、原則として週に1回以上、強 度行動障害を有する利用者の様子を観察し、3月に1回程度の 頻度で支援計画シート等を見直すものとする。
- 力 ウにおける基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、 支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対 して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を 通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするも のとする。
- <u>キ</u> ウにおける基礎研修修了者の配置については、令和7年3月 31日までの間は、以下の要件をいずれも満たすことで、算定で きるものとする(経過措置)。
 - (7) 利用者に対する支援が 1 日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。
 - (1) (ア)の基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定障害者支援施設等の従事者として4時間程度は従事すること。
- 三 注4及び注8については、中核的支援人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した 旨の証明書の交付を受けた者(以下⑤において「中核的人材養成 研修修了者」という。)を配置し、当該者又は当該者から適切な助

現 行

なお、報酬告示第9の3の注3中「厚生労働大臣が定める施設 基準」第3号のハの(1)の「別に厚生労働大臣が定める基準を満 たしている利用者」とは、第543号告示第22号の規定により準 用する第4号の規定により、認定調査票等における行動関連項目 の点数の合計が10点以上に該当する者をいうものである。

- (三) 重度障害者支援加算(II)については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、施設入所支援の提供を行った場合にさらに500単位を加算することができることとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。
- 四 重度障害者支援加算(I)を算定している指定障害者支援施設等において、重度障害者支援加算(II)は算定できないものであること。また、重度障害者支援加算(II)は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意すること。

言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成 する旨届出をしており、行動関連項目合計点数が 18 点以上であ る利用者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、1 日につ き所定単位数にさらに 150 単位を加算することとしている。

この場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1回 以上、当該強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、支援計 画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとする。

なお、この中核的人材の配置については、当該指定障害者支援 施設等に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必 ずしも常勤又は専従を求めるものではない。

四 注5及び注6については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。

なお、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの 算定とする。

回 報酬告示第の9の3のハの重度障害者支援加算(Ⅲ)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分4以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に算定する。

なお、重度障害者支援加算(Ⅱ)の対象者については、この加 算を算定することができない。

- ア 指定障害者支援施設基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。
- イ 指定障害者支援施設等に配置されているサービス管理責任 者又は生活支援員のうち1人以上が、実践研修修了者であるこ と。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、 利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に 係る支援計画シート等を作成すること。
- <u>ウ</u> 指定障害者支援施設等に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、基礎研修修了者であること。
- エ 口のエからキの規定を準用する。
- (六) 注9及び注10については、当該加算の算定を開始した日から 起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に 対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき 所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これ は重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階におい て、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを 評価したものである。

なお、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの 算定とする。 行

現

⑥ 夜間看護体制加算の取扱いについて

報酬告示第9の4の夜間看護体制加算については、施設入所支援を提供する時間帯を通じ、看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。)を1<u>を超えて</u>配置する体制を確保している場合に、<u>1を超えて配置した人数に応じて</u>昼間生活介護を受けている利用者について加算の算定ができるものであること。

なお、原則として毎日夜間看護体制を確保していることを評価するものであり、通常は夜間看護体制を取っていない施設において不 定期に看護職員が夜勤を行う場合は算定できない。

⑦ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて報酬告示第9の4の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I)及び(II) については、2の(6)の⑥の規定を準用する。

また、「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の100分の50又は100分の30が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。

なお、昼間実施サービスにおいて本加算を算定している場合であっても施設入所支援として本加算を算定できるが、この場合、昼間 実施サービスにおいて配置されている従業者に加え、施設入所支援 の従業者として加配することが必要である。

⑧ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第9の4の3の高次脳機能障害者支援体制加算について ⑥ 夜間看護体制加算の取扱いについて

報酬告示第9の4の夜間看護体制加算については、施設入所支援を提供する時間帯を通じ、看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。)を1以上配置する体制を確保している場合に、昼間生活介護を受けている利用者について加算の算定ができるものであること。

なお、原則として毎日夜間看護体制を確保していることを評価するものであり、通常は夜間看護体制を取っていない施設において不定期に看護職員が夜勤を行う場合は算定できない。

⑦ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 酬告示第9の4の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の(一及び(三)の規定を準用する。

また、「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の100分の30が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。

なお、昼間実施サービスにおいて本加算を算定している場合であっても施設入所支援として本加算を算定できるが、この場合、昼間 実施サービスにおいて配置されている従業者に加え、施設入所支援 の従業者として加配することが必要である。

(新設)

は、2の(6)の⑦の規定を準用する。

- ⑤ 入所時特別支援加算の取扱いについて 報酬告示第9の5の入所時特別支援加算の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - (→) 入所者については、指定障害者支援施設へ入所した当初には、 施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、 入所日から30日間に限って、1日につき30単位を加算すること とする。
 - 二 入所時特別支援加算は、日中活動サービスの初期加算に相当する加算である。
- (三) 初期加算に係る2の(6)の<u>8</u>の規定は、施設入所支援に係る入所 時特別支援加算について進用する。
- ⑩ 入院・外泊時加算の取扱いについて
 - (一) 報酬告示第9の6の入院・外泊時加算については、入院又は外 泊の期間に初日及び最終日は含まないので、連続して9泊の入院 又は外泊を行う場合は、8日と計算されること。
 - □ 9 日を超える入院にあっては指定障害者支援施設等の従業者が、特段の事情(利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。)のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあっては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日を除く。)について、1日につき所定単位数

現 行

- 8 入所時特別支援加算の取扱いについて 報酬告示第9の5の入所時特別支援加算の取扱いについては、以 下のとおりとする。
 - → 入所者については、指定障害者支援施設へ入所した当初には、 施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、 入所日から30日間に限って、1日につき30単位を加算すること とする。
 - 二 入所時特別支援加算は、日中活動サービスの初期加算に相当する加算である。
 - (三) 初期加算に係る2の(6)の<u>の</u>の規定は、施設入所支援に係る入所 時特別支援加算について準用する。
- 9 入院・外泊時加算の取扱いについて
- (一) 報酬告示第9の6の入院・外泊時加算については、入院又は外 泊の期間に初日及び最終日は含まないので、連続して9泊の入院 又は外泊を行う場合は、8日と計算されること。
- (二) 9 日を超える入院にあっては指定障害者支援施設等の従業者が、特段の事情(利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。)のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあっては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間(入院又は

を算定するものであること。

- 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場合において、○ の特段の事情により訪問ができなくなった場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。
- 四 入所者の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の 算定期間中にあっては、当該利用者が使用していたベッドを他の サービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、当 該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用 することは可能であること。ただし、この場合、入院・外泊時加 算は算定できないこと。
- (五) 指定障害者支援施設等の入所者が、地域生活への移行へ向けて、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助等」という。)の体験的な利用を行う場合又は指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合にあっては、当該体験利用を行っている間について、当該加算を算定して差し支えない。
- (対 当該加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費(補 足給付)の算定が可能であること。
- ⑪ 入院時支援特別加算の取扱いについて

報酬告示第9の7の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定障害者支援施設等の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被

現 行

外泊の初日及び最終日を除く。)について、1日につき所定単位数 を算定するものであること。

- (三) 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場合において、□の特段の事情により訪問ができなくなった場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。
- 四 入所者の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の 算定期間中にあっては、当該利用者が使用していたベッドを他の サービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、当 該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用 することは可能であること。ただし、この場合、入院・外泊時加 算は算定できないこと。
- (五) 指定障害者支援施設等の入所者が、地域生活への移行へ向けて、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助等」という。)の体験的な利用を行う場合又は指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合にあっては、当該体験利用を行っている間について、当該加算を算定して差し支えない。
- (六) 当該加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費(補 足給付)の算定が可能であること。
- 10 入院時支援特別加算の取扱いについて

報酬告示第9の7の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定障害

服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)に応じ、加算する。ただし、利用者が入所する指定障害者支援施設等の近隣に家族等の居宅がある場合であって、家族等からの支援を受けることが可能である者についてはこの加算の対象としない。

また、報酬告示第9の7の(1)が算定される場合にあっては少なくとも1回以上、7の(2)が算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が4日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、7の(1)を算定する。

また、当該加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費 (補足給付)の算定が可能であること。

- ② 地域移行加算の取扱いについて 報酬告示第9の8の地域移行加算については、2の(5)の③の規定 を準用する。
- 13 地域移行促進加算の取扱いについて
 - → 報酬告示第9の8の2の<u>イの地域移行促進加算(I)</u>については、<u>市町村により</u>地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

者支援施設等の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)に応じ、加算する。ただし、利用者が入所する指定障害者支援施設等の近隣に家族等の居宅がある場合であって、家族等からの支援を受けることが可能である者についてはこの加算の対象としない。

また、報酬告示第 9 の 7 の (1) が算定される場合にあっては少なくとも 1 回以上、7 の (2) が算定される場合にあっては少なくとも 2 回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が 4 日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が 1 回である場合については、7 の (1) を算定する。

また、当該加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費 (補足給付)の算定が可能であること。

- 地域移行加算の取扱いについて 報酬告示第9の8の地域移行加算については、2の(5)の③の規定 を準用する。
- ② 体験宿泊支援加算の取扱いについて

報酬告示第9の8の2の<u>体験宿泊支援加算</u>については、<u>運営規程</u> <u>に、</u>地域生活支援拠点等に位置づけられていること<u>が規定されているものとして</u>都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

- ア 施設障害福祉サービス計画に基づき、以下に掲げる体験的な 宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他 の相談援助を行った場合に算定するものであること(当該支援 を行った場合には当該支援の内容を記録すること。)。
 - (7) 体験的な宿泊支援を行うに当たっての指定地域移行支援 事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整
 - (1) 体験的な宿泊支援を行った際の状況に係る指定地域移行 支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援 方針の協議等
 - (ウ) 利用者に対する体験的な宿泊支援に係る相談援助
- イ 地域移行促進加算(I)については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号。以下「地域相談支援報酬告示」という。)第1の5の地域移行促進加算(I)を算定している期間に限り、1日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。地域移行促進加算(I)の算定期間中にあっては、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は体験宿泊支援加算を算定しないものであること。
- <u>ウ</u> <u>地域移行促進加算(I)</u>を算定する日においては、特定障害者 特別給付費(補足給付)の算定が可能であること。
- エ 市町村が当該指定障害者支援施設等を地域生活支援拠点等

- ─ 施設障害福祉サービス計画に基づき、以下に掲げる体験的な宿 泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相 談援助を行った場合に算定するものであること(当該支援を行っ た場合には当該支援の内容を記録すること。)。
 - <u>ア</u> 体験的な宿泊支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整

 - ウ 利用者に対する体験的な宿泊支援に係る相談援助
- □ 体験宿泊支援加算については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号。地域相談支援報酬告示。以下「地域相談支援報酬告示」という。)第1の5の体験宿泊加算を算定している期間に限り、1日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。体験宿泊支援加算の算定期間中にあっては、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は体験宿泊支援加算を算定しないものであること。
- <u>(三) 体験宿泊支援加算</u>を算定する日においては、特定障害者特別給付費(補足給付)の算定が可能であること。

として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定障害者支援施設等とで事前に協議し、当該指定障害者支援施設等から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定障害者支援施設等に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定障害者支援施設等は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。

さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

□ 報酬告示第9の8の2の口の地域移行促進加算(II)については、 地域生活支援拠点等と連携の上、以下に例示するような地域生活へ の移行に向けた支援(宿泊を伴わないものに限る。)を、指定障害者 支援施設の職員が同行した上で実施した場合に加算するものであ ること。

指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯に入所者に対して実施したものについても加算の対象とする。

(例)

<u>・</u> 共同生活援助事業所や、生活介護等(障害者支援施設と併設 しているものは除く)の通所事業所への見学や事業所内での食 (新設)

(新設)

現 行

事の体験

- ・ <u>地域の活動(自治会等の地域様々な主体が開催する催し等)</u> への参加
- ・ 現に1人暮らしをしている障害者の生活状況の見学
- ・ <u>買い物や公共交通機関の利用等の地域の暮らしを想定した</u> <u>体験</u>
- 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第9の9の地域生活移行個別支援特別加算については、 次のとおり取り扱うものとする。
 - ─ 地域生活移行個別支援特別加算(I)

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではないが、常に新たな利用者を受け入れる可能性があることを踏まえた関係機関との連携等のための体制、加算対象者の受入時には必要な数の人員を確保することが可能な体制又は有資格者による指導体制及び精神科を担当する医師により月2回以上の定期的な指導体制(当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。)が整えられていること。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の 従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通 常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等 について、矯正施設(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年 鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)等を退所した障害者 の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に

- ① 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第9の9の地域生活移行個別支援特別加算については、 次のとおり取り扱うものとする。
 - ─ 地域生活移行個別支援特別加算(I)

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではないが、常に新たな利用者を受け入れる可能性があることを踏まえた関係機関との連携等のための体制、加算対象者の受入時には必要な数の人員を確保することが可能な体制又は有資格者による指導体制及び精神科を担当する医師により月2回以上の定期的な指導体制(当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。)が整えられていること。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の 従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通 常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等 について、矯正施設(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年 鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)等を退所した障害者 支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等 の方法により行うものとする。

□ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)

ア 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放(以下この(9)において「退所等」という。)の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)における「地域生活定着促進事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター(以下「地域生活定着支援センター」という。)との調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することになった場合、指定障害者支援施設の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。

イ 加算の対象となる施設については、以下の支援を行うもの とする。

現 行

の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に 支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等 の方法により行うものとする。

□ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)

ア 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放(以下この(9)において「退所等」という。)の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知)の別添16「地域生活定着促進事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター(以下「地域生活定着支援センター」という。)との調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することになった場合、指定障害者支援施設の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。

イ 加算の対象となる施設については、以下の支援を行うもの

- (ア) 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と地域生活への移行に向けた必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた施設障害福祉サービス計画の作成
- (イ) 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- (ウ) 日常生活や人間関係に関する助言
- (エ) 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の 支援
- (オ) 他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の対応
- (カ) その他必要な支援

(5) 栄養マネジメント加算の取扱いについて

- (→ 報酬告示第9の10の栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害者の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施(以下「栄養ケア・マネジメント」という。)を評価しているところである。
- □ 栄養ケア・マネジメントは、入所者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。

また、栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として入所者全員に対して実施すべきものであること。

(三) 施設に常勤の管理栄養士を 1 名以上配置して行うものである こと。

現 行

とする。

- (ア) 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と地域生活への移行に向けた必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた施設障害福祉サービス計画の作成
- (イ) 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- (ウ) 日常生活や人間関係に関する助言
- (エ) 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の 支援
- (オ) 他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の対応
- (カ) その他必要な支援

(4) 栄養マネジメント加算の取扱いについて

- (一) 報酬告示第9の10の栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害者の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施(以下「栄養ケア・マネジメント」という。)を評価しているところである。
- (二) 栄養ケア・マネジメントは、入所者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。

また、栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として入所者全員に対して実施すべきものであること。

三 施設に常勤の管理栄養士を 1 名以上配置して行うものである

なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できないこと。

- 四 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの 栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属す る施設のみ算定できること。
- 田 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲 げるとおり、実施すること。
 - ア 入所者ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握する こと(以下「栄養スクリーニング」という。)。
 - イ 栄養スクリーニングを踏まえ、入所者ごとの解決すべき課題 を把握すること(以下「栄養アセスメント」という。)。
 - ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理 栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共 同して、入所者ごとに、栄養補給に関する事項(栄養補給量、補 給方法等)、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の説 明等)、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべ き事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成 した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象 となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。な お、指定施設入所支援においては、栄養ケア計画に相当する内 容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄 養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。
 - エ 栄養ケア計画に基づき、入所者ごとに栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題(栄養補

なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できないこと。

行

現

- 四 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの 栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属す る施設のみ算定できること。
- 田 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。
 - ア 入所者ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること(以下「栄養スクリーニング」という。)。
 - イ 栄養スクリーニングを踏まえ、入所者ごとの解決すべき課題 を把握すること(以下「栄養アセスメント」という。)。
 - ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理 栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共 同して、入所者ごとに、栄養補給に関する事項(栄養補給量、補 給方法等)、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の説 明等)、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべ き事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成 した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象 となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。な お、指定施設入所支援においては、栄養ケア計画に相当する内 容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄 養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。
 - エ 栄養ケア計画に基づき、入所者ごとに栄養ケア・マネジメン

給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項 の見直しの必要性等)があれば直ちに当該計画を修正すること。

- オ 入所者ごとの栄養状態に応じて、定期的に、入所者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した入所者ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、入所者ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者(経管栄養法から経口栄養法への変更等)については、概ね2週間ごと、低栄養状態のリスクが低い者については、概ね3月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い者も含め、少なくとも月1回、体重を測定するなど、入所者の栄養状態の把握を行うこと。
- カ 入所者ごとに、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスク について、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直 しを行うこと。
- キ 指定障害者支援施設基準第 17 条に規定するサービスの提供 の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士 が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは 別に栄養マネジメント加算の算定のために利用者の栄養状態 を定期的に記録する必要はないものとすること。
- (六) 栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するも

トを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題(栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等)があれば直ちに当該計画を修正すること。

- オ 入所者ごとの栄養状態に応じて、定期的に、入所者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した入所者ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、入所者ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者(経管栄養法から経口栄養法への変更等)については、概ね2週間ごと、低栄養状態のリスクが低い者については、概ね3月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い者も含め、少なくとも月1回、体重を測定するなど、入所者の栄養状態の把握を行うこと。
- カ 入所者ごとに、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスク について、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直 しを行うこと。
- キ 指定障害者支援施設基準第 17 条に規定するサービスの提供 の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士 が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは 別に栄養マネジメント加算の算定のために利用者の栄養状態 を定期的に記録する必要はないものとすること。
- (対 栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同

(16) 経口移行加算の取扱いについて

のとすること。

- → 報酬告示第9の11の経口移行加算のうち経管栄養から経口栄養に移行しようとする者に係るものについては、次に掲げるアからウまでのとおり、実施するものとすること。
 - ア 現に経管により食事を摂取している者であって、経口による 食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であると して、医師の指示を受けた者を対象とすること。医師、歯科医 師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、サービス管理責任者 その他の職種の者が共同して、経口による食事の摂取を進める ための栄養管理の方法等を示した経口移行計画を作成するこ と(栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。)。また、 当該計画については、栄養管理及び支援の対象となる入所者又 はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入 所支援においては、経口移行計画に相当する内容を個別支援計 画の中に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画の作 成に代えることができるものとすること。共同して経口移行計 画を作成するに当たってはテレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する 場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。な お、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律につい てのガイドライン」等を遵守すること。
 - イ 当該計画に基づき、栄養管理及び支援を実施すること。経口 移行加算の算定期間は、経口からの食事の摂取が可能となり経

現 行

意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとすること。

15 経口移行加算の取扱いについて

- → 報酬告示第9の11の経口移行加算のうち経管栄養から経口栄養に移行しようとする者に係るものについては、次に掲げるアからウまでのとおり、実施するものとすること。
 - ア 現に経管により食事を摂取している者であって、経口による 食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であると して、医師の指示を受けた者を対象とすること。医師、歯科医 師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、サービス管理責任者 その他の職種の者が共同して、経口による食事の摂取を進める ための栄養管理の方法等を示した経口移行計画を作成するこ と(栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。)。また、 当該計画については、栄養管理及び支援の対象となる入所者又 はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入 所支援においては、経口移行計画に相当する内容を個別支援計 画の中に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画の作 成に代えることができるものとすること。共同して経口移行計 画を作成するに当たってはテレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する 場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。な お、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律につい てのガイドライン」等を遵守すること。
 - イ 当該計画に基づき、栄養管理及び支援を実施すること。経口

管による食事の摂取を終了した日までの期間とするが、その期間は入所者又はその家族の同意を得た日から起算して 180 日以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。

- ウ 経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が、 入所者又はその家族の同意を得られた日から起算して、180日 を超えて実施される場合でも、経口による食事の摂取が一部可 能なものであって、医師の指示に基づき、継続して経口による 食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされる 場合にあっては、引き続き当該加算を算定できるものとするこ と。ただし、この場合において、医師の指示は概ね2週間ごと に受けるものとすること。
- (二) 経管栄養法から経口栄養法への移行は、場合によっては、誤嚥 性肺炎の危険も生じうることから、次のアからエまでについて確 認した上で実施すること。
 - ア 全身状態が安定していること(血圧、呼吸、体温が安定して おり、現疾患の病態が安定していること。)。
 - イ 刺激しなくても覚醒を保っていられること。
 - ウ 嚥下反射が見られること(唾液嚥下や口腔、咽頭への刺激に よる喉頭挙上が認められること。)。
 - エ 咽頭内容物を吸引した後は唾液を嚥下しても「むせ」がないこと。
- (三) 経口移行加算を180日間にわたり算定した後、経口摂取に移行できなかった場合に、期間を空けて再度経口摂取に移行するため

現 行

移行加算の算定期間は、経口からの食事の摂取が可能となり経管による食事の摂取を終了した日までの期間とするが、その期間は入所者又はその家族の同意を得た日から起算して 180 日以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。

- ウ 経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が、 入所者又はその家族の同意を得られた日から起算して、180日 を超えて実施される場合でも、経口による食事の摂取が一部可 能なものであって、医師の指示に基づき、継続して経口による 食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされる 場合にあっては、引き続き当該加算を算定できるものとするこ と。ただし、この場合において、医師の指示は概ね2週間ごと に受けるものとすること。
- □ 経管栄養法から経口栄養法への移行は、場合によっては、誤嚥 性肺炎の危険も生じうることから、次のアからエまでについて確 認した上で実施すること。
 - ア 全身状態が安定していること(血圧、呼吸、体温が安定して おり、現疾患の病態が安定していること。)。
 - イ刺激しなくても覚醒を保っていられること。
 - ウ 嚥下反射が見られること(唾液嚥下や口腔、咽頭への刺激に よる喉頭挙上が認められること。)。
 - エ 咽頭内容物を吸引した後は唾液を嚥下しても「むせ」がないこと。
- 三 経口移行加算を180日間にわたり算定した後、経口摂取に移行

の栄養管理を実施した場合は、当該加算は算定できないものとすること。

(7) 経口維持加算の取扱いについて

- (一) 報酬告示第9の12の経口維持加算のうち、経口維持加算(I) については、次に掲げるアからエまでの通り、実施するものとすること。
 - ア 現に経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障 害(食事の摂取に関する認知機能の低下を含む。以下同じ。)を 有し、水飲みテスト(「氷砕片飲み込み検査」、「食物テスト(food test)」、「改訂水飲みテスト」などを含む。以下同じ。)、頸部 聴診法、造影撮影(診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省 告示第 59 号) 別表第 1 医科診療報酬点数表(以下「医科診療報 酬点数表 | という。) 中「造影剤使用撮影 | をいう。以下同じ。)、 内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」 をいう。以下同じ。)等により誤嚥が認められる(喉頭侵入が認 められる場合及び食事の摂取に関する認知機能の低下により 誤嚥の有無に関する検査を実施することが困難である場合を 含む。以下同じ。)ことから、継続して経口による食事の摂取を 進めるための栄養管理及び支援が必要であるものとして、医師 又は歯科医師の指示を受けたものを対象とすること。ただし、 歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理 栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄 養の指導を行うに当たり、主治の医師の指導を受けている場合 に限る(以下同じ。)。

できなかった場合に、期間を空けて再度経口摂取に移行するため の栄養管理を実施した場合は、当該加算は算定できないものとす ること。

16 経口維持加算の取扱いについて

- → 報酬告示第9の12の経口維持加算のうち、経口維持加算(I) については、次に掲げるアからエまでの通り、実施するものとすること。
 - ア 現に経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障 害(食事の摂取に関する認知機能の低下を含む。以下同じ。)を 有し、水飲みテスト(「氷砕片飲み込み検査」、「食物テスト(food test)」、「改訂水飲みテスト」などを含む。以下同じ。)、頸部 聴診法、造影撮影(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省 告示第 59 号) 別表第 1 医科診療報酬点数表(以下「医科診療報 酬点数表 | という。) 中「造影剤使用撮影 | をいう。以下同じ。)、 内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」 をいう。以下同じ。)等により誤嚥が認められる(喉頭侵入が認 められる場合及び食事の摂取に関する認知機能の低下により 誤嚥の有無に関する検査を実施することが困難である場合を 含む。以下同じ。)ことから、継続して経口による食事の摂取を 進めるための栄養管理及び支援が必要であるものとして、医師 又は歯科医師の指示を受けたものを対象とすること。ただし、 歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理 栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄 養の指導を行うに当たり、主治の医師の指導を受けている場合

- イ 月1回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語 聴覚士、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入 所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議を行い、入所 者ごとに継続して経口による食事の摂取を進めるための特別 な管理の方法等を示した経口維持計画を作成すること(栄養ケ ア計画と一体のものとして作成すること。)。また、当該計画に ついては、栄養管理及び支援の対象となる入所者又はその家族 に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援にお いては、経口維持計画に相当する内容を個別支援計画に記載す る場合は、その記載をもって経口維持計画の作成に代えること ができるものとすること。共同して経口維持計画を作成するに 当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるも のとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その 障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保 護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライ ン」等を遵守すること。
- ウ 当該経口維持計画に基づき、栄養管理及び支援を実施すること。「栄養管理及び支援」とは、入所者の誤嚥を防止しつつ、継続して経口による食事の摂取を進めるための食物形態、摂食方法等における適切な配慮のことをいう。経口維持加算(I)の算定期間は、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理により、当該入所者に摂食機能障害及び誤嚥が認められなくなったと医師又は歯科医師が判断した日までの期間とするが、その期間は入所者又はその家族の同意を得られた日の属

- に限る(以下同じ。)。
- イ 月1回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語 聴覚士、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入 所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議を行い、入所 者ごとに継続して経口による食事の摂取を進めるための特別 な管理の方法等を示した経口維持計画を作成すること(栄養ケ ア計画と一体のものとして作成すること。)。また、当該計画に ついては、栄養管理及び支援の対象となる入所者又はその家族 に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援にお いては、経口維持計画に相当する内容を個別支援計画に記載す る場合は、その記載をもって経口維持計画の作成に代えること ができるものとすること。共同して経口維持計画を作成するに 当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるも のとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その 障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保 護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライ ン」等を遵守すること。
- ウ 当該経口維持計画に基づき、栄養管理及び支援を実施すること。「栄養管理及び支援」とは、入所者の誤嚥を防止しつつ、継続して経口による食事の摂取を進めるための食物形態、摂食方法等における適切な配慮のことをいう。経口維持加算(I)の算定期間は、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理により、当該入所者に摂食機能障害及び誤嚥が認められなくなったと医師又は歯科医師が判断した日までの期間とす

する月から起算して6月以内の期間に限るものとし、それを超 えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。

エ 入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6月を超えた場合でも、水飲みテスト、頸部聴診法、造形撮影、内視鏡検査等により、引き続き、摂食機能障害及び誤嚥が認められ、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示がなされ、また、当該特別な管理を継続することについての入所者の同意が得られた場合にあっては、引き続き当該加算を算定できるものとすること。

ただし、医師又は歯科医師の指示は、概ね1月ごとに受ける ものとすること。

- □ 報酬告示第9の12の経口維持加算のうち、経口維持加算(II) における食事の観察及び会議等の実施に当たっては、医師(指定障害者支援施設基準第4条第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が加わることにより、多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画を策定した場合に算定されるものであること。
- (三) 経口維持加算(I)及び経口維持加算(II)の算定に当たり実施する食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施することを想定しているがやむを得ない理由により、参加するべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うことで、算定を可能とする。また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただ

るが、その期間は入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6月以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。

エ 入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6月を超えた場合でも、水飲みテスト、頸部聴診法、造形撮影、内視鏡検査等により、引き続き、摂食機能障害及び誤嚥が認められ、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示がなされ、また、当該特別な管理を継続することについての入所者の同意が得られた場合にあっては、引き続き当該加算を算定できるものとすること。

ただし、医師又は歯科医師の指示は、概ね1月ごとに受ける ものとすること。

- □ 報酬告示第9の12の経口維持加算のうち、経口維持加算(II) における食事の観察及び会議等の実施に当たっては、医師(指定障害者支援施設基準第4条第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が加わることにより、多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画を策定した場合に算定されるものであること。
- (三) 経口維持加算(I)及び経口維持加算(II)の算定に当たり実施する食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施することを想定しているがやむを得ない理由により、参加するべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うことで、算定を可能とする。また、会議は、テ

- し、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。
- 四 食事の中止、十分な排痰、医師又は歯科医師との緊密な連携等 が迅速に行われる体制をとること。

18 口腔衛生管理体制加算について

- (一) 報酬告示第9の12の2の「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における入所者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整理の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施に当たり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではない。
- 「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」については、以下の事項を記載すること。
 - ア 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題
 - イ 当該施設における目標
 - ウ 具体的方策
 - エ 留意事項
 - オ 当該施設と歯科医療機関との連携状況
 - カ 歯科医師からの指示内容の要点(当該計画の作成に当たっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。)
 - キ その他必要と思われる事項

現 行

レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただ し、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じ た適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報 の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守するこ と。

- 四 食事の中止、十分な排痰、医師又は歯科医師との緊密な連携等 が迅速に行われる体制をとること。
- 17 口腔衛生管理体制加算について
- (一) 報酬告示第9の12の2の「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における入所者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整理の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施に当たり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではない。
- □ 「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」については、 以下の事項を記載すること。
 - ア 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題
 - イ 当該施設における目標
 - ウ 具体的方策
 - エ 留意事項
 - オ 当該施設と歯科医療機関との連携状況
 - カ 歯科医師からの指示内容の要点(当該計画の作成に当たっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。)

現 行

- (三) 医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が 算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算 定できるが、従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導 又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的 助言及び指導を行うに当たっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛 生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。
- 四 入所者の口腔機能の維持・向上のため、年1回以上を目安として、定期的な歯科検診(健診)を実施することが望ましい。

19 口腔衛生管理加算について

- (一) 報酬告示第9の12の3の口腔衛生管理加算については、歯科 医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生管理体制加算を算定 している施設の入所者に対して口腔ケアを実施し、当該入所者に 係る口腔ケアについて従業者へ具体的な技術的助言及び指導を した場合において、当該入所者ごとに算定するものである。
- 当該施設が口腔衛生管理加算に係るサービスを提供する場合においては、当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行うこと。
- (三) 歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔ケアを行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点(ただし、歯科医師から受けた指示内容のうち、特に歯科衛生士が入所者に対する口腔ケアを行うに当たり配慮すべき事項とする。)、当該歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当

- キ その他必要と思われる事項
- (三) 医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が 算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算 定できるが、従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導 又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的 助言及び指導を行うに当たっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛 生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。
- 四 入所者の口腔機能の維持・向上のため、年1回以上を目安として、定期的な歯科検診(健診)を実施することが望ましい。

18 口腔衛生管理加算について

- (一) 報酬告示第9の12の3の口腔衛生管理加算については、歯科 医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生管理体制加算を算定 している施設の入所者に対して口腔ケアを実施し、当該入所者に 係る口腔ケアについて従業者へ具体的な技術的助言及び指導を した場合において、当該入所者ごとに算定するものである。
- (二) 当該施設が口腔衛生管理加算に係るサービスを提供する場合においては、当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行うこと。
- (三) 歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔ケアを行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点(ただし、歯科医師から受けた指示内容のうち、特に歯科衛生士が入所者に対する口腔ケアを行うに当たり配慮すべ

該入所者に係る口腔ケアについて従業者への具体的な技術的助 言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録(以 下「口腔衛生管理に関する実施記録」という。)を作成し、当該施 設に提出すること。当該施設は、当該口腔衛生管理に関する実施 記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に 対して提出すること。

改正後

- 四 当該歯科衛生士は、従業者から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行うこと。
- 面 本加算は、医療保険において歯科訪問診療料が算定される日の 属する月であっても算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定さ れた日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が3回以上算 定された場合には算定できない。

20 療養食加算の取扱いについて

→ 報酬告示第9の13の療養食加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食(平成21年厚生労働省告示第177号)に示された療養食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成

き事項とする。)、当該歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録(以下「口腔衛生管理に関する実施記録」という。)を作成し、当該施設に提出すること。当該施設は、当該口腔衛生管理に関する実施記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提出すること。

- 四 当該歯科衛生士は、従業者から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行うこと。
- 国 本加算は、医療保険において歯科訪問診療料が算定される日の 属する月であっても算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定さ れた日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が3回以上算 定された場合には算定できない。

19 療養食加算の取扱いについて

(一) 報酬告示第9の13の療養食加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食(平成21年厚生労働省告示第177号)に示された療養食が提供された場合に算定

されている必要があること。

- (二) 加算の対象となる療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く。)、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食をいうものであること。
- 三 上記の療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問わないこと。

四 減塩食療法等について

心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。

また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減 塩食については、総量 6.0g 未満の減塩食をいうこと。

(五) 肝臓病食について

肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄症食(胆 石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄症の場合を含む。)等をいうこと。

(六) 胃潰瘍食について

十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められること。また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所

現 行

すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成 されている必要があること。

- (二) 加算の対象となる療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く。)、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食をいうものであること。
- (三) 上記の療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問わないこと。

四 減塩食療法等について

心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。

また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減 塩食については、総量 6.0g 未満の減塩食をいうこと。

田 肝臓病食について

肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄症食(胆 石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄症の場合を含む。)等をいうこと。

(対) 胃潰瘍食について

十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められること。また、ク

者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し 支えないこと。

(七) 貧血食の対象者となる入所者等について

療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中 ヘモグロビン濃度が 10g/dl 以下であり、その原因が鉄分の欠乏 に由来する者であること。

(八) 高度肥満症に対する食事療法について

高度肥満症(肥満度が+70%以上又はBMI(Body Mass Index)が35以上)に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができること。

仇 特別な場合の検査食について

特別な場合の検査食とは、潜血食のほか、大腸X線検査・大腸 内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場 合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこ と。

(+) 脂質異常症食の対象となる入所者等について

療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態における L D L ーコレステロール値が $140 \,\mathrm{mg/dl}$ 以上である者又は H D L ーコレステロール値が $40 \,\mathrm{mg/dl}$ 未満若しくは血清中性脂肪値が $150 \,\mathrm{mg/dl}$ 以上 である者であること。

② 地域移行支援体制加算について

報酬告示第9の13の2の地域移行支援体制加算については、以下 のア及びイの基準を満たした場合に、障害者支援施設を退所し、退所

現 行

ローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所 者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し 支えないこと。

(七) 貧血食の対象者となる入所者等について

療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中 ヘモグロビン濃度が 10g/dl 以下であり、その原因が鉄分の欠乏 に由来する者であること。

(八) 高度肥満症に対する食事療法について

高度肥満症(肥満度が+70%以上又はBMI(Body Mass Index)が35以上)に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができること。

(九) 特別な場合の検査食について

特別な場合の検査食とは、潜血食のほか、大腸X線検査・大腸 内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場 合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこ と

(+) 脂質異常症食の対象となる入所者等について

療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態における L D L - コレステロール値が 140 mg/dl 以上である者又は H D L - コレステロール値が 40 mg/dl 未満若しくは血清中性脂肪値が 150 mg/dl 以上 である者であること。

(新設)

改 正 後	現 行
から6月以上、指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸	
等により地域で生活している者(介護老人福祉施設等の介護保険施設	
<u>へ入居するために退所した者及び病院への長期入院のために退所し</u>	
た者を除く。以下同じ。)の人数に応じて加算するものであること。	
ア 前年度(4月から3月の間のことをいう。以下同じ。)において、	
障害者支援施設等を退所し、退所から6月以上、地域での生活が継	
続している者(指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃	
貸等により地域で生活している者のことをいう。以下同じ。)がい	
<u>ること。</u>	
なお、前年度の実績としては、退所から6月以上、地域での生活	
が継続している者が対象となること。	
<u>イ 前年度における障害者支援施設等の退所から6月以上、地域での</u>	
生活が継続している者の実績を踏まえて、翌年度から入所定員を、	
障害者支援施設等を退所し、退所から6月以上、地域での生活が継	
続している者の人数分減少させていること。	
② 通院支援加算について	
報酬告示第9の13の3の通院支援加算については、入所者が病院	_(新設)_
又は診療所に通院する際に、当該指定障害者支援施設の職員が同行し	
た場合に加算するものであること。_	
なお、指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯において、	
入所者に対して実施したものについても加算の対象とする。	
② 集中的支援加算について	
— <u>←</u> 報報酬告示第9の 13 の4のイの集中的支援加算(Ⅰ)について	_(新設)_
は、強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な	
1	

専門性を有する広域的支援人材を指定障害者支援施設に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援(以下この②において「集中的支援」という。)を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。

なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等について は、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援 の実施に係る事務手続等について」を参照すること。

- ア 本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間 帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助 言援助等を受けた日に行われること。
- イ 集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。
 - (7) 広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定障害者支援施設のアセスメントを行うこと。
 - (4) 広域的支援人材と指定障害者支援施設の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画(以下%)において「集中的支援実施計画」という。)を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと
 - (ウ) 指定障害者支援施設の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること
 - (エ) 指定障害者支援施設が、広域的支援人材の訪問(オンライン等の活用を含む。)を受け、当該者への支援が行われる

<u>日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支</u>援内容の確認及び助言援助を受けること

- (オ) <u>当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と</u> 緊密に連携すること
- ウ 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。
- <u>エ</u> 集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。
- 才 指定障害者支援施設は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。
- □ 口の集中的支援加算(II)については、一定の体制を備えている ものとして都道府県知事が認めた指定障害者支援施設において、 集中的支援が必要な利用者を他の事業所等から受け入れ、当該者 に対して集中的支援を行った場合に算定するものであり、以下の 通り取り扱うこととする。

なお、本加算については、当該者が集中的支援を受けた後は、 元の事業所等に戻ることを基本としているため、集中的支援の後 に当該者が生活・利用する事業所等が確保されている必要があ る。

また、本加算を算定可能な指定障害者支援施設の要件や手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。 ア 他の事業所等から、集中的支援が必要な利用者を受け入れること。受入に当たっては、広域的支援人材等から当該者の状況や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメン 行

現

改正後	現 行
トを踏まえて個別支援計画の作成等を行うこと。	
イ 指定障害者支援施設における実践研修修了者が中心となっ	
て、当該者への集中的支援を行うこと。集中的支援は、以下に	
<u>掲げる取組を行うこと。</u>	
(ア) 広域的支援人材の支援を受けながら、⑳の⊖のイに規定	
する取組及び重度障害者支援加算の算定要件に適合する支	
援を行うこと。この場合において、集中的支援加算 (I) の	
算定が可能であること。	
(イ) 集中的支援実施計画において、当該者が集中的支援の後	
に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針(当該者の	
状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時	
の引継ぎ等)を記載し、これに基づき当該事業所等への支援	
を広域的支援人材と連携して実施すること。	
ウ 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。	
エ 集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又	
<u>はその家族に説明し、同意を得ること。</u>	
一 報酬告示第9の13の5のイの障害者支援施設等感染対策向上加	
算(I)は、障害者支援施設等における平時からの感染対策の実施	
や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評	
<u>価するものであること。</u>	
二 障害者支援施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等	
が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に 1	
回以上参加し、指導及び助言を受けること。院内感染対策に関する	

研修又は訓練については、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の区分番号 A234-2 に規定する感染対策向上加算(以下「感染対策向上加算」という。)又は医科診療報酬点数表の区分番号 A000 に掲げる初診料の注11 及び再診料の注15 に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関する研修及び訓練、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスを対象とする。

(三) 障害者支援施設は、施設入所者が新興感染症に感染した際に、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしており、加算の算定にあたっては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の要否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限る。また、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。

なお、令和6年9月30日までの間は、現に感染対策向上加算又 は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関と連携する ことでも差し支えないものとする。

四 季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイル ス感染症など特に障害者支援施設等において流行を起こしやすい 感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に対し

改正後	
	<u>が</u> 1J
て適切に医療が提供される体制が構築されていること。	
⑤ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ)について	
一 報酬告示第9の13の5の口の障害者支援施設等感染対策向上加	
算(Ⅱ)は、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、	
少なくとも3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染	
制御等に係る実地指導を受けている場合に、月1回算定するもの。	
二 実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療	
機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師	
等が行うことが想定される。	
∞ 新興感染症等施設療養加算について	
一 報酬告示第9の13の6の新興感染症等施設療養加算は、新興感	
染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した障害者に	
対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひ	
つ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を	
確保した上で感染した障害者の療養を施設内で行うことを評価す	
<u>るものである。</u>	
対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に	
応じて厚生労働大臣が指定する。令和6年4月時点においては、指	
定している感染症はない。	
<u>三</u> 適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策	
_(スタンダード・プリコーション)の徹底、ゾーニング、感染者以	
外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法に	
ついては、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策	
マニュアル(入所系マニュアル)」を参考とすること。	

- ② 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第9の14、15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。
- 3 訓練等給付費
 - (1) 機能訓練サービス費
 - ① 機能訓練サービス費の区分について
 - (一) 機能訓練サービス費(I)については、利用者を通所させて自立 訓練(機能訓練)を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用 する者に対し、自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。
 - (二) 機能訓練サービス費(II)については、自立訓練(機能訓練)計画 に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の 居宅を訪問して自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。 なお、「居宅を訪問して自立訓練(機能訓練)を提供した場合」と は、具体的には次のとおりであること。
 - ア 運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助
 - イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び 相談援助
 - ウ 住宅改修に関する相談援助
 - エ その他必要な支援
 - (三) 「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利用者に対し、歩行訓練士(以下のアからウまでに規定する研修等

② 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第9の14、15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の②の規定を準用する。

- 3 訓練等給付費
 - (1) 機能訓練サービス費
 - ① 機能訓練サービス費の区分について
 - (一) 機能訓練サービス費(I)については、利用者を通所させて自立 訓練(機能訓練)を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用 する者に対し、自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。
 - □ 機能訓練サービス費(II)については、自立訓練(機能訓練)計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。なお、「居宅を訪問して自立訓練(機能訓練)を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。
 - ア 運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助
 - イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び 相談援助
 - ウ 住宅改修に関する相談援助
 - エ その他必要な支援
 - (三) 「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利

<u>を修了した者をいう。</u>が行う、歩行訓練や日常生活訓練等をい うものである。

- ア 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学 科 (平成 10 年度までの間実施していた視覚障害生活訓練専門 職員養成課程を含む。)
- イ <u>国の委託に基づき実施される</u>視覚障害生活訓練指導員研修 <u>(国の委託に基づき社会福祉法人日本ライトハウスが実施し</u> ていた同等の内容の研修を含む。)

(削る)

(削る)

- ウ その他、上記に準じて実施される視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修
- 四 共生型機能訓練サービス費については、利用者を介護保険法による指定通所介護事業所、指定障害福祉サービス基準第162条の 3に規定する指定通所リハビリテーション事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護

現 行

用者に対し、<u>以下の研修等を受講した者</u>が行う、歩行訓練や日常 生活訓練等をいうものである。

- ア 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学 科(平成 10 年度までの間実施していた視覚障害生活訓練専門 職員養成課程を含む。)
- イ 「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」(平成13年3 月30日付け障発第141号厚生労働省社会・援護局障害保健福 祉部長通知)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託 して実施している</u>視覚障害生活訓練指導員研修
- ウ 廃止前の「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」(平成6年7月27日付け社援更第192号厚生省社会・援護局長通知)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修
- 工 廃止前の「盲人歩行訓練指導員研修事業について」(昭和47年7月6日付け社更第107号厚生省社会・援護局長通知)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修
- ★ その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行 訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修
- 四 共生型機能訓練サービス費については、<u>次のいずれかに該当する</u>利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護

予防小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練(機能訓練)事業所に通所させて、自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。

国 共生型自立訓練(機能訓練)事業所にサービス管理責任者を 1 名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合については、所定単位数を加算する。

なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。

(六) 基準該当機能訓練サービス費については、利用者を介護保険法による指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所著しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である基準該当自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害福祉サービス基準第163条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所に通所させて、自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。

予防小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練(機能 訓練)事業所に通所させて、自立訓練(機能訓練)を提供した場合 に算定する。

- ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの
- イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの
- 田 共生型自立訓練(機能訓練)事業所にサービス管理責任者を 1 名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合については、所定単位数を加算する。

なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。

(六) 基準該当機能訓練サービス費については、<u>次のいずれかに該当する</u>利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である基準該当自立訓練(機能訓練)事業所に通所させて、自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。

- ② 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第10の1の2の福祉専門職員配置等加算については、 2の(5)の④の規定を準用する。
- ③ ピアサポート実施加算の取扱いについて
 - ─ 報酬告示第 10 の1の3のピアサポート実施加算については、 次のアからウまでのいずれにも該当する自立訓練(機能訓練)事業所において、イの(7)に掲げる者が、その経験に基づき、利用者に対して、ピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。
 - ア 機能訓練サービス費(I) 又は共生型機能訓練サービス費を 算定していること。
 - イ 当該自立訓練(機能訓練)事業所の従業者として、都道府県 又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修 及び専門研修を修了した者(障害者ピアサポート研修修了者) をそれぞれ配置していること。
 - (7) 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以下この③において「障害者等」という。)
 - (イ) 当該自立訓練(機能訓練)の従業者
 - ウ イの者により、当該自立訓練(機能訓練)事業所の従業者に 対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われ ていること。
 - 二 研修の要件

現 行

- ア 50 歳未満の者であって、区分2以下のもの
- イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの
- ② 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第10の1の2の福祉専門職員配置等加算については、 2の(5)の④の規定を準用する。

(新設)

現 行

「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知に定 める障害者ピアサポート研修事業として行われる基礎研修及び 専門研修をいう。

(三) 障害者等の確認方法

<u>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」</u>については、次の書類又は確認方法により確認するものとする。

- ア身体障害者身体障害者手帳
- <u>イ</u> 知的障害者
 - (ア) 療育手帳
 - (イ) 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。
- <u>ウ</u>精神障害者 <u>次のいずれかの証書類により確認する(これらに限定される</u> ものではない。)。
 - (7) 精神障害者保健福祉手帳
 - (4) 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又 は受けていたことを証明する書類(国民年金、厚生年金など の年金証書等)
 - (ウ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている 又は受けていたことを証明する書類
 - (エ) 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)
 - (オ) 医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確

現 行

認できる内容であること) 等

工 難病等対象者

医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、指定難病に 罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通 知等

オ その他都道府県が認める書類又は確認方法

四 配置する従業者の職種等

- ア 障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等に参加する者も含まれる。
- イ (→のイの(イ)に掲げる者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に理解しており、当該自立訓練(機能訓練)事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。
- ウ いずれの者の場合も、当該自立訓練(機能訓練)事業所と雇 用契約関係(雇用形態は問わない)にあること。
- □ ピアサポーターとしての支援についてピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく自立した日常生活又は社会生活を営むための身体機能又は生活能力の向上の

ために必要な訓練等についての相談援助を行った場合、利用者の ロールモデルとして身体機能又は生活能力の向上のための訓練 を実施し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定す ること。

(六) 届出等

<u>当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置してい</u>る旨を都道府県へ届け出る必要があること。

また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を 記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとと もに、都道府県知事から求めがあった場合には、提出しなければ ならない。

- ④ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算につい ては、2 の(6)の⑥の規定を準用する。
- ⑤ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 2 の 2 の高次脳機能障害者支援体制加算につい ては、2 の(6)の⑦の規定を準用する。
- 初期加算の取扱いについて
 報酬告示第 10 の3の初期加算については、2の(6)の8の規定を
 準用する。
- ⑦ 欠席時対応加算の取扱いについて報酬告示第 10 の4の欠席時対応加算については、2の(6)の⑩の規定を準用する。
- 8 リハビリテーション加算の取扱いについて

③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第10の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算につい ては、2の(6)の⑥の規定を準用する。

(新設)

- ④ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 3 の初期加算については、2 の(6)の⑦の規定を 準用する。
- ⑤ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 4 の欠席時対応加算については、2 の(6)の 9の 規定を準用する。

- → 報酬告示第 10 の4の2のリハビリテーション加算については、利用者ごとに個別のリハビリテーションを行った場合に算定するものであるが、原則として利用者全員に対して実施するべきものであること。
- ② 2の(6)の②の規定は、自立訓練(機能訓練)に係るリハビリテーション加算について準用する。<u>ただし、三のイのリハビリテーション実施計画の作成の頻度は、自立訓練(機能訓練)においては、</u>概ね2週間以内及び3月ごととすること。
- (三) リハビリテーション加算(I)の算定における利用者の生活機能の改善状況等の評価については、「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成21年3月31日障障発第0331003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に基づき実施し、その評価結果を公表していること。
- ⑨ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 5 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の②の規定を準用する。
- ① 食事提供体制加算の取扱いについて報酬告示第 10 の 6 の食事提供体制加算については、2の(6)の①の規定を準用する。
- 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて

現 行

- 6 リハビリテーション加算の取扱いについて
 - ア 報酬告示第 10 の 4 の 2 のリハビリテーション加算については、利用者ごとに個別のリハビリテーションを行った場合に算定するものであるが、原則として利用者全員に対して実施するべきものであること。
 - <u>イ</u> 2の(6)の⑪の規定は、自立訓練(機能訓練)に係るリハビリテーション加算について準用する。

(新設)

- ⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 5 の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1)の19の規定を準用する。
- 8 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 6 の食事提供体制加算については、2 の(6)の ® の規定を準用する。

報酬告示第 10 の 8 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、 2 の(6)のmの規定を準用する。

(13) 社会生活支援特別加算の取扱いについて

報酬告示第 10 の8 の2 の社会生活支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。

一 対象者の要件

医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから 3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長 期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所 等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域 生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練(機能訓練) 事業所等を利用することになった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練(機能訓練)等を利用することになった場合、指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。

二 施設要件

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上 配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、 加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の 人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導 体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に 対して適切な支援を行うことが可能であること。

現 行

- ⑩ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 8 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の(6)の規定を準用する。
- ① 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第10の8の2の社会生活支援特別加算については、次 のとおり取り扱うものとする。

一 対象者の要件

医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練(機能訓練)事業所等を利用することになった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練(機能訓練)等を利用することになった場合、指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。

二 施設要件

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上 配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、 加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の 人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導 体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関 の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の 従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通 常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等 について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受け た対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携 わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事 業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うも のとする。

三 支援内容

加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。

- ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等による アセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再 び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的 支援(教育又は訓練)が組み込まれた、自立訓練(機能訓練)計画 等の作成
- イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催 等
- ウ 日常生活や人間関係に関する助言
- エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- オ 日中活動の場における緊急時の対応

現 行

対して適切な支援を行うことが可能であること。

なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関 の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の 従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通 常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等 について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受け た対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携 わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事 業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うも のとする。

三 支援内容

加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものと する。

- ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等による アセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再 び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的 支援(教育又は訓練)が組み込まれた、自立訓練(機能訓練)計画 等の作成
- イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催 等
- ウ 日常生活や人間関係に関する助言
- エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援

カ その他必要な支援

- ・ 就労移行支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第10の8の3の就労移行支援体制加算については、2 の(6)の(B)の規定を準用する。
- (5) <u>緊急時受入加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 10 の8の4の緊急時受入加算については、2の(6)の 2)の規定を準用する。
- (i) 集中的支援加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の8の5の集中的支援加算については、2の(5)の ⑦の規定を準用する。
- ① 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第10の9、10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。
- (2) 生活訓練サービス費
 - ① 生活訓練サービス費の区分について
 - (一) 生活訓練サービス費(I)については、利用者を通所させて自立 訓練(生活訓練)を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用 する者に対し、自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する。
 - □ 生活訓練サービス費(II)については、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定することができるものとする。なお、「居宅を訪問して自立訓練(生活

現 行

- オ 日中活動の場における緊急時の対応
- カ その他必要な支援
- (12) 就労移行支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 8 の 3 の就労移行支援体制加算については、2 の(6)の①の規定を準用する。

(新設)

(新設)

- 13 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第10の9、10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。
- (2) 生活訓練サービス費
 - ① 生活訓練サービス費の区分について
 - (一) 生活訓練サービス費(I)については、利用者を通所させて自立 訓練(生活訓練)を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用 する者に対し、自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する。
 - □ 生活訓練サービス費(II)については、自立訓練(生活訓練)計画 に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の 居宅を訪問して自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する

訓練)を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。 ア 日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助

- イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び 相談援助
- ウ 地域生活のルール、マナーに関する相談援助
- エ 交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及 び相談援助
- オ その他必要な支援

また、ここでいう「居宅」とは、指定共同生活援助事業所等に おける共同生活住居は含まれないものであるが、エのうち、共同 生活住居外で実施する訓練については、指定共同生活援助等の利 用者であっても対象となるものとする。

- (三) 「視覚障害者に対する専門的訓練」については、3の(1)の(三)の 規定を準用する。
- 四 生活訓練サービス費(Ⅲ)及び生活訓練サービス費(Ⅳ)については、日中、一般就労又は障害福祉サービスを利用する者を対象者として想定しており、具体的には、特別支援学校を卒業して就職した者、障害者支援施設又は日中の自立訓練(生活訓練)において一定期間訓練を行ってきた者等に対して、指定宿泊型自立訓練を行った場合に算定する。生活訓練サービス費(Ⅳ)については、長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者はもとより、長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者など

ことができるものとする。なお、「居宅を訪問して自立訓練(生活訓練)を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。 ア 日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓

- 練等及びこれらに関する相談援助
- イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び 相談援助
- ウ 地域生活のルール、マナーに関する相談援助
- エ 交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及 び相談援助
- オ その他必要な支援

また、ここでいう「居宅」とは、指定共同生活援助事業所等に おける共同生活住居は含まれないものであるが、エのうち、共同 生活住居外で実施する訓練については、指定共同生活援助等の利 用者であっても対象となるものとする。

- (三) 「視覚障害者に対する専門的訓練」については、3の(1)の(三)の 規定を準用する。
- 四 生活訓練サービス費(Ⅲ)及び生活訓練サービス費(Ⅳ)については、日中、一般就労又は障害福祉サービスを利用する者を対象者として想定しており、具体的には、特別支援学校を卒業して就職した者、障害者支援施設又は日中の自立訓練(生活訓練)において一定期間訓練を行ってきた者等に対して、指定宿泊型自立訓練を行った場合に算定する。生活訓練サービス費(Ⅳ)については、長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者はもとより、長期間のひきこもり等により社

なお、指定宿泊型自立訓練を利用している日に、日中、外部又は同一敷地内の障害福祉サービス等を利用した場合は、生活訓練サービス費(Ⅲ)又は生活訓練サービス費(Ⅳ)と当該障害福祉サービスの報酬いずれも算定できる。

(五) 共生型生活訓練サービス費については、利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練(生活訓練)事業所に通所させて、自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する。

(削る)

(大) 共生型自立訓練(生活訓練)事業所にサービス管理責任者を1 名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとし て都道府県知事に届け出た場合については、所定単位数を加算す る。

なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペース や交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住 民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティ アの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議 会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への

現 行

会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者など 2 年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者 等についても算定対象となるものとする。

なお、指定宿泊型自立訓練を利用している日に、日中、外部又は同一敷地内の障害福祉サービス等を利用した場合は、生活訓練サービス費(Ⅲ)又は生活訓練サービス費(Ⅳ)と当該障害福祉サービスの報酬いずれも算定できる。

- (五) 共生型生活訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練(生活訓練)事業所に通所させて、自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する。
 - ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの
 - イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの
- (六) 共生型自立訓練(生活訓練)事業所にサービス管理責任者を 1 名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとし て都道府県知事に届け出た場合については、所定単位数を加算す る。

なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議

健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。

(七) 基準該当生活訓練サービス費については、利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に通所させて、自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する。

(削る)

- ② 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第11の1の2の福祉専門職員配置等加算については、 2の(5)の④の規定を準用する。
- ③ 地域移行支援体制強化加算の取扱いについて

報酬告示第 11 の 1 の 3 の地域移行支援体制強化加算については、指定宿泊型自立訓練の利用者の数を 15 で除して得た数以上の地域移行支援員を配置しており、当該地域移行支援員のうち 1 人以上が常勤で配置されている事業所について算定するものであるが、当該地域移行支援員については、以下の支援を行うものとする。

- ア 利用者が地域生活への移行後に入居する住まいや利用可能な 福祉サービス等に関する情報提供
- イ 共同生活援助等の体験的な利用を行うための連絡調整
- ウ 地域生活への移行後の障害福祉サービス利用等のための指定

現 行

会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への 健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つた めのものとするよう努めること。

- (七) 基準該当生活訓練サービス費については、次のいずれかに該当 する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指 定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護 事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である 基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に通所させて、自立訓練(生 活訓練)を提供した場合に算定する。
 - ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの
 - イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの
- ② 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 1 の 2 の福祉専門職員配置等加算については、 2 の(5)の④の規定を準用する。
- ③ 地域移行支援体制強化加算の取扱いについて 報酬告示第11の1の3の地域移行支援体制強化加算については、 指定宿泊型自立訓練の利用者の数を15で除して得た数以上の地域 移行支援員を配置しており、当該地域移行支援員のうち1人以上 が常勤で配置されている事業所について算定するものであるが、
 - ア 利用者が地域生活への移行後に入居する住まいや利用可能な 福祉サービス等に関する情報提供

当該地域移行支援員については、以下の支援を行うものとする。

イ 共同生活援助等の体験的な利用を行うための連絡調整

特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所との連絡調整

- エ 地域生活への移行の際の公的手続等への同行等の支援
- オ その他利用者の地域生活への移行のために必要な支援
- ④ <u>ピアサポート実施加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 1 の 4 のピアサポート実施加算については、3 の(1)の③の規定を準用する。
- ⑤ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて報酬告示第 11 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑥の規定を準用する。(指定宿泊型自立訓練を除く。なお、指定宿泊型自立訓練を行う場合については、2 の(9)の⑦の規定を準用する。)
- ⑥ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の2の2の高次脳機能障害者支援体制加算につい ては、2の(6)の⑦の規定を準用する。
- 初期加算の取扱いについて報酬告示第 11 の 3 の初期加算については、2 の(6)の(

報酬告示第 11 の 3 の初期加算については、2 の(6)の<u>8</u>の規定を 準用する。

なお、指定宿泊型自立訓練を利用している者が同一敷地内の日中 活動サービスを利用している場合については、指定宿泊型自立訓 練のみについて初期加算を算定するものとし、指定宿泊型自立訓 練の利用を開始した日から30日の間算定できるものであること。

8 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 4 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑩の 規定を準用する。

現 行

- ウ 地域生活への移行後の障害福祉サービス利用等のための指定 特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所との連絡調整
- エ 地域生活への移行の際の公的手続等への同行等の支援
- オ その他利用者の地域生活への移行のために必要な支援

(新設)

④ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて報酬告示第 11 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑥の規定を準用する。(指定宿泊型自立訓練を除く。なお、指定宿泊型自立訓練を行う場合については、2 の(9)の⑦の規定を準用する。)

(新設)

5 初期加算の取扱いについて

報酬告示第 11 の 3 の初期加算については、2 の(6)の⑦の規定を 準用する。

なお、指定宿泊型自立訓練を利用している者が同一敷地内の日中 活動サービスを利用している場合については、指定宿泊型自立訓 練のみについて初期加算を算定するものとし、指定宿泊型自立訓 練の利用を開始した日から30日の間算定できるものであること。

⑥ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 4 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑨の (1) 医療連携体制加算の取扱いについて

報酬告示第 11 の 4 の 2 の医療連携体制加算については、2 の(7) の⑥の(-)及び(-)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑥の(-)中「医療連携体制加算(-1)から(-)VII)」とあるのは、「医療連携体制加算(-1)から(-)VI)」と、2 の(7)の⑥の(-)中「医療連携体制加算(-1)から(-)V)」とあるのは、「医療連携体制加算(-1)から(-)V)」とあるのは、「医療連携体制加算(-1)から(-1)V)」とあるのは、「医療連携体制加算(-1)000の(-1)001の(-1)01の(

- ⑩ 個別計画訓練支援加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の4の3の個別計画訓練支援加算については、以 下のとおり取り扱うこととする。
 - (一) 個別計画訓練支援加算に係る訓練は、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。
 - (二) (三により作成される個別訓練実施計画を作成した利用者について、当該指定自立訓練(生活訓練)等を利用した日に算定することとし、必ずしも個別訓練実施計画に位置づけられた訓練が行われた日とは限らないものであること。
 - (三) 個別計画訓練支援加算については、以下の手順で実施すること。
 - ア 利用開始にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者(視覚障害者を対象とする場合にあっては、第 556 号告示第 10 号に規定する厚生労働大臣が定める従業者をもって代えることができるものとする。以下イにおいて同じ。)が、暫定的に、訓練に関する解決すべき課題の把握(以下

規定を準用する。

7 医療連携体制加算の取扱いについて

報酬告示第 11 の 4 の 2 の医療連携体制加算については、2 の(7) の(6)の(-)及び(-)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の(6)の(-)中「医療連携体制加算(I)から(VII)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(VI)」と、2 の(7)の(6)の(1)から(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(IV)」と、2 の(7)の(6)の(1)のイ中「医療連携体制加算(IV)及び(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(IV)及び(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(IV)」と読み替えるものとする。

- 8 個別計画訓練支援加算の取扱いについて 報酬告示第11の4の3の個別計画訓練支援加算については、以 下のとおり取り扱うこととする。
 - ─ 個別計画訓練支援加算に係る訓練は、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。
 - (二) (三により作成される個別訓練実施計画を作成した利用者について、当該指定自立訓練(生活訓練)等を利用した日に算定することとし、必ずしも個別訓練実施計画に位置づけられた訓練が行われた日とは限らないものであること。
 - (三) 個別計画訓練支援加算については、以下の手順で実施すること。
 - ア 利用開始にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者(視覚障害者を対象とする場合にあっては、第 556 号告示第 10 号に規定する厚生労働大臣が定める従業者をもって代えることができるものとする。以下イにおいて同

この<u>(1)</u>において「アセスメント」という。)とそれに基づく評価を行い、その後、カンファレンスを行って多職種協働により、認定調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」及び「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画の原案を作成すること。

また、作成した個別訓練実施計画の原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。

イ 個別訓練実施計画の原案に基づいた訓練を実施しながら、概 ね2週間以内及び毎月ごとに社会福祉士、精神保健福祉士又は 公認心理師である従業者がアセスメントとそれに基づく評価 を行い、その後、多職種協働により、カンファレンスを行って、 個別訓練実施計画を作成すること。なお、この場合にあっては、 個別訓練実施計画を新たに作成する必要はなく、個別訓練実施 計画の原案の変更等をもって個別訓練実施計画の作成に代え ることができるものとし、変更等がない場合にあっても、個別 訓練実施計画の原案を個別訓練実施計画に代えることができ るものとすること。

また、作成した個別訓練実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。

なお、カンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して訓練に関する情報伝達(日常生活上の留意点、サービスの工夫等)や連携を図ること。

ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前カンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支

じ。)が、暫定的に、訓練に関する解決すべき課題の把握(以下この⑧において「アセスメント」という。)とそれに基づく評価を行い、その後、カンファレンスを行って多職種協働により、認定調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」及び「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画の原案を作成すること。

また、作成した個別訓練実施計画の原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。

イ 個別訓練実施計画の原案に基づいた訓練を実施しながら、概 ね2週間以内及び毎月ごとに社会福祉士、精神保健福祉士又は 公認心理師である従業者がアセスメントとそれに基づく評価 を行い、その後、多職種協働により、カンファレンスを行って、 個別訓練実施計画を作成すること。なお、この場合にあっては、 個別訓練実施計画を新たに作成する必要はなく、個別訓練実施 計画の原案の変更等をもって個別訓練実施計画の作成に代え ることができるものとし、変更等がない場合にあっても、個別 訓練実施計画の原案を個別訓練実施計画に代えることができ るものとすること。

また、作成した個別訓練実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。

なお、カンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害 福祉サービス事業所等に対して訓練に関する情報伝達(日常生活上の留意点、サービスの工夫等)や連携を図ること。

ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前カンファレ

援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所の サービス管理責任者等の参加を求めること。

- エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員 や他の障害福祉サービス事業所等に対して必要な情報提供を 行うこと。
- <u>個別計画訓練支援加算(I)の算定における利用者の生活機能の改善状況等の評価については、3の(2)の⑫の巨のウの規定を準</u>用する。
- (13) 短期滞在加算の取扱いについて
- (一) 報酬告示第 11 の 5 の短期滞在加算については、第 551 号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定自立訓練(生活訓練)を利用している者であって、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して、宿泊の提供を行った場合に、算定する。
- (二) 短期滞在加算(I)については、夜間の時間帯を通じて生活支援 員が1人以上配置されている場合に算定する。
- (三) 短期滞在加算(Ⅱ)については、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置されている場合に算定する。
- 4 日中支援加算の取扱いについて

報酬告示第 11 の5の2の日中支援加算については、指定宿泊型 自立訓練と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用す ることとなっている日に利用することができないとき、サービス 等利用計画若しくは自立訓練(生活訓練)計画に位置付けて計画的 に地域活動支援センター、介護保険法に規定する通所介護、通所リ

現 行

ンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所の サービス管理責任者等の参加を求めること。

エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員 や他の障害福祉サービス事業所等に対して必要な情報提供を 行うこと。

(新設)

9 短期滞在加算の取扱いについて

- (一) 報酬告示第 11 の 5 の短期滞在加算については、第 551 号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定自立訓練(生活訓練)を利用している者であって、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して、宿泊の提供を行った場合に、算定する。
- (二) 短期滞在加算(I)については、夜間の時間帯を通じて生活支援 員が1人以上配置されている場合に算定する。
- (三) 短期滞在加算(Ⅱ)については、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置されている場合に算定する。
- ⑩ 日中支援加算の取扱いについて

報酬告示第 11 の 5 の 2 の日中支援加算については、指定宿泊型 自立訓練と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用す ることとなっている日に利用することができないとき、サービス 等利用計画若しくは自立訓練(生活訓練)計画に位置付けて計画的 ハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の 介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリ テーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精 神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなって いる日に利用することができないとき又は就労している利用者が 出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、昼間の時間 帯において介護等の支援を行った場合について算定する。

ア 日中支援従事者の配置

- (ア) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所は、当該利用者に対して昼間の時間帯に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、自立訓練(生活訓練)計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の従業者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の昼間の時間帯の支援に係る従業者の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。
- (4) 日中支援従事者は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所に 従事する従業者以外の者であって昼間の時間帯における支 援を委託されたものであっても差し支えないものとする。

に地域活動支援センター、介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。

ア 日中支援従事者の配置

- (7) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所は、当該利用者に対して昼間の時間帯に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、自立訓練(生活訓練)計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の従業者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の昼間の時間帯の支援に係る従業者の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。
- (イ) 日中支援従事者は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所 に従事する従業者以外の者であって昼間の時間帯における

ただし、別途報酬等により評価される職務に従事する者に 委託する場合は、この加算は算定できないものであること。

イ 加算の算定方法

加算の算定は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、昼間 の時間帯における支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、 加算額を算定する。

15 通勤者生活支援加算の取扱いについて

- (一) 報酬告示第 11 の 5 の 3 の通勤者生活支援加算については、指定宿泊型自立訓練の利用者のうち、100 分の 50 以上の者が通常の事業所に雇用されている場合に加算を算定するものであるが、この場合の「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の利用者は除くものであること。
- □ 通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うものとする。

(6) 入院時支援特別加算の取扱いについて

→ 報酬告示第 11 の5の4の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び

支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。 ただし、別途報酬等により評価される職務に従事する者に委 託する場合は、この加算は算定できないものであること。

イ 加算の算定方法

加算の算定は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、昼間の時間帯における支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。

11 通勤者生活支援加算の取扱いについて

- (一) 報酬告示第 11 の 5 の 3 の通勤者生活支援加算については、指定宿泊型自立訓練の利用者のうち、100 分の 50 以上の者が通常の事業所に雇用されている場合に加算を算定するものであるが、この場合の「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の利用者は除くものであること。
- □ 通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うものとする。

(12) 入院時支援特別加算の取扱いについて

(一) 報酬告示第 11 の 5 の 4 の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡

最終日を除く。)に応じ、加算する。

- □ 報酬告示第 11 の 5 の 4 の イ が 算定される場合にあっては少なくとも 1 回以上、5 の 4 の ロ が 算定される場合にあっては少なくとも 2 回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が 7 日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が 1 回である場合については、5 の 4 の イ を 算定する。
- (三) 入院期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の 取扱いについては、当該2月目において、入院日数の合計が、3 日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。
- 四 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の 従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備 や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの 支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。
- □ 入院時支援特別加算は、③の長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能であること。
- ⑪ 長期入院時支援特別加算の取扱いについて
 - (一) 報酬告示第 11 の5の5の長期入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準

現 行

調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、加算する。

- (二) 報酬告示第 11 の 5 の 4 のイが算定される場合にあっては少なくとも 1 回以上、5 の 4 の口が算定される場合にあっては少なくとも 2 回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が 7 日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が 1 回である場合については、5 の 4 のイを算定する。
- (三) 入院期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の 取扱いについては、当該2月目において、入院日数の合計が、3 日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しな い。
- 四 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の 従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備 や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの 支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。
- (五) 入院時支援特別加算は、③の長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能であること。
- 13 長期入院時支援特別加算の取扱いについて
 - (一) 報酬告示第11の5の5の長期入院時支援特別加算については、 長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に 対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所

備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、 退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との 連絡調整を行った場合、入院期間(入院の初日及び最終日を除 く。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

(二) 報酬告示第 11 の 5 の 5 が算定される場合にあっては、特段の事情のない限り、原則、1 週に1 回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。

また、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。

- (三) 長期入院時支援特別加算の算定に当たって、1回の入院で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。
- 四 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の 従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備 や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの 支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。
- □ 長期入院時支援特別加算は、
 □の入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、長期入院時支援特別加算

の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備 や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退 院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連 絡調整を行った場合、入院期間(入院の初日及び最終日を除く。) に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

□ 報酬告示第 11 の 5 の 5 が算定される場合にあっては、特段の事情のない限り、原則、1 週に 1 回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。

また、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。

- (三) 長期入院時支援特別加算の算定に当たって、1回の入院で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。
- 四 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の 従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備 や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの 支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。
- □ 長期入院時支援特別加算は、②の入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の

を算定することは可能であること。

- (六) 長期入院時支援特別加算は、長期帰宅時支援加算と同一日に算 定することはできないこと。
- 18 帰宅時支援加算の取扱いについて
- (一) 報酬告示第 11 の 5 の 6 の帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の1月における外泊の日数(外泊の初日及び最終日を除く。)に応じ、算定する。
- (二) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の 従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分 図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分 把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。ま た、必要に応じ自立訓練(生活訓練)計画の見直しを行う必要があ ること。
- (三) 外泊期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の 取扱いについては、当該2月目において、外泊日数の合計が、3 日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しな い。
- 四 帰宅時支援加算は、<a>⑩の長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊にお

現 行

入院における2月目以降の月について、長期入院時支援特別加算 を算定することは可能であること。

- (六) 長期入院時支援特別加算は、長期帰宅時支援加算と同一日に算 定することはできないこと。
- 4 帰宅時支援加算の取扱いについて
 - (一) 報酬告示第 11 の 5 の 6 の帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の1月における外泊の日数(外泊の初日及び最終日を除く。)に応じ、算定する。
 - (二) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の 従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分 図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分 把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。ま た、必要に応じ自立訓練(生活訓練)計画の見直しを行う必要があ ること。
 - (三) 外泊期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の 取扱いについては、当該2月目において、外泊日数の合計が、3 日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しな い。
 - 四 帰宅時支援加算は、<u>6</u>の長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で

ける2月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは 可能であること。

国 共同生活援助の体験的な利用に伴う外泊の場合であって、指定 宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所と同一敷 地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しない ものとする。

19 長期帰宅時支援加算の取扱いについて

- (一) 報酬告示第 11 の 5 の 7 の長期帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。
- (二) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の 従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分 図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分 把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。ま た、必要に応じ自立訓練(生活訓練)計画の見直しを行う必要があ ること。
- (三) 長期帰宅時支援加算の算定に当たって、1回の外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定で

現 行

長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。

国 共同生活援助の体験的な利用に伴う外泊の場合であって、指定 宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所と同一敷 地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しない ものとする。

15 長期帰宅時支援加算の取扱いについて

- (一) 報酬告示第 11 の 5 の 7 の長期帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。
- (二) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の 従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分 図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分 把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。ま た、必要に応じ自立訓練(生活訓練)計画の見直しを行う必要があ ること。
- (三) 長期帰宅時支援加算の算定に当たって、1回の外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算

きないこと。

- 四 長期帰宅時支援加算は、18の帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。
- (五) 長期帰宅時支援加算は、長期入院時支援特別加算と同一日に算 定することはできないこと。
- (六) 共同生活援助への体験的な利用の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しないものとする。
- ② 地域移行加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 5 の 8 の地域移行加算については、2 の(5)の③ の規定を進用する。
- ② 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 5 の 9 の地域生活移行個別支援特別加算につい ては、次のとおり取り扱うものとする。
 - 一 対象者の要件

医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練

現 行

の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定で きないこと。

- 四 長期帰宅時支援加算は、**0**の帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。
- 国 長期帰宅時支援加算は、長期入院時支援特別加算と同一日に算 定することはできないこと。
- (六) 共同生活援助への体験的な利用の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しないものとする。
- (16) 地域移行加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 5 の 8 の地域移行加算については、2 の(5)の③ の規定を準用する。
- ① 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第11の5の9の地域生活移行個別支援特別加算につい ては、次のとおり取り扱うものとする。

一 対象者の要件

医療観察法に基づく通院決定を受けてから 3 年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3 年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援セ

(生活訓練)事業所を利用することとなった者をいうものである。 なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後 3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整 により、指定宿泊型自立訓練を利用することになった場合、指定 宿泊型自立訓練の利用を開始してから3年以内で必要と認めら れる期間について加算の算定対象となる。

二 施設要件

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上 配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、 加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の 人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導 体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に 対して適切な支援を行うことが可能であること。

なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関 の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

(三) 支援内容

加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものと

ンターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練 (生活訓練)事業所を利用することとなった者をいうものである。 なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後 3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整 により、指定宿泊型自立訓練を利用することになった場合、指定 宿泊型自立訓練の利用を開始してから3年以内で必要と認めら れる期間について加算の算定対象となる。

二 施設要件

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上 配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、 加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の 人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導 体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に 対して適切な支援を行うことが可能であること。

なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関 の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

三 支援内容

する。

- ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等による アセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援(教育又は 訓練)が組み込まれた、自立訓練(生活訓練)計画の作成
- イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- ウ 日常生活や人間関係に関する助言
- エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- オ 日中活動の場における緊急時の対応
- カ その他必要な支援
- 22 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて

報酬告示第 11 の 5 の 10 の精神障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。

(一) 対象者の要件

精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、退院してから1年以内の者であること。

また、本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から1年以内について、加算の算定ができるものとすること。

なお、1年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等

現 行

加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。

- ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等による アセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援(教育又は 訓練)が組み込まれた、自立訓練(生活訓練)計画の作成
- イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- ウ 日常生活や人間関係に関する助言
- エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- オ 日中活動の場における緊急時の対応
- カ その他必要な支援
- 18 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて

報酬告示第11の5の10の精神障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。

一 対象者の要件

精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、退院してから1年以内の者であること。

また、本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から1年以内について、加算の算定ができるものとすること。

で生活した精神障害者であっても、退院から1年以内について、 加算を算定できるものである。

二 施設要件

事業所が定める運営規程において、主たる対象とする障害の種類に精神障害者を含む指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練 (生活訓練)事業所であること。

また、当該事業所の従業者として、社会福祉士、精神保健福祉 士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対す る相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を1人以上配 置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を 確保していること。

三 支援内容

加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。

- ア 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に 関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行 う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病 院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地 域生活に向けた自立訓練(生活訓練)計画の作成
- イ 精神科病院との日常的な連携(通院支援を含む)
- ウ 対象利用者との定期及び随時の面談
- エ 日中活動の選択、利用、定着のための支援
- オ その他必要な支援
- 23 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて

現 行

なお、1年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から1年以内について、加算を算定できるものである。

二 施設要件

事業所が定める運営規程において、主たる対象とする障害の種類に精神障害者を含む指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であること。

また、当該事業所の従業者として、社会福祉士、精神保健福祉 士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対す る相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を1人以上配 置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を 確保していること。

三 支援内容

加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものと する。

- ア 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に 関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行 う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病 院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地 域生活に向けた自立訓練(生活訓練)計画の作成
- イ 精神科病院との日常的な連携(通院支援を含む)
- ウ 対象利用者との定期及び随時の面談
- エ 日中活動の選択、利用、定着のための支援
- オ その他必要な支援

現 行

報酬告示第 11 の5の 11 の強度行動障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。

一 対象者の要件

行動関連項目合計点数が 10 点以上の者(以下この図において「強度行動障害を有する者」という。)であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していたもののうち、退所してから1年以内の障害者であること。

また、本加算は、強度行動障害を有する者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、1年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所した強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定しており、退所日から1年以内について、加算の算定ができるものとすること。

なお、1年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害を有する者であっても、退所から1年以内について、加算を算定できるものである。

二 施設要件

以下のいずれにも該当する指定宿泊型自立訓練を行う指定自 立訓練(生活訓練)事業所において、強度行動障害を有する者に対 ⑩ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第11の5の11の強度行動障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。

一 対象者の要件

障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目(第 543 号告示別表第二に規定する行動関連項目をいう。)について、算出した点数の合計が10点以上の者(以下この⑩において「強度行動障害を有する者」という。)であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していたもののうち、退所してから1年以内の障害者であること。

また、本加算は、強度行動障害を有する者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、1年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所した強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定しており、退所日から1年以内について、加算の算定ができるものとすること。

なお、1年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害を有する者であっても、退所から1年以内について、加算を算定できるものである。

二 施設要件

以下のいずれにも該当する指定宿泊型自立訓練を行う指定自

現 行

して、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者の障害特性 を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行うもの であること。

- (ア) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1以上配置していること。
- (イ) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修) 修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が 100 分の 20 以上であること。
- ② 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1)の(8)の規定を準用する。
- ② 食事提供体制加算の取扱いについて
 - (一) 報酬告示第 11 の 7 のイの食事提供体制加算(I)については、 短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者 について算定するものである。

なお、1日に複数回食事の提供をした場合については、この加 算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回 分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を 利用者から徴収して差し支えないものであること。

コ 報酬告示第 11 の 7 の 10 の 10 食事提供体制加算 (11) については、 食事提供体制加算 (11) が算定される者以外の者について算定す

立訓練(生活訓練)事業所において、強度行動障害を有する者に対して、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者の障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行うものであること。

- (ア) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1以上配置していること。
- (イ) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が 100 分の20以上であること。
- ② 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第11の6の利用者負担上限額管理加算については、2の (1)の(1)の(1)の規定を準用する。
- ② 食事提供体制加算の取扱いについて
 - (一) 報酬告示第 11 の 7 のイの食事提供体制加算(I)については、 短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者 について算定するものである。

なお、1日に複数回食事の提供をした場合については、この加 算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回 分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を 利用者から徴収して差し支えないものであること。

□ 報酬告示第11の7の口の食事提供体制加算(Ⅱ)については、

るものであること。

- 三 このほか、報酬告示第 11 の 7 の I の
- 26 精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて

報酬告示第 11 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、第 551 号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た、精神病院の精神病床を転換した事業所において、精神病床に概ね 1 年以上入院していた精神障害者等に対して居住の場を提供した場合につき、夜間の勤務体制に応じ、次のとおりそれぞれ算定する。

- (一) 精神障害者退院支援施設加算(I)については、夜間の時間帯を 通じて生活支援員が1人以上配置されている場合に算定する。
- □ 精神障害者退院支援施設加算(II)については、夜間の時間帯を 通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置されている場合に算 定する。

また、このほか、精神障害者退院支援施設の運営に係る留意事項については、別途通知する。

- ② 夜間支援等体制加算の取扱いについて
 - (一) 報酬告示第 11 の9のイの夜間支援等体制加算(I)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の

現 行

食事提供体制加算(I)が算定される者以外の者について算定するものであること。

- 三 このほか、報酬告示第11の7のイの食事提供体制加算(Ⅰ)及びロの食事提供体制加算(Ⅱ)については、2の(6)の(13)の規定を準用する。
- 22 精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて

報酬告示第 11 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、 第 551 号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た、 精神病院の精神病床を転換した事業所において、精神病床に概ね 1 年以上入院していた精神障害者等に対して居住の場を提供した場 合につき、夜間の勤務体制に応じ、次のとおりそれぞれ算定する。

- (一) 精神障害者退院支援施設加算(I)については、夜間の時間帯を 通じて生活支援員が1人以上配置されている場合に算定する。
- □ 精神障害者退院支援施設加算(II)については、夜間の時間帯を 通じて宿直勤務を行う職員が 1 人以上配置されている場合に算 定する。

また、このほか、精神障害者退院支援施設の運営に係る留意事項については、別途通知する。

- 23 夜間支援等体制加算の取扱いについて
- → 報酬告示第11の9のイの夜間支援等体制加算(I)については、 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間 及び深夜の時間帯(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生

活動の終了時刻から開始時刻まで(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含むものとする。)を基本として、設定するものとする。以下この②において同じ。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。

ア 夜間支援従事者の配置

- (ア) 夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この限りではないこと。
- (イ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、30人までを上限とする。

イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。

また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定 自立訓練(生活訓練)事業所に従事する生活支援員又は地域 移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託され たものであっても差し支えないものとする。

なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練) 事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指 定障害者支援施設や病院、指定共同生活援助事業所等におけ

現 行

活訓練)事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1 日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含むものとする。)を基本として、設定するものとする。以下この②において同じ。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。

ア 夜間支援従事者の配置

- (ア) 夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この限りではないこと。
- (イ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の 数は、30人までを上限とする。

イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。

また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定 自立訓練(生活訓練)事業所に従事する生活支援員又は地域 移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託され たものであっても差し支えないものとする。

なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指

る夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象 とはならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立 訓練(生活訓練)事業所が指定短期入所事業所として併設事 業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該 指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼 務しても差し支えないものとする。

- (イ) 夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練 (生活訓練)事業所の利用者の就寝前から翌朝の起床後まで の間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されているこ と。
- (ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに自立訓練(生活訓練)計画に位置付ける必要があること。

ウ 加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に指定宿泊型自立訓練を利用している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。

指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所 において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、

現 行

定障害者支援施設や病院、指定共同生活援助事業所等における変動・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。

- (イ) 夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練 (生活訓練)事業所の利用者の就寝前から翌朝の起床後まで の間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されているこ と。
- (ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、 寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこと とし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに自立 訓練(生活訓練)計画に位置付ける必要があること。

ウ 加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に指定宿泊型自立訓練を利用している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。

指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所

それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所を利用している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。

なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者は、報酬告示第 11 の 9 のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。

- (例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う 20 人定員の指定 宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所にお いて、前年度の全利用者数の延べ数が 1570 人、前年度の開 所日数が 365 日の場合の加算額
 - → 1,570 人÷365 日=4.3 人。小数点第1位を四捨五入の ため、夜間支援対象利用者が4人以上6人以下の加算額 (269 単位)を算定
- □ 報酬告示第 11 の9の口の夜間支援等体制加算(II)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。

において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、 それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数 に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該指定宿 泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所を利用し ている利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算 の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、 小数点第1位を四捨五入するものとする。

なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者は、報酬告示第 11 の 9 の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。

- (例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う 20 人定員の 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に おいて、前年度の全利用者数の延べ数が 1570 人、前年度の開 所日数が 365 日の場合の加算額
- \rightarrow 1,570 人÷365 日=4.3 人。小数点第 1 位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が 4 人以上 6 人以下の加算額(269単位)を算定
- □ 報酬告示第11の9の口の夜間支援等体制加算(II)については、 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合につい

- ア 夜間支援従事者の配置
 - 一のアの規定を準用する。
- イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態
 - (ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。

また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定 自立訓練(生活訓練)事業所に従事する生活支援員又は地域 移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託され たものであっても差し支えないものとする。

なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練) 事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指 定障害者支援施設や病院、指定共同生活援助事業所等におけ る夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象 とはならない。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。

- (イ) 夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練 (生活訓練)事業所の利用者の就寝前から翌朝の起床後まで の間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されているこ と。
- (ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の

- ア 夜間支援従事者の配置
 - 一のアの規定を準用する。
- イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

玥

行

(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。

また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定 自立訓練(生活訓練)事業所に従事する生活支援員又は地域 移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託され たものであっても差し支えないものとする。

なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練) 事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指 定障害者支援施設や病院、指定共同生活援助事業所等におけ る夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象 とはならない。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。

(イ) 夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。

巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を 行うものとする。

ウ 加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に指定宿泊型自立訓練を利用している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。

指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。

なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者は、報酬告示第 11 の 9 のイの夜間支援等体制加算(I)及び同ハの夜間支援等体制加算(II)を算定できないものであること。

(三) 報酬告示第 11 の 9 のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ) については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に

現 行

(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室 の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等 を行うものとする。

ウ 加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に指定宿泊型自立訓練を利用している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。

指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。

なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者は、報酬告示第 11 の 9 のイの夜間支援等体制加算(I)及び同ハの夜間支援等体制加算(II)を算定できないものであること。

(三) 報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、

現り立刻独な行る指令

おいて、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。

ア 夜間防災体制の内容

警備会社と指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。

なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について 伝達しておくこと。

イ 常時の連絡体制の内容

常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する 場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。

- (ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が 確保されている場合
- (イ) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業 所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を 確保している場合

ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第15の1の5の八の夜間支援等体制加算(III)及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。)により評価される職務に従事する必要がある

指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。

ア 夜間防災体制の内容

警備会社と指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。

なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について 伝達しておくこと。

イ 常時の連絡体制の内容

常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する 場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。

- (ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が 確保されている場合
- (イ) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業 所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であ って、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を 確保している場合

ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第 15 の 1 の 5 のハの夜間支援等体制加算 (III)及び地域相談支援報酬告示第 2 の地域定着支援サービス

なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に 定めるとともに指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生 活訓練)事業所内の見やすい場所に掲示する必要があるこ と。

ウ 加算の算定方法

常時の連絡体制又は防災体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者について、加算額を算定する。

なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者は、報酬告示第 11 の 9 のイの夜間支援等体制加算(I)及び同口の夜間支援等体制加算(II)を算定できないものであること。

28 看護職員配置加算の取扱いについて

報酬告示第 11 の 10 のイの看護職員配置加算(I)及び口の看護職員配置加算(II)については、常勤換算方法で1以上の看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)を配置している場合に、指定自立訓練(生活訓練)又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に応じ、算定できるものであること。

当該加算の算定対象となる指定自立訓練(生活訓練)事業所又は 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所につい ては、報酬告示第11の4の2の医療連携体制加算の算定対象とは ならないこと。

29 送迎加算の取扱いについて

現 行

費を除く。)により評価される職務に従事する必要がある者 による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。

なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に 定めるとともに指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生 活訓練)事業所内の見やすい場所に掲示する必要があるこ と。

ウ 加算の算定方法

常時の連絡体制又は防災体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者について、加算額を算定する。

なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者は、報酬告示第11の9のイの夜間支援等体制加算(I)及び同口の夜間支援等体制加算(II)を算定できないものであること。

24 看護職員配置加算の取扱いについて

報酬告示第 11 の 10 のイの看護職員配置加算(I)及び口の看護職員配置加算(II)については、常勤換算方法で 1 以上の看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)を配置している場合に、指定自立訓練(生活訓練)又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に応じ、算定できるものであること。

当該加算の算定対象となる指定自立訓練(生活訓練)事業所又は 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所につい ては、報酬告示第11の4の2の医療連携体制加算の算定対象とは ならないこと。

- ⑩ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の障害福祉サービスの体験利用支援加算に ついては、2の(6)の①の規定を準用する。
- ① 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第11の12の2の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の(3)の規定を準用する。
- ② 就労移行支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第11の12の3の就労移行支援体制加算については、2 の(6)の18の規定を準用する。
- ③ <u>緊急時受入加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 12 の 4 の緊急時受入加算については、2 の(6)の ②の規定を準用する。ただし、報酬告示第 11 の 5 の短期滞在加算 を算定する場合は、当該緊急時受入加算は算定できないこと。
- ④ 集中的支援加算の取扱いについて報酬告示第11の12の5の集中的支援加算については、2の(5)の⑦の規定を準用する。
- 35 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加 算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについ て

報酬告示第 11 の 13、14 及び 15 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。

現 行

- ② 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 11 の送迎加算については、2 の(6)の⑤の(→)から ⑤の規定までを準用する。
- 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の障害福祉サービスの体験利用支援加算に ついては、2 の(6)の低の規定を準用する。
- ② 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第11の12の2の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の(1)の規定を準用する。
- 図 就労移行支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の 3 の就労移行支援体制加算については、2 の(6)の①の規定を準用する。

(新設)

(新設)

② 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて

報酬告示第 11 の 13、14 及び 15 の福祉・介護職員処遇改善加算、 福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースア

現 行

- (3) 就労移行支援サービス費
 - ① 就労移行支援サービス費について
 - → 就労移行支援サービス費の区分について
 - ア 就労移行支援サービス費(I)については、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定し、利用者が就職(施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この①において同じ。)した日の前日(通常の事業所に雇用されており、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援を受けた利用者については、当該就労移行支援の終了日)まで算定が可能であること。なお、利用者が就職した後の就労移行支援の取扱いについては、就労系留意事項通知を参照すること。

通常の事業所に雇用されている障害者であって、労働時間の 延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の 向上のための支援を一時的に必要とするものについても、就労 移行支援の利用が可能であり、就労移行支援を利用する場合の 利用条件については、就労系留意事項通知を参照すること。 ップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。

- (3) 就労移行支援サービス費
 - ① 就労移行支援サービス費について
 - → 就労移行支援サービス費の区分について
 - ア 就労移行支援サービス費(I)については、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定し、利用者が就職(施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この①において同じ。)した日の前日まで算定が可能であること。なお、利用者が就職した後の就労移行支援の取扱いについては、就労系留意事項通知を参照すること。

ただし、通常の事業所に雇用されている障害者が休職した場合には、(ア)から(ウ)の条件をいずれも満たす場合に限り算定することが可能であり、復職した場合には一般就労への移行者として差し支えない。

(7) 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機 関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合 又は困難である場合 また、就労移行支援サービス費(I)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合(当該年度の前年度又は前々年度において、就労移行支援を受けた後就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この①において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員(利用定員が年度途中で変更になった場合は、当該年度の各月の利用定員の合計数を当該各月の数で除した数)の合計数で除して得た割合をいう。)に応じ、基本報酬を算定する。

なお、「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、令和6年10月1日に就職した者は、令和7年3月31日に6月に達した者となる。また、就労移行支援を経て企業等に就労した後、就労移行支援の職場定着支援の義務期間中(就職した日から6月)において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取

- (イ) 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と 判断している場合
- (ウ) 休職中の障害者にとって、就労移行支援を実施することに より、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であ ると市区町村が判断した場合

また、就労移行支援サービス費(I)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合(当該年度の前年度又は前々年度において、就労移行支援を受けた後就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この①において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員(利用定員が年度途中で変更になった場合は、当該年度の各月の利用定員の合計数を当該各月の数で除した数)の合計数で除して得た割合をいう。)に応じ、基本報酬を算定する。

なお、「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、令和2年10月1日に就職した者は、令和3年3月31日に6月に達した者となる。また、就労移行支援を経て企業等に就労した後、就労移行支援の職場定着支援の義務期間中(就職した日から6月)において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用

り扱う。ただし、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就 労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要 とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行支援を 受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続して いる期間が6月に達した者とすること。具体的には、労働時間 の延長の場合は、就労移行支援の終了日の翌日、休職からの復 職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達 した者とする。(以下この(3)において同じ。)

イ 就労移行支援サービス費(II)については、あん摩マッサージ 指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マッサージ指圧 師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所(以下「認定指定就労移行支援事業所」という。)が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは認定指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。また、就労移行支援サービス費(II)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合(当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の最終学年の利用定員で除して得た割合をいう。)に応じ、基本報酬を算定する。

□ 新規指定の就労移行支援事業所等の就労移行支援サービス費

を継続している期間が 6 月に達した者は就労定着者として取り扱う(以下イにおいて同じ。)。

イ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、あん摩マッサージ 指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マッサージ指圧 師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所(以下「認定指定就労移行支援事業所」という。)が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは認定指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。また、就労移行支援サービス費(Ⅱ)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合(当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の最終学年の利用定員で除して得た割合をいう。)に応じ、基本報酬を算定する。

- ア 報酬告示第12の1の注4の2については、新規指定の就労 移行支援事業所等において、2年度間は、就労定着者の割合が 100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基 本報酬を算定する。ただし、2年度目において、初年度の就労 定着者の割合(初年度において、就労移行支援を受けた後就労 し、就労を継続している期間が6月に達した者(労働時間の延 長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向 上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援 事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支 援を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)の 数を当該前年度の利用定員の数で除して得た割合をいう。)が 100 分の 40 以上となる場合は、初年度の実績に応じて基本報 酬を算定しても差し支えないこととする。また、3年度目にお ける就労定着者の割合については、「初年度の利用定員に 100 分の30を乗じた数」と「2年度目において、就労移行支援を受 けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者(労 働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及 び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就 労移行支援事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該 就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が6月に達 した者)」の合計数を初年度及び2年度目の利用定員の合計数 で除して得た割合とすることができる。
 - さらに、年度途中に指定された事業所については、支援の提

現 行

- 新規指定の就労移行支援事業所等の就労移行支援サービス費の区分について
 - ア 報酬告示第 12 の 1 の注 4 の 2 については、新規指定の就労移行支援事業所等において、2 年度間は、就労定着者の割合が100 分の 30 以上 100 分の 40 未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、2 年度目において、初年度の就労定着者の割合(初年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員の数で除して得た割合をいう。)が100 分の40 以上となる場合は、初年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、3 年度目における就労定着者の割合については、「初年度の利用定員に100 分の30 を乗じた数」と「2 年度目において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者」の合計数を初年度及び2年度目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。

供を開始してから2年間(24月)は、就労定着者の割合が100分 の 30 以上 100 分の 40 未満の場合であるとみなして、基本報酬 を算定する。ただし、支援の提供開始から2年目における就労 定着者の割合については、支援の提供を開始した日から1年間 において、就労移行支援を受けた後就労し、就労継続している 期間が6月に達した者(労働時間の延長又は休職からの復職の 際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的 に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行 支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継 続している期間が6月に達した者)の数を当該1年間の利用定 員で除して得た割合に応じて、基本報酬を算定しても差し支え ないこととする。また、支援の提供を開始してから2年(24月) 経過した日の属する月から当該年度の 3 月までの就労定着者 の割合については、「1年目(1月から12月)の利用定員に100 分の30を乗じた数」と「支援の提供開始から2年目(13月か ら 24 月) において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継 続している期間が6月に達した者(労働時間の延長又は休職か らの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支 援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所におい て就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた 後、就労を継続している期間が6月に達した者)」の合計数を1 年目の利用定員及び 2 年目の利用定員の合計数で除して得た 割合とすることができる。

(計算例)令和2年4月1日に新規に指定を受けた就労移行支援

は、年度途中に指定された事業所については、支援の提供を開始してから2年間(24月)は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供開始から2年目における就労定着者の割合については、支援の提供を開始した日から1年間において、就労移行支援を受けた後就労し、就労継続している期間が6月に達した者の数を当該1年間の利用定員で除して得た割合に応じて、基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、支援の提供を開始してから2年(24月)経過した日の属する月から当該年度の3月までの就労定着者の割合については、「1年目(1月から12月)の利用定員に100分の30を乗じた数」と「支援の提供開始から2年目(13月から24月)において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者」の合計数を1年目の利用定員及び2年目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。

事業所において初年度の就労定着者が 0人、2年度目の就労定 着者が 10人、両年度とも利用定員が 20人であった場合の 3年 度目(令和 4年度)における就労定着者の割合

 $((20 人 \times 30/100) + 10 人) / (20 人 + 20 人) = 0.4$ 就労定着者の割合 \rightarrow 100 分の 40

- イ 報酬告示第 12 の 1 の注 4 の 3 については、新規指定の認定 指定就労移行支援事業所において、3 年間(修業年限が 5 年で ある場合は 5 年間)は就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。
- 三 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について

都道府県等が、事業者に就労移行支援の基本報酬の算定区分に 関する届出書等の提出を求める際には、添付資料として雇用契約 書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しなどの提出を求 め、就職日や届出時点で雇用が継続していることを事業者として も確認した上で、報酬区分を届出させることとする。なお、添付 資料については、例示のほか、就職者の状況を事業者が企業に訪 問して企業の担当者からの確認をもらう等の方法によることも 差し支えないので、企業や本人、事業者にとって過度な業務負担 とならないよう配慮をお願いする。

(削除)

現 行

(計算例)令和2年4月1日に新規に指定を受けた就労移行支援 事業所において初年度の就労定着者が0人、2年度目の就労定 着者が10人、両年度とも利用定員が20人であった場合の3年 度目(令和4年度)における就労定着者の割合

((20 人×30/100) +10 人) / (20 人+20 人) =0.4 就労定着者の割合 \rightarrow 100 分の 40

- イ 報酬告示第 12 の 1 の注 4 の 3 については、新規指定の認定 指定就労移行支援事業所において、3 年間(修業年限が 5 年で ある場合は 5 年間)は就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。
- 三 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について

都道府県等が、事業者に就労移行支援の基本報酬の算定区分に 関する届出書等の提出を求める際には、添付資料として雇用契約 書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しなどの提出を求 め、就職日や届出時点で雇用が継続していることを事業者として も確認した上で、報酬区分を届出させることとする。なお、添付 資料については、例示のほか、就職者の状況を事業者が企業に訪 問して企業の担当者からの確認をもらう等の方法によることも 差し支えないので、企業や本人、事業者にとって過度な業務負担 とならないよう配慮をお願いする。

四 <u>令和 5 年度</u>における就労移行支援サービス費の算定について <u>令和 5 年度</u>における就労移行支援サービス費の算定に係る就 労定着者の割合の算出に限り、新型コロナウイルス感染症の影響 改 正 後 現 行

<u>を踏まえ、令和3年度及び令和4年度</u>の実績を用いないことも 可能とする。具体的には、次のとおりとする。

なお、ア(イ)又はイ(イ)を用いる場合は、別途通知で定める届出書を都道府県に提出すること。

ア 就労移行支援サービス費(I)

次のいずれか2か年度の実績で算出する。なお、令和3年度 に新規に指定を受けた就労移行支援事業所等の実績の算出に ついては、口のアを参照すること。

- (ア) 今和3年度及び令和4年度
- (イ) 平成30年度及び令和元年度
- イ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)

次のいずれか2か年度の実績で算出する。

- (ア) 今和4年度
- (1) 令和元年度
- ② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第12の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算につい ては、2の(6)の⑥の規定を準用する。

(新設)

③ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 4 の初期加算については、2 の(6)の⑦の規定を 準用する。

- ② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算につい ては、2 の(6)の⑥の規定を準用する。
- ③ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第12の3の高次脳機能障害者支援体制加算については、 2の(6)の⑦の規定を準用する。
- ④ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 4 の初期加算については、2 の(6)の⑦の規定を 準用する。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、 労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための

支援を一時的に必要とするものに対して就労移行支援を行う場合

改 正 後

は、原則通常の事業所に雇用される前から利用していた就労移行支援事業所において引き続き支援を行うこととしているため、初期加算の対象とすることは想定していないが、初期加算の算定の必要性を市町村が確認できるよう、当該利用者の状況、支援の内容等を記録しておくこと。

5 訪問支援特別加算の取扱いについて

報酬告示第 12 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑨の規定を準用する。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについては、連続した5日間就労移行支援の利用がなくても居宅訪問して相談援助を行う必要性が低い場合も考えられることを踏まえ、居宅訪問して相談援助を行うことの必要性を市町村が確認できるよう、相談援助に当たって当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録しておくこと。

- ⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第12の6の利用者負担上限額管理加算については、2の (1)の18の規定を準用する。
- ① 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の ④ の規定を準用する。
- 8 精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、 3 の(2)の%の規定を準用する。

④ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の8 の規定を準用する。

行

現

- ⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第12の6の利用者負担上限額管理加算については、2の (1)の(1)の規定を準用する。
- ⑥ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の¹³ の規定を準用する。
- ⑦ 精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて 報酬告示第12の8の精神障害者退院支援施設加算については、

⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて

報酬告示第12の9の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

─ 福祉専門職員配置等加算(I)

指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。

なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規 雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤 務すべき時間数に達している従業者をいう。((二及び三)において 同じ。)

□ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。

- (三) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)2の(5)の④の⊝の規定を準用する。
- 四 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて 2の(5)の④の四の規定を準用する。
- ⑩ 欠席時対応加算の取扱いについて

報酬告示第 12 の 10 の欠席時対応加算については、2 の(6)の<u>(0)</u>の 規定を準用する。

現 行

3の(2)の22の規定を準用する。

- 8 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第12の9の福祉専門職員配置等加算については、以下 のとおり取り扱うこととする。
 - ─ 福祉専門職員配置等加算(I)

指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。

なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規 雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤 務すべき時間数に達している従業者をいう。(二)及び(三)において 同じ。)

□ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。

- (三) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)2の(5)の④の⊝の規定を準用する。
- 四 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて 2の(5)の④の四の規定を準用する。
- ⑨ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第12の10の欠席時対応加算については、2の(6)の⑨の

(1) 医療連携体制加算の取扱いについて

- (12) 就労支援関係研修修了加算の取扱いについて
 - (→) 報酬告示第12の12の就労支援関係修了加算については、当該 就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場 合は算定できないことから、新たに指定を受けた日から1年間は 算定できない。なお、新たに指定を受けてから2年目において は、前年度において就労定着者がいた場合には当該加算を算定す ることができる。
 - (二) 報酬告示第12の12の就労支援関係修了加算の注中「就労支援 に従事する者として1年以上の実務経験」とは、就労移行支援事 業における就労支援員としての1年以上の実務経験のほか、障害 者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する 機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又 は雇用継続のために行ういずれかの業務についての1年以上の 実務経験を指すものとする。
 - (ア) 職業指導、作業指導等に関する業務
 - (イ) 職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務

規定を準用する。

⑩ 医療連携体制加算の取扱いについて

報酬告示第 $12 \, o \, 11 \, o$ 医療連携体制加算については、 $2 \, o \, (7) \, o \, (6)$ の(-) 及び(-) の規定を準用する。この場合において、 $2 \, o \, (7) \, o \, (6)$ の(-) 中「医療連携体制加算(I) から(VII)」とあるのは、「医療連携体制加算(I) から(VI)」と、 $2 \, o \, (7) \, o \, (6) \, o \, (7) \, o \,$

- Ⅲ 就労支援関係研修修了加算の取扱いについて
 - (一) 報酬告示第 12 の 12 の就労支援関係修了加算については、当該 就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場 合は算定できないことから、新たに指定を受けた日から 1 年間は 算定できない。なお、新たに指定を受けてから 2 年目において は、前年度において就労定着者がいた場合には当該加算を算定す ることができる。
 - (二) 報酬告示第12の12の就労支援関係修了加算の注中「就労支援 に従事する者として1年以上の実務経験」とは、就労移行支援事 業における就労支援員としての1年以上の実務経験のほか、障害 者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する 機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又 は雇用継続のために行ういずれかの業務についての1年以上の 実務経験を指すものとする。
 - (ア) 職業指導、作業指導等に関する業務

(ウ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務

また、「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成21年厚生労働省告示第178号。以下「研修告示」という。)において定めているところであり、具体的には次のとおりである。

- ア 研修告示の一のイに定める障害者の雇用の促進等に関する 法律(昭和35年法律第123号)第19条第1項第3号に掲げる地 域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第 175条第1項第2号の規定により置くべき就労支援員が就労支 援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させる ものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構において実施している「就労支援員対応型就 業支援基礎研修」(以下「基礎研修」という。)を指すものであ ること。
- イ 研修告示の一の口に定める障害者の雇用の促進等に関する 法律施行規則(昭和51年労働省令第38号。以下「促進法施行 規則」という。)第20条の2の3第2項各号に規定する研修に ついては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にお いて行う訪問型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が 定める訪問型職場適応援助者養成研修を指すこと(平成26年 度以前に実施された第1号職場適応援助者養成研修及び厚生

- (イ) 職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務
- (ウ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務

また、「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成21年厚生労働省告示第178号。以下「研修告示」という。)において定めているところであり、具体的には次のとおりである。

- ア 研修告示の一のイに定める障害者の雇用の促進等に関する 法律(昭和35年法律第123号)第19条第1項第3号に掲げる地 域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第 175条第1項第2号の規定により置くべき就労支援員が就労支 援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させる ものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構において実施されている研修であること。
- イ 研修告示の一の口に定める障害者の雇用の促進等に関する 法律施行規則(昭和51年労働省令第38号。以下「促進法施行 規則」という。)第20条の2の3第2項各号に規定する研修に ついては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にお いて行う訪問型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が 定める訪問型職場適応援助者養成研修を指すこと(平成26年

労働大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修を含む)。なお、次の(ア)から(ウ)に掲げる研修についても、研修告示の一の口に定めるものとして取り扱っても差し支えない。

- (ア) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置 型職場適応援助者養成研修
- (イ) <u>促進法施行規則</u>第20条の2の3第3項各号に掲げる研修 (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う企業在 籍型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める企 業在籍型職場適応援助者養成研修)
- (ウ) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第118条の3第6項第1号イ及びロ並びに同項第2号イ(1)及び(2)に掲げる研修
- ウ 研修告示の一のハに定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」(平成22年5月10日付障発0510第5号)を参照すること。
- 1 移行準備支援体制加算の取扱いについて

現 行

度以前に実施された第 1 号職場適応援助者養成研修及び厚生 労働大臣が定める第 1 号職場適応援助者養成研修を含む)。な お、次の(ア)から(ウ)に掲げる研修についても、研修告示の一の ロに定めるものとして取り扱っても差し支えない。

- (ア) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置 型職場適応援助者養成研修
- (イ) <u>障害者の雇用の促進に関する法律施行規則</u>第20条の2の3第3項各号に掲げる研修(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う企業在籍型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める企業在籍型職場適応援助者養成研修)
- (ウ) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第118条 の3第6項第1号イ及びロ並びに同項第2号イ(1)及び(2)に掲 げる研修
- ウ 研修告示の一のハに定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」(平成22年5月10日付障発0510第5号)を参照すること。

報酬告示第12の13のイの移行準備支援体制加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- - ア 企業及び官公庁等における職場実習
 - イ アに係る事前面接、期間中の状況確認
 - ウ 実習先開拓のための職場訪問、職場見学
 - エ その他必要な支援
- (二) 注の(2)中「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること。
 - ア ハローワークでの求職活動
 - イ 地域障害者職業センターによる職業評価等
 - ウ 障害者就業・生活支援センターへの登録等
 - エ その他必要な支援
- (三) (→又は□については、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定すること。
- 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 14 の送迎加算については、2 の(6)の(6)の(6)の(一)から 知までの規定を準用する。
- (5) 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算に ついては、2 の(6)の(0)の規定を準用する。
- 16 通勤訓練加算の取扱いについて
 - (→ 報酬告示第12の15の2の通勤訓練加算については、当該就労

現 行

- ② 移行準備支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第12の13のイの移行準備支援体制加算については、以 下のとおり取り扱うこととする。
 - (→) 注の(1)中「職場実習等」とは、具体的には次のとおりであること。
 - ア 企業及び官公庁等における職場実習
 - イ アに係る事前面接、期間中の状況確認
 - ウ 実習先開拓のための職場訪問、職場見学
 - エ その他必要な支援
 - (二) 注の(2)中「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること。
 - ア ハローワークでの求職活動
 - イ 地域障害者職業センターによる職業評価等
 - ウ 障害者就業・生活支援センターへの登録等
 - エ その他必要な支援
 - (三) (→又は□については、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定すること。
- ⑭ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算に ついては、2 の(6)の⑯の規定を準用する。
- 15 通勤訓練加算の取扱いについて

移行支援事業所以外の事業所に従事する専門職員を外部から招いた際に、当該費用を支払う場合に加算するものであること。

- (二) 注中「専門職員」とは、3の(1)の①の(三のアから<u>ウまで</u>に掲げる研修等を受講した者とする。
- (7) 在宅時生活支援サービス加算について
 - (一) 報酬告示第12の15の3の在宅時生活支援サービス加算については、居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労移行支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。
 - (二) 報酬告示第12の15の3の在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。
- 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第12の15の4の社会生活支援特別加算については、3の(1)の(3)の規定を準用する。
- 19 地域連携会議実施加算について
 - (一) 報酬告示第12の15の5の<u>地域連携会議実施加算</u>については、 利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって、利 用者の希望、適性、能力を的確に把握・評価を行うためのアセス メントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支

現 行

- (一) 報酬告示第12の15の2の通勤訓練加算については、当該就労移行支援事業所以外の事業所に従事する専門職員を外部から招いた際に、当該費用を支払う場合に加算するものであること。
- (二) 注中「専門職員」とは、3の(1)の①の臼のアから<u>オ</u>に掲げる研修等を受講した者とする。
- (16) 在宅時生活支援サービス加算について
- (一) 報酬告示第12の15の3の在宅時生活支援サービス加算については、居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労移行支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。
- (二) 報酬告示第12の15の3の在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。
- ① 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 15 の 4 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の①の規定を準用する。
- 18 支援計画会議実施加算について
 - (一) 報酬告示第 12 の 15 の 5 の <u>支援計画会議実施加算</u>については、 利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって、利 用者の希望、適性、能力を的確に把握・評価を行うためのアセス

ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その 障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護 委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」 等を遵守すること。

- ア ハローワーク
- イ 障害者就業・生活支援センター
- ウ 地域障害者職業センター
- エ 他の就労移行支援事業所
- 才 特定相談支援事業所
- カ 利用者の通院先の医療機関
- キ 当該利用者の支給決定を行っている市町村
- ク 障害者雇用を進める企業
- ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等
- (二) ケース会議の開催のタイミングについては、サービス利用開始 時や、3月に1回以上行うこととしている就労移行支援計画のモニタリング時、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新時など が考えられる。

現 行

メントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、次に掲げる地域の就労支援機関等において障害者の就労支援に従事する者や障害者就労に係る有識者を交えたケース会議を開催し、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成や見直しを行った場合に、利用者ごとに月に1回、年に4回を限度に、所定単位数を加算する。

ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その 障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護 委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」 等を遵守すること。

- ア ハローワーク
- イ 障害者就業・生活支援センター
- ウ 地域障害者職業センター
- エ 他の就労移行支援事業所
- 才 特定相談支援事業所
- カ 利用者の通院先の医療機関
- キ 当該利用者の支給決定を行っている市町村
- ク 障害者雇用を進める企業
- ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等
- □ ケース会議の開催のタイミングについては、サービス利用開始 時や、3月に1回以上行うこととしている就労移行支援計画のモニタリング時、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新時など

が考えられる。<u>なお、就労移行支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。</u>
(新設)

行

現

- 三 <u>就労移行支援計画に関するケース会議について、下記アを行った場合には地域連携会議実施加算(Ⅰ)と、イを行った場合に地域連携会議</u>加算(Ⅱ)を算定すること。
 - ア サービス管理責任者がケース会議に出席して就労移行支援 計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、 関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の 供与について検討を行った
 - イ サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労 支援員がケース会議に出席して就労移行支援計画の原案の内 容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して 専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検 討を行った上で、サービス管理責任者に対しその結果を共有し た場合
- <u> 繁急時受入加算の取扱いについて</u>報酬告示第12の15の6の緊急時受入加算については、2の(6)の2の規定を準用する。
- ② 集中的支援加算 報酬告示第 12 の 15 の 7 集中的支援加算については、2 の(5)の⑦ の規定を準用する。
- ② 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて

報酬告示第12の16、17及び18の福祉・介護職員処遇改善加算、

(新設)

(新設)

19 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて

ップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースア

報酬告示第12の16、17及び18の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の(2)の規定を準用する。

行

- (4) 就労継続支援A型サービス費
 - ① 就労継続支援A型サービス費について
 - → 就労継続支援A型サービス費の区分について

就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて 就労継続支援A型を提供した場合若しくは指定就労継続支援A 型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援A型を提供した 場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。)又は施設入所支援 を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合 (特定旧法指定施設を利用していた者に限る。)に、当該指定就労 継続支援A型事業所における利用定員、人員配置及び評価点(厚 生労働大臣が定める事項及び評価方法(令和3年厚生労働省告示 第88号。以下「スコア告示」という。)の規定により算出される スコアの合計をいう。以下同じ。)に応じ、算定する。

なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外の 者については、就労継続支援A型サービス費の算定対象とならな いものであること。

- ア 就労継続支援A型サービス費(I)については、指定就労継続 支援A型であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して 得た数以上であること。
- イ 就労継続支援A型サービス費(Π)については、就労継続支援 A型サービス費(Π)以外の指定就労継続支援A型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 10 で除して得た数以上で

(4) 就労継続支援A型サービス費

- ① 就労継続支援A型サービス費について
 - ─ 就労継続支援A型サービス費の区分について

現

就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて 就労継続支援A型を提供した場合若しくは指定就労継続支援A 型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援A型を提供した 場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。)又は施設入所支援 を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合 (特定旧法指定施設を利用していた者に限る。)に、当該指定就労 継続支援A型事業所における利用定員、人員配置及び評価点(厚 生労働大臣が定める事項及び評価方法(令和3年厚生労働省告示 第88号。以下「スコア告示」という。)の規定により算出される スコアの合計をいう。以下同じ。)に応じ、算定する。

なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外の 者については、就労継続支援A型サービス費の算定対象とならな いものであること。

- ア 就労継続支援A型サービス費(I)については、指定就労継続 支援A型であって、従業者の員数が利用者の数を 7.5 で除して 得た数以上であること。
- イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)については、就労継続支援 A型サービス費(Ⅰ)以外の指定就労継続支援A型事業所であ

(二) 新規指定の就労継続支援A型事業所等の就労継続支援A型サービス費の区分について

報酬告示第13の1の注3の2については、新規指定の就労継続支援A型事業所において初年度は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中に指定された事業所については、初年度及び2年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。

- (三) 自己評価未公表減算について
 - ア 報酬告示第 13 の1の注4については、指定障害福祉サービス基準第 196 条の3に規定する基準を満たしていない場合、つまり、就労継続支援A型サービス費を算定するに当たり算出する評価点の公表について、都道府県に届出がされていない場合に、所定単位数に 100 分の85 を乗じて得た数を算定するものである。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用者全員につき減算を行うものである。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数に 100 分の85 を乗じて得た数を算定するものではないことに留意すること。
 - イ 公表の方法等については、スコア留意事項通知を参照すること。
- 四 <u>令和 6 年度</u>における就労継続支援A型サービス費の算定について

現 行

って、従業者の員数が利用者の数を 10 で除して得た数以上であること。

□ 新規指定の就労継続支援A型事業所等の就労継続支援A型サービス費の区分について

報酬告示第 13 の 1 の注 3 の 2 については、新規指定の就労継続支援A型事業所において初年度は、評価点が 80 点以上 105 点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中に指定された事業所については、初年度及び 2 年度目は、評価点が 80 点以上 105 点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。

- (三) 自己評価未公表減算について
 - ア 報酬告示第 13 の1 の注4については、指定障害福祉サービス基準第 196 条の3に規定する基準を満たしていない場合、つまり、就労継続支援A型サービス費を算定するに当たり算出する評価点の公表について、都道府県に届出がされていない場合に、所定単位数に 100 分の85 を乗じて得た数を算定するものである。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用者全員につき減算を行うものである。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数に 100 分の85 を乗じて得た数を算定するものではないことに留意すること。
 - イ 公表の方法等については、スコア留意事項通知を参照すること。
- 四 **令和 5 年度**における就労継続支援A型サービス費の算定につ

現 行

令和 6 年度における就労継続支援A型サービス費の算定に係る評価点の算出に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的にはスコア留意事項通知を参照すること。

- ② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第13の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算につい ては、2の(6)の⑥の規定を準用する。
- ③ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 2 の 2 の高次脳機能障害者支援体制加算につい ては、2 の(6)の⑦の規定を準用する。
- 4 就労移行支援体制加算の取扱いについて
 - (一) 報酬告示第 13 の 3 の就労移行支援体制加算については、就労継続支援A型を経て企業等に就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行は除く。以下この④において同じ。)した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員、人員配置に基づき算定する就労継続支援A型サービス費の区分及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該就労継続支援A型事業所において就労継続支援A型を受けた場合にあっては、当該就

いて

令和 5 年度における就労継続支援A型サービス費の算定に係る評価点の算出に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的にはスコア留意事項通知を参照すること。

② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算につい ては、2 の(6)の⑥の規定を準用する。

(新設)

- ③ 就労移行支援体制加算の取扱いについて
- (一) 報酬告示第 13 の 3 の就労移行支援体制加算については、就労継続支援A型を経て企業等に就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行は除く。以下この③において同じ。)した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員、人員配置に基づき算定する就労継続支援A型サービス費の区分及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

なお、就労継続支援A型を経て企業等に就労した後、就労継続 支援A型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日から 6 月) 中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離 労継続支援A型を受けた後、就労を継続している期間が6月に達 した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延 長の場合には就労継続支援A型の終了日の翌日、休職からの復職 の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した 者とする。なお、就労継続支援A型を経て企業等に就労した後、 就労継続支援A型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日か ら6月(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な 知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当 該就労継続支援A型事業所において就労継続支援A型を受けた 場合は、当該就労継続支援A型を受けた後から6月))中におい て労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月 以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続し ている期間が6月(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就 労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要と する者が当該就労継続支援A型事業所において就労継続支援A 型を受けた場合は、当該就労継続支援A型を受けた後から6月)) に達した者は就労定着者として取り扱う。

また、過去3年間において、当該就労継続支援A型事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。

(二) 注1中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、<u>令和5年</u>10月1日に就職した者は、<u>令和6年</u>3月31日に6月に達した者とな

職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用 を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り 扱う。

(二) 注1中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、令和2年10月1

る。

また、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が就労継続支援A型等を受けた場合は、当該就労継続支援A型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者であり、例えば、令和5年10月1日に就職した後、労働時間の延長のために令和5年12月31日まで当該指定就労継続支援A型事業所において就労継続支援A型を受けた場合は、令和6年6月30日に6月に達した者となる。

5 就労移行連携加算について

(一) 報酬告示第 13 の 3 の 2 の就労移行連携加算については、就労継続支援A型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる就労継続支援A型事業所において、当該支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該就労継続支援A型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に、当該就労継続支援A型事業所におけるサービス提供の最終月に所定単位数を算定する。ただし、通常の事業所に雇用されており、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援A型を受けている利用者は算定対

日に就職した者は、今和3年3月31日に6月に達した者となる。

4 就労移行連携加算について

(一) 報酬告示第 13 の 3 の 2 の就労移行連携加算については、就労継続支援A型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる就労継続支援A型事業所において、当該支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該就労継続支援A型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に、当該就労継続支援A型事業所におけるサービス提供の最終月に所定単位数を算定する。ただし、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。

象外とする。

また、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。

- (二) 本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する就労継続支援A型事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。
- (三) 特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援A型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えない。
- ⑥ 初期加算の取扱いについて

報酬告示第 13 の 4 の初期加算については、2 の(6)の⑧の規定を 準用する。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、 労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための 支援を一時的に必要とするものに対して就労継続支援A型を行う 場合は、原則通常の事業所に雇用される前から利用していた就労継 続支援A型事業所において引き続き支援を行うこととしているた め、初期加算の対象とすることは想定していないが、初期加算の算 定の必要性を市町村が確認できるよう、当該利用者の状況、支援の

- (二) 本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する就労継続支援A型事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。
- (三) 特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援A型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えない。
- 5 初期加算の取扱いについて

報酬告示第 13 の 4 の初期加算については、2 の(6)の<u>⑦</u>の規定を 準用する。

内容等を記録しておくこと。

7 訪問支援特別加算の取扱いについて

報酬告示第 13 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑨の規定を準用する。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについては、連続した5日間、就労継続支援A型の利用がなくても居宅訪問して相談援助を行う必要性が低い場合も考えられることを踏まえ、居宅訪問して相談援助を行うことの必要性を市町村が確認できるよう、相談援助に当たって当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録しておくこと。

- 8 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第13の6の利用者負担上限額管理加算については、2の (1)の18の規定を準用する。
- ⑨ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の値 の規定を準用する。
- ⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5)の④の規定を準用する。
- ① 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 9 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑩の 規定を準用する。
- ② 医療連携体制加算の取扱いについて

6 訪問支援特別加算の取扱いについて

現

報酬告示第 13 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の<u>8</u> の規定を準用する。

行

- ① 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第13の6の利用者負担上限額管理加算については、2の (1)の49の規定を準用する。
- **⑧** 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の (13) の規定を準用する。
- ⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5)の④の規定を準用する。
- ① 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 9 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑨の 規定を準用する。

報酬告示第 13 の 10 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑥ の()及び()の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑥の()中「医療連携体制加算(I)から(VI)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(VI)」と、2 の(7)の⑥の()中「医療連携体制加算(I)から(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(IV))とあるのは、「医療連携体制加算(IV))とあるのは、「医療連携体制加算(IV))と読み替えるものとする。

13 重度者支援体制加算の取扱いについて

- → 報酬告示第 13 の 11 のイの重度者支援体制加算(I)については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数(障害基礎年金の受給資格のない 20 歳未満の者は利用者の数から除く。以下□において同じ。)の 100 分の 50 以上である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。
- □ 同口の重度者支援体制加算(II)については、障害基礎年金1級 受給者が利用者の数の100分の25以上100分の50未満である 指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。
- (三) 利用実績の算定については、次によるものとすること。
 - ア 前年度における利用者のうち障害基礎年金 1 級受給者の延 ベ人数を算出
 - イ 前年度における利用者の延べ人数を算出
 - ウ ア÷イにより利用者延べ人数のうち障害基礎年金 1 級受給 者延べ人数割合を算出
- (4) 賃金向上達成指導員配置加算の取扱いについて
 - → 報酬告示第13の12の2の賃金向上達成指導員配置加算につい

Ⅲ 医療連携体制加算の取扱いについて

報酬告示第 13 の 10 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑯ の(-)及び(-)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑯の(-)中「医療連携体制加算(I)から(VII)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(VI)」と、2 の(7)の⑯の(-)中「医療連携体制加算(I)から(IV)」と、2 の(7)の⑯の(-)のイ中「医療連携体制加算(IV)及び(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(IV)及び(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(IV)及び(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(IV)」と読み替えるものとする。

- (12) 重度者支援体制加算の取扱いについて
- (→) 報酬告示第 13 の 11 のイの重度者支援体制加算(I)については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数(障害基礎年金の受給資格のない 20 歳未満の者は利用者の数から除く。以下□において同じ。)の 100 分の 50 以上である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。
- □ 同口の重度者支援体制加算(Ⅱ)については、障害基礎年金1級 受給者が利用者の数の100分の25以上100分の50未満である 指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。
- (三) 利用実績の算定については、次によるものとすること。
 - ア 前年度における利用者のうち障害基礎年金 1 級受給者の延 べ人数を算出
 - イ 前年度における利用者の延べ人数を算出
 - ウ ア÷イにより利用者延べ人数のうち障害基礎年金 1 級受給 者延べ人数割合を算出
- 13 賃金向上達成指導員配置加算の取扱いについて

ては、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を 常勤換算方法で1以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に 応じた所定単位数を、1日につき当該事業所を利用した利用者全 員に対して加算する。

- (二) 注中「賃金向上計画」は、就労系留意事項通知で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、就労系留意事項通知で示す別紙様式 2-1 の経営改善計画書の 1 に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を 2 から 6 に記載することで、賃金向上計画とすることができる。
- (三) 注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、 将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給 といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、 実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えな いが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいな い場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしてい ないとすることもできる。

15 送迎加算の取扱いについて

なお、就労継続支援A型における送迎については、就労継続支援 A型が、利用者と雇用契約を締結していることや、利用者の知識や 能力向上のために必要な訓練を行うものであることを念頭に、利

- (一) 報酬告示第13の12の2の賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、1日につき当該事業所を利用した利用者全員に対して加算する。
- (二) 注中「賃金向上計画」は、就労系留意事項通知で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、就労系留意事項通知で示す別紙様式 2-1 の経営改善計画書の 1 に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を 2 から 6 に記載することで、賃金向上計画とすることができる。
- (三) 注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、 将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給 といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、 実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えな いが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいな い場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしてい ないとすることもできる。

4 送迎加算の取扱いについて

報酬告示第 13 の 13 の送迎加算については、2 の(6)の<u>15</u>の一から 田までの規定を準用する。

なお、就労継続支援A型における送迎については、就労継続支援 A型が、利用者と雇用契約を締結していることや、利用者の知識や

用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であり、送迎の必要性については、公共交通機関等がない等の地域の実情や重度障害などの障害特性などのやむを得ない場合など、個別の状況に応じて判断すること。

- ⑩ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算に ついては、2 の(6)の⑪の規定を準用する。
- ① 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第13の14の2の在宅時生活支援サービス加算について は、3の(3)の(7)の規定を準用する。
- (8) 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 14 の 3 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の(3)の規定を準用する。
- ② 集中的支援加算報酬告示第13の14の5集中的支援加算については、2の(5)の⑦の規定を準用する。
- ② 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加 算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについ て

報酬告示第 13 の 15、16 及び 17 の福祉・介護職員処遇改善加算、 福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースア

現 行

能力向上のために必要な訓練を行うものであることを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であり、送迎の必要性については、公共交通機関等がない等の地域の実情や重度障害などの障害特性などのやむを得ない場合など、個別の状況に応じて判断すること。

- (5) 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算に ついては、2 の(6)の(6)の規定を準用する。
- (6) 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第13の14の2の在宅時生活支援サービス加算について は、3の(3)の(6)の規定を準用する。
- ① 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第13の14の3の社会生活支援特別加算については、3の(1)の①の規定を準用する。

(新設)

(新設)

◎ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて

報酬告示第13の15、16及び17の福祉・介護職員処遇改善加算、

ップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。

- (5) 就労継続支援B型サービス費
 - ① 就労継続支援B型の対象者について 就労継続支援B型については、次の(一)から(三)までのいずれかに該 当する者が対象となるものであること。
 - (一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用 されることが困難となった者
 - □ 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
 - (三) (→及び□のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
 - 四 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの
 - ② 就労継続支援B型サービス費について
 - → 就労継続支援B型サービス費の区分について
 - ア 就労継続支援B型サービス費(I)、就労継続支援B型サービス費(II)及び就労継続支援B型サービス費(III)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは指定就労継続支援B型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援B型を提供した場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。以下この②において同じ。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指

現 行

福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の(2)の規定を準用する。

- (5) 就労継続支援B型サービス費
 - ① 就労継続支援B型の対象者について 就労継続支援B型については、次の─から⊝までのいずれかに該 当する者が対象となるものであること。
 - (一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用 されることが困難となった者
 - □ 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
 - (三) (→及び□のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

(新設)

- ② 就労継続支援B型サービス費について
 - ─ 就労継続支援B型サービス費の区分について
 - ア 就労継続支援B型サービス費(I)及び就労継続支援B型サービス費(II)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは指定就労継続支援B型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援B型を提供した場合(1 の4)に掲げる支援を行う場合をいう。以下この②において同じ。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B

定就労継続支援B型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。

- (ア) 就労継続支援B型サービス費(I)については、工賃 向上計画(「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」 (平成24年4月11日付障発0411第4号厚生労働省社会・援 護局障害保健福祉部長通知。以下「工賃向上計画基本指針」 という。)における工賃向上計画をいう。以下同じ)を作成し ている指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数 が利用者の数を6で除して得た数以上であること。
- (1) 就労継続支援B型サービス費(II)については、工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(I)を算定している場合を除く)。
- (ウ) 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)については、工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 10 で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(I)及び(Ⅱ)を算定している場合を除く)。
- イ <u>就労継続支援B型サービス費(IV)、就労継続支援B型サービス費(V)及び就労継続支援B型サービス費(VI)</u>については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を

現 行

型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。

- (7) 就労継続支援B型サービス費(I)については、工賃向上計画(「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」(平成24年4月11日付障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「工賃向上計画基本指針」という。)における工賃向上計画をいう。以下同じ)を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。
- (1) 就労継続支援B型サービス費(II)については、工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 10 で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(I)を算定している場合を除く)。

(新設)

イ <u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)</u>については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者

提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定する(就労継続支援B型サービス費(I)、就労継続支援B型サービス費(I) 又は就労継続支援B型サービス費(I)。を算定している場合を除く)。

- (ア) 就労継続支援B型サービス費(IV)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であること。
- (1) 就労継続支援B型サービス費(V)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 7.5 で除して得た数以上であること。(就労継続支援B型サービス費(IV)を算定している場合を除く)
- (ウ) 就労継続支援B型サービス費(VI)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(IV)又は(V)を算定している場合を除く)。
- ウ 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉 法 (昭和 26 年法律第 45 号) 及び生活保護法 (昭和 25 年法律 第 144 号) に規定する授産施設(以下「社会事業授産施設等」 という。)利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の 対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。
- エ 就労継続支援B型サービス費(I)、就労継続支援B型サービス費(II)及び就労継続支援B型サービス費(III)における前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出すること。ただし、通

現 行

に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続 支援B型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定す る(就労継続支援B型サービス費(I)又は就労継続支援B型サ ービス費(II)を算定している場合を除く)。

- (7) 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 7.5 で除して得た数以上であること。
- (1) 就労継続支援B型サービス費(IV)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 10 で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(III)を算定している場合を除く)。

(新設)

- ウ 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉 法及び生活保護法に規定する授産施設(以下「社会事業授産施 設等」という。)利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事 務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続 支援B型を提供した場合に算定する。
- エ 就労継続支援B型サービス費(I)及び就労継続支援B型サービス費(II)における前年度の平均工賃月額は、以下の方法で

74 7 44	rp
改正後	現 行
常の事業所に雇用されている利用者であって当該事業所での	算出すること。
就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に受	
<u>けるものを除くこと。</u>	
(ア) 前年度における工賃支払総額を算出する。	
	(ア) 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出す
	<u>3.</u>
	ただし、以下の場合は、工賃支払対象者の総数から除外す
	ることとするが、工賃支払対象者から除外することにより
	平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認め
	<u>られる。</u>
	月の途中において、利用開始又は終了した者については、
	当該月の工賃支払対象者から除外
	月の途中において、入院又は退院した者については、当
	該月の工賃支払対象者から除外
	ンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って
	利用できなくなった者については、利用できなくなった月
	から利用可能となった月まで工賃支払対象者から除外
	複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している
	者については、工賃支払対象者の総数から除外
	 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する
	必要がある者については、工賃支払対象者の総数から除外
	<u>(例:50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月</u>
	50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月

改正後	現 行
	49 人、11 月 50 人、12 月 45 人、1 月 47 人、2 月 50 人、3
(イ) 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出	月 50 人の場合は、となる。)
(算定式) 前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数	(1) 前年度に支払った工賃総額を算出する。
	ただし、以下の利用者に支払った工賃は、工賃総額から除
	外することとするが、工賃総額から除外することにより平
	均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認めら
	<u>れる。</u>
	・ 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に
	<u>支払った工賃</u>
	・ 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に
	<u>支払った工賃</u>
	・ 月の途中において、入院又は退院した者の当該月に支払
	<u>った工賃</u>
	・ 月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエ
	ンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って
	利用できなくなった者に関しては、利用できなくなった月
	・ 複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用してい
	る者に支払った工賃
(ウ) 前年度における工賃支払総額(ア) ÷前年度における開所	ー ー ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
日 1 日当たりの平均利用者数 (イ) ÷12 月により、1 人当た	(ウ) (イ)÷(ア)により1人あたり平均工賃月額(円未満四捨五入)
り平均工賃月額を算出	を算出する。
ただし、報酬告示第 14 の 12 のイの重度者支援体制加算	

(I)を算定している場合は、<u>上記により</u>算出した平均工賃月額に 2,000 円を加えた額を、就労継続支援 B型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。

なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援B型事業所のうち、8割の就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができることとするが、従前の算定方法ではなく、上記方法によって算定した額とすること。

また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃 月額を基本報酬の算定区分とすることができる。

- ・激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法 (昭和 22 年 法律第 118 号) 適用地域に、就労継続支援B型事業所が所 在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工 賃支払額が減少する場合
- ・激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模 な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市 が認めた場合
- (二) 就労継続支援B型サービス費の区分の届出について 就労継続支援B型サービス費の区分に係る届出については、原 則毎年度の4月に行うこと。年度途中に新規に指定された事業所

現 行

ただし、報酬告示第 14 の 12 のイの重度者支援体制加算 (I)を算定している場合は、(4)÷(7)により算出した平均工賃月額に 2,000 円を加えた額を、就労継続支援B型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。 なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。

また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。

- ・激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に、 就労継続支援B型事業所が所在する場合であって、生産活 動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合
- ・激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模 な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少とな ったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市 が認めた場合
- (二) 就労継続支援B型サービス費の区分の届出について 就労継続支援B型サービス費の区分に係る届出については、原

は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前 までに届出を行うこと。また、就労継続支援B型サービス費(I)、 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)又は就労継続支援B型サービ ス費(Ⅲ)を算定する場合は、工賃向上計画基本指針に基づき、工 賃向上計画を都道府県(指定都市又は中核市にあっては、指定都 市又は中核市とする。以下同じ。)に提出すること。なお、就労 継続支援B型サービス費(I)、就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) 若しくは就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B 型サービス費(\mathbf{IV}) 、就労継続支援 \mathbf{B} 型サービス費(\mathbf{V})若しくは 就労継続支援B型サービス費(VI)のいずれかの区分を届け出た 後は、就労継続支援B型サービス費(I)、就労継続支援B型サー ビス費(Ⅱ)若しくは就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労 継続支援B型サービス費(IV)、就労継続支援B型サービス費(V) 若しくは就労継続支援B型サービス費(VI)との間での区分の変 更については、当該年度中は原則想定していないこと(人員配置 の変更に伴う区分の変更(例えば就労継続支援B型サービス費 (I)から就労継続支援B型サービス費(II)又は就労継続支援B 型サービス費(Ⅲ)への変更等は除く。)

(三) 新規指定の就労継続支援B型事業所等の就労継続支援B型サービス費の算定について

報酬告示第 $14 \, \mathcal{O} \, 1 \, \mathcal{O}$ については、就労継続支援 B型サービス費 (I)、就労継続支援 B型サービス費 (I) 、又は就労継続支援 サービス費 (I) の算定に当たって、新規指定の就労継続支援 B 型事業所等において初年度の 1 年間は、平均工賃月額が 1 万円

現 行

則毎年度の4月に行うこと。年度途中に新規に指定された事業所 は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前 までに届出を行うこと。また、就労継続支援B型サービス費(I) 又は就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)を算定する場合は、工賃向 上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を都道府県(指定都市又 は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。以下同じ。) に提出すること。なお、就労継続支援B型サービス費(I)(若し くは就労継続支援B型サービス費(Ⅱ))又は就労継続支援B型サ ービス費(Ⅲ)(若しくは就労継続支援B型サービス費(Ⅳ))のい ずれかの区分を届け出た後は、就労継続支援B型サービス費 (I)(若しくは就労継続支援B型サービス費(II))又は就労継続 支援B型サービス費(Ⅲ) (若しくは就労継続支援B型サービス費 (IV))との間での区分の変更については、当該年度中は原則想定 していないこと(人員配置の変更に伴う区分の変更(就労継続支 援B型サービス費(I)から就労継続支援B型サービス費(II)、就 労継続支援B型サービス費(Ⅱ)から就労継続支援B型サービス 費(I)、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)から就労継続支援B型 サービス費(IV)、就労継続支援B型サービス費(IV)、就労継続支 援B型サービス費(Ⅲ))は除く)。

(三) 新規指定の就労継続支援B型事業所等の就労継続支援B型サービス費の算定について

報酬告示第 $14 \, \mathcal{O} \, 1 \, \mathcal{O} \, \underline{16 \, \mathcal{O} \, 2}$ については、就労継続支援 B型サービス費 (\mathbf{II}) の算定に当たって、新規指定の就労継続支援 B型事業所等において初年度

未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。年度途中に指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。

- 四 利用時間が4時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体 の100分の50以上に該当する場合の所定単位数の算定について 利用時間が4時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体 の100分の50以上に該当する場合の減算については、以下のとお り取り扱うこととする。
 - ア <u>ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</u>
 - イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が4時間未 満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が4時間未満 であっても、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長の ための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した利用者又はや むを得ない理由がある利用者を除く。
 - ウ 算定される単位数は、所定単位数の 100 分の 70 とする。なお、 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加 算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。
- ③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第14の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算につい

の1年間は、平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなし、 基本報酬を算定する。年度途中に指定された事業所については、 初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が1万円未満の 場合であるとみなし、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供 を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、 支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応 じ、基本報酬を算定することができる。

四 $\frac{1}{2}$ 今和 5 年度における就労継続支援 B型サービス費 (I) 及び就労継続支援 B型サービス費 (II) の算定について

令和 5 年度における就労継続支援B型サービス費(I)及び就 労継続支援B型サービス費(II)の算定に係る平均工賃月額の算 出に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和4年 度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれ かの年度の実績で算出すること。

なお、イ又はウを用いる場合は、別途通知で定める届出書を都 道府県に提出すること。

- ア 令和4年度
- <u>ウ</u> 平成 30 年度
- ③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて

ては、2の60の6の規定を準用する。

- ④ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 2 の高次脳機能障害者支援体制加算につい ては、2 の(6)の⑦の規定を準用する。
- ⑤ 就労移行支援体制加算の取扱いについて
 - (一) 報酬告示<u>第14の3</u>のイの就労移行支援体制加算(I)及びロの 就労移行支援体制加算(II)については、<u>就労継続支援B型サービ</u> ス費(I)、就労継続支援B型サービス費(II)又は就労継続支援B 型サービス費(III)を算定している就労継続支援B型を経て企業 等に就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等 労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の 利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇 用は除く。以下この④において同じ。)した後、当該企業等での 雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」 という。)が前年度においている場合、利用定員及び平均工賃月 額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た 単位数を加算する。

通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には指定就労継続支援B型等の

現 行

報酬告示第 14 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑥の規定を準用する。

(新設)

- 4 就労移行支援体制加算の取扱いについて
 - (一) 報酬告示<u>第13の3</u>のイの就労移行支援体制加算(I)及びロの 就労移行支援体制加算(II)については、就労継続支援B型サービ ス費(I)又は就労継続支援B型サービス費(II)を算定している 就労継続支援B型を経て企業等に就労(企業等との雇用契約に基 づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、 就労継続支援A型事業所の利用者としての移行及び施設外支援 の対象となるトライアル雇用は除く。以下この④において同じ。) した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した 者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利 用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定 着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日 を1日目として6月に達した者とする。

また、過去3年間において、当該指定就労継続支援B型等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。

□ 報酬告示<u>第14 の3</u>のハの就労移行支援体制加算(Ⅲ)及びニの 就労移行支援体制加算(Ⅳ)については、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)を算定している就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</u>

通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には指定就労継続支援B型等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。

また、過去3年間において、当該指定就労継続支援B型等にお

□ 報酬告示<u>第13 の3</u>のハの就労移行支援体制加算(Ⅲ)及びニの就労移行支援体制加算(Ⅳ)については、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定している就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

いて既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。

- (三) 上記(一)又は(二)のいずれの場合においても、就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、就労継続支援B型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日から6月(就職した日から6月(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援A型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援B型等を受けた後から6月))中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労継続支援A型事業所において就労継続支援A型を受けた場合は、当該就労継続支援A型を受けた後から6月)に達した者は就労定着者として取り扱う。
- 四 注1中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、<u>今和5年</u>10月1日に就職した者は、<u>令和6年</u>3月31日に6月に達した者となる。 <u>また、当該就労後に労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援B型等</u>

(三) 上記(一)又は(二)のいずれの場合においても、就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、就労継続支援B型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日から 6 月)中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が 6 月に達した者は就労定着者として取り扱う。

行

四 注1中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、<u>令和2年</u>10月1日に就職した者は、令和3年3月31日に6月に達した者となる。

を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者であり、例えば、令和5年10月1日に就職した後、労働時間の延長のために令和5年12月31日まで当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた場合は、令和6年6月30日に6月に達した者となる。

⑤ 就労移行連携加算について

報酬告示第 14 の 3 の 2 の就労移行連携加算については、3 の(4) の⑤の規定を準用する。通常の事業所に雇用されており、労働時間 の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援A型を受けている利用者は算定対象外とする。

<u>また、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して</u> 過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は 算定できない。

⑥ 初期加算の取扱いについて

報酬告示第 14 の 4 の初期加算については、2 の(6)の⑧の規定を準用する。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して就労継続支援B型を行う場合は、原則通常の事業所に雇用される前から利用していた就労継続支援B型事業所において引き続き支援を行うこととしているため、初期加算の対象とすることは想定していないが、初期加算の算定の必要性を市町村が確認できるよう、当該利用者の状況、支援の内容等を記録しておくこと。

⑤ 就労移行連携加算について

報酬告示第 14 の 3 の 2 の就労移行連携加算については、3 の(4) の4の規定を準用する。

⑥ 初期加算の取扱いについて

報酬告示第 14 の 4 の初期加算については、2 の(6)の<u>⑦</u>の規定を 準用する。

⑦ 訪問支援特別加算の取扱いについて

報酬告示第 14 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑨の規定を準用する。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについては、連続した5日間、就労継続支援B型の利用がなくても居宅訪問して相談援助を行う必要性が低い場合も考えられることを踏まえ、居宅訪問して相談援助を行うことの必要性を市町村が確認できるよう、相談援助に当たって当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録しておくこと。

- ⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1)の18の規定を準用する。
- ⑨ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の値 の規定を準用する。
- ⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5)の④の規定を準用する。
- ① ピアサポート実施加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 8 の 2 のピアサポート実施加算については、<u>就</u> 労継続支援B型サービス費(IV)、就労継続支援B型サービス費(V) 又は就労継続支援B型サービス費(VI)を算定している就労継続支援B型事業所において加算するものであり、算定の要件等について

現 行

⑦ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の<u>8</u> の規定を準用する。

- ⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第14の6の利用者負担上限額管理加算については、2の (1)の⑩の規定を準用する。
- ⑨ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑩ の規定を準用する。
- ⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5)の④の規定を準用する。
- ⑪ ピアサポート実施加算の取扱いについて
 - 一 報酬告示第14の8の2のピアサポート実施加算については、 次のアからウまでのいずれにも該当する就労継続支援B型事業所において、イの(ア)の者が、利用者に対して、就労及び生産

改正後	現 行
<u>は、3の(1)の③の規定を準用する。</u>	活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、
	当該支援を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を
	<u>加算する。</u>
	<u>ア</u> 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サ
	<u>ービス費(IV</u>)を算定していること。
	<u>イ</u> 当該就労継続支援事業所の従業者として、都道府県又は指定
	都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門
	研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。
	(ア) 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以
	下この⑪において「障害者等」という。)
	<u>(イ)</u> 当該就労継続支援B型事業所の従業者
	<u>ウ</u> イの者により、当該就労継続支援B型事業所の従業者に対
	し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われて
	<u>いること。</u>
	<u>□</u> <u>研修の要件</u>
	「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別
	紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサ
	ポート研修事業をいう。
	なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認める
	<u>ものとする。</u>
	ア 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害
	者等を配置する場合についても研修の要件を満たすものとす
	<u> </u>
	<u>イ</u> ──のイの(イ)の者の配置がない場合も算定できるものとす

改 正 後	現 行
	<u>5.</u>
	この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修
	については、都道府県又は市町村が委託、補助等によりピアサ
	ポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な
	取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修
	<u>についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて</u>
	<u>差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等につい</u>
	ては認められないこと。_
	また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証
	書により確認することとするが、その他の書類等により確認で
	きる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。
	<u>三</u> 障害者等の確認方法
	当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」
	<u>については、以下の書類又は確認方法により確認するものとす</u>
	<u> 3.</u>
	<u>ア</u> 身体障害者
	身体障害者手帳
	<u>イ</u> <u>知的障害者</u>
	<u>(7)</u> <u>療育手帳</u>
	(1) 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障
	害者更生相談所に意見を求めて確認する。
	<u>ウ</u> 精神障害者
	以下のいずれかの証書類により確認する(これらに限定され
	<u>るものではない。)。</u>

改 正 後	現 行
	(7) 精神障害者保健福祉手帳
	(1) 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又
	は受けていたことを証明する書類(国民年金、厚生年金な
	どの年金証書等)
	(ウ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている
	又は受けていたことを証明する書類
	(エ) 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)
	(オ) 医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類
	ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが
	確認できる内容であること) 等
	<u>工</u> <u>難病等対象者</u>
	医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、指定難病に
	罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通
	<u>知等</u>
	オ その他都道府県が認める書類又は確認方法
	四 配置する従業者の職種等
	ア 障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する
	職種を想定しており、サービス管理責任者、職業指導員、生活
	支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者と
	ともに就労や生産活動に参加する者も含まれる。
	<u>イ</u> (→のイの(4)に掲げる者については、支援現場で直接利用者
	と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用につ
	いて十分に知悉しており、当該就労継続支援B型事業所におけ
	<u>るピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であ</u>

改 正 後 現 行

ること。

- ウ <u>いずれの者の場合も、当該就労継続支援B型事業所と雇用契</u> 約関係(雇用形態は問わない)にあること。
- □ ピアサポーターとしての支援について ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づ き、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく就労面や生活 面の相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして生産活 動にともに従事し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定すること。
- <u></u> 届出等

<u>当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。</u>

また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を 記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとと もに、都道府県知事から求めがあった場合には、提出しなければ ならない。

- ② 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 9 の欠席時対応加算については、2 の(6)の **9** の 規定を準用する。
- ⑤ 医療連携体制加算の取扱いについて報酬告示第 14 の 10 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑥の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑥の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(VIII)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(VIII)」と、2 の(7)の⑥の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)
- ② 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 9 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑩の 規定を準用する。
- ③ 医療連携体制加算の取扱いについて

報酬告示第 14 の 10 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑥ の(-)及び(-)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑥の(-)中「医療連携体制加算(I)から(VII)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(VI)」と、2 の(7)の⑥の(-)中「医療連携体制加算(I)から(VI)」と、2 の(7)の⑥の(-)中「医療連携体制加算(I)から(VI)」と、2 の

現 行

(7)の⑯の□のイ中「医療連携体制加算(IV)及び(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(IV)」と読み替えるものとする。

④ 地域協働加算について

報酬告示第 14 の 11 の地域協働加算については、<u>就労継続支援 B型サービス費(IV)、就労継続支援 B型サービス費(V) 又は就労継続支援 B型サービス費(VI)</u>を算定している事業所において、持続可能な活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民、地元企業、農業等生産者、自治体その他の関係者と協働した取組生産活動収入の発生に係るものに限る。)を行い、当該取組内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

→ 加算の対象となる地域の範囲について

本加算の算定に係る取組に当たり、基本的には、指定就労継続 支援B型事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、 当該指定就労継続支援B型事業所の属する地域の活性化や、利用 者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域 と協働した取組であっても、差し支えない。

□ 取組の内容について

本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましい。ただし、あくまでも生産活動の一環としての取組であることに留意すること。以下に本

から(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(IV)」と、2の(7)の(IV)の(IV)の一のイ中「医療連携体制加算(IV)及び(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(IV)」と読み替えるものとする。

⑪ 地域協働加算について

報酬告示第 14 の 11 の地域協働加算については、<u>就労継続支援 B型サービス費(Ⅲ) 又は就労継続支援 B型サービス費(Ⅳ)</u>を算定している事業所において、持続可能な活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民、地元企業、自治体その他の関係者と協働した取組(生産活動収入の発生に係るものに限る。)を行い、当該取組内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

→ 加算の対象となる地域の範囲について

本加算の算定に係る取組に当たり、基本的には、指定就労継続支援B型事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、当該指定就労継続支援B型事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えない。

(二) 取組の内容について

本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましい。ただし、あくまでも生

加算の取組として適切なものと不適切なものを例示する。 (適切な取組の例)

- ・地域で開催されるイベントへの出店
- ・農福連携による施設外での生産活動
- ・請負契約による公園や公共施設の清掃業務
- ・飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営
- ・高齢者世帯への配食サービス
- ・上記活動に係る営業活動等

(不適切な取組の例)

- ・生産活動収入が発生しない地域活動等
- レクリエーションを目的とした活動
- ・生産活動収入の発生には結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動

(三) 公表について

取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと(本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない)。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。

公表方法については、原則、障害福祉サービス等情報検索ウェ ブサイト及び事業所のホームページ等インターネットを利用し たものとすること。

なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも 配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の

現 行

産活動の一環としての取組であることに留意すること。以下に本加算の取組として適切なものと不適切なものを例示する。

(適切な取組の例)

- ・地域で開催されるイベントへの出店
- ・農福連携による施設外での生産活動
- ・請負契約による公園や公共施設の清掃業務
- ・飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営
- ・高齢者世帯への配食サービス
- ・ 上記活動に係る営業活動等

(不適切な取組の例)

- ・生産活動収入が発生しない地域活動等
- レクリエーションを目的とした活動
- ・生産活動収入の発生には結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動

三 公表について

取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと(本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない)。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。

公表方法については、原則、事業所のホームページ等インターネットを利用した公表方法を想定しているが、インターネットの利用以外で想定している方法は、次のとおりである。このほか、第三者に対して広く情報発信できる方法により実施すること。

作成などの対応も実施することが望ましい。

- (5) 重度者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 12 の重度者支援体制加算については、3 の(4)の (3)の規定を準用する。
- ⑩ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて報酬告示第14の13の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援B型サービス費(I)及び就労継続支援B型サービス費(IV)を算定する指定就労継続支援B型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を 5 で除して得た数以上である場合に、加算する。

目標工賃達成指導員は、工賃目標の達成に向けて、各都道府県に おいて作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組む ための指導員をいい、例えば、生産活動収入の向上を目指し、国等 による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法 律(平成24年法律第50号)に基づく積極的な物品や役務等の受注 促進、地域と連携した農福連携等の取組を通じた新たな生産活動領域の開拓、ICT機器等の導入による利用者の生産能力向上等を図 るものをいう。

① 目標工賃達成加算の取扱いについて

現 行

- ・市町村等が発行する情報誌への掲載
- ・当該就労継続支援B型事業所等及び関係機関等での掲示 なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも 配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の 作成などの対応も実施することが望ましい。
- ⑤ 重度者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 12 の重度者支援体制加算については、3 の(4)の ⑥ の規定を準用する。
- ⑩ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて報酬告示第 14 の 13 の目標工賃達成指導員配置加算については、 就労継続支援B型サービス費(I)及び就労継続支援B型サービス 費(Ⅲ)を算定する指定就労継続支援B型において、目標工賃達成 指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導 員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を 6 で除して 得た数以上である場合に、加算する。

(新設)

行

現

<u>目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。</u>

- ア 報酬告示第14の13の2の目標工賃達成加算については、目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援B型サービス費(I)及び就労継続支援B型サービス費(IV)を算定する指定就労継続支援B型において、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合
- イ 当該工賃目標が前々年度における指定就労継続支援B型事業 所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型 事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援 B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額(当該 額が前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等におけ る平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定 就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額)以上である場 合
 - (例) 令和 4 年度の平均工賃月額が 13,000 円である就労継続支援B型事業所の場合(令和 4 年度と令和 3 年度の全国平均工賃月額の差額は 524円)
 - ・ 令和 5 年度における工賃向上計画における工賃目標を 15,000円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場合
 - → 加算
 - ・ 令和 5 年度における工賃向上計画における工賃目標を

現 行

13,100円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場合

- → 工賃目標が、前々年度の全国平均工賃月額と前々々年 度の全国平均工賃月額との差額 (524 円) 以上となって いないことから加算対象外
- ・ <u>令和 5 年度における工賃向上計画における工賃目標を</u> 15,000 円とし、実際の平均工賃月額が 14,000 円だった場 合
 - → 工賃目標未達成であることから加算対象外
- ⑧ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 14 の送迎加算については、2 の(6)の⑥の(一)から 田までの規定を準用する。
- (19) 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算に ついては、2 の(6)のfmの規定を準用する。
- ② 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 16 の在宅時生活支援サービス加算については、 3 の(3)の①の規定を準用する。
- ② 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 16 の 2 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の(3)の規定を準用する。
- ② <u>緊急時受入加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の 16 の 3 の緊急時受入加算については、2 の(6)の ②の規定を準用する。

- ⑪ 送迎加算の取扱いについて報酬告示第 14 の 14 の送迎加算については、2 の(6)の⑮の(一)から毎までの規定を準用する。
- ◎ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて報酬告示第 14 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の(6)の億の規定を準用する。
- ① 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 16 の在宅時生活支援サービス加算については、 3 の(3)の(6)の規定を準用する。
- ② 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 16 の 2 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の①の規定を準用する。

(新設)

(新設)

② 集中的支援加算の取扱いについて

報酬告示第 13 の 16 の 4 の集中的支援加算については、2 の(5) の⑦の規定を準用する。

- ② 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第14の17、18及び19の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。
- (6) 就労定着支援サービス費
 - ① 就労定着支援の対象者について

就労定着支援については、報酬告示第 14 の 2 の 1 の注 1 に規定する生活介護等を受けて通常の事業所(就労継続支援 A型事業所は除く。)に新たに雇用され、就労を継続している期間が 6 月に達した障害者 (労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定生活介護等、指定自立訓練(機能訓練)等、指定自立訓練(生活訓練)等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援 A型等若しくは指定就労継続支援 B型等又は基準該当就労継続支援 B型 (以下(6)において「就労移行支援等」という。)を受けた障害者については、当該生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が 6 月に達したもの)が対象となる。この場合、例えば、令和 6 年 4 月 1 日に就職した者は、令和 6 年 9 月 30 日に 6 月に達した者となることから、令和 6 年 10 月 1 日から就労定着支援を利用できるようにすることが必要となり、また、令和 6 年 4 月 1 日に就職し、令和 6 年

② 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第14の17、18及び19の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の②の規定を準用する。

- (6) 就労定着支援サービス費
 - ① 就労定着支援の対象者について

就労定着支援については、報酬告示第 14 の 2 の 1 の注 1 に規定する生活介護等を受けて通常の事業所(就労継続支援 A型事業所は除く。)に新たに雇用され、就労を継続している期間が 6 月に達した障害者が対象となる。この場合、例えば、平成 30 年 4 月 1 日に就職した者は、平成 30 年 9 月 30 日に 6 月に達した者となることから、平成 30 年 10 月 1 日から就労定着支援を利用できるようにすることが必要となる。

なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指定就労継続支援(以下「指定就労移行支援等」という。)を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者が利用対象者となるが、その場合の就労定着支援の利用期間は42月から就労を継続している期間を除いた期間とする。

6月30日まで労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労移行支援等を受けた場合は、令和6年12月31日に6月に達した者となることから、令和7年1月1日から就労定着支援を利用できることとなる。

なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する就労移行支援等を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者<u>(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月以上42月未満のもの</u>が利用対象者となるが、その場合の就労定着支援の利用期間は42月から就労を継続している期間を除いた期間とする。

- ② 就労定着支援サービス費について
 - (一) 就労定着支援サービス費の区分について

就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達したもの)に対して、就労定着支援を提供した月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における就労

- ② 就労定着支援サービス費について
- → 就労定着支援サービス費の区分について

就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、就労定着支援を提供した月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における利用者数及び就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。

定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。

- ア 当該前年度末日から起算して過去 3 年間に就労定着支援を 開始した者の利用した総数(以下「利用者総数」という。) という。) 出する。
- イ アの過去 3 年間に就労定着支援の<u>利用者総数</u>のうち当該前 年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。こ の場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。
 - ・ 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者
 - ・ 就労定着支援の利用中に、離職した後1月以内に他の通常 の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者 (就労定着支援の利用中1回限りの転職について認める。)
- ウ イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。
 - ・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第26条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合
 - ・ 雇用された事業所が倒産した場合
 - ・ 利用者が死亡した場合

新たに指定を受ける場合の初年度の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して

ア 当該前年度末日から起算して過去 3 年間に就労定着支援を利用した総数を算出する。

- イ アの過去 3 年間に就労定着支援を<u>利用した総数</u>のうち当該 前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。 この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。
 - ・ 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者
 - ・ 就労定着支援の利用中に、離職した後1月以内に他の通常 の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者 (就労定着支援の利用中1回限りの転職について認める。)
- ウ イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。
 - ・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第26条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合
 - ・ 雇用された事業所が倒産した場合
 - ・ 利用者が死亡した場合

新たに指定を受ける場合の初年度の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前

過去3年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前 月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体 的な計算方法は以下による。

- エ 指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に指定就労 移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。
- オ エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(→のイの規定を準用して算出する。
- カ オ÷エにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出 する。この場合、②の一のウの規定を準用して算出する。

また、年度途中で新たに支援の提供を開始した場合における、支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月から当該年度の3月までの就労定着率については、直近1年間の利用者総数のうち支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。なお、翌年度4月以降の就労定着率については、アからウまでの算出方法による。

- キ 支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月 の前月の末日までの利用者の総数を算出する。
- ク キのうち支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の 属する月の前月の末日において就労が継続している者の総数 を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。
- ケーク÷キにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出

現 行

月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体 的な計算方法は以下による。

- エ 指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に指定就労 移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。
- オ エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の一のイの規定を準用して算出する。
- カ オ÷エにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出 する。この場合、②の一のウの規定を準用して算出する。

また、年度途中で新たに支援の提供を開始した場合における、支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月から当該年度の3月までの就労定着率については、直近1年間の利用者の総数のうち支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。なお、翌年度4月以降の就労定着率については、アからウまでの算出方法による。

- キ 支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月 の前月の末日までの利用者の総数を算出する。
- ク キのうち支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の 属する月の前月の末日において就労が継続している者の総数 を算出する。この場合、②の(→)のイの規定を準用して算出する。
- ケ ク÷キにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の一のウの規定を準用して算出する。

する。この場合、②の一のウの規定を準用して算出する。

- (例 1) <u>令和 6 年</u> 4 月に支援の提供を開始した場合の<u>就労定着</u> 率の算出方法
 - ・ 令和6年4月から令和6年9月まで

- → 支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合
- <u>令和6年</u>10月から<u>令和7年</u>3月まで
- → 令和6年4月から令和6年9月までと同じ
- <u>令和7年</u>4月から<u>令和8年</u>3月まで
- → <u>令和6年度</u>の<u>利用者総数</u>のうち<u>令和6年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合
- ・ 令和8年4月から令和9年3月まで

現 行

(例 1) <u>令和 3 年 4 月に支援の提供を開始した場合の利用者数</u>及び就労定着率の算出方法

- ・ 令和3年4月から令和3年9月まで
- → 利用者数:支援の提供を開始した日の前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の総数の70%
- → <u>就労定着率</u>: 支援の提供を開始した前月末日から起算 して過去3年間において、一体的に運営する指定就労 移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち 前月末日において就労が継続している者の数の割合
- ・ 令和3年10月から令和4年3月まで
- → 利用者数: 令和3年4月から令和3年9月までの各月 の利用者数の合計数を開所月数で除した数
- → <u>就労定着率: 令和3年</u>4月から<u>令和3年</u>9月までと同じ
- <u>令和4年</u>4月から<u>令和5年</u>3月まで
- → 利用者数: 令和3年度の各月の利用者数の合計数を開 所月数で除した数
- → <u>就労定着率:令和3年度</u>の<u>利用者の総数</u>のうち<u>令和3</u> 年度末日において就労が継続している者の数の割合
- ・ 令和5年4月から令和6年3月まで
- → 利用者数: 令和4年度の各月の利用者数の合計数を開 所月数で除した数

- → <u>令和6年度及び令和7年度</u>の<u>利用者総数</u>のうち<u>令和7</u> 年度末日において就労が継続している者の数の割合
- ・ 令和9年4月から令和10年3月まで
- → <u>令和6年度</u>、<u>令和7年度</u>及び<u>令和8年度</u>の<u>利用者総数</u> のうち<u>令和8年度</u>末日において就労が継続している者 の数の割合
- (例 2) 今和6年6月に支援の提供を開始した場合の就労定着率の算出方法
 - ・ 今和6年6月から今和6年11月まで

- → 支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合
- ・ 令和6年12月から令和7年3月まで

現 行

- → <u>就労定着率: 令和3年度及び令和4年度</u>の<u>利用者の総数</u>のうち<u>令和4年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合
- ・ 令和6年4月から令和7年3月まで
- → 利用者数: 令和5年度の各月の利用者数の合計数を開 所月数で除した数
- → <u>就労定着率:令和3年度</u>、<u>令和4年度</u>及び<u>令和5年度</u> の<u>利用者の総数</u>のうち令和 <u>5</u>年度末日において就労が 継続している者の数の割合
- (例 2) <u>令和3年</u>6月に支援の提供を開始した場合の<u>利用者数</u> 及び就労定着率の算出方法
 - ・ 令和3年6月から令和3年11月まで
 - → 利用者数:支援の提供を開始した日の前月末日から起 算して過去3年間において、一体的に運営する指定就 労移行支援等を受けた後に一般就労し、就労を継続し ている期間が6月に達した者の数の総数の70%
 - → <u>就労定着率</u>: 支援の提供を開始した前月末日から起算 して過去3年間において、一体的に運営する指定就労 移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち 前月末日において就労が継続している者の数の割合
 - ・ 令和3年12月から令和4年3月まで
 - → 利用者数:令和3年6月から令和3年11月までの各 月の利用者数の合計数を開所月数で除した数
 - → 就労定着率: 令和3年6月から令和3年11月までと

- → 令和6年6月から令和6年11月までと同じ
- ・ 令和7年4月から令和7年5月まで
- → 令和6年6月から令和6年11月までと同じ
- ・ 令和7年6月から令和8年3月まで
- → <u>令和6年</u>6月から<u>令和7年</u>5月までの<u>利用者総数</u>のう ち<u>令和7年</u>5月末日において就労が継続している者の 数の割合
- ・ 令和8年4月から令和9年3月まで
- → <u>令和6年</u>6月から<u>令和8年</u>3月までの<u>利用者総数</u>のうち<u>令和7年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合
- ・ 令和9年4月から令和10年3月まで
 - → <u>令和6年</u>6月から<u>令和9年</u>3月までの<u>利用者総数</u>のうち令和8年度末日において就労が継続している者の数

現 行

同じ

- ・ 令和4年4月から令和4年5月まで
- → 利用者数:令和3年10月から令和4年3月までの各 月の利用者数の合計数を開所月数で除した数
- → <u>就労定着率:令和3年</u>6月から<u>令和3年</u>11月までと 同じ
- <u>令和4年</u>6月から<u>令和5年</u>3月まで
- → 利用者数: 令和3年6月から令和4年5月までの各月 の利用者数の合計数を開所月数で除した数
- → <u>就労定着率: 令和3年</u>6月から<u>令和4年</u>5月までの<u>利</u> <u>用者の総数</u>のうち<u>令和4年</u>5月末日において就労が継 続している者の数の割合
- <u>令和5年</u>4月から<u>令和6年</u>3月まで
- → 利用者数: 令和4年度の各月の利用者数の合計数を開 所月数で除した数
- → <u>就労定着率: 令和3年</u>6月から<u>令和5年</u>3月までの<u>利</u> <u>用者の総数</u>のうち<u>令和4年度</u>末日において就労が継続 している者の数の割合
- ・ 令和6年4月から令和7年3月まで
- → 利用者数: 令和5年度の各月の利用者数の合計数を開 所月数で除した数
- → 就労定着率: <u>令和3年</u>6月から<u>令和6年</u>3月までの<u>利</u> <u>用者の総数</u>のうち<u>令和5年度</u>末日において就労が継続 している者の数の割合

の割合

- ・ 令和10年4月から令和11年3月まで
- → <u>令和7年度</u>、<u>令和8年度</u>及び<u>令和9年度</u>の<u>利用者総数</u> のうち<u>令和9年度</u>末日において就労が継続している者 の数の割合
- □ 就労定着支援サービス費の報酬算定について
 - ア 就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書(以下「支援レポート」という。)の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。なお、支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行っていれば、算定要件を満たしているものとして差し支えない。支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」(令和3年3月30日付障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参考にすること。
 - イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就

現 行

- ・ 令和7年4月から令和8年3月まで
- → 利用者数: 令和6年度の各月の利用者数の合計数を開 所月数で除した数
- → <u>就労定着率: 令和4年度</u>、<u>令和5年度</u>及び<u>令和6年度</u> の<u>利用者の総数</u>のうち<u>令和6年度</u>末日において就労が 継続している者の数の割合
- 二 就労定着支援サービス費の報酬算定について
 - ア 就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書(以下「支援レポート」という。)の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。なお、支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行っていれば、算定要件を満たしているものとして差し支えない。支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」(令和3年3月30日付障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参考にすること。
 - イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就 労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所(指定

現 行

労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所(指定 就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。)に 配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労 定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行規則第20 条の2の2に規定する職場適応援助者助成金の申請を行う場 合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就 労定着支援サービス費は算定することができない。

ウ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。

また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月以上就労が継続している障害者(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月以上に達したものであるため、自立訓練(生活訓練)との併給はできない。

(削除)

就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。)に 配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労 定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行規則第20 条の2の2に規定する職場適応援助者助成金の申請を行う場 合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就 労定着支援サービス費は算定することができない。

ウ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。

また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月以上就労が継続している障害者であるため、自立訓練(生活訓練) との併給はできない。

□ 令和5年度における就労定着支援サービス費の算定について

令和 5 年度における就労定着支援サービス費の算定に係る就 労定着率の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響 を踏まえ、令和 3 年度及び令和 4 年度の実績を用いないことも 可能とする。具体的には、次のいずれかの期間の実績で算出する

③ 特別地域加算の取扱いについて

報酬告示第 14 の 2 の 1 の注 4 については、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域</u>(平成 21 年厚生労働省告示第 176 号)に居住している利用者の居宅又は当該地域に利用者が雇用された通常の事業所において、利用者との対面により就労定着支援を行った場合に、加算する。

なお、特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 10 に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 12 において準用する指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。

④ 支援体制構築未実施減算について

報酬告示第 14 の 2 の 1 の注 7 に規定する支援体制構築未実施減 算は、就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見 込まれる利用者に係る適切な引き継ぎのための以下の措置を 1 つ こと。

<u>なお、イを用いる場合は、別途通知で定める届出書を都道府県</u> に提出すること。

ア 令和2年度、令和3年度及び令和4年度

イ 平成30年度及び令和元年度

③ 特別地域加算の取扱いについて

報酬告示第14の2の1の注4については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号)に居住している利用者の居宅又は当該地域に利用者が雇用された通常の事業所において、利用者との対面により就労定着支援を行った場合に、加算する。

なお、特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 10 に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 12 において準用する指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。

(新設)

でも講じていない場合に、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- イ 支援の提供を行う期間が終了するまでに解決することが困難であると見込まれる課題があり、かつ、当該期間が終了した後も引き続き一定期間にわたる支援が必要と見込まれる利用者(以下四において「要継続支援利用者」という。)の状況その他の当該要継続支援利用者に対する支援に当たり必要な情報(以下「要継続支援利用者関係情報」という。)について、当該要継続支援利用者を雇用する事業所及び就労支援等の関係機関(以下、四において「関係機関等」という。)との当該要継続支援利用者関係情報の共有に関する指針を定めるとともに、責任者を選任していること。
- 口 指定就労定着支援事業所において指定就労定着支援の提供を 行う期間が終了する3月以上前に、要継続支援利用者の同意を得 て、関係機関等との間で要継続支援利用者関係情報を共有してい ること。
- <u>ハ</u> 関係機関等との要継続支援利用者関係情報の共有の状況に関する記録を作成し、保存していること。

なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、 各種加算を含めた単位数の合計数ではないこと。

- ⑤ 地域連携会議実施加算の取扱い
- (一) 報酬告示第14の2の2の地域連携会議実施加算については、 就労定着支援事業所が、次に掲げる地域の就労支援機関等との必 要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に 係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調

④ 定着支援連携促進加算の取扱い

(一) 報酬告示第 14 の 2 の 2 の 定着支援連携促進加算については、 就労定着支援事業所が、次に掲げる地域の就労支援機関等との必 要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に 係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調 整を行った場合に、支援期間(最大 3 年間)を通じ、1 月に 1 回、

現

整を行った場合に、支援期間(最大3年間)を通じ、1月に1回、 年に4回を限度に、所定単位数を加算する。

ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障 害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員 会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵 守すること。

- ア 障害者就業・生活支援センター
- イ 地域障害者職業センター
- ウ ハローワーク
- エ 当該利用者が雇用されている事業所
- オ 通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支 援事業所等
- 力 特定相談支援事業所
- キ 利用者の通院先の医療機関
- ク 当該利用者の支給決定を行っている市町村
- ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等
- (二) 利用者の就労定着支援を実施していく上で、雇用されることに 伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談等は当該就 労定着支援事業所が担うこととなるが、就業面や健康面の相談等 に関しては、他の関係機関と連携することで、より効果的な支援 が提供可能となる。また、サービス終了後に職場定着支援が引き 続き必要な場合などが予め想定されるときには、サービス利用期 間中に障害者就業・生活支援センター等の関係機関との協力関係

ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障 害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員

会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を導

行

守すること。 ア 障害者就業・生活支援センター

- イ 地域障害者職業センター
- ウ ハローワーク
- エ 当該利用者が雇用されている事業所
- オ 通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支 援事業所等
- 力 特定相談支援事業所
- キ 利用者の通院先の医療機関
- ク 当該利用者の支給決定を行っている市町村
- ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等
- (二) 利用者の就労定着支援を実施していく上で、雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談等は当該就労定着支援事業所が担うこととなるが、就業面や健康面の相談等に関しては、他の関係機関と連携することで、より効果的な支援が提供可能となる。また、サービス終了後に職場定着支援が引き続き必要な場合などが予め想定されるときには、サービス利用期間中に障害者就業・生活支援センター等の関係機関との協力関係を構築しておくことも重要である。このため、ケース会議の実施

を構築しておくことも重要である。このため、ケース会議の実施にあたっては、利用者の就労定着支援計画をより充実したものにすることはもとより、個別の支援における関係機関との連携強化を図ること。ただし、他の関係機関と連携して利用者の就労定着支援を実施するに当たっては、利用者又は当該利用者が雇用されている企業の支援ニーズや支援の必要性を十分に精査した上で、当該関係機関との調整に当たること。なお、就労定着支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。

- 三 就労定着支援計画に関するケース会議であるため、下記アを行った場合には地域連携会議実施加算(I)と、イを行った場合に地域連携会議加算(II)を算定すること。
 - ア サービス管理責任者がケース会議に出席して就労定着支援 計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、 関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の 供与について検討を行った
 - イ サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労 支援員がケース会議に出席して就労定着支援計画の原案の内 容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して 専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検 討を行った上で、サービス管理責任者に対しその結果を共有し た場合
- ⑥ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第14の2の3の初期加算については、生活介護、自立

現 行

にあたっては、利用者の就労定着支援計画をより充実したものにすることはもとより、個別の支援における関係機関との連携強化を図ること。ただし、他の関係機関と連携して利用者の就労定着支援を実施するに当たっては、利用者又は当該利用者が雇用されている企業の支援ニーズや支援の必要性を十分に精査した上で、当該関係機関との調整に当たること。なお、就労定着支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。

(新設)

5 初期加算の取扱いについて

報酬告示第14の2の3の初期加算については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「生活介護等」という。)

訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「生活介護等」という。) と一体的に運営される就労定着支援事業所において、一体的に運 営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障 害者に対して、就労定着支援を行う場合には、アセスメント等に時 間や労力を要することから、1回に限り加算する。

なお、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、ア セスメント等の情報共有や連携が可能と考えられることから、初 期加算を算定することはできない。

7 就労定着実績体制加算の取扱いについて

- (一) 報酬告示第 14 の 2 の 4 の就労定着実績体制加算については、前年度末日から起算して過去 6 年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、前年度において障害者が雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者(労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を利用した者については、当該就労移行支援等を受けた後、42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者)の割合が前年度において 100 分の 70 以上の場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。
- (二) 注中「指定就労定着支援の利用を終了した者」とは、3年間の 支援期間未満で利用を終了した者も含むものとする。
- (三) 就労定着実績体制加算については、指定を受けた日から1年間は算定できないが、例えば、令和6年4月から就労定着支援を実施する場合であって、令和6年度中に利用を終了した者がいた場

と一体的に運営される就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、就労定着支援を行う場合には、アセスメント等に時間や労力を要することから、1回に限り加算する。

なお、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、アセスメント等の情報共有や連携が可能と考えられることから、初期加算を算定することはできない。

⑥ 就労定着実績体制加算の取扱いについて

(一) 報酬告示第 14 の 2 の 4 の就労定着実績体制加算については、 前年度末日から起算して過去 6 年間に就労定着支援の利用を終 了した者のうち、前年度において障害者が雇用された通常の事業 所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就 労していた者の割合が前年度において 100 分の 70 以上の場合 に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。

- (二) 注中「指定就労定着支援の利用を終了した者」とは、3年間の 支援期間未満で利用を終了した者も含むものとする。
- (三) 就労定着実績体制加算については、指定を受けた日から1年間は算定できないが、例えば、平成30年4月から就労定着支援を実施する場合であって、平成30年度中に利用を終了した者がいた場合、翌年度において、当該者が「前年度において障害者が雇

合、翌年度において、当該者が「前年度において障害者が雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者 (労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を利用した者については、当該就労移行支援等を受けた後、42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者)」に該当し、そのような者の割合が 100分の 70 以上の場合は、令和 7 年度から就労定着実績体制加算を算定できる。

- ⑧ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いについて報酬告示第14の2の5の職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算については、3の(3)の⑪の□のイに掲げる訪問型職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。
- ⑨ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第14の2の6の利用者負担上限額管理加算については、 2の(1)の⑩の規定を準用する。
- ⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第14の2の7、8及び9の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。
- (7) 自立生活援助サービス費
 - ① 自立生活援助サービス費について

現 行

用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就 労している者又は就労していた者」に該当し、そのような者の割 合が 100 分の 70 以上の場合は、平成 31 年度から就労定着実績 体制加算を算定できる。

- ① 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いについて報酬告示第14の2の5の職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算については、3の(3)の⑪の仁のイに掲げる訪問型職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。
- 8 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第14の2の6の利用者負担上限額管理加算については、 2の(1)の⑩の規定を準用する。

(新設)

- (7) 自立生活援助サービス費
 - ① 自立生活援助サービス費について
 - 一 自立生活援助サービス費の対象者について

- → 自立生活援助サービス費の対象者について
 - ア 自立生活援助サービス費(I)については、障害者支援施設、 のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓 練)事業所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設 又は療養介護を行う病院に入所していた障害者、指定共同生活 援助事業所等又は福祉ホームに入居していた障害者、精神科病 院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを 含む。)に入院していた障害者、救護施設又は更生施設に入所 していた障害者、刑事施設、少年院又は更生保護施設に収容さ れていた障害者、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施 設等に宿泊していた障害者又は更生保護法(平成19年法律第 88 号)の規定による委託を受けた者が当該委託に係る応急救 護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に宿泊し ていた障害者(以下「施設退所者」という。)であって、退所等 をしてから1年以内(退所等した日から1年を経過した日の属 する月まで)の期間又は同居家族の死亡や入院、虐待等の市町 村が認める事情により急遽単身での生活をすることになった 障害者であって、単身生活を開始した日から1年以内の期間に ついて、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、指定自 立生活援助を行った場合に算定する。
- イ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)については、施設退所者であって、退所等した日から1年を超える者若しくは現に居宅において単身である者又は同居している家族等が障害、疾病を有しているため若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の

ア 自立生活援助サービス費(I)については、障害者支援施設、 のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓 練)事業所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設 又は療養介護を行う病院に入所していた障害者、指定共同生活 援助事業所等又は福祉ホームに入居していた障害者、精神科病 院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを 含む。)に入院していた障害者、救護施設又は更生施設に入所 していた障害者、刑事施設、少年院又は更生保護施設に収容さ れていた障害者、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施 設等に宿泊していた障害者又は更生保護法の規定による委託 を受けた者が当該委託に係る応急救護若しくは更生緊急保護 として利用させる宿泊施設に宿泊していた障害者(以下「施設 退所者」という。)であって、退所等をしてから1年以内(退所 等した日から1年を経過した日の属する月まで)の期間又は同 居家族の死亡や入院、虐待等の市町村が認める事情により急遽 単身での生活をすることになった障害者であって、単身生活を 開始した日から1年以内の期間について、指定自立生活援助事 業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。

行

現

イ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)については、施設退所者であって、退所等した日から1年を超える者又は現に居宅において単身であるため、若しくは同居している家族等が障害、疾病等のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者であって、当該障害者

事情のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者に対し、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。

- ウ 自立生活援助サービス費(Ⅲ)については、ア又はイの要件に 該当する者又は自立した地域生活を継続することが困難である ものとして市町村が認める者に対し、指定自立生活援助事業所 の地域生活支援員が、利用者の居宅への訪問による支援及びテ レビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行 った場合に、1月につき所定単位数を算定する。(報酬告示第14 の3の1のイ又は口を算定する場合を除く。)
- □ 自立生活援助サービス費(I)及び(II)の算定について
 - ア <u>自立生活援助サービス費(I)及び(II)</u>については、指定自立生活援助事業所が都道府県知事に届け出た、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 14 第 1 項に掲げる地域生活支援員 1人当たりの利用者数に応じ、算定するものとする。

なお、<u>地域生活支援員は、</u>指定障害福祉サービス基準第 206 条の 18 の規定<u>において、</u>定期的な訪問による支援を<u>おおむね</u> 週に1回以上行うこととされているが、月の途中から利用を開 始する場合やサービス終了に向けて訪問頻度を調整する場合 等を考慮し、定期的な訪問を1月に2日以上行った場合に算定 するものとする。

現 行

を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者に対し、 指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。

(新設)

- 二 自立生活援助サービス費の算定について
 - ア <u>自立生活援助サービス費に</u>ついては、指定自立生活援助事業 所が都道府県知事に届け出た、指定障害福祉サービス基準第 206条の14第1項に掲げる地域生活支援員1人当たりの利用 者数に応じ、算定するものとする。

なお、<u>地域生活支援員が、</u>指定障害福祉サービス基準第 206 条の 18 の規定<u>による</u>定期的な訪問による支援を 1 月に 2 日以 上行わなかった場合は、算定しないものとする。

イ 自立生活援助サービス費の「利用者数を地域生活支援員の人

- イ <u>自立生活援助サービス費(I)及び(II)</u>の「利用者数を地域生活支援員の人数で除した数」については、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員は 0.5 人とみなして算定するものとする。
 - (例) 利用者数が 30 人の指定自立生活援助事業所において、 サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員1人と専従 の地域生活支援員1人が、障害者支援施設を退所してから1 年以内の者に対し、指定自立生活援助を行った場合
- → 30人÷ (0.5+1) =20 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満のため、自立生活援助サービス費(I)の(1)を算定
- □ 自立生活援助サービス費(Ⅲ)の算定について 居宅への訪問による支援が1月に1日以上行われなかった場合は、テレビ電話装置等による支援の回数にかかわらず算定しないものとする。
- ② 特別地域加算の取扱いについて

特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス 基準第 206 条の 17 に規定する指定障害福祉サービス事業所、指定 障害者支援施設又は指定相談支援事業者が定める通常の事業の実 施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準 第 206 条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 21 条 第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないことと する。

③ 地域生活支援拠点等機能強化加算の取扱いについて

現 行

数で除した数」については、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員は0.5人とみなして算定するものとする。

- (例) 利用者数が 30 人の指定自立生活援助事業所において、 サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員 1 人と専 従の地域生活支援員 1 人が、障害者支援施設を退所してか ら 1 年以内の者に対し、指定自立生活援助を行った場合
- → 30人÷ (0.5+1) = 20 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 のため、自立生活援助サービス費(I)の(1)を算定

(新設)

② 特別地域加算の取扱いについて

特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス 基準第 206 条の 17 に規定する指定障害福祉サービス事業所、指定 障害者支援施設又は指定相談支援事業者が定める通常の事業の実 施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基 準第 206 条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこと とする。

(新設)

改 正 後 現 行

(一) 趣旨

当該加算は、障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、 地域生活障害者等(法第77条第3項に規定する地域生活障害者 等をいう。以下同じ。)の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入 院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする 地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組を評価す るものである。

計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型(継続)サービス利用支援費(I)又は(II)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス(以下「拠点機能強化サービス」と総称する。)を一体的に運営していること又は拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営しており、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者(以下「拠点コーディネーター」という。)が常勤で1以上配置されている事業所(拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。以下「拠点機能強化事業所」という。)について加算する

二 拠点コーディネーターの要件及び業務

拠点コーディネーターについては、専ら当該地域生活支援拠点 等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則 として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできな い。ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的 な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点 コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が 特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従 事することができるものとする。

なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業の実施について(令和6年3月29日障発0329第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」を参照すること。

(三) 算定に当たっての留意事項

- ア 当該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点 コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として 算定する。この上限については、拠点機能強化事業所の単位に おける全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計である ことから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所につい ては、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておくこと。
- イ 拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。
- ウ 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通

知に定めるもののほか、「地域生活支援拠点等の機能強化について(令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)」を参照すること。

- ④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の2の福祉専門職員配置等加算については、 2の(5)の④ (四を除く。)の規定を準用する。
- 5 ピアサポート体制加算の取扱いについて

報酬告示第 14 の 3 の 3 のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われている場合に算定することができる。

- ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以下 この④において「障害者等」という。)であって、サービス管理 責任者又は地域生活支援員として従事する者
- イ 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事 する者

なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。

→ 算定に当たっての留意事項

- ③ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の2の福祉専門職員配置等加算については、 2の(5)の④(四を除く。)の規定を準用する。
- ④ ピアサポート体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 3 のピアサポート体制加算については、都 道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研 修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われている場合に算定することができる。
 - ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以下この④において「障害者等」という。)であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者
 - イ 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事す る者

なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。

- □ 算定に当たっての留意事項
 - ア 研修の要件

改 正 後	現 行
研修の要件及び障害者等の確認方法については、3の(1)の③の	「障害者ピアサポート研修」。

口及び回の規定を準用する。

「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-17 に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。

<u>なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認め</u> るものとする。

- (ア)都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害 者等を常勤換算方法で 0.5 以上配置する場合についても研 修の要件を満たすものとする。
- (4) <u>④のイに規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。</u>

この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める 研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、 民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの 養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。

また、研修を修了した旨の確認については、原則として修 了証書により確認することとするが、その他の書類等により 確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。

<u>イ</u> 障害者等の確認方法

当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。

改 正 後	現 行
	<u>(ア)</u> 身体障害者
	<u>身体障害者手帳</u>
	(1) 知的障害者
	① <u>療育手帳</u>
	② 療育手帳を有しない場合は、都道府県が必要に応じて知
	的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。
	<u>(ウ) 精神障害者</u>
	以下のいずれかの証書類により確認する(これらに限定さ
	<u>れるものではない。)。</u>
	① 精神障害者保健福祉手帳
	② 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること
	又は受けていたことを証明する書類(国民年金、厚生年金
	などの年金証書等)
	① 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けてい
	<u>る又は受けていたことを証明する書類</u>
	② 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)
	③ 医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分
	類 I C D-10 コードを記載するなど精神障害者であること
	が確認できる内容であること) 等
	(工) 難病等対象者
	医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、指定難病
	に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却
	<u>下通知等</u>
	(オ) その他都道府県が認める書類又は確認方法

二 手続

当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、<u>体制が整備されている旨</u>を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨(※)を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。

※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の 重要な情報として知ってもらうために公表するものである。

⑥ 初回加算の取扱いについて

報酬告示第 14 の 3 の 4 の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定できるものであること。

ただし、当該利用者が過去3月間に、当該指定自立生活援助事業 所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。

⑦ 集中支援加算の取扱いについて

報酬告示第 14 の 3 の 4 の 2 の集中支援加算については、自立生活援助サービス費 (I) を算定する利用者に対して、対面による支援を 1 月に 6 日以上実施した場合に算定できるものであること。

二 手続

当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、<u>当該旨を</u>事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨(※)を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。

※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の 重要な情報として知ってもらうために公表するものである。

⑤ 初回加算の取扱いについて

報酬告示第14の3の4の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定できるものであること。

ただし、当該利用者が過去3月間に、当該指定自立生活援助事業 所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。

(新設)

⑥ 同行支援加算の取扱いについて

8 同行支援加算の取扱いについて

報酬告示第 14 の 3 の 5 の同行支援加算については、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について支援回数に応じて算定できるものであること。

9 緊急時支援加算の取扱いについて

報酬告示第 14 の 3 の 6 の緊急時支援加算については、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話合いにより申し合わせておくこと。

- → 報酬告示第 14 の3の6のイの緊急時支援加算(I)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後 10 時から午前6時までの時間をいう。以下、この⑦の□において同じ。)に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。
- □ 報酬告示第 14 の3の6の口の緊急時支援加算(II)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。

ただし、緊急時支援加算(I)を算定する場合は、当該緊急時支援加算は算定できないこと。

報酬告示第 14 の 3 の 5 の同行支援加算については、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について支援回数に応じて算定できるものであること。

⑦ 緊急時支援加算の取扱いについて

報酬告示第14の3の6の緊急時支援加算については、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話合いにより申し合わせておくこと。

- (→ 報酬告示第14の3の6のイの緊急時支援加算(I)については、 緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその 家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時まで の時間をいう。以下、この⑦の□において同じ。)に速やかに訪 間又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるもの であること。
- □ 報酬告示第14の3の6の口の緊急時支援加算(Ⅱ)については、 緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその 家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った 場合に算定できるものであること。

ただし、緊急時支援加算(I)を算定する場合は、当該緊急時支援加算は算定できないこと。

三 緊急時支援を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第206

- (三) 緊急時支援を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 19 条に基 づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び 緊急時支援加算の算定対象である旨等を記録するものとする。
- 四 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。

また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。

- 回 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。
- (六) 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている こと並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上 配置していることを都道府県知事に届け出た指定自立生活援助 事業所の場合、イに定める単位数に、さらに 50 単位を加算する ものとする。

なお、市町村が当該指定自立生活援助事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定自立生活援助事業所とで事前に協議し、当該指定自立生活援助事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定自立生活援助事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定自立生活援助

現 行

条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 19 条に 基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及 び緊急時支援加算の算定対象である旨等を記録するものとする。

四 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。

また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を 算定できるものであること。

- 国 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。
- (六) 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている ことを都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所の場合、 イに定める単位数に、さらに 50 単位を加算するものとする。

事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。

さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

- ① 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 7 の利用者負担上限額管理加算について は、2 の(1)の(9の規定を準用する。
- 11 日常生活支援情報提供加算の取扱いについて

報酬告示第14の3の8の日常生活支援情報提供加算については、 精神科病院等に通院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、実施した月について算定できるものであること。

「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は同法第8条若しくは医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものである。

「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められ

⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の7の利用者負担上限額管理加算については、 2の(1)の(3)の規定を準用する。

行

現

9 日常生活支援情報提供加算の取扱いについて

報酬告示第14の3の8の日常生活支援情報提供加算については、 精神科病院等に通院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、実施した月について算定できるものであること。

「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は同法第8条若しくは医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものである。

「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる 場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズ る場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等であること。

情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段(面談、文書、FAX等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

(12) 居住支援連携体制加算の取扱いについて

報酬告示第 14 の 3 の 9 の居住支援連携体制加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、指定自立生活援助事業所が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19 年法律第 112 号)第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「居住支援法人」という。)又は同法第 51 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会(以下「居住支援協議会」という。)と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。

「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、 具体的には、利用者の心身の状況(例えば、障害の程度や特性、疾 患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、 日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービ スの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対 応等に関する情報であること。

「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、 テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただ し、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた ムが崩れている場合等であること。

情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段(面談、文書、FAX等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

⑩ 居住支援連携体制加算の取扱いについて

報酬告示第 14 の 3 の 9 の居住支援連携体制加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、指定自立生活援助事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号)第 40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。)又は同法第 51 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。

「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、 具体的には、利用者の心身の状況(例えば、障害の程度や特性、疾 患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、 日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービ スの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の 対応等に関する情報であること。

「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、 テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただ し、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた 適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保 適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。

情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段(面談、テレビ 電話装置等の使用等)等について記録を作成し、5年間保存すると ともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなけれ ばならない。

当該加算を算定する場合は、居住支援法人又は居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

(13) 地域居住支援体制強化推進加算について

報酬告示第14の3の10の地域居住支援体制強化推進加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)別表第1の8に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。)に対し、当該説明及び指導の内容並びに住

護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。

情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段(面談、テレビ電話装置等の使用等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

当該加算を算定する場合は、<u>住宅確保要配慮者居住支援法人</u>又は 住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の 確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届 け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必 要があること。

○ 地域居住支援体制強化推進加算について

報酬告示第14の3の10の地域居住支援体制強化推進加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会(法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。)又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)別表第1の8に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。)に対し、当該説明及び指

宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月 について算定できるものであること。

説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。

当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する 上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当 該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及 び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、 報告方法(協議会等への出席及び資料提供、文書等)等について記 録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、 市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならな い。

- ④ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第14の3の11、12及び13の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の2の規定を準用する。
- (8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費
 - ① 共同生活援助サービス費について
 - (一) 共同生活援助の対象者について 共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身

現 行

導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した 場合に、実施した月について算定できるものであること。

説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。

当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する 上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当 該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及 び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、 報告方法(協議会等への出席及び資料提供、文書等)等について記録 するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、 市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならな い。

(新設)

- (8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費
 - ① 共同生活援助サービス費について
 - ─ 共同生活援助の対象者について 共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身 体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日

体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日 までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用した ことがある者に限るものとする。

この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であって国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。

なお、これらの事業には、身体障害者手帳の交付、国民年金法 (昭和34年法律第141号)第30条の4第1項に基づく障害基礎 年金の支給等を含むものとする。

また、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移 行支援型ホームの利用者にあっては、当該地域移行支援型ホーム を行う事業者が当該事業を開始した日において、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。) に1年以上入院している精神障害者に限るものとする。

□ 共同生活援助サービス費について

ア 共同生活援助サービス費(I)については、指定共同生活援助 事業所において、指定共同生活援助を提供した場合に、利用者 の障害支援区分に応じ算定する。

ただし、次の(7)又は(4)に該当するものに対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、居宅介護等を利用した日について、報酬告示第 15 の 1 の注 2 の(1)から(3)までに定める単位

までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用した ことがある者に限るものとする。

この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であって国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。

なお、これらの事業には、<u>身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に</u> <u>基づく</u>身体障害者手帳の交付、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 30 条の 4 第 1 項に基づく障害基礎年金の支給等を含むも のとする。

また、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移 行支援型ホームの利用者にあっては、当該地域移行支援型ホーム を行う事業者が当該事業を開始した日において、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。) に1年以上入院している精神障害者に限るものとする。

二 共同生活援助サービス費について

ア 共同生活援助サービス費については、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した場合、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人の員数及び利用者の障害支援区分に応じ、算定する。

ただし、次の(7)又は(4)に該当するものに対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、居宅介護等を利用した日について、報酬告示第 15 の 1 の注 5 の(1)から(3)までに定める単位数を算定する $(\frac{6}{2}$ 和 6 年 3 月 31 日までの経過措置)。 $\frac{2}{2}$ この場合、

援計画及び提供実績を確認することとする。

数を算定する(令和9年3月31日までの経過措置)。なお、居 宅介護又は重度訪問介護の利用における所要時間が8時間以 上である場合にあっては、当該単位数に100分の95を相当す る単位数を算定するが、当該所定単位数は、各種加算がなされ る前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数を減算す るものではないことに留意すること。また、指定共同生活援助 事業所は、指定居宅介護事業所等から居宅介護等に係る個別支

なお、居宅介護等を利用していない日については、報酬告示 第15の1のイに定める単位数を算定する。

- (ア) 指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項の規定 により、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けることができる者であって、区分 4 、区分 5 又は区分 6 に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する者(以下「第 1 項利用者」という。)
- (イ) 区分4、区分5又は区分6に該当する者であり、次の(i) 及び(ii)のいずれにも該当する者が、指定障害福祉サービス 基準附則第18条の2第2項の規定により、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(居宅における身体介護が中心である場合に限る。)の利用を希望する者(以下「第2項利用者」という。)

(i) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付

現 行

指定共同生活援助事業所は、指定居宅介護事業所等から<mark>居宅介護等の</mark>提供実績を確認することとする。

なお、居宅介護等を利用していない日については、報酬告示 第15の1のイから二までに定める単位数を算定する。

- (7) 重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る介護給付費の 支給決定を受けることができる者であって、区分 4、区分 5 又は区分 6 に該当する者が、共同生活住居内において、 当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居 宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する者(以下<u>「指定</u> 障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項の適用を受 ける利用者」という。)
- (4) 区分 4、区分 5 又は区分 6 に該当する者であり、次の(i) 及び(ii)のいずれにも該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(居宅における身体介護が中心である場合に限る。)の利用を希望する者(以下<u>「指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 2 項の適用を受ける利用者」</u>という。)
 - (i) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること

けられていること

- (ii) 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること イ 共同生活援助サービス費(II)については、一時的に体験的な 指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、指 定共同生活援助を提供した場合に算定するものとし、具体的に は以下のとおりであること。
 - (7) 指定障害者支援施設等の入所施設に入所若しくは精神科病院等に入院している者又は家族等と同居している者等であって、共同生活住居への入居を希望している者が、体験的な入居を行うに当たって、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項等を共同生活援助計画に位置付けて、体験的な入居を行う場合に算定できるものであること。
- (1) 施設入所者の体験的な入居については、施設入所支援等の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算等の算定が可能なものであるが、共同生活住居の入居日及び退居日については、施設入所支援サービス費等を合わせて算定することが可能であること。ただし、共同生活住居が同一敷地内にある場合は、共同生活住居の入居日は共同生活援助サービス費を算定し、共同生活住居の退居日は施設入所支援サービス費等を算定する。(病院に入院している者についても同様の取扱いとする。)

現 行

- (ii) 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること
- イ 共同生活援助サービス費の区分について

共同生活援助サービス費については、指定共同生活援助事業 所において、指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。

- (ア) 共同生活援助サービス費(I) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を 4 で除して得た数以上であること。
- (イ) 共同生活援助サービス費(Ⅱ) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を 5 で除 して得た数以上であること。
- (ウ) 共同生活援助サービス費(Ⅲ) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を6で除 して得た数以上であること。
- (エ) 共同生活援助サービス費(IV)
 - (i) 指定障害者支援施設等の入所施設に入所若しくは精神 科病院等に入院している者又は家族等と同居している者 等であって、共同生活住居への入居を希望している者が、 体験的な入居を行うに当たって、継続的な利用に移行す るための課題、目標、体験期間及び留意事項等を共同生 活援助計画に位置付けて、体験的な入居を行う場合に算 定できるものであること。

- (ウ) 共同生活援助サービス費(Ⅱ)を算定している場合、⑫の自立生活支援加算は算定しない。また、病院又は入所施設に入院又は入所している者が体験的な入居中に入院した場合、入院中の支援は元の病院又は入所施設が行うものであるから、⑬の入院時支援特別加算及び⑭の長期入院時支援特別加算は算定しない。また、入院又は入所している者については、⑮の帰宅時支援加算及び⑯の長期帰宅時支援加算は算定しない。
- ウ 第1項利用者又は第2項利用者が、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定(以下「経過措置規定」という。)の適用を受けて、共同生活住居内において居宅介護又は重度訪問介護を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費を算定することができる。

現 行

- (ii) 施設入所者の体験的な入居については、施設入所支援等の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算等の算定が可能なものであるが、共同生活住居の入居日及び退居日については、施設入所支援サービス費等を合わせて算定することが可能であること。ただし、共同生活住居が同一敷地内にある場合は、共同生活住居の入居日は共同生活援助サービス費を算定し、共同生活住居の退居日は施設入所支援サービス費等を算定する。(病院に入院している者についても同様の取扱いとする。)
- (iii) 共同生活援助サービス費(IV) を算定している場合、⑫ の自立生活支援加算は算定しない。また、病院又は入所 施設に入院又は入所している者が体験的な入居中に入院 した場合、入院中の支援は元の病院又は入所施設が行う ものであるから、⑬の入院時支援特別加算及び⑭の長期 入院時支援特別加算は算定しない。また、入院又は入所 している者については、⑮の帰宅時支援加算及び⑯の長期帰宅時支援加算は算定しない。
- (オ) 指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の適用を受ける利用者が、共同生活住居内において居 宅介護又は重度訪問介護(指定障害福祉サービス基準附則 第 18 条の 2 第 1 項の適用を受ける利用者に限る。)を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介 護サービス費(指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項の適用を受ける利用者に限る。)を算定することが

できる。

(三) 大規模住居等減算の取扱い

共同生活援助サービス費については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおり所定単位数を減算する。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数を減算するものではないことに留意すること。

- ア 共同生活住居の入居定員が 8 人以上 21 人未満である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に 100 分の 95 を乗じて得た数
- イ 共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 当該共同 生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に 100 分の 93 を乗じて得た数
- ウ 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員(サテライト型住居に係る入居定員を含む。)の合計数が21人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に100分の95を乗じて得た数

なお、ウの場合の「一体的な運営が行われている共同生活住居」とは、同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない共同生活住居をいうものとする。

② 日中サービス支援型共同生活援助サービス費について

(三) 大規模住居等減算の取扱い

共同生活援助サービス費については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおり所定単位数を減算する。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数を減算するものではないことに留意すること。

- ア 共同生活住居の入居定員が 8 人以上 21 人未満である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に 100 分の 95 を乗じて得た数
- イ 共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 当該共同 生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に 100 分の 93 を乗じて得た数
- ウ 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員(サテライト型住居に係る入居定員を含む。)の合計数が21人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に100分の95を乗じて得た数

なお、ウの場合の「一体的な運営が行われている共同生活住居」とは、同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない共同生活住居をいうものとする。

- ② 日中サービス支援型共同生活援助サービス費について
- (一) 日中サービス支援型共同生活援助の対象者について

□ 日中サービス支援型共同生活援助の対象者について

共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。

この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活 又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等 を行う事業であって国若しくは地方公共団体等の負担若しく は補助により実施される事業をいう。

なお、これらの事業には、身体障害者手帳の交付、障害基礎 年金の支給等を含むものとする。

また、日中サービス支援型指定共同生活援助は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活等の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定するものである。

- □ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費について
 - ア <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)</u>については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合に、利用者の障害支援区分に応じ算定する。

ただし、障害支援区分3以上の利用者が、日中サービス支援

共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。

この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活 又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等 を行う事業であって国若しくは地方公共団体等の負担若しく は補助により実施される事業をいう。

なお、これらの事業には、<u>身体障害者福祉法第 15 条第 4 項</u> <u>に基づく</u>身体障害者手帳の交付、国民年金法第 30 条の 4 第 1 項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。

また、日中サービス支援型指定共同生活援助は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活等の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定するものである。

- □ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費について
 - ア <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費</u>については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合、<u>指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に掲げる世話人の員数及び</u>利用者の障害支援区分に応じ算定する。

ただし、障害支援区分3以上の利用者が、日中サービス支援 型指定共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サ 型指定共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合又は障害支援区分2以下の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合については、報酬告示<u>第15の1の2</u>の注2に掲げる単位数を算定する。

また、第1項利用者又は第2項利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合にあっては、経過措置規定の適用を受けて居宅介護又は重度訪問介護を利用した日について、当該利用者の日中の活動状況等に応じ、報酬告示第15の1の2の注3又は注4に掲げる単位数を算定する。なお、居宅介護又は重度訪問介護の利用における所要時間が8時間以上である場合にあっては、当該単位数に100分の95を相当する単位数を算定するが、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数を減算するものではないことに留意すること。また、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、指定居宅介護事業所等から居宅介護等に係る個別支援計画及び提供実績を確認することとする。

なお、障害支援区分3以上の利用者が、日中サービス支援型

ービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神 科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に、日 中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合又は障害 支援区分2以下の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同 生活援助を提供した場合については、報酬告示<u>第15の1の2</u> の注5に掲げる単位数を算定する。

なお、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又 は第 2 項の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指 定共同生活援助を提供した場合にあっては、居宅介護等を利用 した日について、当該利用者の日中の活動状況等に応じ、報酬 告示<u>第 15 の 1 の 2 の注 6 又は 7</u> に掲げる単位数を算定する。

イ <u>日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費の区分に</u> ついて

日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費について は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日 中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合に、指定障

指定共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合又は障害支援区分2以下の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合については、報酬告示第15の1の2の注6に掲げる単位数を算定する。

ウ 第1項利用者又は第2項利用者が、経過措置規定の適用を受けて、共同生活住居内において居宅介護又は重度訪問介護を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費を算定することができる。

現 行

害福祉サービス基準第 213 条の 4 第 1 項第 1 号に掲げる世話人 の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりで あること。

- (7) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を3で除して得た数以上であること。
- (イ) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を4で除し て得た数以上であること。
- (ウ) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を5で除し て得た数以上であること。
- (エ) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV) 報酬告示第 $15 \, \text{の} \, 1 \, \text{の} \, 2 \, \text{の二の} \underline{\text{日中サービス支援型共同生活}}$ 援助サービス費(IV) については、 $\underline{\text{①の一のイの(x)}}$ の規定を準用する。

なお、障害支援区分3以上の利用者が、日中サービス支援型 指定共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サー ビス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科 デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合又は障害支援 区分2以下の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活 援助を提供した場合については、報酬告示<u>第15の1の2の注</u> 9に掲げる単位数を算定する。

- (三) 大規模住居減算の取扱いについて報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 7の(3)及び(4)については、①の(三)(アを除く。) の規定を準用する。
- ③ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費について
 - 一 外部サービス利用型共同生活援助の対象者について 外部サービス利用型共同生活援助の対象者については、①の←)の規定を準用する。
 - □ 報酬告示第 15 の 1 の 2 の 2 の ホの 外部サービス利用型共同生 活援助サービス費(Ⅲ)については、①の□のイの規定を準用する。

現 行

- (オ) 指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の適用を受ける利用者が、共同生活住居内において居宅介護又は重度訪問介護(指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項の適用を受ける利用者に限る。)を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費(指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項の適用を受ける利用者に限る。)を算定することができる。
- (三) 大規模住居減算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 10 の(3)及び(4)については、①の(三) (アを除く。)の規定を準用する。
- ③ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費について
 - (→) 外部サービス利用型共同生活援助の対象者について 外部サービス利用型共同生活援助の対象者については、①の(→) の規定を準用する。
 - (二) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費の区分について 外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、外部 サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス 利用型指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービ ス基準第213条の14第1項第1号に掲げる世話人の員数に応じ、 算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。
 - ア 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を4で除し て得た数以上であること。
 - イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)

現 行

常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を 5 で除して得た数以上であること。

- ウ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を6で除し て得た数以上であること。
- 工 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV) アからウまでに定める以外の外部サービス利用型指定共同 生活援助事業所(地域社会における共生の実現に向けて新たな 障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法 律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25 年厚生労働省令第124号。)附則第4条の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。)であること。
- <u>オ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)</u> 報酬告示第 15 の 1 の 2 の 2 のホの<u>外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)</u>については、<u>①の口のイの(x)</u>の規定を進用する。
- (三) 大規模住居減算の取扱いについて

報酬告示第 15 の 1 の 2 の 2 の注 7 の(3)及び(4)については、① の (三の規定を準用する。この場合において、「各種加算」とあるのは「④の受託居宅介護サービス費及び各種加算」と読み替えるものとする。また、減算の割合については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおりとする。

ア 共同生活住居の入居定員が 8 人以上 21 人未満である場合 当該共同生活住居に係る利用者の外部サービス利用型共同生

(三) 大規模住居減算の取扱いについて

報酬告示第 15 の 1 の 2 の 2 の注 4 の(3)及び(4)については、① の(三)の規定を準用する。この場合において、「各種加算」とあるのは「⑥の受託居宅介護サービス費及び各種加算」と読み替えるものとする。また、減算の割合については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおりとする。

ア 共同生活住居の入居定員が8人以上21人未満である場合

当該共同生活住居に係る利用者の外部サービス利用型共同生活援助サービス費に 100 分の 90 を乗じて得た数

- イ 共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 当該共同 生活住居に係る利用者の外部サービス利用型共同生活援助サ ービス費に 100 分の 87 を乗じて得た数
- ④ 退居後共同生活援助サービス費について
 - ─ 報酬告示第 15 の1の2の3の退居後共同生活援助サービス費の対象となる利用者は、当該指定共同生活援助事業所において、報酬告示第 15 の2のイの(I)又はハの自立生活支援加算(Ⅲ)を算定する利用者であって、かつ、当該共同生活住居の退居に先立って、一人暮らし等への移行に向けた共同生活援助計画が作成されているものであること。
 - □ 「居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助の提供」とは、具体的には次のとおりであること。なお、当該加算の算定に当たっては、原則として、おおむね週に1回以上の支援を行うものであるが、月の途中から利用を開始する場合やサービスの終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、訪問又は同行支援による本人への対面による支援を1月に2日以上行った場合に算定できるものとする。
 - ア 利用者の居宅への訪問による心身の状況、その置かれている 環境及び日常生活全般の状況の把握
 - イ 生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言(ゴミ 捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人と ともに実施する。)

現 行

活援助サービス費に 100 分の 90 を乗じて得た数

イ 共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 当該共同 生活住居に係る利用者の外部サービス利用型共同生活援助サ ービス費に 100 分の 87 を乗じて得た数

(新設)

- ウ 生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整(サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。)
- <u>工</u> <u>協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との連</u> 絡調整その他の関係機関との連携
- ⑤ 退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費について 報酬告示第 15 の 1 の 2 の 4 の退居後外部サービス利用型共同生 活援助サービス費については、④の規定を準用する。
- ⑥ 受託居宅介護サービス費について
 - ─ 受託居宅介護サービスの対象者について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者のうち 区分2以上に該当する障害者とする。
 - □ 受託居宅介護サービス費の算定について

受託居宅介護サービス費については、外部サービス利用型指定 共同生活援助事業所の利用者に対して、受託居宅介護サービス事 業所の従業者が受託居宅介護サービス(身体介護を伴う場合に限 る。)を行った場合に、算定する。

受託居宅介護サービスの提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われる必要がある。

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、市町村の定める受託居宅介護サービスの支給量の範囲内で、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成することになるが、その作成に当たっては、相談支援専門員やサービス管理責任者が行う適切なアセス

現 行

(新設)

- 4 受託居宅介護サービス費について
 - (一) 受託居宅介護サービスの対象者について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者のうち 区分2以上に該当する障害者とする。
 - □ 受託居宅介護サービス費の算定について

受託居宅介護サービス費については、外部サービス利用型指定 共同生活援助事業所の利用者に対して、受託居宅介護サービス事 業所の従業者が受託居宅介護サービス(身体介護を伴う場合に限 る。)を行った場合に、算定する。

受託居宅介護サービスの提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われる必要がある。

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、市町村の定める受託居宅介護サービスの支給量の範囲内で、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成することになるが、その作成に当たっては、相談支援専門員やサービス管理責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設

メント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定されるべきものであることを踏まえ、硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮すること。

受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われるべき受託居宅介護サービスに要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。このため、受託居宅介護サービス事業所の従業者が行う外部サービス利用型共同生活援助計画に基づかない支援は、受託居宅介護サービス費を算定できないものであること。

また、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づく支援であっても、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯以外の時間帯の支援や、支援の内容が掃除、洗濯、調理などの家事援助や安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できないものであること。

なお、当初の外部サービス利用型共同生活援助計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに受託居宅介護サービス事業者と協議等を行った上で、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直し、変更を行うことが必要であること。

三 基準単価の適用について

定されるべきものであることを踏まえ、硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に 応じて提供されるよう配慮すること。

受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助かの提供時間帯において外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われるべき受託居宅介護サービスに要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。このため、受託居宅介護サービス事業所の従業者が行う外部サービス利用型共同生活援助計画に基づかない支援は、受託居宅介護サービス費を算定できないものであること。

また、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づく支援であっても、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯以外の時間帯の支援や、支援の内容が掃除、洗濯、調理などの家事援助や安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できないものであること。

なお、当初の外部サービス利用型共同生活援助計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに受託居宅介護サービス事業者と協議等を行った上で、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直し、変更を行うことが必要であること。

三 基準単価の適用について

外部サービス利用型共同生活援助計画上の受託居宅介護サー

外部サービス利用型共同生活援助計画上の受託居宅介護サービスの提供時間と実際の受託居宅介護サービスの提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行う必要があること。

四 受託居宅介護サービスの所要時間について

ア 受託居宅介護サービスの報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間の短いサービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、共同生活住居における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて受託居宅介護サービスを行うためのものである。したがって、単に1回の受託居宅介護サービスを複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に受託居宅介護サービスを複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。

なお、身体の状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合等はこの限りではない。

- イ 1人の利用者に対して複数の受託居宅介護サービス事業所 の従業者が交代して受託居宅介護サービスを行った場合も、1 回の受託居宅介護サービスとしてその合計の所要時間に応じ た所定単位数を算定する。
- ウ 受託居宅介護サービスは、1人の利用者に対して受託居宅介 護サービス事業所の従業者が1対1で行うことが基本である

ビスの提供時間と実際の受託居宅介護サービスの提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行う必要があること。

四 受託居宅介護サービスの所要時間について

ア 受託居宅介護サービスの報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間の短いサービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、共同生活住居における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて受託居宅介護サービスを行うためのものである。したがって、単に1回の受託居宅介護サービスを複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に受託居宅介護サービスを複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。

なお、身体の状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合等はこの限りではない。

- イ 1人の利用者に対して複数の受託居宅介護サービス事業所の 従業者が交代して受託居宅介護サービスを行った場合も、1回 の受託居宅介護サービスとしてその合計の所要時間に応じた 所定単位数を算定する。
- ウ 受託居宅介護サービスは、1人の利用者に対して受託居宅介 護サービス事業所の従業者が1対1で行うことが基本である が、利用者の意向や状態等を踏まえた上で、利用者の支援に支

が、利用者の意向や状態等を踏まえた上で、利用者の支援に支 障がない場合には、1人の従業者が複数の利用者に対して受託 居宅介護サービスを行うこととして差し支えないものとする。 この場合、各利用者の受託居宅介護サービスの所要時間が不明 確となるため、1回の受託居宅介護サービスの所要時間を1回 の利用者の人数で除した結果の利用者1人当たりの所要時間 に応じた所定単位数をそれぞれの利用者について算定する。

なお、この計算の結果、利用者1人当たりの所要時間が工の 要件を満たさない場合は、受託居宅介護サービス費の算定はで きないものであること。

- エ 「所要時間 15 分未満の場合」で算定する場合の所要時間は 10 分程度以上とする。所要時間とは、実際に受託居宅介護サービスを行う時間をいうものであり、受託居宅介護サービスのための準備に要した時間等は含まない。
- 団 受託居宅介護サービス事業者への委託料について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護 サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づくもの とする。
- (六) 委託する受託居宅介護サービス事業者の数について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が委託する受託 居宅介護サービス事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対す る委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保する 観点から、1つの指定居宅介護事業者とすることが考えられる が、次に掲げる場合等については、複数の指定居宅介護事業者に

障がない場合には、1人の従業者が複数の利用者に対して受託 居宅介護サービスを行うこととして差し支えないものとする。 この場合、各利用者の受託居宅介護サービスの所要時間が不明 確となるため、1回の受託居宅介護サービスの所要時間を1回 の利用者の人数で除した結果の利用者1人当たりの所要時間 に応じた所定単位数をそれぞれの利用者について算定する。

なお、この計算の結果、利用者1人当たりの所要時間が工の 要件を満たさない場合は、受託居宅介護サービス費の算定はで きないものであること。

- エ 「所要時間 15 分未満の場合」で算定する場合の所要時間は 10 分程度以上とする。所要時間とは、実際に受託居宅介護サービスを行う時間をいうものであり、受託居宅介護サービスのための準備に要した時間等は含まない。
- (五) 受託居宅介護サービス事業者への委託料について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護 サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づくもの とする。

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が委託する受託 居宅介護サービス事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対す る委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保する 観点から、1 つの指定居宅介護事業者とすることが考えられる が、次に掲げる場合等については、複数の指定居宅介護事業者に 委託するなど利用者の状況に応じて柔軟な運用や配慮を行うこ

- ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における受託 居宅介護サービスの利用者数や受託居宅介護事業所の体制等 により、1つの指定居宅介護事業者では対応が困難であると認 められる場合
- イ 利用者の心身の状況や利用に関する意向、介護の内容等を勘 案の上、特定の指定居宅介護事業者による支援が特に必要と認 められる場合

⑦ 人員配置体制加算の取扱いについて

ے ح

報酬告示第15の1の3の2の人員配置体制加算については、指 定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人及び生活支 援員(以下「世話人等」という。)の人数に加え、利用者数に応じ て、一定数の世話人等を加配した場合に算定できるものであるが、 この算定に当たっては、特定従業者数換算方法によるものとする。 特定従業者数換算方法とは、当該事業所における指定共同生活援 助の提供に従事する「指定障害福祉サービス基準の規定により置く べき世話人等」及び「当該加算を算定するに当たり加配すべき世話 人等」の勤務延べ時間数を、それぞれ「当該事業所において常勤の 従業者が勤務すべき時間数 | に変えて「40 時間 | で除することによ り、当該加算の算定に当たっての従業者数の員数に換算する方法を いう。なお、これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生 じる場合については、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。 また、当該加算における従業者の勤務延べ時間数の算出において

行 現

と。

- ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における受託 居宅介護サービスの利用者数や受託居宅介護事業所の体制等 により、1つの指定居宅介護事業者では対応が困難であると認 められる場合
- イ 利用者の心身の状況や利用に関する意向、介護の内容等を勘 案の上、特定の指定居宅介護事業者による支援が特に必要と認 められる場合

(新設)

現 行

- は、労働基準法第 34 条第 1 項における最低限確保すべきとされて いる程度の休憩時間ついては含めるものとして差し支えない。
- (例) 利用者を 15 人(区分6が5人、区分5が4人、区分4が6人)とし、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間を1週間 40 時間とした場合に、人員配置体制加算(I)を算定するために確保すべき勤務時間の延べ数を、1週間の間に、
 - 一 指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等
 - ア 世話人
 - · 40 時間× (15÷6) 人=100 時間
 - イ 生活支援員
 - ・区分6:40 時間× (5÷2.5) 人=80 時間
 - ・区分5:40時間×(4÷4)人=40時間
 - ・区分4:40 時間×(6÷6) 人=40 時間
 - <u>二</u> 当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等
 - ·40 時間× (15÷12) 人=48 時間

延べ合計 308 時間以上確保する必要がある。

この例において、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間が1週間32時間とした場合には、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等の勤務時間の延べ数は、

- (三) 世話人
 - ・32 時間× (15÷6) 人=80 時間
- 四 生活支援員
 - <u>•区分6:32時間</u>×(5÷2.5) 人=64時間
 - ・区分5:32時間×(4÷4)人=32時間

現 行

・区分4:32 時間×(6÷6) 人=32 時間

延べ 208 時間となることから、人員配置体制加算(I)を算定するために加配すべき世話人等の勤務時間の延べ数は、

308 時間-208 時間=100 時間以上確保する必要がある。

- ⑧ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の福祉専門職員配置等加算については、 2の(5)の④ (四を除く。)の規定を進用する。
- ⑨ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加 算については、2の(9)の(7)の規定を準用する。
- 10 看護職員配置加算の取扱いについて

報酬告示第 15 の1 の4 の3 の看護職員配置加算については、指定共同生活援助事業所等において、指定障害福祉サービス基準第 208 条第 1 項、第 213 条の4 第 1 項又は第 213 条の 14 第 1 項に定める員数に加え、専ら当該指定共同生活援助事業所等の職務に従事する看護職員を、常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について、加算を算定できるものであること。

ただし、複数の共同生活住居を有する指定共同生活援助事業所等においては、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が1以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上であること。

なお、当該加算は、指定共同生活援助事業所等に看護職員を配置 することにより、日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀痰吸

- ⑤ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の(4)(四を除く。)の規定を準用する。
- ⑥ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加 算については、2の(9)の⑦の規定を準用する。
- 7 看護職員配置加算の取扱いについて

報酬告示第 15 の 1 の 4 の 3 の看護職員配置加算については、指定共同生活援助事業所等において、指定障害福祉サービス基準第 208 条第 1 項、第 213 条の 4 第 1 項又は第 213 条の 14 第 1 項に定める員数に加え、専ら当該指定共同生活援助事業所等の職務に従事する看護職員を、常勤換算方法で 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について、加算を算定できるものであること。

ただし、複数の共同生活住居を有する指定共同生活援助事業所等においては、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が1以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上であること。

なお、当該加算は、指定共同生活援助事業所等に看護職員を配置 することにより、日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀痰吸 引等に係る指導及び医療機関との連絡調整等を行える体制を整備

引等に係る指導及び医療機関との連絡調整等を行える体制を整備 する事業所を評価するものであるため、加算の対象となる指定共同 生活援助事業所等については、当該事業所の利用者の状況に応じ て、以下の支援を行うものとする。

- ア 利用者に対する日常的な健康管理
- イ 医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等
- ウ 定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の 支援
- エ 看護職員による常時の連絡体制の確保
- オ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意

また、当該加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については、報酬告示第15の7の医療連携体制加算(医療連携体制加算(VI)を除く。)の算定対象とはならないこと。

- ① 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の4の高次脳機能障害者支援体制加算に ついては、2の(6)の⑦の規定を準用する。
- ② ピアサポート実施加算の取扱いについて報酬告示第 15 の1の4の5のピアサポート実施加算については、3の(5)の①の規定を準用する。
- ③ 退居後ピアサポート実施加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の6の退居後ピアサポート実施加算につ いては、3の(5)の⑪の規定を準用する。
- 4 夜間支援等体制加算の取扱いについて

現 行

する事業所を評価するものであるため、加算の対象となる指定共 同生活援助事業所等については、当該事業所の利用者の状況に応 じて、以下の支援を行うものとする。

- ア 利用者に対する日常的な健康管理
- イ 医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等
- ウ 定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の 支援
- エ 看護職員による常時の連絡体制の確保
- オ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意

また、当該加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については、報酬告示第 15 の 7 の医療連携体制加算(医療連携体制加算(IV)を除く。)の算定対象とはならないこと。

(新設)

(新設)

(新設)

- ⑧ 夜間支援等体制加算の取扱いについて
 - → 報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(I)につい

(一) 報酬告示第 15 の 1 の 5 の 7 の 夜間 支援等体制加算 (I) については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯 (指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1 日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含むものとする。) を基本として、設定するものとする。以下この値において同じ。) を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。

ア 夜間支援従事者の配置

- (ア) 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居(サテライト型住居を除く。)に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この限りではないこと。
- (4) 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制(非常通報装置、携帯電話等)が確保される必要があること。

ては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同 生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、 利用者に対して夜間及び深夜の時間帯(指定共同生活援助事業所 又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者 の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻ま で(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含むものと する。)を基本として、設定するものとする。以下この⑧におい て同じ。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保 している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしている と都道府県知事が認める場合について、算定する。

ア 夜間支援従事者の配置

- (ア) 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行 う利用者が居住する共同生活住居(サテライト型住居を除 く。)に配置される必要があること。ただし、これにより難 い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が 確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この 限りではないこと。
- (イ) 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者 に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者 が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居 が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び 出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制(非常 通報装置、携帯電話等)が確保される必要があること。
- (ウ) 1 人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者

の数は、

- (ウ) 1 人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、
- (i) 複数の共同生活住居(5か所まで(サテライト型住居の数は本体住居と併せて1か所とする。)に限る。)における夜間支援を行う場合にあっては20人まで、
- (ii) 1 か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合にあっては30人まで

を上限とする。

- イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態
 - (ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。

また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。

なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホーム(従前の地域移行型ホームを含む。以下同じ。)については、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同

(i) 複数の共同生活住居(5か所まで(サテライト型住居の数は本体住居と併せて1か所とする。)に限る。)における 夜間支援を行う場合にあっては20人まで、

行

現

(ii) 1 か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合 にあっては30人まで

を上限とする。

- イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態
 - (ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。

また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。

なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホーム(従前の地域移行型ホームを含む。以下同じ。)については、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は

生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又 は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短 期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務して も差し支えないものとする。

- (イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。
- (ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付ける必要があること。
- (エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を 行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共同 生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型 住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意 向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回 の必要性を判断することとして差し支えない。
- ウ 加算の算定方法
 - 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数

現 行

空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期 入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても 差し支えないものとする。

- (イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。
- (ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、 寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこと とし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同 生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に 位置付ける必要があること。
- (エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を 行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共同 生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型 住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意 向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回 の必要性を判断することとして差し支えない。

ウ 加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数

に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。

1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が 夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜 間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用し て算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分 して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数 点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五 入するものとする。

なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居 に入居している利用者は、報酬告示第 $15 \, の \, 1 \, 0 \, 5 \, 0 \,$ ロの夜間 支援等体制加算(II)及び同ハの夜間支援等体制加算(III)を算 定できないものであること。

- (例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う5人定員の 共同生活住居において、前年度の全利用者数の延べ数が1,570 人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額
 - → 1,570 人÷365 日=4.4 人。小数点第 1 位を四捨五入 のため、夜間支援対象利用者が 4 人の加算額を算定
- □ 報酬告示第 15 の 1 の 5 の口の夜間支援等体制加算(II)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、

は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居 している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入 居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用し て算定するものとする。

行

1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が 夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜 間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用し て算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分 して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数 点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五 入するものとする。

なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居 に入居している利用者は、報酬告示第 $15 \, o \, 1 \, o \, 5 \, o \, u \, o \, o \, e$ 間 支援等体制加算(II)及び同ハの夜間支援等体制加算(III)を算 定できないものであること。

- (例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う5人定員の共同生活住居において、前年度の全利用者数の延べ数が1,570人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額
 - → 1,570 人÷365 日=4.4 人。小数点第 1 位を四捨五入 のため、夜間支援対象利用者が 4 人の加算額を算定
- □ 報酬告示第 15 の 1 の 5 の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の

利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の 巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合で あって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事 が認める場合について、算定する。

ア 夜間支援従事者の配置

一のアの規定を準用する。

- イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態
 - (ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものである こと。

また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する 世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支 援を委託されたものであっても差し支えないものとする。

なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームについては、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。

ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業

現 行

巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合で あって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事 が認める場合について、算定する。

ア 夜間支援従事者の配置

一のアの規定を準用する。

- イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態
 - (ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものである こと。

また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する 世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支 援を委託されたものであっても差し支えないものとする。 なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保す る観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・ 宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはな らず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地 域移行支援型ホームについては、共同生活住居内に専従の 夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象 とする。

ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型 指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設 事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、 当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務 を兼務しても差し支えないものとする。 務を兼務しても差し支えないものとする。

- (イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌 朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が 配置されていること。
- (ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室 の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応 等を行うものとする。
- (エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。

ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。

ウ 加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。

1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を

現 行

- (イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝 の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配 置されていること。
- (ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の 巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等 を行うものとする。
- (エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を 行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共 同生活住居を巡回する必要があること。

ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や 入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サ テライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとし て差し支えない。

ウ加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。

1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が 夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜 間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用し て算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分 準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。

なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(I)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。

(三) 報酬告示第 15 の 1 の 5 の ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。

ア 夜間防災体制の内容

警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。

なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について 伝達しておくこと。

イ 常時の連絡体制の内容

常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する 場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。

現 行

して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数 点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五 入するものとする。

なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居 に入居している利用者は、報酬告示第 $15 \, o \, 1 \, o \, 5$ のイの夜間 支援等体制加算(I)及び同ハの夜間支援等体制加算(II)を算 定できないものであること。

(三) 報酬告示第 15 の 1 の 5 の ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。

ア 夜間防災体制の内容

警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。

なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について 伝達しておくこと。

イ 常時の連絡体制の内容

常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する 場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。

(ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制

が確保されている場合

- (ア)携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が 確保されている場合
- (イ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合

ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第 11 の 9 のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、報酬告示第 14 の 3 の 1 の自立生活援助サービス費及び地域相談支援報酬告示第 2 の地域定着支援サービス費を除く。)により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。

なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に 定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する 必要があること。

ウ 加算の算定方法

常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について、加算額を算定する。

なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第 $15 \, o \, 1 \, o \, 5 \, o \, 1$ の $6 \, l \, o \, 5 \, o \, c$ で間支援等体制加算(I)及び同口の夜間支援等体制加算(I)を算定できないものであること。

四 報酬告示第 15 の 1 の 5 の二の夜間支援等体制加算(IV)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同

(イ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合

行

玥

ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第 11 の 9 のハの夜間支援等体制加算(III)、報酬告示第 14 の 3 の 1 の自立生活援助サービス費及び地域相談支援報酬告示第 2 の地域定着支援サービス費を除く。)により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。

なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。

ウ 加算の算定方法

常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居 に入居している利用者について、加算額を算定する。

なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第 $15 \, o \, 1 \, o \, 5 \, o \, 1$ の $6 \,$

四 報酬告示第 15 の 1 の 5 の二の夜間支援等体制加算(IV)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支

生活援助事業所において、報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算(I)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。

ア 夜間支援従事者の配置

(7) 当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算 (I)により配置される別の夜間支援従事者が 1 人のみ常駐 する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保 や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業 所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要がある こと。

なお、夜間支援等体制加算(I)により配置される別の夜間 支援従事者が 2 人以上常駐する共同生活住居の利用者は当 該加算の対象とならないこと。

- (イ) 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。
- (ウ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。
- イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態
 - (ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所

現 行

援等体制加算(I)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。

ア 夜間支援従事者の配置

(ア) 当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算 (I)により配置される別の夜間支援従事者が 1 人のみ常駐 する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保 や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業 所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。

なお、夜間支援等体制加算(I)により配置される別の夜間 支援従事者が 2 人以上常駐する共同生活住居の利用者は当 該加算の対象とならないこと。

- (4) 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。
- (ウ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。
- イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態
 - (ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。

また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又

又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。

なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。

(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝 の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定 共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活 援助事業所に配置されていること。

なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。

(ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも一晩につき 1 回以上は当該 加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活 現 行

は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する 世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援 を委託されたものであっても差し支えないものとする。

なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。

(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝 の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定 共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活 援助事業所に配置されていること。

なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。

(ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも一晩につき1回以上は当該 加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活 住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。 住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。 ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や 入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテ ライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差 し支えない。

ウ 加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。

なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第 15 の 1 の 5 の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ホの夜間支援等体制加算(V)及び同への夜間支援等体制加算(VI)を算定できないものであること。

(五) 報酬告示第 15 の 1 の 5 のホの夜間支援等体制加算(V)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算(I)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると

ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や 入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテ ライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差 し支えない。

ウ 加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。

なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第 15 の 1 の 5 の口の夜間支援等体制加算(III)、同ハの夜間支援等体制加算(III)、同ホの夜間支援等体制加算(III)、同ホの夜間支援等体制加算(III)を算定できないものであること。

(五) 報酬告示第 15 の 1 の 5 のホの夜間支援等体制加算(V)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算(I)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。

都道府県知事が認める場合について、算定する。

ア 夜間支援従事者の配置

(ア) 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(I)により配置される別の夜間支援従事者が 1 人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の一部の時間帯に配置される必要があること。

夜間及び深夜の一部の時間帯については、夜間支援従事者が午後10時から翌日の午前5時までの間において、少なくとも2時間以上の勤務時間がある場合に限り当該加算を算定できること。

なお、夜間支援等体制加算(I)により配置される別の夜間 支援従事者が 2 人以上常駐する共同生活住居の利用者は当 該加算の対象とならないこと。

- (イ) 四のアの(イ)の規定を準用する。
- (ウ) 四のアの(ウ)の規定を準用する。
- イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 四のイの規定を準用する。
- ウ 加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用し

現 行

ア 夜間支援従事者の配置

(ア) 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(I)により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の一部の時間帯に配置される必要があること。

夜間及び深夜の一部の時間帯については、夜間支援従事者が午後10時から翌日の午前5時までの間において、少なくとも2時間以上の勤務時間がある場合に限り当該加算を算定できること。

なお、夜間支援等体制加算(I)により配置される別の夜間 支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は当 該加算の対象とならないこと。

- (4) 四のアの(4)の規定を準用する。
- (ウ) 四のアの(ウ)の規定を準用する。
- イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 四のイの規定を準用する。
- ウ 加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。

なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第 15 の 1 の 5 の口の夜間支援等体制加算(III)、同ハの夜間支援等体制加算(III)、同二の夜間支援等体制加算(IV)及び同への夜間支援等体制加算(VI)を算定できないものであること。

- (六) 報酬告示第 15 の 1 の 5 のへの夜間支援等体制加算(VI)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算(I)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で宿直を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。
 - ア 夜間支援従事者の配置 四のアの規定を準用する。
 - イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態
 - (ア) 四のイの(ア)の規定を準用する。
 - (イ) 四のイの(イ)の規定を準用する。
 - (ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも一晩につき1回以上は当該 加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活 住居を巡回すること。また、利用者の状況に応じ、定時的な 居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対 応等を行うものとする。

現 行

なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第 15 の 1 の 5 の口の夜間支援等体制加算(III)、同ハの夜間支援等体制加算(III)、同二の夜間支援等体制加算(IV)及び同への夜間支援等体制加算(VI)を算定できないものであること。

- (六) 報酬告示第 15 の 1 の 5 のへの夜間支援等体制加算 (VI) については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算 (I)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で宿直を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。
 - ア 夜間支援従事者の配置 四のアの規定を準用する。
 - イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態
 - (ア) 四のイの(ア)の規定を準用する。
 - (イ) 四のイの(イ)の規定を準用する。
 - (ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも一晩につき1回以上は当該 加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生 活住居を巡回すること。また、利用者の状況に応じ、定時 的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急 時の対応等を行うものとする。

ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や

ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や 入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテ ライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差

し支えない。 ウ 加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。

なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第 15 の 1 の 5 の口の夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同への夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び同ホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)を算定できないものであること。

(b) 夜勤職員加配加算の取扱いについて

報酬告示第 15 の 1 の 5 の 2 の夜勤職員加配加算については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 第 2 項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を 1 以上配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の(一)から(三)までの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。

現 行

入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サ テライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとし て差し支えない。

ウ 加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。

なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第 15 の 1 の 5 の口の夜間支援等体制加算(II)、同ハの夜間支援等体制加算(III)、同ニの夜間支援等体制加算(IV)及び同ホの夜間支援等体制加算(V)を算定できないものであること。

⑨ 夜勤職員加配加算の取扱いについて

報酬告示第 15 の 1 の 5 の 2 の夜勤職員加配加算については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 第 2 項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を 1 以上配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の一から回までの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。

一 夜間支援従事者の加配

→ 夜間支援従事者の加配

加配される夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置され、専らその職務に従事する必要があり、複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行うことで、この加算を算定することはできないものであること。

ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が設置する指定短期入所事業所(併設事業所に限る。)の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。

□ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

加配される夜間支援従事者の業務は、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者と同じとする。なお、常勤、非常勤を問わないものであること。

また、当該夜間支援従事者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。

三 加算の算定方法

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置した共同生活住居に居住する利用者について、当該加算を算定できるものとする。

16 重度障害者支援加算の取扱いについて

加配される夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置され、専らその職務に従事する必要があり、複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行うことで、この加算を算定することはできないものであること。

ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が設置する指定短期入所事業所(併設事業所に限る。)の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。

二 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

加配される夜間支援従事者の業務は、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 第 2 項に定める夜間支援従事者と同じとする。 なお、常勤、非常勤を問わないものであること。

また、当該夜間支援従事者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。

三 加算の算定方法

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置した共同生活住居に居住する利用者について、当該加算を算定できるものとする。

⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて

→ 報酬告示第15の1の6の重度障害者支援加算(I)については、

(一) 報酬告示第15の1の6の重度障害者支援加算(I)については、 次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所 又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定 重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活 援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に 算定する。

なお、<u>第1項利用者、第2項利用者</u>及び外部サービス利用型指 定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定する ことができない。

- ア 指定障害福祉サービス基準第208条第1項第2号又は第213条の4第1項第2号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。
 - (例) 区分6の利用者が2人、区分5の利用者が2人入居す る指定共同生 活援助事業所
 - · 区分6:2人÷2.5=0.8人
 - · 区分5:2人÷4=0.5人
 - 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数 (常勤換算) 0.8 人+0.5 人=1.3 人
 - → 1.4人以上の生活支援員を配置した場合に、この加 算の対象となる。

現 行

次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所 又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定 重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活 援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に 算定する。

なお、<u>指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は</u> 第 2 項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同 生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することが できない。

- ア 指定障害福祉サービス基準第208条第1項第2号又は第213条の4第1項第2号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。
 - (例) 区分6の利用者が2人、区分5の利用者が2人入居する指定共同生 活援助事業所
 - 区分6:2人÷2.5=0.8人
 - · 区分5:2人÷4=0.5人
 - 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数 (常勤換算) 0.8 人+0.5 人=1.3 人
 - → 1.4 人以上の生活支援員を配置した場合に、この加 算の対象となる。
- イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同

- イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同 生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生 活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実 践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引 等研修(第二号)修了者(以下この⑩において「実践研修修了者」 という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者 が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第二号)修 了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所におい て強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援 護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障 害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート 等を作成すること。
- ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同 生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上 が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問 介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者 養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第三号)修了者(以下この ⑩において「基礎研修修了者」という。)であること。その際、 喀痰吸引等研修(第一号)修了者又は喀痰吸引等研修(第二号) 修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第三 号)修了者が配置されているものとみなす。
- エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員 の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス 管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で

- 生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者(以下この⑩において「実践研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第二号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。
- ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同 生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上 が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問 介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者 養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第三号)修了者(以下この ⑩において「基礎研修修了者」という。)であること。その際、 喀痰吸引等研修(第一号)修了者又は喀痰吸引等研修(第二号) 修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第三 号)修了者が配置されているものとみなす。
- エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者につい

算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。

- (例) 指定共同生活援助事業所に生活支援員として従事する 従業者の人数が 12 名の場合
 - 上記ウの場合
 12名×20%=2.4名。よって、3名以上について研修
 を受講させる必要がある。
- □ 報酬告示第 15 の 1 の 6 の口の重度障害者支援加算(II)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、障害支援区分 4 以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が 10 点以上の者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。

なお、第1項利用者、第2項利用者、外部サービス利用型指定 共同生活援助事業所の利用者及び報酬告示第15の1の6のイの 重度障害者支援加算(I)の対象者については、この加算を算定す ることができない。

- ア 一のアの規定を準用する。
- イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同 生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生

現 行

ても生活支援員の数に含めること。

- (例) 指定共同生活援助事業所に生活支援員として従事する 従業者の人数が 13 名の場合
 - ・ 上記ウの場合

13名 \times 10%=1.3名。よって、2名以上について研修を 受講させる計画を定める。

□ 報酬告示第 15 の 1 の 6 の口の重度障害者支援加算(II)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、障害支援区分 4 以上に該当し、かつ、障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目(第 543 号告示別表第二に規定する行動関連項目をいう。以下同じ。)について算出した点数の合計が 10 点以上の者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。

なお、<u>指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は</u> 第 2 項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同 生活援助事業所の利用者及び報酬告示第 15 の 1 の 6 のイの重度 障害者支援加算(I)の対象者については、この加算を算定することができない。

ア(一のアの規定を準用する。

イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同 生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生 活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実

現 行

活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、行動障害を有する利用者に係る支援計画シート等を作成すること。

- ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同 生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上 が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問 介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従 業者養成研修修了者であること。
- エ(一のエの規定を準用する。
- 三 報酬告示第 15 の 1 の 6 の イ の 重度障害者 支援加算 (I) 及び口の重度障害者 支援加算(Ⅱ)については、第二の(6)の⑪の口から 公まで(口のキを除く。)) の規定を準用する。
- ① 医療的ケア対応支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 1 の 7 の医療的ケア対応支援加算については、 看護職員を常勤換算方法で 1 以上配置している指定共同生活援助 事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行 為を必要とする状態である者に対して指定共同生活援助等を提供 する場合に算定可能とする。
- 18 日中支援加算の取扱いについて
 - → 報酬告示第 15 の 1 の 8 の イの日中支援加算(I)については、 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活

践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。 また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践 研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、か つ、行動障害を有する利用者に係る支援計画シート等を作成す ること。

ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同 生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上 が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問 介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従 業者養成研修修了者であること。

エ(一のエの規定を準用する。

(新設)

Ⅲ 医療的ケア対応支援加算の取扱いについて

報酬告示第 15 の 1 の 7 の医療的ケア対応支援加算については、 看護職員を常勤換算方法で 1 以上配置している指定共同生活援助 事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療 行為を必要とする状態である者に対して指定共同生活援助等を提 供する場合に算定可能とする。

- 12 日中支援加算の取扱いについて
 - (一) 報酬告示第 15 の 1 の 8 のイの日中支援加算(I)については、 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活 援助事業所が、高齢又は重度の障害者(65 歳以上又は障害支援区

援助事業所が、高齢又は重度の障害者(65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。)であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じて、算定する。

ア 日中支援従事者の配置

- (ア) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間(報酬告示第 15 の1 の3 の2の人員配置体制加算を算定する際の勤務時間を含む。)には含めてならないものであること。
- (イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所又は外部 サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人 又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託された ものであっても差し支えないものとする。

分4以上の障害者をいう。)であって日中を共同生活住居の外で 過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活 援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付け た上で、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に 応じて、算定する。

ア 日中支援従事者の配置

- (7) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてならないものであること。
- (イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所又は外部 サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話 人又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託さ れたものであっても差し支えないものとする。

ただし、別途報酬等(報酬告示第15の1の8の口の日中支

援加算(Π)を除く。)により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。

行

現

ただし、別途報酬等(報酬告示第 15 の 1 の 8 の 1 の 8 の 1 の 1 の 8 の 1

イ 加算の算定方法

加算の算定は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者数には、報酬告示第15の1の8のロの日中支援加算(II)の日中支援対象利用者の数を含めること。

なお、<u>第1項利用者及び第2項利用者</u>については、この加算 を算定することができない。

また、指定共同生活援助事業所の利用者にあっては、日曜日、 土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算 定することができない。

(二) 報酬告示第 15 の 1 の 8 の口の日中支援加算(Ⅱ)については、 指定共同生活援助等と併せて支給決定されている日中活動サー ビスを利用することとなっている日に当該サービスを利用する ことができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計画 若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画(以下「共同生活 援助計画等」という。)に位置付けて計画的に地域活動支援セン ター、介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用している者

イ 加算の算定方法

加算の算定は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者数には、報酬告示第15の1の8の口の日中支援加算(II)の日中支援対象利用者の数を含めること。

なお、<u>指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又</u> <u>は第 2 項の適用を受ける利用者</u>については、この加算を算定す ることができない。

また、指定共同生活援助事業所の利用者にあっては、日曜日、 土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算 定することができない。

(二) 報酬告示第 15 の 1 の 8 の口の日中支援加算(Ⅱ)については、 指定共同生活援助等と併せて支給決定されている日中活動サー ビスを利用することとなっている日に当該サービスを利用する ことができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計 画、日中サービス支援型共同生活援助計画若しくは外部サービス 利用型共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画等」という。) に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険法に規定 する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支 が利用することとなっている日に利用することができないとき 又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当 該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合について算定 する。

ア 日中支援従事者の配置

(ア) 指定共同生活援助事業所等は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、共同生活援助計画等に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。

なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間<u>(報酬告示第15の1の3の2の人員配置体制加算を算定する際の勤務時間を含む。)</u>には含めてはならないものであること。

現 行

援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若し くは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、 精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用して いる者が利用することとなっている日に利用することができな いとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないと きに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合であ って、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える 場合、3日目以降について算定する。

ア 日中支援従事者の配置

(7) 指定共同生活援助事業所等は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、共同生活援助計画等に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。

なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。

ただし、日中サービス支援型指定共同生活事業所において は、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 に規定する人 員を確保する場合には、加算の算定に当たって生活支援員

(イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所等に従事 する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を 委託されたものであっても差し支えないものとする。

ただし、別途報酬等(報酬告示第 $15 \, \mathcal{O} \, 1 \, \mathcal{O} \, 8 \, \mathcal{O} \, \mathcal{O} \, 1$ 中支援加算(\mathbf{I})を除く。)により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。

イ 加算の算定方法

加算の算定は、指定共同生活援助事業所等ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者の数には、報酬告示第 15 の 1 の 8 のイの日中支援加算(I)の日中支援対象利用者の数を含めること。

なお、<u>第1項利用者及び第2項利用者</u>については、この加算 を算定することができない。

- (9) 集中的支援加算の取扱いについて報酬告示第 15 の 1 の 9 の集中的支援加算については、2 の(9)の②の規定を準用する。
- ② 自立生活支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 2 の自立生活支援加算の取扱いについては、以 下のとおりとする。

現 行

又は世話人の加配を要しないこととする。

(イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所等に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。ただし、別途報酬等(報酬告示第15の1の8のイの日中支援加算(I)を除く。)により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。

イ 加算の算定方法

加算の算定は、指定共同生活援助事業所等ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者の数には、報酬告示第 15 の 1 の 8 のイの日中支援加算(I)の日中支援対象利用者の数を含めること。

なお、<u>指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又</u> <u>は第2項の適用を受ける利用者</u>については、この加算を算定す ることができない。

(新設)

③ 自立生活支援加算の取扱いについて

報酬告示第 15 の 2 の自立生活支援加算については、療養介護サービス費の「地域移行加算」と同趣旨であるため、2 の(5)の③を参照されたい。

一 自立生活支援加算(Ⅰ)

ア 対象者

介護サービス包括型共同生活援助又は外部サービス利用型 共同生活援助の利用者のうち、居宅における単身等での生活を 希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれるもの であることから、以下に掲げる者については当該加算の対象と はならない。

- (7) 当該共同生活住居において、引き続き生活支援を受け続け ることを希望する者
- (イ) 事業所等の事情により退居を求める者
- (ウ) <u>単身等での生活の希望や意思の表明が十分に確認できて</u> いない状況の者
- (エ) 他の共同生活援助事業所や社会福祉施設等への入所等を 希望する者

イ 算定期間

利用者の希望する単身等の生活に係る意向を確認した後に、 サービス管理責任者が共同生活援助計画又は外部サービス利 用型共同生活援助計画(以下この⑩において単に「計画」とい う。)の変更に係る会議を開催し、支援の方針や支援内容等に ついて当該事業所の従業者に確認及び共有したうえで、変更後 の計画の原案について利用者に同意を求め、変更後の計画を交 付した月から6月間算定できる。

ウ 留意事項

当該加算の算定に当たっては、以下の内容を含む支援が提供

現 行

ただし、退居して他の指定共同生活援助等を行う住居に入居する場合については、この加算を算定できない。

改 正 後

行

現

される必要があり、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に 応じて適切に提供されなければならないものである。

- (ア) 住居の確保に係る支援
- (1) 生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言(ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する。)
- (ウ) 生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス 事業者等や医療機関等との連絡調整(サービス担当者会議 等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。)
- □ 自立生活支援加算(Ⅱ)

報酬告示第 15 の 2 の口の自立生活支援加算(II)については、 療養介護サービス費の「地域移行加算」と同趣旨であるため、 2 の(5)の③を参照されたい。ただし、退居して他の指定共同生活援 助等を行う住居に入居する場合については、この加算を算定でき ない。

三 自立生活支援加算(Ⅲ)

ア 対象者

移行支援住居における一定期間の支援を受けた後に居宅に おける単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活 が可能であると見込まれる利用者であることから、以下に掲げ る者については当該加算の対象とはならない。

(ア) 単身等での生活の希望や移行支援住居の入居についての 意思の表明が十分に確認できていない状況の者 改 正 後 現 行

(1) 他の共同生活援助事業所や社会福祉施設等への入所等を 希望する者

イ 移行支援住居

共同生活住居のうち、利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援を実施することにより、当該住居の退居後に一人暮らし等へ移行することを目的としたものであり、その定員は2人以上7人以下とする。なお、定員以内であれば、サテライト型住居を含む複数の住居を1つの移行支援住居とすることができるものとする。

移行支援住居には、指定障害福祉サービス基準の規定に基づき当該事業所に置くべきサービス管理責任者とは別に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するサービス管理責任者を1人以上配置しなければならない。なお、当該サービス管理責任者については、当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。

移行支援住居を設けた場合には、利用者の選択に資するため、原則として、インターネット等を活用して公表すべきものであること。

ウ 算定期間

移行支援住居入居から3年とする。ただし、引き続き移行支援住居における支援が効果的であるであると市町村が認める者については、3年を超えて算定が可能である。

なお、指定障害福祉サービス基準第 210 条の 2 第 3 項の規定 に基づき、指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際して、 退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならないことから、当該移行支援住居を退居後に、引き続き、他の共同生活住居等での支援が必要と認められる利用者に対しては、他の障害福祉サービス事業者を紹介するなど、適切な対応を行うこと。

エ 留意事項

当該加算の算定に当たっては、以下の内容を含む支援が提供 される必要があり、漫然かつ画一的に提供されることがないよ う、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に 応じて適切に提供されなければならないものである。

- (ア) 住居の確保に係る支援
- (イ) 生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言(ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する。)
- (ウ) 生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス 事業者等や医療機関等との連絡調整(サービス担当者会議 等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。)
- (エ) 協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との 連絡調整その他の関係機関との連携
- ② 入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 3 の入院時支援特別加算については、3 の(2)の ⑥の規定を準用する。

なお、共同生活援助サービス費(Π)、1中サービス支援型共同生活援助サービス費(Π)、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 6 に定める日

4 入院時支援特別加算の取扱いについて

報酬告示第 15 の 3 の入院時支援特別加算については、3 の(2)の 12の規定を準用する。

なお、<u>共同生活援助サービス費(IV)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)</u>、報酬告示<u>第15の1の2の注9</u>に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用

現 行

中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用</u>
型指定共同生活援助サービス費(III) を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。

② 長期入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 3 の 2 の長期入院時支援特別加算については、 3 の(2)のmの規定を準用する。

指定共同生活援助事業所はイの加算額を、日中サービス支援型指 定共同生活援助事業所はロの加算額を、外部サービス利用型指定共 同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。

なお、共同生活援助サービス費(II)、1中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 6 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は1外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(III)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。

② 帰宅時支援加算の取扱いについて

報酬告示第 15 の 4 の帰宅時支援加算については、3 の(2)の<u>18</u>の 規定を準用する。

なお、共同生活援助サービス費(Π)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Π)、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 6 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Π)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この

型指定共同生活援助サービス費(V)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。

(5) 長期入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 3 の 2 の長期入院時支援特別加算については、 3 の(2)の(3)の規定を準用する。

指定共同生活援助事業所はイの加算額を、日中サービス支援型指 定共同生活援助事業所はロの加算額を、外部サービス利用型指定 共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。

なお、共同生活援助サービス費(IV)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)、報酬告示<u>第15の1の2の注9</u>に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(V)</u>を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。

16 帰宅時支援加算の取扱いについて

報酬告示第 15 の 4 の帰宅時支援加算については、3 の(2)の<u>4</u>の 規定を準用する。

なお、共同生活援助サービス費(IV)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)、報酬告示<u>第15の1の2の注9</u>に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(V)</u>を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。

加算を算定できない。

② 長期帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 5 の長期帰宅時支援加算については、3 の(2)の 19の規定を準用する。

指定共同生活援助事業所はイの加算額を、日中サービス支援型指 定共同生活援助事業所はロの加算額を、外部サービス利用型指定共 同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。

なお、共同生活援助サービス費(II)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 6 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(III)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。

- ७ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第15の6の地域生活移行個別支援特別加算については、 3の(2)の②の規定を準用する。
- 20 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 2 の精神障害者地域移行特別加算について は、3 の(2)の20の規定を準用する。
- ② 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 3 の強度行動障害者地域移行特別加算については、3 の(2)の3の規定を準用する。
- 28 強度行動障害者体験利用加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 4 の強度行動障害者体験利用加算について

現 行

① 長期帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 5 の長期帰宅時支援加算については、3 の(2)の ⑤の規定を準用する。

指定共同生活援助事業所はイの加算額を、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。

なお、共同生活援助サービス費(IV)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)、報酬告示<u>第15の1の2の注9</u>に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(V)</u>を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。

- ⑩ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて報酬告示第15の6の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(2)の⑪の規定を準用する。
- ⑤ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 2 の精神障害者地域移行特別加算について は、3 の(2)の⑱の規定を準用する。
- ② 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 3 の強度行動障害者地域移行特別加算については、3 の(2)の19の規定を準用する。
- ② 強度行動障害者体験利用加算の取扱いについて 報酬告示第15の6の4の強度行動障害者体験利用加算について は、次のとおり取り扱うものとする。

現 行

は、次のとおり取り扱うものとする。

(一) 対象者の要件

行動関連項目合計点数が 10 点以上の者であって、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を体験的に利用する者であること。

二 施設要件

3の(2)の(3)の口の規定を準用する。

29 医療連携体制加算の取扱いについて

報酬告示第 15 の 7 の医療連携体制加算(I)から(VI)までについては、2 の(7)の⑯の(-)及び(-)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑯の(-)中「医療連携体制加算(I)から(VII)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(VI)」と、2 の(7)の⑯の(-)中「医療連携体制加算(I)から(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(IV)」と、2 の(7)の⑯の(-)のイ中「医療連携体制加算(IV)及び(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(IV)」と読み替えるものとする。

報酬告示第 15 の 7 の医療連携体制加算(VII)については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所等で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。したがって、

(一) 利用者の状態の判断や、指定共同生活援助事業所等の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加

(一) 対象者の要件

障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目 中、行動関連項目について、算出した点数の合計が10点以上の 者であって、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同 生活援助を体験的に利用する者であること。

二 施設要件

3の(2)の(19の口の規定を準用する。

22 医療連携体制加算の取扱いについて

報酬告示第 15 の 7 の医療連携体制加算 (I) から (VI) までについては、 $2 \, o(7) o @ o ()$ 及び口の規定を準用する。この場合において、 $2 \, o(7) o @ o ()$ 中「医療連携体制加算 (I) から (VII)」とあるのは、「医療連携体制加算 (I) から (VI)」と、 $2 \, o(7) o @ o ()$ 中「医療連携体制加算 (I) から (IV)」と、 $2 \, o(7) o @ o ()$ の () の () の () とあるのは、「医療連携体制加算 (IV) 及び (V)」とあるのは、「医療連携体制加算 (IV) 及び (V)」とあるのは、「医療連携体制加算 (IV) 及び (V)」とあるのは、「医療連携体制加算 (IV) 」と読み替えるものとする。

報酬告示第 15 の 7 の医療連携体制加算 (VII) については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所等で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。したがって、

→ 利用者の状態の判断や、指定共同生活援助事業所等の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。

算は認められない。

- (二) 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該指定共同生活援助事業所等の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。
- (三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、
 - 利用者に対する日常的な健康管理
 - ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治 医)との連絡・調整

等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を 確保することが必要である。また、適切な支援を行うために必要 な数の人員を確保する観点から、看護師1人につき、算定可能な 利用者数は20人を上限とすること。

なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合に おける対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、 ①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中に おける指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いな どが考えられる。

- 通勤者生活支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 8 の通勤者生活支援加算については、3 の(2)の⑤の規定を準用する。
- ③ 障害者支援施設等感染対策向上加算(I)について 報酬告示第15の8の2のイの障害者支援施設等感染対策向上加

現 行

- □ 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該指定共同生活援助事業所等の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。
- (三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、
 - ・ 利用者に対する日常的な健康管理
 - ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整

等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を 確保することが必要である。また、適切な支援を行うために必要 な数の人員を確保する観点から、看護師1人につき、算定可能な 利用者数は20人を上限とすること。

なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合に おける対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、 ①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中に おける指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いな どが考えられる。

② 通勤者生活支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 8 の通勤者生活支援加算については、3 の(2)の ①の規定を準用する。

(新設)

算(I)については、2の(9)の2の規定を準用する。

- ② 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ)について 報酬告示第15の8の2の口の障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ)については、2の(9)の偽の規定を準用する。
- ③ 新興感染症等施設療養加算について 報酬告示第 15 の 8 の 3 の新興感染症等療養加算については、2 の (9)の⑥の規定を準用する。
- ② 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第15の9、10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の2の規定を準用する。

第三 地域相談支援報酬告示に関する事項

- 1 指定地域移行支援
 - (1) 地域移行支援サービス費について
 - ① 地域移行支援サービス費の区分について
 - (一) 地域移行支援サービス費(I)については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものであり、地域相談支援報酬告示の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成30年厚生労働省告示第114号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出

現 行

(新設)

(新設)

② 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第15の9、10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の20の規定を準用する。

第三 地域相談支援報酬告示に関する事項

- 1 指定地域移行支援
 - (1) 地域移行支援サービス費について
 - ① 地域移行支援サービス費の区分について
 - (一) 地域移行支援サービス費(I)については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号)の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成30

た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。なお、当該事業所の具体的な要件は以下のとおりである。

- ア 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害関係従事者養成研修事業について(平成 26 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別添 2 の 3 の(2)のイに規定する精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1 人以上配置していること。
- イ 当該事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談 支援給付決定障害者のうち、前年度に、地域相談支援基準第1 条第1項第2号から第4号までに規定する施設(以下「対象施 設」という。)を退院、退所等し、地域生活に移行した者が3人 以上であること。
- ウ 対象施設と緊密な連携を図り、地域相談支援給付決定障害者 の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害 福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験 のある障害当事者(ピアサポーター等)による意欲喚起のため の活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月1回以上行っ ていること。
- □ 地域移行支援サービス費(II)については、地域相談支援報酬告 示の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

現 行

年厚生労働省告示第 114 号) に適合しているものとして都道府県 知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行 支援を行った場合に算定する。なお、当該事業所の具体的な要件 は以下のとおりである。

- ア 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は 「精神障害関係従事者養成研修事業について(平成 26 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福 祉部長通知)別添 2 の 3 の(2)のイに規定する精神障害者地域移 行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を 1 人以上配置していること。
- イ 当該事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談 支援給付決定障害者のうち、前年度に、地域相談支援基準第1 条第1項第2号から第4号までに規定する施設(以下「対象施 設」という。)を退院、退所等し、地域生活に移行した者が3人 以上であること。
- ウ 対象施設と緊密な連携を図り、地域相談支援給付決定障害者 の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害 福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験 のある障害当事者(ピアサポーター等)による意欲喚起のため の活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月1回以上行っ ていること。
- □ 地域移行支援サービス費(II)については、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労</u>

援を行った場合に算定する。

- (三) 地域移行支援サービス費(Ⅲ)については、(一)又は(二)に規定する要件を満たさない指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。
- ② 指定地域移行支援に係る報酬の算定について 指定地域移行支援の提供に当たっては、地域相談支援基準又は地 域相談支援報酬告示に定める以下の基準のいずれかを満たさない 場合には、所定単位数を算定しないものとする。
 - 一 地域移行支援計画の作成(地域相談支援基準第20条)
 - □ 利用者への対面による支援を1月に2日以上行わない場合(地域相談支援報酬告示第1の1の注2)
- ③ <u>地域生活支援拠点等機能強化加算の算定について</u> 地域相談支援報酬告示第1の1の注4の地域生活支援拠点等機 能強化加算については、第二の3の(7)の③の規定を準用する。

現 行

働省告示第 124 号)の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 30 年厚生労働省告示第 114 号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所のうち、(一)に規定するア及びウの要件を満たす事業所であって、かつ、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、対象施設を退院、退所等し、地域生活に移行した者が 1 人以上である事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。

- (三) 地域移行支援サービス費(Ⅲ)については、(→又は口)に規定する要件を満たさない指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。
- ② 指定地域移行支援に係る報酬の算定について 指定地域移行支援の提供に当たっては、地域相談支援基準又は地 域相談支援報酬告示に定める以下の基準のいずれかを満たさない 場合には、所定単位数を算定しないものとする。
 - → 地域移行支援計画の作成(地域相談支援基準第20条)
 - □ 利用者への対面による支援を1月に2日以上行わない場合(地域相談支援報酬告示第1の1の注2)

(新設)

(2) 特別地域加算の取扱いについて

- (2) 特別地域加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第1の1の注3の特別地域加算については、 第二の2の(1)の低の規定を準用する。
- (3) ピアサポート体制加算の取扱いについて

地域相談支援報酬告示第1の1の2のピアサポート体制加算については、第二の3の(7)の⑤の規定を準用する。この場合において「サービス管理責任者又は地域生活支援員」とあるのは、「指定地域移行支援事者」と、「指定地域移行支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」と読み替えるものとする。

(4) 初回加算の取扱いについて

地域相談支援報酬告示第1の1の3の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、病院や施設等を訪問し、地域相談支援給付決定障害者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間を要することから、サービスの利用開始月において算定できるものであること。

ただし、初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、 入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他 の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する 場合は、再度初回加算を算定することはできず、また、初回加算を算 定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設 等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、 入所等した日までの間が 3 月間以上経過している場合に限り再度初 回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる 場合はこの限りでない。

現 行

地域相談支援報酬告示第1の1の注3の特別地域加算については、第二の2の(1)の(1)の(1)の規定を準用する。

(3) ピアサポート体制加算の取扱いについて

地域相談支援報酬告示第1の1の2のピアサポート体制加算については、第二の3の(7)の4の規定を準用する。この場合において「サービス管理責任者又は地域生活支援員」とあるのは、「指定地域移行支援等者」と、「指定地域移行支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」と読み替えるものとする。

(4) 初回加算の取扱いについて

地域相談支援報酬告示第1の1の3の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、病院や施設等を訪問し、地域相談支援給付決定障害者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間を要することから、サービスの利用開始月において算定できるものであること。

ただし、初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、 入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他 の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用す る場合は、再度初回加算を算定することはできず、また、初回加算を 算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施 設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入 院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再 度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更 となる場合はこの限りでない。

(5) 集中支援加算の取扱いについて

(5) 集中支援加算の取扱いについて

地域相談支援報酬告示第1の2の集中支援加算については、退院・ 退所月加算が算定される月以外において、対面による支援を月6日以 上実施した場合に算定できるものであること。

- (6) 退院・退所月加算の取扱いについて
 - ① 地域相談支援報酬告示第1の3の注1の退院・退所月加算については、退院、退所等をする月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるよう加算するものであるため、当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意すること。

また、退院、退所等をする日が翌月の初日等の場合においては、 退院、退所等をする月の前月において支援が行われることとなるため、当該場合であって退院、退所等をすることが確実に見込まれる 場合については、退院、退所等をする月の前月において算定できる ものであること。

この場合において、結果として翌月に当該者が退院、退所等をしなかったときは、当該加算額を返還させるものとする。

なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、 退院・退所月加算を算定して差し支えない。

- ② 退院・退所月加算については、次の一から三までのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。
 - (一) 退院、退所等をして病院又は診療所へ入院する場合
 - □ 退院、退所等をして他の社会福祉施設等へ入所する場合

地域相談支援報酬告示第1の2の集中支援加算については、退院・ 退所月加算が算定される月以外において、対面による支援を月6日 以上実施した場合に算定できるものであること。

- (6) 退院・退所月加算の取扱いについて
 - ① 地域相談支援報酬告示第1の3の注1の退院・退所月加算については、退院、退所等をする月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるよう加算するものであるため、当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意すること。

また、退院、退所等をする日が翌月の初日等の場合においては、 退院、退所等をする月の前月において支援が行われることとなる ため、当該場合であって退院、退所等をすることが確実に見込まれ る場合については、退院、退所等をする月の前月において算定でき るものであること。

この場合において、結果として翌月に当該者が退院、退所等をしなかったときは、当該加算額を返還させるものとする。

なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、 退院・退所月加算を算定して差し支えない。

- ② 退院・退所月加算については、次の一から回までのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。
 - → 退院、退所等をして病院又は診療所へ入院する場合
 - □ 退院、退所等をして他の社会福祉施設等へ入所する場合
 - (三) 死亡による退院、退所等の場合

- ③ 地域相談支援報酬告示第1の3の注2は、利用者が精神科病院に 入院した日から起算して90日以上1年未満の期間内に退院した場 合に限り算定できるものであること。
- (7) 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱いについて
 - ① 地域相談支援報酬告示第 1 の 4 の障害福祉サービスの体験利用 加算については、障害福祉サービスの利用を希望している者に対 し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、 目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、 障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数に 応じ、算定できるものであること。

また、利用者に対して、委託先の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものであること。

② 障害福祉サービスの体験利用加算については、15 日を限度として算定できるものであること。

なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合 においては、当該更新後から再度 15 日を限度として算定できるこ とに留意すること。

③ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること <u>並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置</u> <u>していること</u>を都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所 の場合、イ又は口に定める単位数に、さらに 50 単位を加算するも のとする。

現 行

- ③ 地域相談支援報酬告示第1の3の注2は、利用者が精神科病院に 入院した日から起算して90日以上1年未満の期間内に退院した場 合に限り算定できるものであること。
- (7) 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱いについて
 - ① 地域相談支援報酬告示第 1 の 4 の障害福祉サービスの体験利用 加算については、障害福祉サービスの利用を希望している者に対 し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、 目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、 障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数 に応じ、算定できるものであること。

また、利用者に対して、委託先の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものであること。

② 障害福祉サービスの体験利用加算については、15 日を限度として算定できるものであること。

なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合 においては、当該更新後から再度 15 日を限度として算定できるこ とに留意すること。

③ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ 又は口に定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。 なお、市町村が当該指定地域移行支援事業所を地域生活支援拠点 等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体 である市町村と指定地域移行支援事業所とで事前に協議し、当該指 定地域移行支援事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の 機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定地域移行支援事 業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等によ り確認するとともに、市町村及び指定地域移行支援事業所は、協議 会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けら れたことを積極的に周知すること。

さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、 平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

- (8) 体験宿泊加算の取扱いについて
 - ① 地域相談支援報酬告示第1の5の体験宿泊加算については、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できるものであること。

なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を 行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えな い。ただし、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場 合を除く。

- (8) 体験宿泊加算の取扱いについて
 - ① 地域相談支援報酬告示第1の5の体験宿泊加算については、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できるものであること。

なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を 行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支え ない。ただし、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う 場合を除く。

また、体験的な宿泊支援については、指定障害福祉サービス事業

また、体験的な宿泊支援については、指定障害福祉サービス事業者に委託できるが、当該委託による場合であっても、指定地域移行支援事業者が、委託先の指定障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。

- ② 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること。
- ③ 体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を 算定できるものであること。

なお、体験宿泊加算(I)については、利用者が、地域相談支援基準第23条第1項に規定する要件を満たす場所(以下「体験宿泊場所」という。)において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えない。

- ④ 施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できるものであること。
- ⑤ 体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者の 状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必 要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は

者に委託できるが、当該委託による場合であっても、指定地域移行 支援事業者が、委託先の指定障害福祉サービス事業者と緊急時の 対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。

- ② 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること。
- ③ 体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を 算定できるものであること。

なお、体験宿泊加算(I)については、利用者が、地域相談支援基準第23条第1項に規定する要件を満たす場所(以下「体験宿泊場所」という。)において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えない。

- ④ 施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できるものであること。
- ⑤ 体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者の 状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が 必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置 又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡

少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できるものであること。

なお、夜間支援従事者は、別途、指定居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えない。

夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行う ほか、指定地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応 等を適切に行うこと。

⑥ 体験宿泊加算については、15 日を限度として算定できるものであること。

なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合 においては、当該更新後から再度 15 日を限度として算定できるこ とに留意すること。

- ⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又は口に定める単位数に、さらに 50 単位を加算するものであり、(1)の③の規定を準用する。
- (9) 居住支援連携体制加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第 1 の 6 の居住支援連携体制加算について は、第二の 3 の(7)の位の規定を準用する。
- (10) 地域居住支援体制強化推進加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第 1 の 7 の地域居住支援体制強化推進加算に ついては、第二の 3 の(7)の(3)の規定を準用する。
- 2 指定地域定着支援
 - (1) 指定地域定着支援に係る報酬の算定について

回による支援を行った場合に算定できるものであること。

なお、夜間支援従事者は、別途、指定居宅介護事業者等に夜間に おける支援のみを委託する場合であっても差し支えない。

夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行う ほか、指定地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応 等を適切に行うこと。

⑥ 体験宿泊加算については、15 日を限度として算定できるものであること。

なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合 においては、当該更新後から再度 15 日を限度として算定できるこ とに留意すること。

- ⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ 又は口に定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。
- (9) 居住支援連携体制加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第 1 の 6 の居住支援連携体制加算について は、第二の 3 の(7)の⑩の規定を準用する。
- (10) 地域居住支援体制強化推進加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第 1 の 7 の地域居住支援体制強化推進加算 については、第二の 3 の(7)の①の規定を準用する。
- 2 指定地域定着支援
 - (1) 指定地域定着支援に係る報酬の算定について 指定地域定着支援の提供に当たっては、地域相談支援基準に定める

指定地域定着支援の提供に当たっては、地域相談支援基準に定める 以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しな いものとする。

- ① 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用 者との面接等(第42条第3項)
- ② 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握(第43条第2項)
- (2) 緊急時支援費の取扱いについて
 - ① 緊急時支援費に係る利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話合いにより申し合わせておくこと。
 - ② 地域相談支援報酬告示第2の1の口の(1)の緊急時支援費(I)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。
 - ③ 地域相談支援報酬告示第2の1の口の(2)の緊急時支援費(II)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。

ただし、緊急時支援費(I)を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できないこと。

④ 緊急時支援を行った場合は、地域相談支援基準第 45 条において 準用する地域相談支援基準第 15 条に基づき、要請のあった時間、 要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援費の算定対象であ 以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

- ① 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用 者との面接等(第42条第3項)
- ② 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握(第43条第2項)
- (2) 緊急時支援費の取扱いについて
 - ① 緊急時支援費に係る利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話合いにより申し合わせておくこと。
 - ② 地域相談支援報酬告示第 2 の 1 の口の(1)の緊急時支援費(I)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。
 - ③ 地域相談支援報酬告示第 2 の 1 の口の(2)の緊急時支援費(Ⅱ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後 10 時から午前 6 時までの時間をいう。)に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。

ただし、緊急時支援費(I)を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できないこと。

④ 緊急時支援を行った場合は、地域相談支援基準第45条において 準用する地域相談支援基準第15条に基づき、要請のあった時間、 要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援費の算定対象で ある旨等を記録するものとする。

る旨等を記録するものとする。

⑤ 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による 場合についても算定できるものであること。

また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。

- ⑥ 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。
- ⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。

なお、市町村が当該指定地域定着支援事業所を地域生活支援拠点 等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体 である市町村と指定地域定着支援事業所とで事前に協議し、当該指 定地域定着支援事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の 機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指地域定着支援事業 所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により 確認するとともに、市町村及び指定地域定着支援事業所は、協議会 等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられ たことを積極的に周知すること。

さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、

現 行

⑤ 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による 場合についても算定できるものであること。

また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。

- ⑥ 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。
- ⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。

平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

- (3) 特別地域加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の1の注4の特別地域加算については、 第二の2の(1)の(5)の規定を準用する。
- (4) 地域生活支援拠点等機能強化加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の1の注4の地域生活支援拠点等機能強 化加算については、第二の3の(7)の③の規定を準用する。
- (5) ピアサポート体制加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の2のピアサポート体制加算について は、第二の3の(7)の(5)の規定を準用する。この場合において「サービ ス管理責任者又は地域生活支援員」とあるのは、「指定地域定着支援 従事者」と、「指定地域定着支援事業所」とあるのは、「指定自立生活 援助事業所」と読み替えるものとする。
- (6) 日常生活支援情報提供加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の3の日常生活支援情報提供加算につい ては、第二の3の(7)の①の規定を準用する。
- (7) 居住支援連携体制加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第 2 の 4 の居住支援連携体制加算について は、第二の 3 の(7)の⑫の規定を準用する。
- (8) 地域居住支援体制強化推進加算の取扱いについて

(3) 特別地域加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の1の注4の特別地域加算については、 第二の2の(1)の<u>6</u>の規定を準用する。

(新設)

- (4) ピアサポート体制加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の2のピアサポート体制加算について は、第二の3の(7)の④の規定を準用する。この場合において「サー ビス管理責任者又は地域生活支援員」とあるのは、「指定地域定着支 援従事者」と、「指定地域定着支援事業所」とあるのは、「指定自立生 活援助事業所」と読み替えるものとする。
- (5) 日常生活支援情報提供加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第 2 の 3 の日常生活支援情報提供加算につ いては、第二の 3 の(7)の ② の規定を準用する。
- (6) 居住支援連携体制加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第 2 の 4 の居住支援連携体制加算について は、第二の 3 の(7)の⑩の規定を準用する。
- (7) 地域居住支援体制強化推進加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の5の地域居住支援体制強化推進加算

地域相談支援報酬告示第2の5の地域居住支援体制強化推進加算については、第二の3の(7)の13の規定を準用する。

- 第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表(平成24年厚生労働省告示第125号。以下「計画相談支援報酬告示」という。)に関する事項
- 1 計画相談支援費の算定について
 - (1) 基本的な取扱いについて

指定計画相談支援の提供に当たっては、計画相談支援基準に定める 以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しな いものとする。

- ① 指定サービス利用支援
 - (一) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る 利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等 (第 15 条第 2 項第 7 号)
 - (二) サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意(同項<u>第10号</u>及び<u>第</u>13号)
 - (三) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は 障害児の保護者及び担当者への交付(同項第11号及び第14号)
 - 四 サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取(同項第12号)
- ② 指定継続サービス利用支援

現 行

については、第二の3の(7)の(11)の規定を準用する。

- 第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表(平成24年厚生労働省告示第125号。以下「計画相談支援報酬告示」という。)に関する事項
 - 1 計画相談支援費の算定について
 - (1) 基本的な取扱いについて

指定計画相談支援の提供に当たっては、計画相談支援基準に定める 以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しな いものとする。

- ① 指定サービス利用支援
 - (一) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る 利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等 (第15条第2項第6号)
 - (二) サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意(同項<u>第9号</u>及び<u>第12号</u>)
 - (三) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は 障害児の保護者及び担当者への交付(同項第10号及び第13号)
 - 四 サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門 的な意見の聴取(同項第11号)
- ② 指定継続サービス利用支援

- → 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等(同条第3項第2号)
- □ サービス等利用計画の変更についての①の○から四までに準じた手続の実施(同条第3項第3号により準用する同条第2項<u>第</u>7号、第12号から第14号まで)
- (2) 機能強化型サービス利用支援費(機能強化型継続サービス利用支援費)の取扱いについて

1 趣旨

機能強化型サービス利用支援費<u>(機能強化型継続サービス利用支援費を含む。以下同じ。)</u>は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

- ② 基本的取扱方針 当該報酬の対象となる事業所は、<u>以下について強く望まれるもの</u> である。
 - ・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
 - ・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること
 - 協議会と連携や参画していること

本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、 支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨

現 行

- → 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等(同条第3項第2号)
- □ サービス等利用計画の変更についての①の○から四までに準じた手続の実施(同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第11号から第13号まで)
- ③ 機能強化型サービス利用支援費(機能強化型継続サービス利用支援費)の取扱いについて

無旨

機能強化型サービス利用支援費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

二 基本的取扱方針

当該報酬の対象となる事業所は、

- ・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- ・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援 困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町 村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されている ほか、協議会との連携や参画が強く望まれるものである。

本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏ま え、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという 趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

③ 具体的運用方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成27 年厚生労働省告示第180号)における機能強化型サービス利用支援 費に係る各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。

(一) 共通事項

ア 共通

(7) 人員配置要件

<u>a</u> 総則

質の高い相談支援の提供を図るため、常勤(機能強化型サービス利用支援費(IV)を除く。)かつ専従の相談支援専門員を2名から4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援等者現任研修を修了した相談支援専門員(以下「現任研修修了者」という。)であることを要件とする。その他の具体的な取扱いについては、口のア、回のア及び田のアをそれぞれ参照すること。

<u>b</u> 兼務の取扱い

現 行

(三) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する 基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省 告示第 180 号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)の 具体的運用方針

<u>厚生労働大臣が定める基準</u>における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。

配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務(ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。)と兼務しても差し支えないこととしている。

このほか、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている(機能強化型サービス利用支援費(IV)を除く。)が、具体的な取扱いについては、口のア、口のア、四のア及び田のアをそれぞれ参照すること。

(4) 留意事項伝達会議

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たすものでなければならないこと。なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。

- <u>a</u> <u>議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</u>
- (a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方 針
- (b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改

改 正 後 現 行

善方策

- (c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- (d) 保健医療及び福祉に関する諸制度
- (e) <u>アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する</u> 技術
- (<u>f</u>) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- (g) その他必要な事項
- <u>b</u> <u>議事については、記録を作成し、5年間保存しなければな</u> らないこと。
- c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。 なお、一体的に管理運営を行う事業所であってイの(イ)の a の(c)に定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。
- (ウ) 現任研修修了者同行による研修

現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。

なお、一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修 了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がい る場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現 任研修修了者により適切な指導を行う必要がある。 改 正 後 現 行

(エ) 支援困難ケースの受入

自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならず、 そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所 又は協議会との連携を図らなければならないこと。

(オ) 事例検討会への参加

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が 実施する事例検討会等に参加していること。

(カ) 取扱件数

取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ40件未満であること。

また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値(以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。)を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員(相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。)の員数の前6月の平均値(以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数とする。

なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援 事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用 援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った障害児相談支 援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。

イ 複数事業所が協働により体制を確保する場合

(ア) 趣旨

障害福祉サービス等の利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び24時間の連絡体制が確保されていることにより、口のア及びイ、回のア及びイ並びに四のアに規定する要件を満たすことを可能とするものである。

(イ) 要件

次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たしているも のでなければならない。

- <u>a</u> 体制要件
 - <u>次の(a)から(c)までに掲げる要件をいずれも満たしている</u> こと。
 - (a) <u>協働体制を確保する事業所間において、協定を締結し</u>ていること。
 - (b) 機能強化型サービス利用支援費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること。
 - (c) 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会 等を月2回以上共同して実施していること。なお、会議 等については、テレビ電話装置等を活用して行うことが できるものである。
- <u>b</u> 事業所要件

次の(a)又は(b)に掲げる要件のいずれかを満たしていること。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。

- (a) 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、計画相談 支援基準第 19 条に規定する運営規程において、地域生 活支援拠点等であることを市町村により位置付けられ ていることを定めていること。
- (b) 地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。 なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。

また、協議会に定期的に参画していることについては、 協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。

c 人員配置要件(各事業所) 当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行 う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援 専門員をそれぞれ1名以上配置していること。

- □ 機能強化型サービス利用支援費(I)について
 - ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち

- ア 機能強化型サービス利用支援費(I)について
 - (ア) (1)関係
 - 一体的に管理運営を行うとは、次の要件を満たすものでな

1名以上が現任研修修了者であること。

ただし、3名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。

<u>なお、その他の兼務の取扱いについては、(→)のアの(ア)のbを</u>参照すること。

イ 24 時間の連絡体制

24 時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。

ウ 協議会への参画

協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。

工 基幹相談支援センターによる取組への参画

基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の 取組に参画していること。具体的には、地域生活支援事業通知

現 行

ければならないこと。また、当該報酬については、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取組をすることとし、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件については、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。

- a <u>協働体制を確保する事業所間において、協定を締結して</u> いること。
- b 厚生労働大臣が定める基準第 1 号イの(1)の要件を満た しているかについて、協定を締結した事業所間において定 期的(月1回)に確認が実施されていること。
- c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等 を月2回以上共同して実施していること。

(イ) (1)の(一)関係

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意 事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満た すものでなければならないこと。

- a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。
 - (a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇 方針
 - (b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその 改善方策
 - (c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況

改正後	
の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-3相談支援事業実施	
要領の 3 の(1)のイの(イ)に規定されている基幹相談支援セン	
ターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力している	
<u>こととする。</u>	

現 行

- (d) 保健医療及び福祉に関する諸制度
- (e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関す る技術
- (<u>f</u>) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- (g) その他必要な事項
- <u>b</u> <u>議事については、記録を作成し、5年間保存しなければ</u>ならないこと。
- c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。 なお、一体的に管理運営を行う事業所であってア(ア)cに 定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会 議を開催したこととして差し支えない。
- (ウ) (1)の(二)関係

24 時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能であること。

(エ) (1)の三関係

相談支援従事者現任研修(以下「現任研修」という。)を修 了した相談支援専門員の同行による研修については、当該相 談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導 を行うものとする。

なお、一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を

改正後	現 行
	修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規
	に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う
	事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行う
	<u>必要がある。</u>
	(オ) (1)の四関係
	機能強化型サービス利用支援費算定事業所については、自
	ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければな
	らず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相
	談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならない
	<u> </u>
	一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、指定基準第19
	条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等である
	ことを市町村により位置付けられていることを定めている
	こと。
	なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町
	村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場
	一
	(主) (1)の(七)関係
	当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行
	う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支
	援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修
	を修了した相談支援専門員であること。ただし、3 名(現任
	The state of the s

研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談

改正後	現 行
	支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務
	に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を
	兼務しても差し支えないものとする。
	また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業
	所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の
	場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(ク) (1)の(N)関係
	当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行
	う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専
	門員をそれぞれ1名以上配置していること。
	<u>(ケ) (1)の(九)関係</u>
	取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一
	体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそ
	れぞれ 40 件未満であること。
	また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全
	体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値(以下
	「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。)を、当該
	指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前 6 月
	の平均値(以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除
	<u>して得た数とする。</u>
	なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援
	事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用
	援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相

改 正 後現 行談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。

(3) (2)関係

アの(ア)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあっては、厚生労働大臣が定める基準第1号イの(2)の(一)及び(三)については、アの(イ)~(オ)及び(ケ)の規定を準用すること。

厚生労働大臣が定める基準第1号イの(2)の口については、 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのう ち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であるこ と。

ただし、3名(現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

イ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)について

厚生労働大臣が定める基準第1号ロの(1)の(二)については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。

(三) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち 1名以上が現任研修修了者であること。

ただし、2 名(現任研修修了者 1 名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支

障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。

なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(ア)のbを 参照すること。

イ 24 時間の連絡体制

口のイの規定を準用する。

ウ 協議会への参画

口のウの規定を準用する。

工 基幹相談支援センターによる取組への参画

口のエの規定を準用する。

四 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち

現 行

ただし、2 名(現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業 所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場 合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務 を兼務しても差し支えない。

なお、厚生労働大臣が定める基準第 1 号口の(1)の(-)については、アの(4)~(h)まで、(h)及び(h)の規定を準用すること。

厚生労働大臣が定める基準第1号ロの(2)の(三)については、常 動かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名 以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。

ただし、2 名(現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業 所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務 を兼務しても差し支えない。

ウ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について

厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(1)の(二)については、当 該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定

1名以上が現任研修修了者であること。

ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。

<u>なお、その他の兼務の取扱いについては、(→のアの(ア)のbを</u>参照すること。

イ 協議会への参画

口のウの規定を準用する。

ウ <u>基幹相談支援センターによる取組への参画</u> 口のエの規定を準用する。

現 行

特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員 を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相 談支援専門員であること。

ただし、現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業 所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務 を兼務しても差し支えない。

なお、厚生労働大臣が定める基準第 1 号ハの(1)の(-)については、アの(1)、(1) \sim (1) まで及び(1) の規定を準用すること。

厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(2)の(三)については、常 勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名 以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。

ただし、現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業 所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場

□ 機能強化型サービス利用支援費(IV)について

ア 人員配置要件

専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1 名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、 一のアの(ア)のbに規定する業務を除き、同一敷地内にあるそれ 以外の他の事業所の業務を兼務することはできないことに留意 すること。

け その他

ア 離島等における特例

(ア) 趣旨

特別地域(計画相談支援報酬告示 1 の注 12 に規定する特別地域をいう。以下同じ。)に所在する指定特定相談支援事業所については、広域で相談支援体制を整備する必要がある場合があることを踏まえ、当該必要性について各事業所が所在する市町村が認めた場合の特例を規定するものである。なお、この場合において、都道府県協議会において、当該事業所の適正な運営が図られるように検討するとともに、都道府県が地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業の実施等により、当該地域の相談支援体制の整備等に関する助言等を行うことが望ましいため、都道府県及び市町村と必要な連携を図りつつ、事業の運営に努めること。

現 行

合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務 を兼務しても差し支えない。

エ 機能強化型サービス利用支援費(IV)について

厚生労働大臣が定める基準第1号ニの(2)については、専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が現任研修を修了した常勤の相談支援専門員であること。

<u>厚生労働大臣が定める基準第 1 号二の(1)</u>については、アの(1)、(エ)、(オ)及び(ケ)の規定を準用すること。

なお、機能強化型継続サービス利用支援費の取扱いについて も同様である。

(新設)

改 正 後 現 行

(イ) 一体的に管理運営する事業所の範囲

一体的に管理運営する事業所で機能強化型サービス利用 支援費を算定する場合、一体的に管理運営を行う事業所の範 囲は、一のイの(4)のbに規定しているところであるが、特例 の対象となる指定特定相談支援事業所については、当該範囲 を同一都道府県内とする。

(ウ) 現任研修修了者の配置要件

人員配置要件として、口のア、回のア及び国のア に規定しているとおり、現任研修修了者を1名以上配置する ことが必要であるが、特例の対象となる指定特定相談支援事 業所については、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特 定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に配置さ れる現任研修修了者により一定の指導及び助言が行われる 体制が確保されていることで足りることとしている。

具体的には、現任研修修了者が定期的に当該指定特定相談 支援事業所を訪問し、専門的な助言、スーパーバイズ、事例 検討等が行われる体制が確保されていることとし、これらの 指導及び助言については、主任相談支援専門員により行われ ることが望ましいものである。

イ 経過措置

(ア) 拠点関係機関との連携

令和8年度末までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合、一のイの(イ)のbの(b)に規定する要件については、拠点関係機関との連携体制を確保することに代え

て、地域生活支援拠点等の役割の一部である緊急事態等への 対処及び地域における生活に移行するための活動に関する 取組に協力することで足りるものである。

なお、当該協力にあたっては、市町村及び基幹相談支援セ ンター (基幹相談支援センターが未設置の場合はその他の地 域の中核的な役割を担う相談支援事業所でも可とする)と日 頃から利用者の緊急事態に備えた対応や入所施設・病院棟か らの地域移行に関する事項について連携を図ること。

(イ) 基幹相談支援センターによる取組への参画

令和8年度末までの間、市町村が基幹相談支援センターを 設置していない場合、口のエ、回のエ及び回のウに規定する 要件については、基幹相談支援センターが行う地域の相談支 援体制の強化の取組に参画していることに代えて、基幹相談 支援センターに準ずる地域の相談支援の中核を担う機関が 行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること とする。

なお、地域の相談支援の中核を担う機関とは、具体的には、 主任相談支援専門員配置加算(I)を算定する指定特定相談 支援事業所等を想定している。また、地域の相談支援体制の 強化の取組については、口のエの規定を参照すること。

- (3) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の適用について
 - ① 取扱件数の取扱いについて

取扱件数((2)の③の一のアの(1)に規定するところにより算定し

(2) 取扱件数の取扱いについて

(1)により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当 する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の たものとする。以下同様。)が 40 件以上の場合は、40 件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数 (小数点以下の端数は切り捨てる。)が、算定月におけるサービス利用支援費 (Π) 又は継続サービス利用支援費 (Π) を適用する件数となる。

② サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて

サービス利用支援費(I)又は(II)及び継続サービス利用支援費(I)又は(II)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、(3)において算定した件数分について、サービス利用支援費(II)又は継続サービス利用支援費(II)を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費(I)又は継続サービス利用支援費(I)を割り当てること。

なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も 一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利 用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児 相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てる こと。

(4) 継続サービス利用支援費の算定月の取扱いについて

継続サービス利用支援費については、<u>モニタリング</u>期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できること。なお、機能強化型サービス利用支援費についても同様であ

端数は切り捨てる。)が、算定月におけるサービス利用支援費(II)又は継続サービス利用支援費(II)を適用する件数となる。

(3) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて

サービス利用支援費(I)又は(II)及び継続サービス利用支援費(I)又は(II)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、(2)において算定した件数分について、サービス利用支援費(II)又は継続サービス利用支援費(II)を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費(I)又は継続サービス利用支援費(I)を割り当てること。

なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も 一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利 用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児 相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てる こと。

(4) 継続サービス利用支援費の算定月の取扱いについて

継続サービス利用支援費については、法第5条第23項に規定する 厚生労働省令で定める期間を踏まえ、市町村が障害者の心身の状況 等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに指定継続サービス 利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定 月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めると

る(以下(5)から(7)において同じ。)。

(5) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱いについて

指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指 定計画相談支援を行う場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支 援給付費の報酬が算定されるため、所定単位数を算定しないものと する。

(6) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について

計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援 (以下「障害福祉サービス等」という。) の支給決定等の有効期間の 終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決 定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービ ス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援 であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用 支援費のみ算定するものとする。

なお、障害福祉サービス等の支給決定等に当たって指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。

(7) 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱いについて

きは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できるこ と。

(5) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱いについて

指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指 定計画相談支援を行う場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支 援給付費の報酬が算定されるため、所定単位数を算定しないものと する。

(6) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について

計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の 支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用 支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月 に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービ ス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用 支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。

なお、障害福祉サービス<u>又は地域相談支援</u>の支給決定等に当たって 指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係 るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援 を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援 費の両方を算定できるものとする。

(7) 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱いについて

計画相談支援報酬告示1の注6から8までの居宅介護支援費重複減 算及び介護予防支援費重複減算については、1人の相談支援専門員 が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介 護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供す る場合に減算するものであること。

- 2 特別地域加算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示 1 の<u>注 12</u> の特別地域加算については、第二の 2 の(1)の(5の規定を準用する。
- 3 地域生活支援拠点等機能強化加算の算定について 計画相談支援報酬告示 1 の注 13 の地域生活支援拠点等機能強化加算 については、第二の 3 の(7)の③の規定を準用する。
- 4 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、第 二の2の(1)の(8)の規定を準用する。
- 初回加算の取扱いについて 初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。
 - (1) 新規にサービス等利用計画を作成する場合 なお、指定計画相談支援を利用せずに障害福祉サービス等を利用し ている計画相談支援対象障害者等についてサービス等利用計画を作 成する場合についても含まれる。
 - (2) 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の 前6月間において障害福祉サービス等を利用していない場合
 - (3) 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案

現 行

計画相談支援報酬告示1の注6から8までの居宅介護支援費重複減 算及び介護予防支援費重複減算については、1人の相談支援専門員 が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介 護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供す る場合に減算するものであること。

2 特別地域加算の取扱いについて

計画相談支援報酬告示1の<u>注9</u>の特別地域加算については、第二の2の(1)の16の規定を準用する。

(新設)

- 3 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、第 二の2の(1)の19の規定を準用する。
- 4 初回加算の取扱いについて 初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。
 - (1) 新規にサービス等利用計画を作成する場合

- (2) 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の 前 6 月間において障害福祉サービス<u>及び地域相談支援</u>を利用してい ない場合
- (3) 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案

を交付した日までの期間が3か月を超える場合であって、3か月が経過する日以後に月2回以上、利用者等に面接した場合

なお、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、 月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、 居宅等を訪問して面接するよう努めること。

上記(3)の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位(所定単位数に当該面接を行った月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数)を加算するものである。

ただし、初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。

- 6 主任相談支援専門員配置加算について
 - (1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。なお、主任相談支援専門員の兼務の取扱いについては、機能強化型サービス利用支援費と同趣旨であるため、一のアの(7)のbを参照すること。

(2) 算定にあたっての留意事項

当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、次に掲げる区分に応じ、算定する。

を交付した日までの期間が3か月を超える場合であって、3か月が経過する日以後に月2回以上、利用者<u>の居宅等に訪問し</u>面接<u>を行った</u>場合

なお、上記(3)の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位(所定単位数に当該面接を行った月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数)を加算するものである。

ただし、初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。

- 5 主任相談支援専門員配置加算について
 - (1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。

(2) 算定にあたっての留意事項

当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定

- ① 主任相談支援専門員配置加算(I)
 - 一 事業所の要件

基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所に限る。

二 主任相談支援専門員が行うべき事項

主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として 期待される取組を特に評価するため、当該指定特定相談支援事業 所の従業者に加え、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定 相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支 援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための指導及び 助言を実施した場合に算定できるものである。

なお、ここでいう「指導及び助言を実施した場合」とは次に掲 げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならな い。

- <u>ア</u> 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事 項に係る伝達等を目的とした会議の開催
- イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
- ウ <u>当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域</u> づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的か つ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相 談支援専門員が行う指導、助言
- 工 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の

現 行

特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談 支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の 向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。

なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの 要件も満たす体制が整備されていなければならない。

- <u>ア</u>利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に 係る伝達等を目的とした会議の開催
- <u>イ</u> 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専 門員の同行による研修の実施
- ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づく り、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な 利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員 が行う指導、助言
- <u>工</u> <u>基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談</u> 支援専門員の参加

人材育成や支援の質の向上のための取組の支援(日常的な支援 方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従 事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運 営(相談支援従事者研修の実習の受入を含む。)等を基幹相談支 援センターの職員と共同で実施していること。

② 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)

当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。

なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①の口のアから ウまでに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整 備されていなければならない。

基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材 育成や支援の質の向上のための取組の支援(日常的な支援方針等を 検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務へ の同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従事 者研修の実習の受入を含む。)等)への主任相談支援専門員の協力 (ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合 は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とす る。)

(3) 手続

この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている

(3) 手続

この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている

旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

7 入院時情報連携加算の取扱いについて

(1) 趣旨

計画相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の<u>基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状</u>況等をいう。

なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時 情報提供書を作成し、当該利用者の同意の上、医療機関に提供するこ とを基本とする。

(2) 算定に当たっての留意事項

当該加算は、次に掲げる区分に応じ、利用者1人につき1月に1回 を限度として算定する。

① 入院時情報連携加算(I)

医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報 を提供した場合に所定単位数を加算する。

② 入院時情報連携加算(Ⅱ)

①以外方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加 算する。

(3) 手続

情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録(基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。)を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならな

現 行

旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

6 入院時情報連携加算の取扱いについて

(1) 趣旨

計画相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の<u>心身の状況(例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況</u>をいう。

(2) 算定に当たっての留意事項

当該加算は、次に掲げる区分に応じ、利用者1人につき1月に1回 を限度として算定する。

① 入院時情報連携加算(I)

医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報 を提供した場合に所定単位数を加算する。

② 入院時情報連携加算(Ⅱ)

①以外方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加 算する。

(3) 手続

情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録(基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。)を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならな

V,

なお、当該利用者が重度訪問介護を利用して入院する場合は、当該利用者を支援する重度訪問介護事業所と連携の上当該入院に係る医療機関との連携を行うものとする。その際、入院時情報提供書は、当該重度訪問介護事業所と共同で作成すること等も考えられるが、他の事業所が代表して作成した入院時情報提供書を提供することのみをもって入院時情報連携加算(II)を算定することはできない。

- 8 退院・退所加算の取扱いについて
 - (1) 趣旨

病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていた利用者が退院、退所し、障害福祉サービス等を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。

なお、利用者に関する必要な情報とは、第四の<u>7</u>の(1)の入院時情報 連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中 の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配 慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。

(2) 算定に当たっての留意事項 退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報 い。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられる。

- 7 退院・退所加算の取扱いについて
 - (1) 趣旨

病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていた利用者が退院、退所し、<u>障害福祉サービス又は地域相談支援(以下、第四において「</u>障害福祉サービス等」という。)を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。

なお、利用者に関する必要な情報とは、第四の 6 の(1)の入院時情報 連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中 の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配 慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。

(2) 算定に当たっての留意事項 退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報

現 行

収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に 係るサービス利用支援費の算定に併せて<u>当該入院、入所の開始から退</u> 院、退所までの間において3回分を限度に加算を算定できるものであ ること。

(3) 手続

退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

- 9 居宅介護支援事業所等連携加算の取扱いについて
 - (1) 趣旨

当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所(以下「指定居宅介護支援事業所等」という。)、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等(以下「雇用先事業所等」という。)へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、以下に掲げるいずれかの業務を行った場合に所定単位数を加算するものである。

① 指定居宅介護支援事業所等への情報提供

指定居宅介護支援事業所等に対して利用者に関する必要な情報 を提供し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に 協力する場合 収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に 係るサービス利用支援費の算定に併せて 3 回分を限度に加算を算定 できるものであること。

(3) 手続

退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

- 8 居宅介護支援事業所等連携加算の取扱いについて
 - (1) 趣旨

当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等(以下「関係機関」という。)へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、情報提供を行い支援内容の検討等に協力する場合、居宅等への月2回以上の訪問による面接を行った場合、関係機関が開催する会議への参加を行った場合のいずれかの場合において、所定単位数を加算する。

計画相談支援報酬告示 7 の居宅介護支援事業所等連携加算の注中 (1)及び(4)の「必要な情報の提供」は文書(この目的のために作成した 文書に限る)によるものをいう。

- ② 利用者等への訪問による面接(指定居宅介護支援等の利用関係) 利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(以下「指定居 宅介護支援等」という。)の利用を開始するに当たり、月2回以上、 利用者等に面接する場合
- ③ 指定居宅介護支援事業所等が開催する会議への開催 利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、指定居 宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合
- ④ 雇用先事業所等への情報提供 雇用先事業所等に対して利用者に関する必要な情報を提供し、雇 用先事業所等における利用者の支援内容の検討に協力する場合
- ⑤ 利用者等への訪問による面接 (利用者等の雇用関係) 利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月2回以上、 利用者等に面接する場合
- ⑥ 雇用先事業所等が開催する会議への開催 利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、雇用先事業 所等が開催する会議に参加する場合
- (2) 算定に当たっての留意事項
 - ① 指定居宅介護支援事業所等、雇用先事業所等への情報提供 計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中 (1)及び(4)の「必要な情報の提供」は文書(この目的のために作成した 文書に限る)によるものをいう。

また、同注中(1)の「作成等に協力する場合」、同注中(4)の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員や障害者就業・生活

現 行

計画相談支援報酬告示 7 の居宅介護支援事業所等連携加算の注中 (1)の「作成等に協力する場合」、同(4)の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所(以下「指定居宅介護支援事業所等」という。)の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう。

計画相談支援報酬告示 7 の居宅介護支援事業所等連携加算の注中 (2)及び(5)の「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院 をいう。

(2) 算定に当たっての留意事項

当該加算は、(1)記載の場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(1)から(6)までのそれぞれに定める単位数(それぞれ2回を限度とする)を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。

例えば、計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介

支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、 当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結 果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサー ビスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合 等をいう。

② 利用者等への訪問による面接(指定居宅介護支援等の利用、利用者等の雇用関係)

同注中(2)及び(5)の「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。なお、「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいう。

③ <u>指定居宅介護支援事業所等、雇用先事業所等が開催する会議への</u>参加

会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うこと ができるものである。

④ 加算の算定方法

当該加算は、(1)の①から⑥までに該当する場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき同注中(1)から(6)までのそれぞれに定める単位数(それぞれ2回を限度とする)を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を

護予防支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)の利用を開始するにあたり、1月に居宅等を2回以上訪問し、面接を行いかつ、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。

ただし、複数の<mark>関係機関</mark>が開催する会議が同一日に連続して一体的 に開催される場合、算定回数は1回とする。

また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始する場合、通常の事業所等新たに雇用された場合に算定できるものである。

ただし、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、 入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、当該加算 は算定できない。 合算した単位数を加算する。

例えば、計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用 を開始するにあたり、1月に2回以上<u>利用者等に</u>面接し、かつ、指 定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞ れ所定単位を算定できる。

ただし、複数の<u>指定居宅介護支援事業所等又は雇用先事業所等</u>が 開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回 数は1回とする。

また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始する場合、通常の事業所等新たに雇用された場合に算定できるものである。

ただし、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、 入院時情報連携加算<u>又は</u>退院・退所加算を算定している月は、当該 加算は算定できない<u>(同注中(1)及び(4)については、指定サービス利</u> <u>用支援費又は指定継続サービス利用支援費を算定している月でも</u> 算定可能である)。

(3) 手続

- ① 計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中 (1)及び(4)を算定する場合は第四の7の(3)の規定を準用する。
- ② 同注中(2)及び(5)を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。
- ③ 同注中(3)及び(6)を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検

(3) 手続

- ① 計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中 (1)及び(4)を算定する場合は第四の6の(3)の規定を準用する。
- ② <u>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の</u>注中 (2)及び(5)を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。
- ③ 計画相談支援報酬告示 7 の居宅介護支援事業所等連携加算の注

討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

10 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて

(1) 趣旨

<u>当該加算は、</u>利用者が利用する病院等、<u>訪問看護事業所</u>、企業、<u>児童相談所、</u>保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的<u>とする</u>ものであるから、<u>当該加算の算定場面</u>に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。

当該加算の算定が可能な場合は次のとおりである。

- ① 福祉サービス等提供機関の職員との面談等 福祉サービス等提供機関(障害福祉サービス等事業者を除く。以下10において同じ。)の職員との面談又は会議により、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合
- ② 利用者への通院同行 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院 等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合
- ③ 福祉サービス等提供機関への情報提供 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必 要な情報を提供した場合
- (2) 算定に当たっての留意事項

現 行

中(3)及び(6)を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した 内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5 年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合について は、提出しなければならない。

- 9 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて
 - (1) 趣旨

次の要件をいずれも満たすものでなければならないこと。

- ア 利用者が利用する病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的<u>に実施する</u>ものであるから、<u>面談を実施すること</u>に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。
- <u>イ</u> 連携先と面談するに当たっては、当該利用者やその家族等も出席 するよう努めること。

(2) 算定に当たっての留意事項

① 連携の対象機関

指定計画相談支援の実施にあたっては、計画相談支援基準上、障害福祉サービス等事業者と連携することが求められているところ、障害福祉サービス等事業者以外の福祉サービス等提供機関との連携も望ましいとしている。当該加算は、医療・保育・教育機関をはじめとする各福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とするものであることから、連携の対象機関については、障害福祉サービス等事業者以外の福祉サービス等提供機関と規定しているものである。具体的には、病院等、訪問看護事業所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象となる。

② 福祉サービス等提供機関の職員との面談等

福祉サービス等提供機関の職員との会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。また、様々な専門的見地からの意見等を踏まえてサービス等利用計画を作成するため、サービス担当者会議には障害福祉サービス等の担当者のみならず必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するように努めることとしていることから、当該加算の算定にあたっては、サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報の提供を受ける場合も含むものとした上で、当該職員との面談と同様の評価としている。そのため、サービス担当者会議の開催に当たっては、必要な本人の生活に関係する者や支援関係者を加えることが望ましい。

なお、当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算 を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供 当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、 かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている 場合は算定することができないものであること。

現 行

を受けている場合は算定することができないものであること。

③ 利用者への通院同行

当該加算は、単に利用者の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサービス等利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものである。そのため、例えば、利用者の状態に変化があった場合又は利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することを想定している。

<u>なお、情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした</u> 上で行うこと。

- ④ 福祉サービス等提供機関への情報提供 次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定するものとして いる。
 - (一) 病院等、訪問看護事業所
 - □ □以外の福祉サービス等提供機関

なお、○に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報 提供書等を参考にした上で行うこと。

また、病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対し て通院同行により情報提供している場合、重複して算定すること はできないが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれ

ぞれで算定することが可能である。

⑤ 加算の算定方法

<u>当該加算は、(1)の①から③までに該当する場合、1 月につきそれ</u> ぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。

例えば、福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者 への通院同行する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。

(3) 手続

第四の8の(3)の規定を準用する。

11 集中支援加算について

(1) 趣旨

当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外<u>において、以下</u>
<u>に掲げるいずれかの業務を行った</u>場合に所定単位数を加算する<u>もの</u>
である。<u>なお、</u>当該加算は、<u>定期的なモニタリングの場面以外で支援</u>
<u>の必要が生じた場合において、</u>緊急的、臨時的<u>に対応したことを評価</u>
<u>するものであるため</u>、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング期間を改めて検証する必要があることに留意すること。

- ① 利用者等への訪問による面接 利用者等又は市町村等の求めに応じ、月2回以上、利用者等に面接する場合
- ② <u>サービス担当者会議の開催</u> サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の変更等について検討を行う場合
- ③ 関係機関が開催する会議への参加

(3) 手続

第四の7の(3)の規定を準用する。

- 10 集中支援加算について
 - (1) 趣旨

当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外<u>の業務について、月2回以上の居宅等への訪問による面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、関係機関が開催する会議へ参加した</u>場合に所定単位数を加算する。

行

現

ただし、当該加算は、緊急的、臨時的な取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることに留意すること。

福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、関係機関相互 の連絡調整を行った場合

④ 利用者への通院同行

利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合

- ⑤ 福祉サービス等提供機関への情報提供 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必 要な情報を提供した場合
- (2) 算定にあたっての留意事項
 - ① 連携の対象機関

(1)のとおり、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、連携の対象機関については、サービス等利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院等、訪問看護事業所、企業、地方自治体等をいう。

② 利用者等への訪問による面接

計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)の「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。

「面接」については、第四の9の(2)の②の規定を準用する。

③ サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議の開催に当たっては、計画相談支援基準に規

(2) 算定にあたっての留意事項

計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)の「計画相談支援 対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福 祉サービス等の事業を行う者等をいう。

行

現

計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(2)の「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。

計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(3)の「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院、企業、地方自治体等をいう。

<u>定されているとおり、</u>利用者や家族も出席し、利用するサービスに 対する意向等を確認しなければならない。

④ 関係機関が開催する会議への参加

福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加 については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会 議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を 算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。

また、入院時情報連携加算<u>(I) 又は</u>退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。

⑤ 利用者への通院同行

第四の10の(2)の(3)の規定を準用する。

- <u>⑥</u> 福祉サービス等提供機関への情報提供 第四の10の(2)の④の規定を準用する。
- ⑦ 加算の算定方法

<u>当該加算は、(1)の①から⑤までに該当する場合、1月につきそれ</u> <u>ぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</u>

例えば、1月に2回以上利用者等に面接し、かつ、利用者への通 院同行する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。

なお、②から⑥のいずれの場合も、指定サービス利用支援費又は 指定継続サービス利用支援費を算定している場合は、当該加算は算 定できない。

(3) 手続

① 計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)を算定する場合

なお、福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。

また、<u>指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、</u>入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。

(3) 手続

① 計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)を算定する場合

は、第四の9の(3)の②の規定を準用する。

- ② 同注中(2)を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催 日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記 録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあっ た場合については、提出しなければならない。
- ③ <u>同</u>注中(3)を算定する場合は、第四の <u>9</u>の(3)の③の規定を準用する。
- 12 サービス担当者会議実施加算の取扱いについて
 - (1) 趣旨

継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し 利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福 祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談 支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援 対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行う とともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利 用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に 加算するものである。

(2) 算定に当たっての留意事項

サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、計画相談支援 基準第15条第2項第12号に規定するとおりとする。

サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。

現 行

は、第四の8の(3)の②の規定を準用する。

- ② <u>計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の</u>注中(2)を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。
- ③ <u>計画相談支援報酬告示 9 の集中支援加算の</u>注中(3)を算定する場合は、第四の8の(3)の③の規定を準用する。
- 11 サービス担当者会議実施加算の取扱いについて
 - (1) 趣旨

継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。

(2) 算定に当たっての留意事項

サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。

また、計画相談支援報酬告示8の医療・保育・教育機関等連携加算 の注中(1)を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開 催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できない。

(3) 手続

第四の11の(3)の②の規定を準用する。

- 13 サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて
 - (1) 趣旨

継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。

なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。

- ① 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況
- ② サービス提供時の利用者の状況
- ③ その他必要な事項
- (2) 算定に当たっての留意事項

1 人の相談支援専門員が 1 月に請求できる当該加算の件数は 39 件 (相談支援員の場合は 19 件) を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。

障害福祉サービス等の提供場所等が特別地域に所在する場合であ

(3) 手続

第四の10の(3)の②の規定を準用する。

- 12 サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて
 - (1) 趣旨

継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。

なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。

- ア 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況
- <u>イ</u> サービス提供時の<u>計画相談支援対象障害者等</u>の状況
- ウ その他必要な事項
- (2) 算定に当たっての留意事項

1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。

って、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合は、訪問に代えてテレビ電話装置等を活用してサービス提供場面を確認することも可能である。

なお、一定の距離については、障害福祉サービス等の提供場所等への訪問に片道概ね1時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。

(3) 手続

(1)における記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

14 行動障害支援体制加算の取扱いについて

(1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神 障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が 実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業 者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動 障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが 必要となる。

なお、強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒む ことは認めないものとすることに留意すること。

(2) 算定に当たっての留意事項

① 共通事項

当該加算は行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適

(3) 手続

(1)における記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

13 行動障害支援体制加算の取扱いについて

(1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神 障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県 が実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従 業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、 行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されているこ とが必要となる。

なお、強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

行

現

切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、強度行動障害を有する利用者のみならず、 当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定 サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合 に加算することができるものである。

② 行動障害支援体制加算 (I)

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、 その旨を公表している場合であって、かつ、一に規定する障害者に 対して口に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

一 対象となる障害者

当該区分は、支援対象者に障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である者(以下「強度行動障害者」という。)がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が強度行動障害児者に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたって、受給者証の記載(障害支援区分、利用サービス、加算対象等)により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。

二 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、強度行動障害児者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、強度行動障害児者に対する指定計画相

談支援の実施状況について管理しておくこと。

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する 指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度 行動障害児(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費 用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める 基準(平成27年厚生労働省告示第181号)第6号のイの(3)に規 定する表(児基準)の合計点数が20点以上である児童)の保護 者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に 該当するものである。

③ 行動障害支援体制加算(Ⅱ) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、 その旨を公表している場合に算定するものである。

(3) 手続

<u>当該</u>加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置 している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を 事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

15 要医療児者支援体制加算の取扱いについて

(1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等(以下「医療的ケア児等」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが

(<u>2</u>) 手続

<u>この</u>加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置 している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨 を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

14 要医療児者支援体制加算の取扱いについて

(1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等(以下「医療的ケア児等」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されているこ

必要となる。

ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記2-10に定める医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

なお、医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

(2) 算定に当たっての留意事項

共通事項

第四の 14 の(2)の①と同趣旨であり、適宜「医療的ケア児等」と 読み替えること。

② 要医療児者支援体制加算(I)

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、 その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に 対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

→ 対象となる障害者

当該区分は、支援対象者にスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者(以下「対象医療的ケア児者」という。)がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が対象医療的ケア児等に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたって、受給者証の記載(加算対象等)により確認が可能な場合は、

とが必要となる。

ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 2 地域生活支援事業通知の別紙 2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 2-10 に定める 医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

なお、医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

現 行

これによって確認することも考えられる。

二 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、対象医療的ケア児者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する 指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象 医療的ケア児者(18 歳未満の者に限る。)の保護者に対して指定 障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するもので ある。

③ <u>要医療児者支援体制加算(Ⅱ)</u> <u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、</u> その旨を公表している場合に算定するものである。

(<u>3</u>) 手続

第四の14の(2)の規定を準用する。

- 16 精神障害者支援体制加算の取扱いについて
 - (1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等 及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行 支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を 実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法

(<u>2</u>) 手続

第四の13の(2)の規定を準用する。

- 15 精神障害者支援体制加算の取扱いについて
 - (1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等 及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移 行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援 を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援 等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、 精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要 となるものである。

ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業 実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記2-18に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

なお、精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害 特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認め ないものとすることに留意すること。

(2) 算定に当たっての留意事項

① 共通事項

第四の 14 の(2)の①と同趣旨であり、適宜「精神障害者等」と読 み替えること。

- ② 精神障害者支援体制加算(I)
 - 一 対象となる障害者

当該区分は、支援対象者に法第4条第1項に規定する精神障害者(以下「精神障害者」という。)がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、当該確認にあたって、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)の受給

現 行

技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。

ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-17 に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙 2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 2-21 に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

なお、精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害 特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認め ないものとすることに留意すること。

行

現

者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することも考えられる。

二 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、精神障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、精神障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する 指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、児童 福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童の保護者に 対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当 するものである。

三 病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体 制

当該区分は、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であって、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることを要件としている。

保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築され ていることとは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相 談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談

現 行

又は会議を行い、精神障害者に対する支援に関して検討を行って いることとする。

また、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、利用者が通院又は利用するとは、利用者が前1年以内に通院又は利用していることとする。

- ③ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、 その旨を公表している場合に算定するものである。
- (3) 手続 第四の14の(2)の規定を準用する。
- 17 高次脳機能障害支援体制加算の取扱いについて
 - (1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等(以下「高次脳機能障害者」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。

地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関

(2) 手続

第四の13の(2)の規定を準用する。

現 行

する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。

なお、高次脳機能障害者から利用申込みがあった場合に、利用者の 障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは 認めないものとすることに留意すること。

(2) 算定に当たっての留意事項

共通事項

第四の 14 の(2)の①と同趣旨であり、適宜「高次脳機能障害者」と読み替えること。

② 高次脳機能障害支援体制加算 (I)

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、 その旨を公表している場合であって、かつ、一に規定する障害者に 対して口に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

一 対象となる障害者

当該区分は、支援対象者に高次脳機能障害者がいる場合に、全 ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が 高次脳機能障害者に該当するかについて、一定期間毎に確認する こと。また、当該確認にあたっては、以下のいずれかの書類にお いて高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法に よること。

- ア 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書
- <u>イ</u> 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書

現 行

<u>ウ</u> <u>その他医師の診断書等(原則として主治医が記載したものであること。)</u>

二 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、高次脳機能障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する 指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象 高次脳機能障害者(18 歳未満の者に限る。)の保護者に対して指 定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するもの である。

③ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、 その旨を公表している場合に算定するものである。

(3) 手続

第四の14の(2)の規定を準用する。

18 ピアサポート体制加算

計画相談支援報酬告示 15 のピアサポート体制加算については、第二の 3 の(7)の④の規定を準用する。この場合において「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と、「サービス管理責任者又は地域生活支援員として」とあるのは、「相談支援専門員、相談支援員その他指定計画相談

16 ピアサポート体制加算

計画相談支援報酬告示 15 のピアサポート体制加算については、第二の 3 の(7)の④の規定を準用する。この場合において「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と、「サービス管理責任者又は地域生活支援員として」とあるのは、「相談支援専門員又はその他指定計画相談支援に」

現 行

支援に」と、「指定計画相談支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」と、「都道府県が」とあるのは、「市町村が」と、「都道府県へ」とあるのは、「市町村へ」と読み替えるものとする。

19 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて

(1) 趣旨

当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の 生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談 支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を 担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所 については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加 算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

(2) 算定に当たっての留意事項

当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(以下「要支援者」という。)又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(以下「連絡・調整」という。)を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。

また、当該加算は、他の指定特定相談支援事業所において指定計画 相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき 連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該要支援者が指 定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合におい ては、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成 を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併 と、「指定計画相談支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」 と、<u>「都道府県が」とあるのは、「市町村が」</u>と、「都道府県へ」とあるの は、「市町村へ」と読み替えるものとする。

17 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて

(1) 趣旨

当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の 生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談 支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を 担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所 については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加 算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

(2) 算定に当たっての留意事項

当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(以下「要支援者」という。)又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(以下「連絡・調整」という。)を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。

また、当該加算は、他の指定特定相談支援事業所において指定計画 相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき 連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該要支援者が指 定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合におい ては、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成 を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併 せて算定できるものであること。

なお、<u>指定自立生活援助事業所又は</u>指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、<u>当該指定自立生活援助事業所又は</u>当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る<u>自立生活援助における緊急時支援加算又は</u>地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。

(3) 手続

当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

20 地域体制強化共同支援加算

(1) 趣旨

当該加算は、<u>指定特定相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、</u>地域の様々なニーズに対応<u>できる</u>サービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築<u>に向けた検討を推進する</u>ことを目的とするものであ<u>ることから、そのこと</u>を十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

(2) 算定に当たっての留意事項

当該加算は、支援が困難な<u>利用者</u>に対して、当該指定特定相談支援 事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する なお、指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。

行

玥

(3) 手続

当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

18 地域体制強化共同支援加算

(1) 趣旨

当該加算は、<u>地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、</u>地域の様々なニーズに対応<u>出来る</u>サービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を<u>行う</u>ことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

(2) 算定に当たっての留意事項

当該加算は、支援が困難な<u>計画相談支援対象障害者等</u>に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供

事業者の職員等(以下「支援関係者」という。)が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合に加算するものである。

当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとする。 なお、第四の1の(2)の③の(→のイの(4)のbの(b)の規定を準用する。

- ① 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。
- ② 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

また、当該加算で協議会へ報告する事例として想定しているものと しては、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要 性がある課題があるものであるため、事例の選定にあたってはその点 に留意すること。

なお、当該加算は、支援が困難な<u>利用者</u>に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。

なお、協議会等への報告の内容<u>等詳細</u>については、「(自立支援)協議会の設置・運営ガイドライン」(令和6年3月29日厚生労働省社会・

する事業者の職員等(以下「支援関係者」という。)が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に加算するものである。

なお、当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に係る 支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものである が、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価 するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨の ものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり 要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望 ましいものであること。

なお、協議会等への報告の内容については、別途定めるものとする。

援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室)」を 参照すること。

(3) 手続

当該加算の対象となる会議を行った場合<u>及び利用者に対する説明</u> 及び指導等の必要な支援を行った場合は、その内容を記録するものと する。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等か ら求めがあった場合については、提出しなければならない。

21 遠隔地訪問加算

(1) 趣旨

当該加算は、特別地域に所在し、指定特定相談支援事業所との間に 一定の距離がある利用者の居宅その他機関を訪問して所定の支援等 を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏 まえて算定を可能とするものである。

- (2) 算定に当たっての留意事項
 - ① 対象となる加算

当該加算は、以下に掲げる加算と合わせて算定するものである。

<u>一</u> 初回加算

第四の5の(3)の要件を満たす場合に限る。

二 入院時情報連携加算

第四の 7 の(2)の①の要件を満たす場合に限る。

- 三 退院・退所加算
- <u>四</u> 居宅介護支援事業所等連携加算 第四の9の(1)の②又は⑤の要件を満たす場合に限る。
- <u>国</u> 医療・保育・教育機関等連携加算

現 行

(3) 手続

当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

改正後	現 行
第四の 10 の(1)の①又は②の更供を満たす場合に限る	

<u></u> 集中支援加算

第四の11の(1)の①又は④の要件を満たす場合に限る。

② 対象区域

当該加算の算定対象となる訪問先については、指定特定相談支援 事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関である が、一定の距離については、利用者の居宅その他機関への訪問に概 ね片道1時間を要する距離とする。また、当該時間については、交 通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間とな る移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。

③ 加算の算定方法

当該加算の算定に当たっては、300 単位に①の一から内までの算 定回数の合計を乗じて得た単位数を算定するものとする。

ただし、初回加算については、第四の5の(3)に規定する場合に該当する月数(3を限度とする。)を算定回数とする。例えば、当該月数が2の場合、当該加算は300単位に2を乗じて600単位を算定するものとする。